

中国の投資環境

2024



中国の投資環境

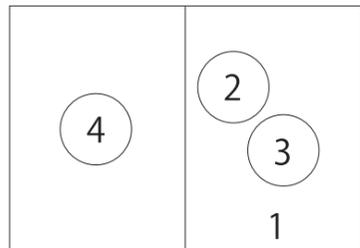


2024年2月

リサイクル適性 **A**

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

- この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適正の表示
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。



表紙写真

1. 重慶の街並み
2. 獅子舞
3. 京劇の面
4. 貴州の朝霧

はじめに

本資料は、中国向け投資をはじめて検討されている企業の方々を対象に、中国の投資環境について、中国全体と地域毎に整理し、その概要を参考資料として取りまとめたものです。本資料は、初版を2005年1月に発行し、投資環境の変化に対応する形で必要に応じて改訂しつつ、第7版を2018年8月、第8版を2021年10月に発行しております。本資料は中国の投資環境の最新情報を反映するべく、第8版の内容を引き継ぎつつ、最新の情報(2023年)を反映いたしました。

中国は人口14億人を抱える消費市場としての期待も高く、2023年10月発行のIMFのWorld Economic Outlookでは、2022年は3.0%成長を達成し、足許の予測では2023年には5.2%、2024年には4.6%の経済成長を達成する見通しです。一方で、米国との対立やそれに伴う両国の規制強化、中国経済の減速傾向など政治・経済環境の動向に加え、中国市場企業の競争力向上にも注視していく必要があると思われまふ。

また、中国はJBICが実施している海外投資アンケート(2023年度)において中期的な事業展開先国として3位に位置し、引き続き海外の事業展開先として注目を浴びています。中国を中期的な事業展開先国として挙げる理由は「現地マーケットの現状規模」、「現地マーケットの今後の成長性」「産業集積がある」となっており、製造拠点としての位置づけに加えて、引き続き中国国内市場も魅力的なマーケットとして成長していることが伺えます。

本資料は、中国の投資環境の全体像を把握するべく、はじめに総論として中国全体の投資環境のポイントをまとめたうえで、中国の主要な地域について、地域別にその特色などを説明する形式で構成されております。本資料が中国向け投資を検討されている企業の方々のご参考となれば幸いです。

本資料の作成に際しては現地調査を行い、JETRO、進出日系企業・金融機関、法律事務所など多くの方々より貴重な情報をご提供頂き、参考にさせていただきました。また、日本国内でも有識者の方々にお話を伺ったほか、各種文献の情報も参考にさせていただきました。ご協力いただきました各方面の皆様へ深く感謝を申し上げます。

なお、本資料は有限責任あずさ監査法人の協力により作成致しました。また、本資料は、中国に対する株式会社国際協力銀行としての評価や公式見解を表明するものではありません。

2024年2月
株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室

目 次

ひとくちメモ一覧	v	2. 産業構造	16
図表一覧	vii	3. 貿易構造	17
略語一覧	xi	4. アジアの中の中国	27
<総論>			
第1章 概観（国土、民族、気候、社会、歴史等）			
1. 正式国名	1	第4章 直接投資受入動向	
2. 人口	1	1. 外国直接投資受入動向	30
3. 国土	1	2. 国・地域別受入動向	30
4. 首都	1	3. 業種別受入動向	31
5. 気候	2	4. 日本から中国への直接投資	34
6. 民族	2	5. 中国とASEAN諸国	34
7. 言語	2	6. 一帯一路政策	36
8. 宗教	3	第5章 日本との経済関係、自由貿易協定（FTA）の締結状況	
9. 教育	3	1. 日本と中国間の貿易	38
10. 通貨	4	2. 中国における日系企業	39
11. 歴史	4	3. 日中経済協定	40
第2章 政治、外交、軍事			
1. 政体	7	4. 自由貿易協定（FTA）の締結状況	41
2. 元首	7	第6章 外資導入政策と管轄官庁	
3. 首相	7	1. 管轄官庁	44
4. 国家機構	7	2. 外資導入政策	44
5. 地方行政制度	8	第7章 主要関連法規	
6. 政党	8	1. 総論	46
7. 外交	9	2. 会社法、外商投資法	46
8. 国防	10	3. 労働法、労働契約法、社会保険法、労働組合法	48
第3章 経済概況			
1. 経済概観	12	4. 会計・税務に関する基準や法律	48
		5. 知的財産権に関する法律	48
		6. 独占禁止行為に関する法律	49
		7. 民法	49
		8. 刑法	49

9. 不正競争防止に関する法律（商業収賄罪を含む）	49
10. 外貨管理に関する法律	50
11. 環境保護規制に関する法律	50
12. インターネット環境規制に関する法律	51
13. PL 法、製品品質法、消費者権益保護法、食品安全法	52
14. 国家安全・国家機密に関する法律	52

第 8 章 投資形態

1. 代表的な進出形態	54
2. 外国企業・駐在員事務所の設立手続き・必要書類	55

第 9 章 主要投資インセンティブ

1. 経済特区、自由貿易試験区、自由貿易港	57
2. 西部地域振興政策	60
3. ハイテク企業に対する優遇税制 ..	61

第 10 章 外資規制業種

1. 外商投資参入特別措置・外商投資奨励産業目録	63
2. 自由貿易試験区・海南自由貿易港のネガティブリスト	64
3. 市場参入ネガティブリスト	65

第 11 章 許認可・進出手続きと撤退時の留意点

1. 会社設立の手続き	66
2. 登記・許可制度と情報公示	67
3. 撤退時の留意点	68

第 12 章 税制と会計制度

1. 税制体系	72
2. 企業所得税	74

3. 増値税と発票基準	76
4. 個人所得税	81
5. 関税	85
6. 環境保護税	86
7. 移転価格税制	87
8. 会計制度	87

第 13 章 用地取得

1. 中国における土地と土地使用权 ..	89
2. 土地管理法、都市不動産管理法、国有資産管理法	91
3. 外商投資企業の国有土地使用权の取得方法及び取得手続き	91
4. 遊休土地処理規則	92
5. 不動産のネット競売	93
6. 不動産市場の近況から見た用地取得の変化	93

第 14 章 知的財産権

1. 中国の知的財産権制度	95
2. 専利権	95
3. 商標権	96
4. 著作権	97
5. ソフトウェア保護	98
6. 知的財産権に関する支援措置	98

第 15 章 環境規制

1. 中国の環境問題	100
2. 環境保護の体制	100
3. 環境保護の法体系	102
4. 環境アセスメント	104
5. 環境問題となった事例	105
6. 炭素排出権取引の本格化稼働に向けての対応	106

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出・輸入規制109
2. 加工貿易111
3. 税関制度112
4. 為替相場116
5. 外貨管理制度（外貨交換制度を含む）
.....117
6. クロスボーダー電子商取引（以下、
越境 EC）123

第17章 金融制度

1. 金融体系及び主要な金融機関125
2. 金融市場の問題点126
3. 日系企業が利用する中国系及び邦
銀の状況、金利水準128
4. 資本制度129
5. 電子決済制度とデジタル人民元の
動向130
6. 人民元の国際化133

第18章 資金調達

1. 増資134
2. 中国国内の商業銀行からの借入 134
3. 親会社や外国の商業銀行からの借
入と保証134
4. 証券・債券市場からの資金調達 140

第19章 労働事情

1. 労働法の体系143
2. 労働市場と雇用情勢144
3. 賃金144
4. 雇用関係147
5. 労働条件152
6. 社会保険制度153
7. 労使関係158

8. 外国人就労許可制度 159

第20章 物流・インフラ

1. 主要な国際空港と港湾の位置.... 163
2. 航空輸送 163
3. 海上輸送 164
4. 陸上輸送 164
5. 鉄道 165
6. 通信、インターネット環境、SNS 規
制 168
7. 水 169
8. 電力 169
9. ガス 172

第21章 投資環境の優位性と留意点

1. 中国投資の優位性 173
2. 中国投資の留意点 175
3. 子会社運営管理上の留意点..... 177

第22章 主要産業別の動向と FTA の影響

1. 中国の主要産業 179
2. 自動車産業の動向 181
3. デジタルエコノミーの動向..... 185
4. FTA、EPA の進捗状況 186

第23章 最近のトピックス

1. 沿岸部から内陸部への生産拠点の
国内移転 187
2. 不動産市況の悪化と経済全体への
影響 187
3. バイデン政権下における米中関係
..... 188

第24章 地域別の概要

1. 地域分類 189
2. 地域別の特性 189

第 25 章 地域編①：華北地区（北京市、天津市、河北省、山西省、内モンゴル自治区）

1. 華北地区の地域概要194

第 26 章 地域編②：東北地区（遼寧省、吉林省、黒竜江省）

1. 東北地区の地域概要200

第 27 章 地域編③：華東地区（上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、福建省、江西省、山東省）

1. 華東地区の地域概要205

第 28 章 地域編④：中南地区（河南省、湖北省、湖南省、広東省、広西チワン族自治区、海南省）

1. 中南地区の地域概要211

第 29 章 地域編⑤：西南地区（重慶市、四川

省、貴州省、雲南省、チベット自治区）

1. 西南地区の地域概要 219

第 30 章 地域編⑥：西北地区（陝西省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区）

1. 西北地区の地域概要 225

付録 1 中国関連情報の入手先

付録 2 日本国内の相談窓口

1. 日本国内投資相談・連絡先..... 231

付録 3 中国国内の相談窓口

1. 中国国内投資相談・連絡先..... 233

ひとくちメモ一覧

第1章 概観（国土、民族、気候、社会、歴史等）

ひとくちメモ 1： 特定地域の言語と気質 3

ひとくちメモ 2： 記念日 6

第2章 政治、外交、軍事

ひとくちメモ 3： 国家機密法と反スパイ法の留意点 10

第5章 日本との経済関係、自由貿易協定（FTA）の締結状況

ひとくちメモ 4： 日中友好平和条約締結 45 周年 41

第7章 主要関連法規

ひとくちメモ 5： 「中国では進出先の地域・地方によっても法律が異なり、さらに当局の管轄官によっても解釈が異なるため法律はあっても無いようなものでは？」との声も聞かれますが、如何でしょうか？ 53

第12章 税制と会計制度

ひとくちメモ 6： 「現地財務担当者の繁忙時期は？」 79

ひとくちメモ 7： 「受け取った発票が不正・偽造の場合は？」 80

ひとくちメモ 8： 最近の輸入に係る税務調査の動向 84

ひとくちメモ 9： 「日系の中国子会社での会計不正の報道を見聞きするようになりましたが、どのような事例が多いのでしょうか？」 87

第14章 知的財産権

ひとくちメモ 10： 商標権の保護的な登録 98

第15章 環境規制

ひとくちメモ 11： 大気汚染..... 99

ひとくちメモ 12： 全国生態日の設定 100

第16章 貿易管理・為替管理

ひとくちメモ 13： 「中国を出国するに際して個人で持ち出し可能な人民元の金額はいくらまででしょうか？」 121

第17章 金融制度

ひとくちメモ 14： スマホ決済の社会 130

第18章 資金調達

ひとくちメモ 15： 大忘年会 146

ひとくちメモ 16：春節前後の大移動	151
ひとくちメモ 17：休日の移動	153
第 20 章 物流・インフラ	
ひとくちメモ 18：地方都市での都市構想や産業開発における日本企業への期待	168
第 22 章 主要産業別の規制動向と FTA の影響	
ひとくちメモ 19：無人店舗&無人タクシー	185
第 26 章 地域編②：東北地区（遼寧省、吉林省、黒竜江省）	
ひとくちメモ 20：最近の大連市の日系企業の動向	204
第 27 章 地域編③：華東地区（上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、福建省、江西省、山東省）	
ひとくちメモ 21：最近の上海市の日系企業の動向	210
第 28 章 地域編④：中南地区（河南省、湖北省、湖南省、広東省、広西チワン族自治区、海南省）	
ひとくちメモ 22：最近の武漢市の日系企業の動向	218

図表一覧

図表 1-1	人口推移	1
図表 1-2	近代以降の主な出来事	4
図表 2-1	国家機構の組織図	8
図表 2-2	中国の対外貿易関係図（2022 年）	10
図表 3-1	実質経済成長率と 1 人あたり GDP の推移	12
図表 3-2	名目 GDP 成長率と要因分解	13
図表 3-3	主要経済指標	14
図表 3-4	第 1～3 次産業の構成比の推移	17
図表 3-5	輸出・輸入と貿易収支の推移（単位：10 億ドル）	18
図表 3-6	主要輸出品目	19
図表 3-7	主要輸入品目	20
図表 3-8	輸出品目と輸入品目の構成（2022 年）	21
図表 3-9	品目別輸出増加額（対主要輸出相手国・地域：2017 年→2022 年）	22
図表 3-10	品目別輸入増加額（対主要輸入相手国・地域：2017 年→2022 年）	22
図表 3-11	主要輸出相手国・地域	24
図表 3-12	主要輸入相手国・地域	25
図表 3-13	輸出相手国・地域と輸入相手国・地域の構成（2022 年）	26
図表 3-14	国別の貿易収支の推移	26
図表 3-15	日中韓・ASEAN との比較表（2022 年）	27
図表 3-16	日中韓・ASEAN 間の貿易額の変化（2012 年→2022 年）	28
図表 3-17	日中韓主要都市の賃金コスト等の比較	29
図表 4-1	外国直接投資額の推移	30
図表 4-2	国・地域別外国直接投資受入額	31
図表 4-3	業種別外国直接投資受入額の推移（単位：万米ドル）	31
図表 4-4	業種別外国直接投資受入額（2022 年）	33
図表 4-5	日本から中国への直接投資額の推移	34
図表 4-6	AIIB のプロジェクトタイプ内訳	37
図表 5-1	中国の対日貿易の推移	38

図表 5-2	日本の貿易のうち中国が占める輸出入割合	39
図表 5-3	中国への進出日系企業数	40
図表 8-1	投資形態の全体像	54
図表 9-1	主な特別地区の特徴	57
図表 9-2	上海の自由貿易試験区の特徴	58
図表 9-3	ハイテク企業の要件	61
図表 11-1	外商投資企業の設立	66
図表 11-2	普通清算の手続き	68
図表 12-1	税制体系	72
図表 12-2	税金の概要	72
図表 12-3	増値税の税率	76
図表 12-4	納税対象期間及び申告納税期限	79
図表 12-5	税務観点での居住者と非居住者の課税範囲	81
図表 12-6	個人所得税の課税範囲	83
図表 12-7	非居住者（外国人）賃金・給与所得に係る月次税率表	83
図表 12-8	外国からの派遣者の特別付加控除項目（現状 2027 年末まで適用）	85
図表 12-9	「会計法」の主なポイント	87
図表 12-10	旧基準と新基準の主な特徴	88
図表 13-1	土地に関連する各種法令	91
図表 13-2	土地使用権譲渡収入の伸び率	94
図表 15-1	環境保護の課税対象	103
図表 15-2	各地域の主な炭素排出権政策規定	107
図表 15-3	各地域の炭素排出権に関する機構	108
図表 16-1	中国の形態別貿易（2022 年度）	111
図表 17-1	デジタル人民元の概況	131
図表 18-1	クロスボーダー金融のマクロプルーデンス管理に関する計算式	137
図表 19-1	中国の人口構成の変化	144
図表 19-2	日系企業の一人あたり人件費の年間実負担額	145
図表 19-3	中国各地の最低賃金額	146
図表 19-4	上海市社会保険負担料率（2023 年 7 月時点）	154

図表 20-1 主要空港、主要港湾	163
図表 20-2 中国主要空港の旅客数と貨物量（2021 年）	164
図表 20-3 主要港湾の総取扱貨物量（2020 年）とコンテナ取扱個数（2021 年）	164
図表 20-4 中国の高速道路図	165
図表 20-5 中国の国内鉄道網	166
図表 20-6 北京の地下鉄路線図	167
図表 20-7 発電・送配電事業体制	170
図表 20-8 2022 年度の電力生産エネルギー源別割合	170
図表 21-1 GDP 及び一人当たり GDP の推移	173
図表 21-2 平均消費支出	174
図表 21-3 主な国・地域における企業拠点数	174
図表 21-4 経営上の問題点	175
図表 21-5 都市の商業的魅カランキング	176
図表 22-1 グローバル 500（2023 年度版）の上位 10 社	179
図表 22-2 「中国製造 2025」における九つの戦略任務	180
図表 22-3 国別の四輪車生産台数（2022 年）	182
図表 22-4 国別の四輪車販売台数（2022 年）	182
図表 22-5 新エネルギー自動車産業発展計画（2021-2035）の内容	183
図表 22-6 新車販売台数の新エネルギー自動車占める割合	184
図表 22-7 世界デジタル競争カランキング 2022	185
図表 22-8 中国の発効済み FTA の一覧	186
図表 24-1 中国の行政区分	189
図表 24-2 地域別基礎統計（2021 年）	190
図表 24-3 域内総生産に占める各産業の割合（2021 年）	191
図表 24-4 中国国内の業種・職種別 人件費の年間実負担額	192
図表 24-5 中国各地域の主要都市の雨温図（左軸：降水量、右軸：気温）	193
図表 25-1 華北地区	195
図表 25-2 華北地区に進出した場合のメリットと留意点	195
図表 25-3 雄安新区	197
図表 26-1 東北地区	201

図表 26-2 東北地区に進出した場合のメリットと留意点.....	201
図表 27-1 華東地区.....	206
図表 27-2 華東地区に進出した場合のメリットと留意点.....	206
図表 28-1 中南地区.....	212
図表 28-2 中南地区に進出した場合のメリットと留意点.....	212
図表 29-1 西南地区.....	220
図表 29-2 西南地区に進出した場合のメリットと留意点.....	220
図表 30-1 西北地区.....	226
図表 30-2 西北地区に進出した場合のメリットと留意点.....	226

略語一覧

A	ACFTA	中国 ASEAN 自由貿易協定	ASEAN China Free Trade Area
	AEO	認証済み経営者	Authorized Economic Operator
	AI	人工知能	Artificial Intelligence
	AIIB	アジアインフラ投資銀行	Asian Infrastructure Investment Bank
	ALPS	多核種除去設備	Advanced Liquid Processing System
	AMEICC	日・ASEAN 経済産業協力委員会	AEM-METI Economic and Industrial Cooperation Committee
	APEC	アジア太平洋経済協力首脳会議	Asia-Pacific Economic Cooperation
	ASEAN	東南アジア諸国連合	Association of Southeast Asian Nations
C	CB	転換社債型新株予約権付社債	Convertible Bond
	CBCD	中央銀行デジタル通貨	Central Bank Digital Currency
	CEPA	中国本土香港経済貿易緊密化協定	Closer Economic Partnership Arrangement
	CIPS	人民元国際決済システム	Cross-Border Interbank Payment System
	CNIPA	中国国家知識産権局	China National Intellectual Property Administration
	CNY	人民元	Chinese Yuan
E	EB	他社株転換可能債	Exchangeable Bond
	EC	電子取引	Electronic commerce
	ECU	電子回路を用いてシステムを制御する装置	Electronic Control Unit
	EPA	経済連携協定	Economic Partnership Agreement
	ETF	上場投資信託	Exchange Traded Fund
	EU	欧州連合	European Union
	EV	電気自動車	Electric Vehicle
F	FCV	燃料電池車	Fuel Cell Vehicle
	FTA	自由貿易協定	Free Trade Agreement
G	GB	国家標準	Guo jia Biao zhun
	GBA	広東省・香港・マカオ大湾区	Greater Bay Area
	GDP	国内総生産	Gross Domestic Product
	GHG	温室効果ガス	Greenhouse Gas
	GRP	域内総生産	Gross Regional Product
I	ICT	情報通信技術	Information and Communication Technology
	IFRS	国際財務報告準則	International Financial Reporting Standards
	IMF	国際通貨基金	International Monetary Fund
	IoT	モノのインターネット	Internet of Things
H	HD	持ち株会社	Holdings
	HS	商品の名称及び分類についての統一システム	Harmonized Commodity Description and Coding System
J	JAN	日本の商品用の流通コード	Japanese Article Number
L	LGFV	地方政府融資平台	Local government financing vehicle
	LNG	液化天然ガス	Liquefied Natural Gas
	LPR	最優遇貸出金利	Loan Prime Rate
N	NEDO	新エネルギー・産業技術総合開発機構	New Energy and Industrial Technology Development Organization
	NEV	新エネルギー車	New Energy Vehicle
	NIES	新興工業経済地域	Newly Industrializing Economies
	NTHS	中国国家高速公路網	National Trunk Highway System
O	ODA	政府開発援助	Official Development Assistance
	OECD	経済協力開発機構	Organisation for Economic Co-operation and Development

P	PE	恒久的施設	Permanent establishment
	PHV	プラグインハイブリッド車	Plug-in Hybrid Vehicle
	PL	製造物責任	Product Liability
	PM2.5	微小粒子状態物質（大きさ 2.5 μm 以下）	Particulate Matter
	POS	販売時点情報管理	Point Of Sale
R	RCEP	東アジアの地域的な包括的経済連携協定	Regional Comprehensive Economic Partnership
	RMB	人民幣	Ren Min Bi
	SARS	重症急性呼吸器症候群	Severe Acute Respiratory Syndrome
	SDR	通貨単位	Special Drawing Rights
	SMIC	中芯国際集成電路製造	Semiconductor Manufacturing International Corporation
	SNS	交流サイト	Social Networking Service
	SWF	主権国家資産ファンド	Sovereign Wealth Fund
	SWIFT	国際銀行間通信協会、またはこの協会が提供した銀行間決済システム	Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication
U	UNCTAD	国際連合貿易開発会議	United Nations Conference on Trade and Development
W	WHO	世界保健機関	World Health Organization
	WTO	世界貿易機関	World Trade Organization

※本投資環境レポートは、原則として 2023 年 9 月 30 日時点で有効なもしくは入手可能な法令・通達、データ等を基に作成しており、網羅性を担保するものではありません。なお、2023 年 12 月 29 日に公布された改正会社法に該当する箇所は反映しております。

※本投資環境レポートには香港、マカオ、台湾は含めておりません。

第1章 概観（国土、民族、気候、社会、歴史等）

1. 正式国名

中華人民共和国である。

国旗は「五星紅旗」である（中華人民共和国憲法第 141 条）。

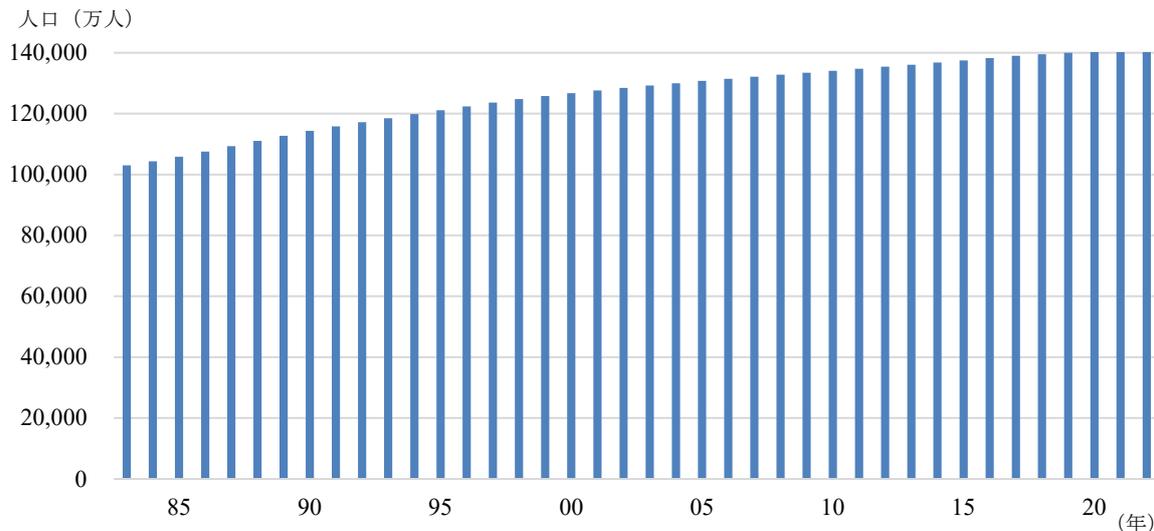


（出所）中華人民共和国中央人民政府 HP

2. 人口

約 14 億人。男性 7.22 億人、女性 6.89 億人（2022 年末時点、出所：国家統計局編 中国統計摘要-2023）。1978 年に一人っ子政策が開始されたが、当該政策は 2015 年をもって廃止された。総人口は緩やかに増加し、1995 年に 12 億人を超え、2005 年には 13 億人を突破しているが、2022 年は減少傾向にある。

図表 1-1 人口推移



（出所）国家統計局編 中国統計年鑑—2023 より作成

3. 国土

国土は東西南北に広く、面積は約 960 万 km²（台湾は含まず）と、日本の約 26 倍である。国土の約 33%が山地、約 26%が高原、約 31%が平原と盆地である。

4. 首都

首都は北京である。北京市の常住人口は、2,184.3 万人（2022 年末）である（出所：国家統計局編 中国統計摘要-2023）。

5. 気候

国土が東西南北に広いため、地域によって異なる気候を有する。

北部の寒帯から南部の亜熱帯まで存在している。

主な地域別ではおおむね寒帯気候風気候（東北）、温帯半湿潤大陸モンスーン気候（華北）、亜熱帯モンスーン（華中）、温帯モンスーン（華東）、乾燥帯（西部）、亜熱帯（華南）となっている。

6. 民族

全人口の約 92%が漢族であり、残りの約 8%を約 55 の少数民族が占める。

少数民族には壮（チワン）族、苗（ミャオ）族、ウイグル族、モンゴル族、チベット族、満州族、朝鮮族等がある。「チベット問題」「新疆ウイグル問題」等、民族関連の課題を抱えていることも忘れてはならない。

漢族には中華思想という中国が世界の中心であり、その文化、思想が最も価値あるものと考え、自分たちの歴史に大変な誇りを有している方も多い。中国人と接するに際してはこの点にも配慮しておく必要がある。

7. 言語

漢族が基本とする「漢語」を標準語（「プートンファ（普通話）」や「マンダリン（Mandarin）」という）としている。

また、各民族が独自の文化と言語（母語）を有する。漢族の中でも方言があり、例えば山東語、北京語、上海語、福建語、広東語、客家語等がある。ただし若い世代の大部分は標準語で教育を受けているため、多くの場合、標準語でコミュニケーションをとることができる。英語については特に地方では通じないことが多い。

表記文字は漢字であるが、多くの地域では、主に香港や台湾で使用されている「繁体字」ではなく、画数を少なくした「簡字体」を使用している。発音記号としてローマ字式の「ピンイン（拼音）」が少数民族や外国人の漢語学習のために開発され利用されている。

ひとくちメモ 1：特定地域の言語と気質

中国は国土が広く同じ漢民族でも地域により方言がある。中国人は一般的にビジネスの場では漢語（普通語）を使うことが多いが、それ以外では、その地域の方言で話すことも多い。例えば、上海人同士は上海語を話し密接な意思疎通を図ろうとするが、他の地域の中国人でも聞き取れないことが多いため、上海人同士だけで強い結束が生まれるケースもある。日本人でも片言の上海語を覚えてコミュニケーションが取れるようになれば、より良いリレーションが築けるかもしれない。他方、調査にあたって実施した日系企業へのインタビューでは、他都市では片言の中国語ではコミュニケーションが難しいこともあり、例えば成都では特に四川弁が話せなければ生活が難しい場面もあるとの声があった。

中国人が話す漢語も各地域の方言の癖が入り聞き取りにくいことがある。例えば、北京地域では巻き舌で発音する傾向にあり、慣れないと北京のタクシー運転手が話す漢語も聞き取れないことがある。

中国人の気質についても出身地域により特色があり、一つの例として下記のように言われることがある。

- ・東北地域（吉林省、黒龍江省等）…大らかで細かいことは気にしない
- ・華北地域（北京市近郊）…プライドが高い一面もあるが、公平・公正で正義感が強い
- ・華東地域（上海市近郊）…商人気質が強く合理性や経済観念が強い
- ・華東地域（福建省近郊）…海外に雄飛して志を立てようとする海外志向が強い
- ・華東地域（安徽省近郊）…口数は少ないが、人当たりは良く、穏やかな気質
- ・華南地域（広東省近郊）…活気と活力に富み、創造的で活発な気質
- ・華中地域（湖北省近郊）…チャレンジ精神があり、困難を恐れない
- ・西南地域（四川省近郊）…重慶はビジネス志向が強く、成都は芸術やファッションセンスが高い
方言と気質を頭に入れておくと、中国人との良好なコミュニケーションに役立つと思われる。

8. 宗教

憲法上の規定では信教の自由を有する（憲法 36 条第 1 項）。仏教、チベット仏教、儒教、イスラム教、キリスト教等の信者がいる。ただし宗教を利用して社会秩序を破壊する活動は禁止されている（同法第 3 項）。

9. 教育

学年制は、原則的に日本と同じく小学校 6 年、中学校 3 年、高校 3 年である。中国では、中学校は「初級中学」、高校は「高等中学」と呼称する。義務教育は、日本と同様に小学校 6 年、中学校 3 年の合計 9 年間である。新学期は日本の場合は 4 月開始であるが、中国の場合、多くは 9 月開始である。

大学については原則 4 年制であるが、一部医学系は 5 年制のところもある。大学は「大学本科」と呼称され、「学士」の学位が授与される大学本科の上には大学院に相当する「研究生院」あるいは「研究生部」がある。日本では 2 年の修士（マスター）課程は、中国では「シュオシ（碩士）」と称し、2 年もしくは 3 年制である。なお、博士（ドクター）課程は 3 年制である。

10. 通貨

通貨は中国人民銀行が発行する人民幣（Ren Min Bi、略称 RMB）であり、日本では一般的に人民元と呼ばれている。表記としては「元」「RMB」「CNY」が使われている。

補助通貨単位として「角」と「分」があり、以下の関係がある。

1 元 = 10 角 = 100 分

なお、1 元は日本円に換算すると TTS 20.45 円、TTB 19.85 円（2024 年 1 月 10 日時点）。

11. 歴史

1911 年の孫文による中華民国設立から、1949 年の毛沢東による中華人民共和国の建国を経て、中国は改革・開放を進め、経済発展を遂げ、2001 年の WTO 加盟を機にグローバル化が進展してきている。

図表 1-2 近代以降の主な出来事

年度	主な出来事
1840～1842 年	アヘン戦争
1850 年	太平天国の乱
1860 年	アロー号事件
1894 年	日清戦争
1900 年	義和団の乱
1911 年	辛亥革命
1911～1949 年	中華民国
1912 年	孫文日本に亡命
1915 年	対華二十一条要求
1919 年 5 月 4 日	五四運動（パリ条約反対の反日デモ）
1931 年 9 月 18 日	満州事変（柳条湖事件）
1932 年	満州国建国
1937 年 9 月 18 日	日華事変（上海事変） 盧溝橋事件 日中戦争始まる 南京入城
1941 年	重慶爆撃
1945 年 8 月 15 日	終戦記念日
1945 年 9 月 3 日	抗日戦争勝利日
1946～1949 年	国共内戦
1949 年 10 月 1 日	中華人民共和国設立
1958～1960 年	大躍進運動
1966～1976 年	文化大革命
1972 年	日中国交回復 「日本国と中華人民共和国政府の共同声明」
1976 年	第 1 次天安門事件
1978 年	「日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約」締結
1979 年	「改革・開放」の開始
1986～1988 年	第 1 次対中国投資ブーム
1989 年	第 2 次天安門事件

年度	主な出来事
1992年	社会主義市場経済導入、鄧小平の南巡講話
1995～1997年	第2次対中国投資ブーム
1997年	香港返還
1998年	「平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言」
1999年	中華人民共和国建国50周年、マカオ返還
2001年	WTO加盟
2002年	共産党指導部が交代 江沢民から胡錦濤体制へ
2002年	広東省順徳市で新型肺炎 SARS 発症（11月）
2003～2005年	第3次対中国投資ブーム
2005年	各地で反日デモ発生
2007年	中国のGDPが世界第1位になる
2008年	ラサ暴動、四川大地震、冷凍餃子事件、北京五輪開催、「戦略的互惠関係の包括的推進に関する日中共同声明」締結、外資優遇税制の解消
2009年	ウイグル騒乱 建国60周年
2010年	上海万国博覧会、広州アジア大会 青海省玉樹大地震、尖閣諸島抗議デモ
2011年	辛亥革命100周年、共産党90周年、第4次対中国投資ブーム
2012年	尖閣諸島抗議デモ、共産党指導部が交代、胡錦濤から習近平体制へ
2018年7月	米中貿易摩擦 追加関税開始
2019年6月	香港で逃亡犯罪条例の改正案に反対する学生らが大規模デモ
2019年12月	新型コロナウイルス（COVID-19）が湖北省武漢市で確認
2020年6月末	香港国家安全維持法が公布同時施行
2022年2月	北京オリンピック冬季競技大会開催
2023年3月	習近平国家主席3期目発足

日中ビジネスに関わる最近の歴史を概観すると、過去に4回日本から中国に対する大きな投資ブームがあった。

第1次投資ブームは概ね1986年から1988年にかけてで、中国の鄧小平主席のもとでの外資規制緩和を契機とするものである。1992年に鄧小平氏が中国の深圳等を訪れ、市場原理を導入した改革開放の推進を語るいわゆる「南方巡話」があった。

第2次投資ブームは概ね1995年から1997年にかけてで、中国の改革開放を受けたさらなる外商投資誘致を契機とするものである。

第3次投資ブームは概ね2003年から2005年にかけてで、中国のWTO加盟に伴う外資規制緩和を契機とするものである。

第4次投資ブームは概ね2011年から2013年にかけてで、2008年のリーマンショックを契機とする世界的な景気後退からいち早く回復した中国経済への期待を背景とするものである。

政治的な情勢に関しては2005年には第1次反日デモが上海等で発生している。2012年には日本政府が尖閣諸島（中国では釣魚島）を国有化し、第2次反日デモが発生している。2023年8月には、福島第一原発にたまる処理水を放出したことで中国が反発し、日本産の水産物の輸入を全面的に停止したことで、現地の日本料理店に影響が出ている。デモ等大きな抗議活動には至っていないものの、日本大使館への問合せ電話が殺到したり、日本人学校への投石や日本製品の不買運動が発生等したりしている。

税制面では2008年に外資優遇税制が解消されている。例えば企業所得税の外資優遇税率である15%から25%へ、設立後2年間は免税、3年から5年は企業所得税を半減にするといういわゆる「2免3減」等の外資優遇税制は廃止され、内資企業と同様の税制が適用されることになった。

2020年以降は、ゼロコロナ政策の厳しい行動制限による内需低迷の回復の遅れ、不動産投資規制による同市場の不況等により、中国経済の先行きが不透明となっている。経済活動の制限によりサプライチェーンの混乱が生じていることや半導体事業を巡る米中貿易摩擦、一部の外資による投資の減少から、外国企業による脱中国依存の流れが鮮明となっている。

ひとくちメモ 2: 記念日

在中国日本国大使館では中国に渡航・滞在する人のために安全の手引きを作成している。

以下では、安全の手引きや現地日系企業が注視している、日中関係で焦点のあたる主な日を紹介する。特に日中関係で政治的な問題が発生している時には、対日感情に注意して行動すべきと記載されている。

例えば2012年に日本政府が尖閣諸島を国有化したことを契機に、中国各地でデモが発生し、在中国日本国大使館や現地の日本人商工会等からも注意喚起が出された。2023年には、日本の処理水放出に対し中国政府が反発し、日本産水産物の輸入を全面停止した。大きなデモには至らなかったものの、現地ヒアリングでは、処理水問題の影響によって接触型のイベント企画を中止せざるを得なかったようである。尖閣諸島以降、大規模デモは発生していないようだが、政治情勢が不安定な時期にイベントを企画する際は危機管理を徹底し慎重に対応する必要がある。

5月4日（1919年）五・四運動（反帝国主義、反封建主義運動）

6月5日（1941年）重慶爆撃

7月7日（1937年）盧溝橋事件

8月15日（1945年）終戦記念日

9月3日（1945年）抗日戦争勝利記念日

9月18日（1931年）柳条湖事件（満州事変）

12月9日（1935年）十二・九運動 北京で発生した反日学生デモ

12月13日（1937年）南京入城（中国では「南京大虐殺犠牲者国家追悼日」とされている）

第2章 政治、外交、軍事

1. 政体

中華人民共和国憲法第1条では、人民民主共和制の社会主義国家であり、中国共産党による指導は、中国の特色のある社会主義の最も本質的な特徴であると規定されている。

全国人民代表大会が最高の国家権力機関であり、その常設の機関として全国人民代表大会常務委員会がある（憲法第57条）。

2. 元首

国家主席は全国人民代表大会で選出される（憲法第79条）。

国家主席は全国人民代表大会の決定又は全国人民代表大会常務委員会の決議に基づいて、法律を公布し、国務院の首相、副首相、国務委員、各部部長、各委員会主任、会計検査長及び秘書長を任免する（憲法第80条）。

習近平氏は2012年に国家主席に選出され、2期目は2018年3月17日の第13回全国人民代表大会で選出されている。さらに2023年3月10日に開催された第14回全国人民代表大会では、全会一致で異例の3期目に選出されている。従来、国家主席の任期は「2期10年」と定められていたが、2018年3月に開催された全国人民代表大会で憲法を改正し、任期制限が撤廃された。

3. 首相

中央人民政府の最高国家権力機関の執行機関は国務院である（憲法第85条）。

2023年3月には李強氏が国家主席により任命され、国務院総理（首相）を務めている。

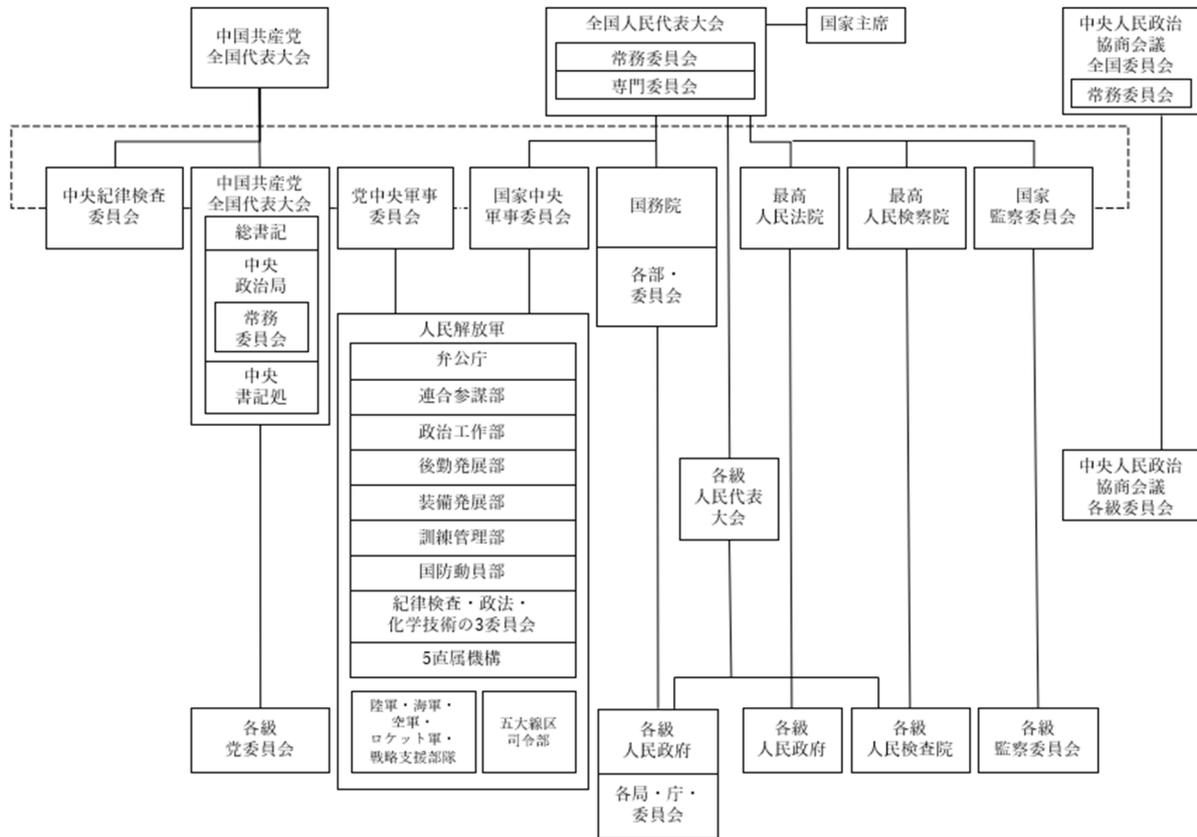
4. 国家機構

立法機関として全国人民代表大会（全人代）とその全人代常務委員会がある。中国の立法体制としては、「法律」（例えば、憲法や会社法）は全国人民代表大会及びその全人代常務委員会に立法権があり、「行政法規」（例えば企業所得税法実施条例、増値税暫定条例）は国務院が立法し、「地方性法規」（例えば、北京市労働契約規定）は省、自治区人民大会とその常務委員会が立法し、「自治条例」（例えば内蒙古自治区燃気管理条約）は自治地区の人民代表大会が立法する。

行政機関として国務院はその傘下の各部には外交部、国防部、国家発展改革委員会、教育部、科学技術部、工業情報化部、公安部、司法部、財政部、商務部、中国人民銀行、審計署等があり、中国でビジネスを行う上で具体的で重要な行政法規はこの各部が公布することが多い。

司法機関としては人民法院がある。最高の裁判機関として最高人民法院がある（憲法第128条、第129条、第132条）。検察機関として人民検察院がある。最高の法律監督機関として最高人民検察院がある（憲法第134条、135条、137条）。以上を図示すると次の通りである。

図表 2-1 国家機構の組織図



(出所) アジア経済研究所 「2022年の中国」国家機構図より (2022年末時点)

5. 地方行政制度

省、直轄市、県、市、市管轄区、郷、民族郷、鎮には人民代表大会及び人民政府が設置される。

省、直轄市等の人民代表大会並びにその常務委員会は憲法、法律及び行政法規に抵触しないことを前提に、「地方性法規」を制定する事ができる（憲法第 95 条、第 100 条）。

地方人民政府は地方の国家権力機関の執行機関であり、行政機関である（憲法第 105 条）。

最高人民法院、最高検察院の下にも、地方人民法院や地方検察院が設置される（憲法第 124 条及び 129 条）。例えば北京市人民政府のホームページを見ると、市政府機構として、市人民政府弁公庁、市発展改革員会、市公安部、市司法局、市財政局、市商務局、市統計局、市金融局等が設置されている。

6. 政党

中国共産党が第 1 党であり、中国共産党規約の前文である総領には「中国共産党は（中略）国の立法と法律執行の仕事を含め、国の諸般の活動の法制化を実現させる」、「党は必ず国の立法・司法・行政機関や経済・文化組織、人民団体が積極的にかつ主動的に、独自の責任をもって、一致団結して仕事ができるように保証しなければならない。」と記載されている。

中国共産党全国代表大会とその中央委員会を経て、総書記が選任される（中国共産党規約第23条）。現在は習近平氏が総書記に選出されている。

中央政治局とその常務委員会は中央委員会の職権を行使する（同規約第23条）。

中国共産党の最高規律検査機関として中央規律検査委員会がある（同規約第42条）。

党直属機構の下に、省、自治区、直轄市の代表大会と党委員会が設置されている（同規約第25条）。

なお、2023年6月に公表された中国共産党内統計広報によると、2022年末時点で中国共産党員は9,804万人を超え、一億人到達が間近に迫っている。

7. 外交

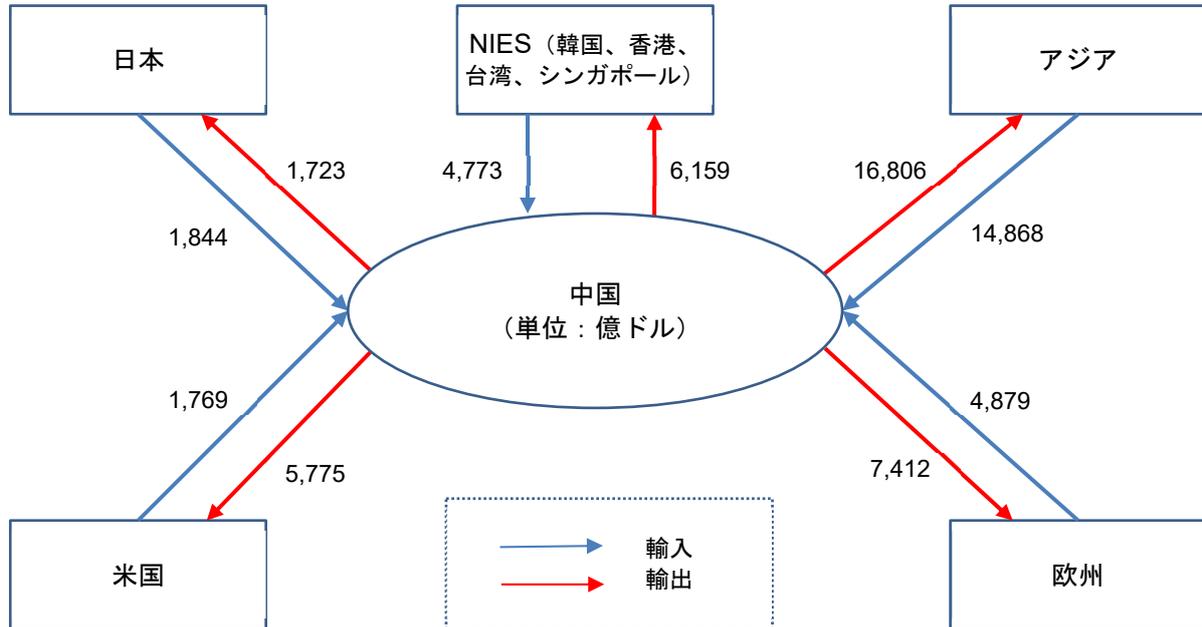
国務院の下の部門にある外交部が外交を担っている。

中国の2021年の対外貿易の状況と関係する主要国との結びつきを示したものが下記の図である。アジアのNIES（韓国、台湾、香港、シンガポール）については、シンガポールとの外交関係の確立は1990年と比較的遅く、NIESの中でもシンガポールとの輸出入額が最も低い。中国国家統計局の中国年鑑では台湾は中国台湾、香港は中国香港と表記されている。

日本とは1972年に外交関係が確立されている。欧州では例えばドイツとは日本と同じ1972年に外交関係を締結している。

米国とは日本やドイツより7年遅れて1979年に外交関係を締結している。2018年頃に顕在化した米中の貿易対立により、関税の引上げや輸入規制が設けられた。米国は2022年に中国を念頭においた半導体関連の輸出管理を強化し、これに対し、中国は半導体の製造に必要な原料であるガリウムとゲルマニウムの輸出制限を行った。2023年には、米国は既存の半導体関連の輸出規制を修正し、他国を経由して米国の規制を回避しようとする中国企業に追加検査を課すこととなった。米中の経済対立が深まる一方で、中国は依然として米国にとって最大の輸入相手国である。

図表 2-2 中国の対外貿易関係図 (2022 年)



(出所) 中国国家统计局の中国統計年鑑 2023 年 図表 11-5 (2022) を参照に作成

8. 国防

国務院の下部門にある国防部が国防を担っている。

国防部は外国との軍事交流等を担当しているが、人民解放軍に対する指揮権は持っていない。軍事機関としては、国家主席の管轄下に国家中央軍事委員会、さらに国家中央軍事委員会と同じ構成員からなる中国共産党中央軍事委員会があり、その下に人民解放軍の部隊が配置されている(中国共産党規約第 24 条)。

ひとくちメモ 3: 国家機密法と反スパイ法の留意点

「中華人民共和国書類法」の第 16 条では「集団所有と個人所有の国家と社会に対して保存価値を有するか又は秘密保持すべき書類は、書類所有者が妥当に保管しなければならない」と規定しており、第 18 条では「国家の所有に属する書類と第 16 条の定める書類及びこれらの書類の複製は、個人的に携帯して国外に搬出することを禁止する」と規定されている。ではこの「保存価値を有するか又は秘密保持すべき書類」が何かであるが、これは「国家機密法」で規定されている。

ただし国家機密法では国家機密は抽象的に規定されており、担当主管部門によって拡大解釈が可能な規定となっている。第 9 条においては、「国家の安全と利益に関係する事項は、漏洩した後に国家の政治、経済、国防、外交等の領域における安全と利益に損害を与える可能性がある場合に国家秘密として確定しなければならない」として以下の項目をあげている。

- 第 1 号 国家事務の重大な政策決定における秘密事項
- 第 2 号 国防建設と武装力の活動における秘密事項
- 第 3 号 外交と外事活動における秘密事項および対外的に秘密義務を負う秘密事項

第4号 国民経済と社会発展における秘密事項

第5号 科学技術における秘密事項

第6号 国家の安全活動の維持と刑事犯罪の追跡調査における秘密事項

第7号 国家の秘密保持行政管理部門の決定を受けたその他の秘密事項

中国子会社の駐在員に関係しそうな項目としては、例えば、以下のようなことが考えられる。

- ・ 写真を撮影した際に偶然写してしまった軍事施設
- ・ 合併先の中国国有企業から入手した国家機密に関する情報や技術の資料
- ・ 合併先の中国国有企業が上場しようとした際の未公開情報
- ・ 中国子会社で技術開発をした場合の関係資料

本人が国家機密と認識していなくてもそのように判定される場合もあるので注意が必要である。

また、反間諜法（反スパイ法）においても同様に、「国家の安全と利益」にかかわる文書やデータの窃取、不法提供がスパイ行為とされており、この定義や範囲は不明確である。さらに、国家安全に関する事件は、判決も含めて公開されないことが多く、どのような行為が具体的にスパイ行為に該当するのか把握するのは容易でない。したがって、現地駐在員や出張者等は、スパイ行為に該当し得るリスクが高い行為が何か、ということに留意しながら行動するべきであり、その認識がないまま、むやみな情報収集や当局関係者との面談・会食の場で国家秘密等を取得しようとしたとの疑いがもたれないよう、質問や会話の内容に留意する必要がある。現地日系企業によっては、このような情報を中国へのお出張者や駐在員向けに注意喚起として研修実施や資料配布を行っているという。

加えて、中国ビジネスに詳しい法律事務所へのインタビューでは、次のような助言が得られた。

- ・ スパイ行為やスパイ行為以外で国の安全に危害を及ぼすその他の行為を疑われるような公の場での会話、電話、SNSによる発信を含めた通信等は、できる限り避けることが望ましい。
- ・ 中国においてセンシティブな情報、ひいては、場合によって国家秘密、情報、国家安全、利益にかかわる情報等に該当することもあり得る情報については、そうした情報の収集、不要不急の関連情報の取り扱いややり取りは避ける等慎重な対応が望ましい。
- ・ 当局の調査を受けた場合に、パソコンやスマートフォン等を押収、調査される可能性があるため、不要な情報はできる限り持ち込まず、国家秘密や、「国家の安全と利益」にかかわる文書やデータの取得、国外への持ち出しと疑われないよう留意する。
- ・ 事業に必要な情報を収集する場合、信頼できるコンサルティング会社を起用する等し、合法な方法で、国家秘密等に該当しない情報のみ取得し、契約にも関連事項を明記するように留意する。

(国家機密法や反スパイ法を含む国家安全・国家機密に関する法律の概要については、第7章を参照)

第3章 経済概況

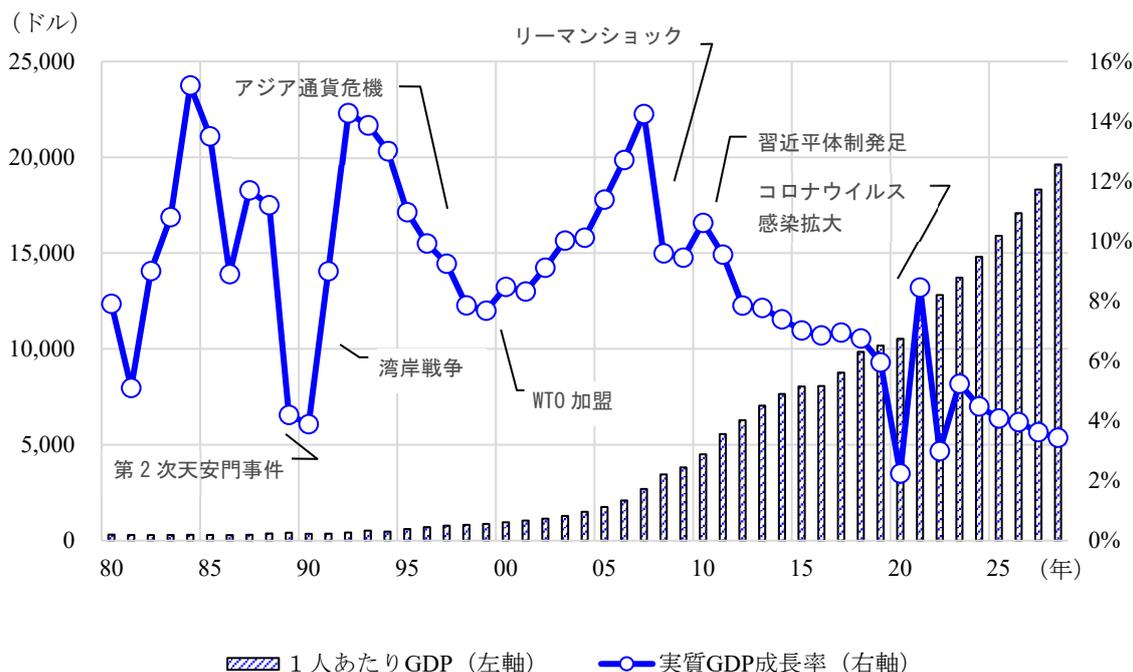
1. 経済概観

(1) 中国経済の歩み（1980～2000年）

中国は1980年代以降、急速な経済成長を遂げてきた。以下の図表3-1によると、1人あたりGDPは改革開放政策を開始した1970年代後半から一貫して増加を続けている。一方、実質GDP成長率については、中国や世界情勢の影響を大きく受けており、例えば1989年の第2次天安門事件後には実質GDP成長率は一時的に大幅な下落を見せた。

2001年の中国のWTO加盟からしばらくは緩やかな上昇を見せることとなったが、2008年のリーマンショックによる世界経済の悪化に伴い、中国の実質GDP成長率は再び下落することとなり、いったん少し上昇はしたものの2010年からは継続して減少傾向となっており、中国経済が急速な発展期から安定期へ移行してきたことが窺える。

図表 3-1 実質経済成長率と1人あたりGDPの推移



(出所) IMF World Economic Outlook Database より作成

(注) 経済成長率及びGDPは2022年以降推計。

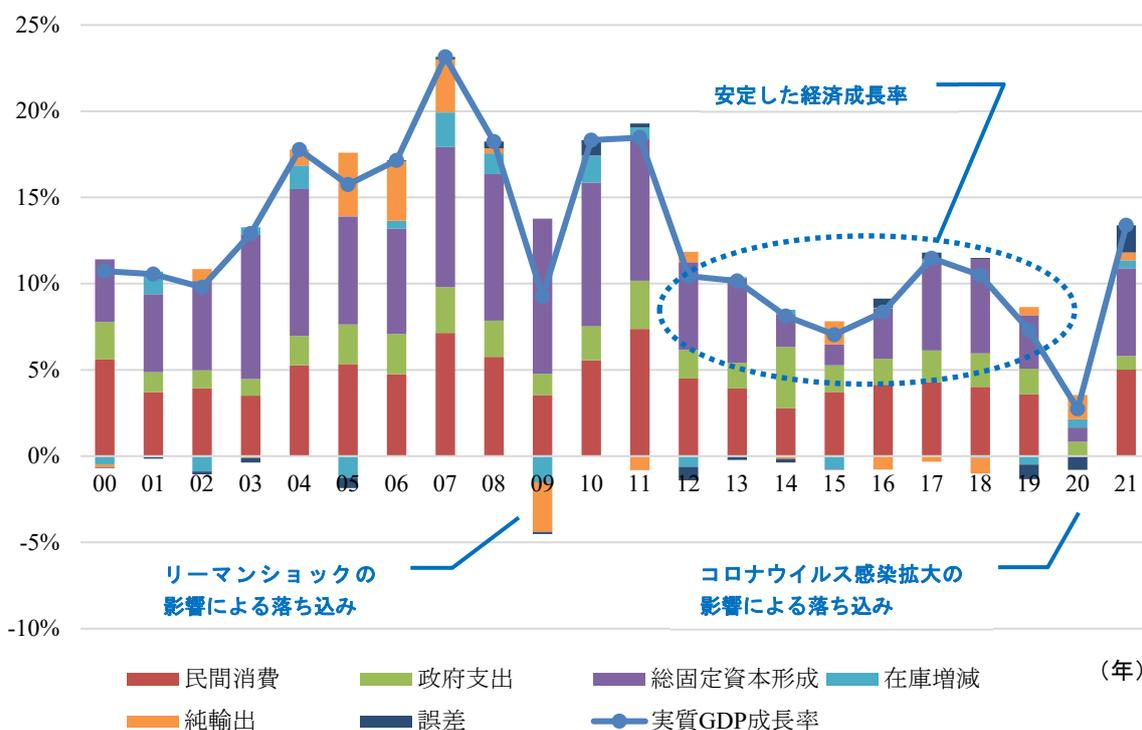
(2) 2000年以降の中国経済

2000年代に入ると中国経済の成長はさらに加速することとなった。2001年に中国が正式にWTOに加盟した後は、外国による中国への投資額が堅調に伸びただけでなく、民間消費も安定的に5%前後で推移することとなり、2007年まで実質GDP成長率が急激に伸びる要因となった。

さらに、設備投資や建設投資等による総固定資本形成も中国の急速な経済成長に大きく寄与することとなった。実際 2001 年 9 月の米国同時多発テロの影響は中国においてはあまり見られず、2002 年の実質 GDP 成長率は少し低下したが、その後は 2007 年まで中国経済は順調に発展することとなった。

しかし、2008 年 9 月のリーマンショックの影響は大きく、2009 年には民間消費が大幅に下落しただけでなく、実質 GDP 成長率も大幅な下落を見せることとなった（図表 3-2 参照）。2001 年や 2008 年の外的要因以外での景気減速の局面は、2012 年に再度訪れているが、これは 2011 年と比較すると民間消費や総固定資産形成の成長率が伸び悩んでいたことが一つの原因としてあげられる。2012 年の景気減速は 2013 年の経常収支や直接投資流入額の減少にも影響し、2013 年の経常収支は前年度と比較して約 32% 減となっており、景気減速の傾向がいたるところで見られるようになった。

図表 3-2 名目 GDP 成長率と要因分解



(出所) OECD.Stat より作成

中国の名目 GDP 総額については比較的、順調に増加が見られている。近年は経済成長が安定的成長期に入ってきていることもあり、大きな伸びはあまり見られないものの、2019 年から 2022 年の間に約 4 兆ドル増加している。

一人あたりの名目 GDP については、中国全体としては順調に数字を伸ばしてきていることが分かる（図表 3-3 参照）。最近では、一人あたりの名目 GDP の伸びも頭打ちとなっているが、2019 年に 10,170 ドルであったものが、2022 年には 12,814 ドルとなっており、漸増傾向も見られている。

実質 GDP 成長率は、2012 年以降 8%を切るようになり、2018 年には 6.8%となっている（図表 3-3 参照）。2012 年から 2019 年の間は、実質 GDP 成長率を見ると、中国の経済発展が安定していることが分かる。2021 年の成長率は、前年のコロナショックの反動から 8.5%まで伸びたものの、感染再拡大に対する大都市封鎖等のゼロコロナ政策や不動産規制、半導体不足、ウクライナ侵攻等の影響によりサプライチェーンに混乱が生じ、2022 年は 3.0%まで落ち込んだ。2023 年 3 月に開催された全国人民代表大会では、2023 年の GDP 成長率目標を「5%前後」と、昨年度の「5.5%前後」よりも低く設定し、経済の回復に対し慎重な姿勢を見せた。

なお、中国の貿易収支は一貫して黒字となっており、2014 年には 3,831 億ドルだった貿易収支は、2022 年には 8,776 億ドルとなっており、漸増している（図表 3-3 参照）。2022 年の消費者物価上昇率は 1.8%となっており、新型コロナウイルスの影響を受けた 2019 年と 2020 年を除けば上昇ペースは安定しているが、全国人民代表大会で示した「3%前後」の目標には及ばなかった。米国の GDP を上回る時期についても先送りされており、想定よりも早く人口が減少し始めたことや不動産不況により、場合によっては逆転もしないという観測も浮上している。

図表 3-3 主要経済指標

	単位	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
名目 GDP	億ドル	105,242	111,135	112,269	122,653	138,418	143,406	148,626	177,593	181,000
1人あたり GDP	ドル	7,646	8,034	8,063	8,760	9,849	10,170	10,525	12,572	12,814
実質 GDP 成長率	%	7.4%	7.0%	6.9%	6.9%	6.8%	6.0%	2.2%	8.5%	3.0%
人口	万人	137,646	138,326	139,232	140,011	140,541	141,008	141,212	141,260	141,255
消費者物価上昇率	%	1.6%	1.7%	2.1%	1.7%	1.8%	4.5%	0.2%	1.4%	1.8%
輸出額	億ドル	23,423	22,735	20,976	22,634	24,864	24,992	25,891	33,623	35,936
輸入額	億ドル	19,592	16,796	15,879	18,438	21,336	20,793	20,696	26,844	27,160
貿易収支	億ドル	3,831	5,939	5,097	4,196	3,528	4,199	5,195	6,779	8,776
経常収支	億ドル	2,360	2,930	1,913	1,887	241	1,029	2,488	3,173	4,176
直接投資流入額	億ドル	2,681	2,425	1,747	1,661	2,354	1,872	2,531	3,441	1,802
外貨準備高	億ドル	384	333	301	314	307	322	322	325	313
為替レート (年平均)	元/ドル	6.14343	6.22748	6.64448	6.75876	6.61596	6.90839	6.90077	6.44898	6.73716

（出所）IMF World Economic Outlook Database、WorldBank、UNCTAD Stat、中国国家外貨管理局より作成

(3) 経済政策

中国では政府が 5 年ごとに大きな経済計画を立案し、これをもとに管轄の政府部門がブレークダウンした政策が公表され、実施されている。

「第12次五カ年計画」（2011年から2015年）のGDP目標平均成長率は7%であったが、実際には7.9%の平均成長率で推移した。続く「第13次五カ年計画」（2016年から2020年）のGDP目標平均成長率は6.5%であったが、実際は新型コロナウイルスの経済社会への影響を受けて5.7%の平均成長率で推移することになった。

なお、後述する「第14次五カ年計画」（2021年から2025年）ではGDP目標平均成長率は明示されていない。これは新型コロナウイルス等の影響で内外の経済情勢に不確実性が存在していることや、目標成長率を明示することにより政府機関や地方政府が成長率達成に加熱してしまう成長率至上主義を考慮したためと思われる。

先の「第13次五カ年計画」では、安定的な経済成長を最重要課題として位置付け、外資に対して、中西部及び東北地域への投資だけでなく、ハイテク技術、省エネ環境保全産業等への投資を引き続き推奨するだけでなく、金融業の対外開放及び人民元建て資本勘定の自由交換を実現することも明らかにしている。さらに、グローバル企業の海外での資金運用制限の緩和、海外での貸出比率の引き上げ、企業の外債登記管理制度改革の推進、株式市場や債券市場の対外開放、海外企業による中国国内での人民元建て債券の発行、投資及び取引を拡大することも計画で明示し、実際に実行している。

引き続き外資に対する優遇政策は存在するが、従来の外資導入政策が中国の国内企業の競争力の低下等を引き起こしたり、誘致を希望する先端技術の導入が進んでいなかったりする等の理由から、中国政府は外資誘致政策を転換しつつあり、現在は外資誘致を「優良な外資を選択して導入する」方針に転換している。

中国の製造業に対する経済政策については、2015年に国務院より「中国製造2025」が発表された。集積回路や専用設備、情報通信設備、新エネルギー自動車等の10項目を重点分野と位置付け、中国が2025年までに製造強国戦略を実施するための最初の10年の行動綱領が記載されたものの、その後は後述する第14次五カ年計画（2021～2025年）への言及がなくなり、近年では実質的な取組みは明言されていない。

「第13次五カ年計画」（2016年～2020年）の想定期間より「中国製造2025」は5年先まで想定しているが、「第13次五カ年計画」の大枠の中で展開されている。重点分野に位置付けられた産業には政府から産業振興のための多額の補助金が交付されている。最近の米国と中国との貿易摩擦の議論でも、米国はこの中国政府の補助金による産業保護を問題視している。

2020年10月26日から29日まで北京で中国共産党第19期第五回全体会議が開催された。この全体会議の中で、2021年以降を対象とする「第14次五カ年計画」と「2035年ビジョンの設定に関する建議」が審議通過した。「第14次五カ年計画」は、2021年3月11日に承認され、12日に正式に発表された。

「2035年ビジョン」の草案では、2035年までに達成したい基本的な社会主義現代化の将来目標を設定している。2035年までに国内総生産（GDP）と一人あたりの収入を2倍（中等先進国レベルに達することは可能であるとしている。最初の5年間の取組みは、「第14次五カ年計画」で具体化されているが、具体的な数値目標は設定されていない。「第14次五カ年計画」では「社会主義の現代化の基礎的実現」に向けて邁進する重要な時期と位置付けられている。以下は「第14次五カ年計画」で記載された中国の重点発展分野の中で、特に進出する日系企業に影響のありそうな項目を編集し提示している。

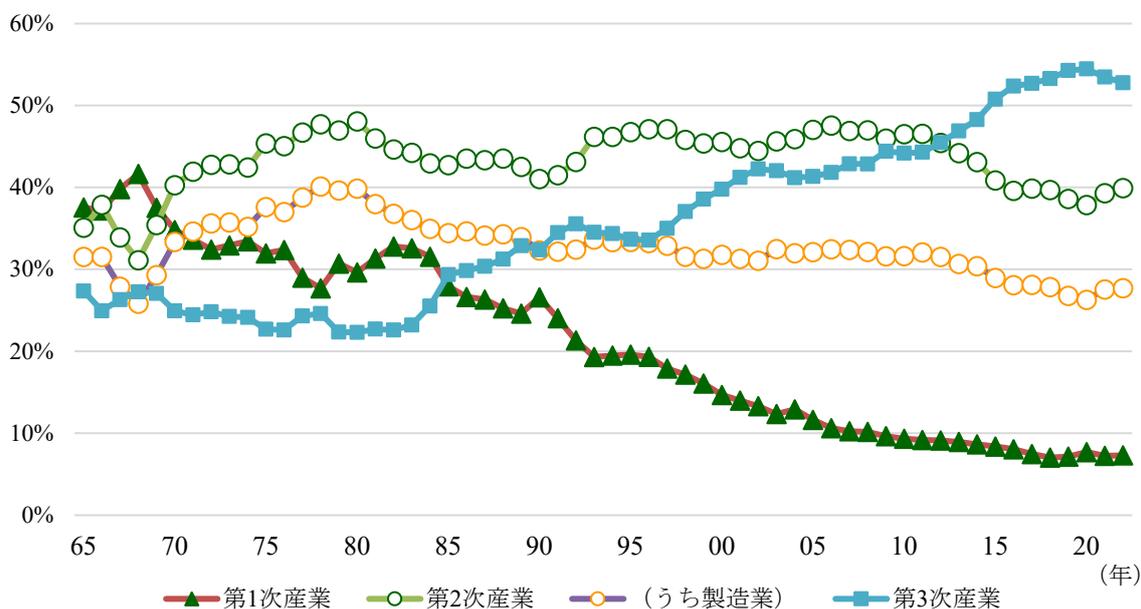
- ・テクノロジー・イノベーション:「イノベーションの新しい主体としての企業の地位を高め、各種イノベーション要素の企業への集約化の促進」。人工知能 (AI)、量子情報、集約回路 (IC)、ヘルスケア、脳科学、生物育成、航空宇宙関係、深地層、深海等の先端分野へのフォーカス。北京、上海や広東・香港・マカオ (グレーターベイエリア: GBA) でのテクノロジー・イノベーションセンターの設立支援。
- ・製造業: バリューチェーンとサプライチェーンを近代的な産業システムの中核に位置付け「デジタル化推進の加速」。戦略的な新興産業の発展、次世代技術情報、バイオ医療品市場の発展、新エネルギー、新素材、新エネルギー車の構成比の大幅な上昇。
- ・金融業: 「中央銀行デジタル通貨 (CBDC) の研究開発の確実な推進」、株式発行の登録制度の全面実施、上場廃止の正常化メカニズムの確立。中小規模銀行のリスク対応力の強化支援。
- ・投資: インフラ、公共サービス施設工事、生態系、環境保護、公衆衛生、防災等の分野の弱点の補強。新型インフラ、新型都市化、交通・水利等の大型工事の推進。
- ・消費: 「内需拡大戦略を断固実施し、完全な内需体系の育成を加速させる」、「国内の大きな循環を通じて世界の資源要素を引き寄せる」サービス市場の発展。祝日、休日制度を改善し有給休暇制度を徹底し、祝日、休日における消費の拡大。
- ・不動産: 住宅を投機の対象としてではなく、住むためのものと位置付け、賃貸と分譲を同時に推進。土地使用権払下金収入の分配の仕組みの改善。
- ・環境保護: 炭素排出を削減し、炭素排出量のピークを抑えるように支援、2030年までの最大炭素排出行動プランの策定 (2060年までにカーボンニュートラルを達成)。中国炭素市場の開始。
- ・国家安全: 国家安全保障戦略の策定 (この分野は第13次五カ年計画にはない新規の項目)。

2. 産業構造

中国の産業構造は1965年から2015年の50年間で大幅な変化を見せている (図表 3-4 参照)。1960年代後半の中国経済の産業構造を見ると、第1次産業、第2次産業、第3次産業ともに約3割のシェアを占めており、各産業間で大きな隔たりは見られなかった。しかし、1970年代後半になると製造業を中心とした経済発展が始まったこともあり、第2次産業の割合が急激に伸び4割から5割近くを占めるようになった一方で、第1次産業の占める割合が低下し1割を切る状態となった。第2次産業の伸びも続かず、2010年代に入ってから第3次産業の台頭に伴いその割合が急激に低下し近年では40%前後を推移している。

第3次産業は1970年代後半には横ばいの状態であったが、1980年代後半から急激に中国の産業において占める割合が増加し現在に至るまで右肩上がりに増加している。しかし、一番急激な変化を見せているのは第1次産業であり、1970年に4割近くを占めていたが、2015年には1割を切る状態となっており、中国において大幅な産業構造の変化をもたらす原因の一つとなっている。

図表 3-4 第1～3次産業の構成比の推移



(注) 製造業の構成比に関して1965年は1966年の値を便宜的に採用している。

(出所) World Bank より作成

この10年間で一番増加幅が大きかったのは第3次産業で、2006年はGDPの4割を占めていたが、2016年から2022年にかけては、5割以上に増加した。中国国家統計局の資料によると、特に、小売や卸売業、不動産業、金融業のGDPに占める割合の増加が著しい。

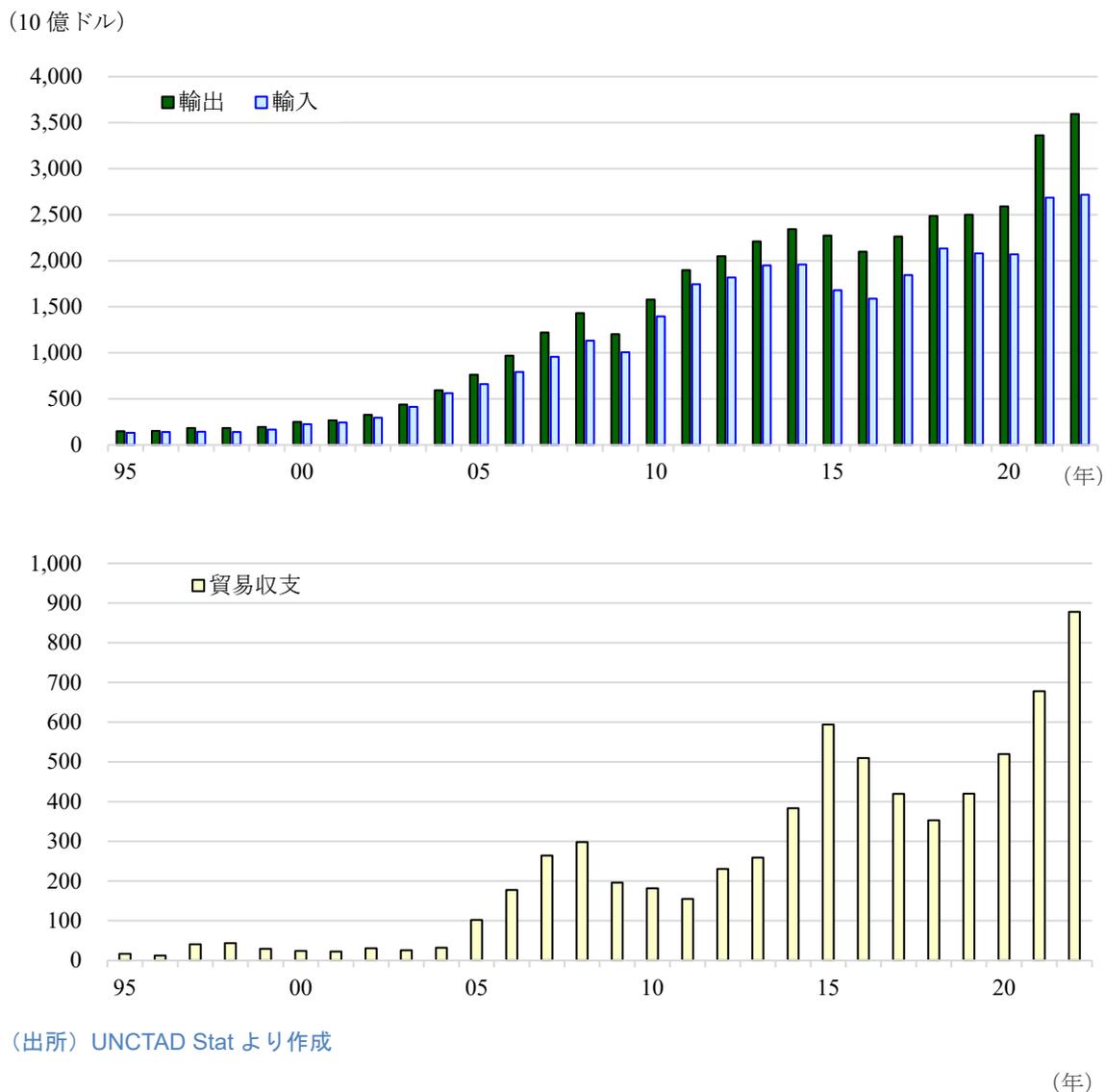
3. 貿易構造

(1) 輸出・輸入・貿易収支の推移

中国における輸出入の状況としては、一貫して輸出額が輸入額を上回る状況が続いている。2000年ごろまでは、ほぼ貿易収支が均衡していたが、2001年にWTOに加盟して数年経過した2005年ごろから輸出額が輸入額を大幅に上回るようになり、現在に至るまで大幅な貿易黒字の状況が続いている（図表3-5上段参照）。

なお、貿易収支のグラフによると（図表3-5下段参照）、2005年ごろから貿易黒字が増加し始めたが、2008年のリーマンショックでいったん貿易黒字が大幅に減少している。しかし、2012年からまた増加し始め、2015年と2016年には大幅な貿易黒字を計上することとなった。2018年は米中摩擦の影響から貿易収支が下落したものの、2022年まで回復傾向が続き、貿易収支は過去最高となっているが、これは近年の経済不況による内需の低迷が影響しているとも考えられる。

図表 3-5 輸出・輸入と貿易収支の推移（単位：10 億ドル）



(2) 品目別輸出・輸入の動向

中国の 2022 年の輸出額は 3 兆 5,936 億ドルであり、セグメント別に見た主な輸出分野は「機械類・輸送用機器」の構成比が 46.5%を占めている。輸出総額の推移を見ると、2012 年から 2014 年までは増加傾向が続いた後、2015 年、2016 年と減少しているものの、再び 2017 年、2018 年は増加傾向となっている。2019 年と 2020 年は新型コロナウイルスの影響から停滞していたが、2021 年は大幅に増加している。2022 年は「機械類・輸送用機器」の中で特に通信・音響機器の伸びが顕著であり、2021 年と比較すると 56%上昇している。

中国の 2022 年の輸入額は 2 兆 7,159 億ドルであり、「機械類・輸送用機器」の構成比が最も大きく、輸入全体の 33.3%を占めている。輸入総額の推移を見ると、輸出同様に 2012 年から 2014 年までは増加傾向にあったものの、2015 年、2016 年と減少が続いた。その後 2019 年、2020 年の減少を経て 2021 年からは大幅な増加に転じている。近年は、「鉱物性燃料等」の増加が顕著である。

図表 3-6 主要輸出品目

(100万ドル/暦年)	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
輸出総額	2,048,782 (100.0%)	2,209,007 (100.0%)	2,342,293 (100.0%)	2,273,468 (100.0%)	2,097,637 (100.0%)	2,263,371 (100.0%)	2,486,440 (100.0%)	2,499,207 (100.0%)	2,589,098 (100.0%)	3,362,302 (100.0%)	3,593,601 (100.0%)
食料品・動物	52,076 (2.5%)	55,726 (2.5%)	58,914 (2.5%)	58,154 (2.6%)	61,077 (2.9%)	63,587 (2.8%)	66,291 (2.7%)	65,893 (2.6%)	64,459 (2.5%)	70,787 (2.1%)	74,578 (2.1%)
飲料・たばこ	2,590 (0.1%)	2,609 (0.1%)	2,883 (0.1%)	3,309 (0.1%)	3,539 (0.2%)	3,468 (0.2%)	3,713 (0.1%)	3,468 (0.1%)	2,528 (0.1%)	2,751 (0.1%)	3,069 (0.1%)
食料に適さない原材料	14,340 (0.7%)	14,563 (0.7%)	15,826 (0.7%)	13,917 (0.6%)	13,100 (0.6%)	14,467 (0.6%)	17,190 (0.7%)	16,320 (0.7%)	14,979 (0.6%)	21,346 (0.6%)	24,049 (0.7%)
鉱物性燃料等	31,013 (1.5%)	33,786 (1.5%)	34,446 (1.5%)	27,902 (1.2%)	26,871 (1.3%)	35,389 (1.6%)	46,438 (1.9%)	46,851 (1.9%)	31,441 (1.2%)	41,678 (1.2%)	64,329 (1.8%)
動植物性油脂	584 (0.0%)	630 (0.0%)	678 (0.0%)	692 (0.0%)	614 (0.0%)	873 (0.0%)	1,113 (0.0%)	1,190 (0.0%)	1,439 (0.1%)	2,403 (0.1%)	3,685 (0.1%)
化学製品	113,522 (5.5%)	119,566 (5.4%)	134,482 (5.7%)	129,526 (5.7%)	121,846 (5.8%)	141,230 (6.2%)	167,420 (6.7%)	161,734 (6.5%)	169,100 (6.5%)	264,169 (7.9%)	313,203 (8.7%)
素材製造品 (皮革、紙、鉄鋼等)	334,162 (16.3%)	361,782 (16.4%)	401,749 (17.2%)	392,608 (17.3%)	352,683 (16.8%)	370,183 (16.4%)	406,502 (16.3%)	408,836 (16.4%)	436,305 (16.9%)	543,373 (16.2%)	597,855 (16.6%)
織物用糸・ 繊維製品	95,450	106,578	111,664	108,934	104,605	109,595	118,530	119,575	154,091	145,569	148,132
非金属鉱物製 品	42,046	47,213	49,812	53,061	43,244	42,906	45,916	48,311	48,519	60,844	67,865
鉄鋼	53,833	54,689	72,260	63,829	55,321	55,756	62,605	55,081	46,451	84,454	100,906
金属製品	73,129	78,334	85,885	89,131	78,060	85,832	95,033	100,973	107,039	143,993	156,982
機械類・輸送用機 器	965,288 (47.1%)	1,039,527 (47.1%)	1,071,813 (45.8%)	1,060,769 (46.7%)	985,554 (47.0%)	1,085,569 (48.0%)	1,211,104 (48.7%)	1,199,072 (48.0%)	1,261,186 (48.7%)	1,621,654 (48.2%)	1,671,106 (46.5%)
その他産業機 械・部品	86,483	93,953	102,102	101,087	100,049	107,689	119,887	123,176	128,327	164,489	175,928
事務用機器・ コンピュータ 通信・音響機 器	227,988	223,798	225,665	192,966	174,090	260,856	284,461	261,550	278,032	333,629	281,024
電気機器	229,468	252,817	276,276	292,588	277,574	237,856	260,736	244,420	250,175	289,208	450,933
電気機器	241,104	293,403	280,223	288,353	264,454	287,296	328,507	354,922	391,935	523,635	413,631
雑製品	533,788 (26.1%)	579,090 (26.2%)	619,234 (26.4%)	584,210 (25.7%)	526,553 (25.1%)	542,845 (24.0%)	560,764 (22.6%)	577,789 (23.1%)	579,119 (22.4%)	753,708 (22.4%)	792,509 (22.1%)
家具・部品	56,187	59,488	59,933	60,633	55,516	58,336	63,138	63,629	69,058	86,876	80,665
衣類・同附属 品	159,614	177,435	186,613	174,573	158,180	157,464	157,961	151,537	141,501	176,050	182,416
業務用機器・ 医療用機器	58,677	59,828	58,840	58,351	53,224	55,430	55,112	55,317	62,810	76,082	84,170
その他の雑製 品	146,131	155,549	174,439	146,913	134,222	144,000	154,311	169,712	180,386	250,869	264,325
その他	1,417 (0.1%)	1,729 (0.1%)	2,267 (0.1%)	2,381 (0.1%)	5,801 (0.3%)	5,759 (0.3%)	5,902 (0.2%)	18,053 (0.7%)	28,543 (1.1%)	40,432 (1.2%)	49,220 (1.4%)

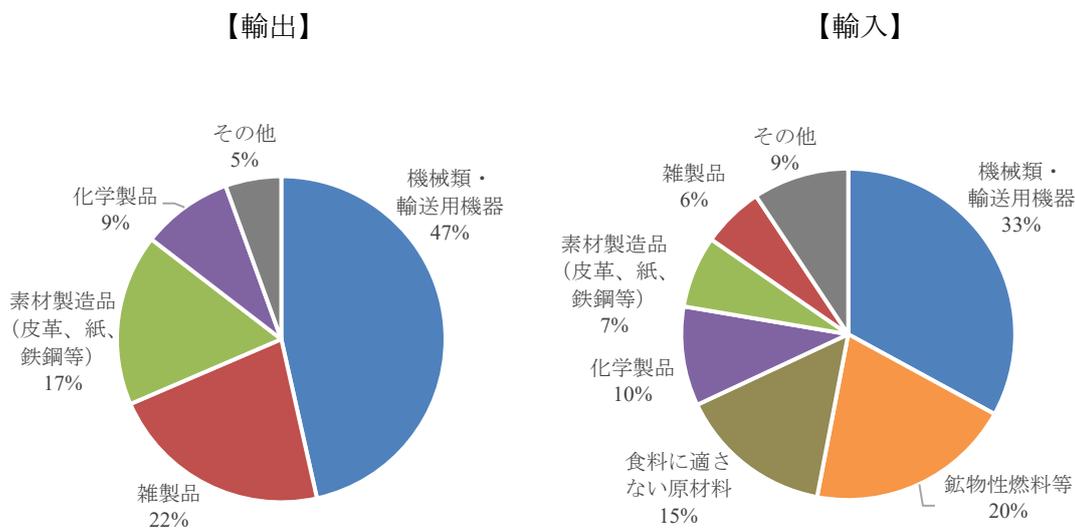
(出所) UNCTAD Stat より作成

図表 3-7 主要輸入品目

(100万ドル/暦年)	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
輸入総額	1,818,199 (100.0%)	1,949,992 (100.0%)	1,959,235 (100.0%)	1,679,564 (100.0%)	1,587,921 (100.0%)	1,843,793 (100.0%)	2,133,605 (100.0%)	2,079,286 (100.0%)	2,069,568 (100.0%)	2,684,363 (100.0%)	2,715,998 (100.0%)
食品・動物	35,262 (1.9%)	41,701 (2.1%)	46,827 (2.4%)	50,501 (3.0%)	49,156 (3.1%)	54,417 (3.0%)	64,925 (3.0%)	80,884 (3.9%)	98,403 (4.8%)	123,023 (4.6%)	131,418 (4.8%)
飲料・たばこ	4,403 (0.2%)	4,510 (0.2%)	5,222 (0.3%)	5,774 (0.3%)	6,096 (0.4%)	7,028 (0.4%)	7,665 (0.4%)	7,661 (0.4%)	6,204 (0.3%)	7,625 (0.3%)	7,069 (0.3%)
食料に適さない原材料	269,564 (14.8%)	286,371 (14.7%)	269,642 (13.8%)	209,710 (12.5%)	202,544 (12.8%)	259,104 (14.1%)	270,743 (12.7%)	283,884 (13.7%)	300,743 (14.5%)	424,957 (15.8%)	401,844 (14.8%)
採油用の種・果実	37,743	41,438	44,516	38,363	37,048	43,048	41,794	38,433	43,312	58,102	65,866
金属鉱・金属くず	158,702	171,493	153,663	108,790	105,460	142,130	150,415	176,848	196,029	291,414	250,120
鉱物性燃料等	313,019 (17.2%)	315,160 (16.2%)	316,756 (16.2%)	198,589 (11.8%)	176,526 (11.1%)	249,617 (13.5%)	347,189 (16.3%)	348,110 (16.7%)	273,695 (13.2%)	402,518 (15.0%)	535,291 (19.7%)
石油・同製品	263,741	260,948	263,973	161,215	139,018	193,586	274,198	271,343	206,881	295,789	401,315
天然ガス・製造ガス	20,199	24,727	30,165	24,895	23,002	33,008	47,906	53,010	45,592	69,888	90,727
動植物性油脂	13,243 (0.7%)	10,997 (0.6%)	9,292 (0.5%)	8,032 (0.5%)	7,352 (0.5%)	8,965 (0.5%)	9,015 (0.4%)	10,445 (0.5%)	11,963 (0.6%)	16,832 (0.6%)	16,494 (0.6%)
化学製品	178,567 (9.8%)	189,635 (9.7%)	192,439 (9.8%)	170,699 (10.2%)	163,474 (10.3%)	192,445 (10.4%)	222,399 (10.4%)	217,671 (10.5%)	212,156 (10.3%)	261,824 (9.8%)	262,849 (9.7%)
有機化合物	60,694	65,544	59,891	47,758	43,864	55,447	67,539	56,931	45,355	60,939	58,640
医薬品	13,869	16,196	19,067	20,315	22,052	26,237	28,888	34,774	35,805	42,635	40,761
プラスチック (成型前)	52,595	55,145	57,605	49,175	45,061	51,765	56,448	53,296	52,473	61,146	56,154
その他の化学製品	19,368	20,392	21,753	19,339	19,291	21,047	23,769	23,316	24,635	30,904	33,369
素材製造品 (皮革、紙、鉄鋼等)	146,246 (8.0%)	148,365 (7.6%)	173,113 (8.8%)	134,361 (8.0%)	123,232 (7.8%)	138,363 (7.5%)	153,893 (7.2%)	142,013 (6.8%)	170,376 (8.2%)	212,042 (7.9%)	199,709 (7.4%)
機械類・輸送用機器	653,429 (35.9%)	710,698 (36.4%)	724,833 (37.0%)	683,235 (40.7%)	658,488 (41.5%)	736,861 (40.0%)	841,569 (39.4%)	788,431 (37.9%)	830,353 (40.1%)	1,007,806 (37.5%)	904,547 (33.3%)
電気機器	308,311	357,309	346,952	349,251	339,762	381,406	444,571	428,414	477,719	582,060	133,909
自動車・バイク等	70,411	73,989	89,380	69,496	71,380	79,100	81,389	75,012	73,911	86,300	80,802
雑製品	135,693 (7.5%)	137,819 (7.1%)	138,347 (7.1%)	132,543 (7.9%)	124,154 (7.8%)	130,913 (7.1%)	140,596 (6.6%)	141,357 (6.8%)	143,352 (6.9%)	167,322 (6.2%)	172,341 (6.3%)
その他	68,772 (3.8%)	104,736 (5.4%)	82,764 (4.2%)	86,120 (5.1%)	76,898 (4.8%)	66,079 (3.6%)	75,611 (3.5%)	58,831 (2.8%)	22,323 (1.1%)	60,413 (2.3%)	84,435 (3.1%)

(出所) UNCTAD Stat より作成

図表 3-8 輸出品目と輸入品目の構成（2022年）



（出所）UNCTAD Stat より作成

(3) 輸出入の国別動向

2012年から2022年にかけての10年間の国別シェアを見ると、輸出では、2022年まで一貫して米国が最大の輸出相手国となっているが（図表3-11参照）、一方で輸入においては、日本もしくは韓国からの輸入額が最大となっていたが、2020年以降は台湾が最大の輸入元国となっている（図表3-12参照）。また、2012年時には14.1%を占めていたEUへの輸出は安定して13%～15%台で推移し、2022年は15.7%と、輸出金額の倍増に伴って割合も増加している。ASEAN諸国全体への輸出の構成比も10.0%から15.8%へと増加した。

図表3-9は、2017年と2022年との輸出の増減額を、中国の主要輸出相手国・地域ごとに表している。これによると、米国向け輸出が増加した主因は、「機械類・輸送用機器」と「雑製品」が大きく貢献している。一方で、同期間中の他の主要輸出相手国と比較すると、香港は増加額が低く、「電気機器」が310億ドル減少していることがその大きな要因の一つとなっていることが分かる。

図表3-10は、2017年から2022年にかけて輸入額の変動が大きかった品目の変動額を、輸入総額に占める比率が高かった国との間で比較したものである。どの主要輸入相手国も、増減の大きい品目は「通信・音響機器」と「電気機器」であった。中でも、台湾の「通信・音響機器」は1,609億ドル増加しており、「電気機器」は806億ドル減少している。

図表 3-9 品目別輸出増加額（対主要輸出相手国・地域：2017年→2022年）

（分野、億ドル）	米国	香港	日本	韓国	ベトナム	小計	全体
全体	1,524	183	357	599	753	3,417	13,302
素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）	185	-13	58	86	159	475	2,277
金属製品	111	0	21	26	32	190	712
機械類・輸送用機器	568	150	129	212	340	1,399	5,855
その他産業機械・部品	86	-2	24	26	26	159	682
通信・音響機器	134	585	54	173	166	1,112	2,131
電気機器	235	-310	25	1	85	36	1,263
自動車・バイク等	40	31	15	17	16	119	885
雑製品	546	-48	71	114	144	827	2,497
衣類・同附属品	75	-53	-10	20	7	39	250
その他の雑製品	356	29	44	42	39	511	1,203

（注） 各国とも増加額が顕著だった項目のみを記載

（出所） UNCTAD Stat より作成

図表 3-10 品目別輸入増加額（対主要輸入相手国・地域：2017年→2022年）

（分野、億ドル）	台湾	韓国	日本	米国	オーストラリア	小計	全体
全体	821	221	187	245	471	1,094	8,722
鉱物性燃料等	1	-28	0	118	13	104	2,857
化学製品	-17	66	71	98	-5	213	704
無機化合物	-1	35	8	2	0	43	156
香料用精油・洗剤	1	14	44	17	1	76	160
機械類・輸送用機器	878	190	67	-96	-1	1,038	1,677
専門機械	6	-2	35	27	0	65	138
事務用機器・コンピュータ	69	-18	-46	-9	0	-3	-268
通信・音響機器	1,609	912	203	121	0	2,846	4,378
電気機器	-806	-678	-116	-105	-1	-1,706	-2,475
雑製品	-27	-35	14	23	0	-25	414
業務用機器・医療用機器	-34	-33	-10	14	0	-63	211

（注） 各国とも増加額が顕著だった項目のみを記載

（出所） UNCTAD Stat より作成

図表 3-11 によると、中国の主な輸出相手国・地域（2022 年）は、①米国（構成比：16.2%）、②香港（同 8.3%）、③日本（同 4.8%）、④韓国（同 4.5%）、⑤ベトナム（同 4.1%）となっている。

図表 3-12 によると、中国の主な輸入相手国・地域（2022 年）は、①台湾（構成比：8.8%）、②韓国（同 7.4%）、③日本（同 6.8%）、④米国（同 6.6%）、⑤オーストラリア（同 5.2%）となっている。

貿易額の大きい国や地域との貿易収支の関係をみると（図表 3-14 参照）、中国は、香港、米国に対しては大きく輸出超過（貿易黒字）で、台湾、韓国に対しては輸入超過（貿易赤字）であることが分かる。

図表 3-11 主要輸出相手国・地域

(単位：100万 ドル/暦年)		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
輸出		2,048,782	2,209,007	2,342,293	2,273,468	2,097,637	2,263,371	2,486,440	2,499,207	2,589,098	3,362,302	3,593,601
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
先進国	日本	151,627 7.4%	150,133 6.8%	149,391 6.4%	135,616 6.0%	129,268 6.2%	137,259 6.1%	147,049 5.9%	143,245 5.7%	142,597 5.5%	165,823 4.9%	172,927 4.8%
	韓国	87,674 4.3%	91,165 4.1%	100,333 4.3%	101,286 4.5%	93,707 4.5%	102,704 4.5%	108,756 4.4%	110,974 4.4%	112,476 4.3%	148,847 4.4%	162,621 4.5%
	台湾	36,777 1.8%	40,634 1.8%	46,277 2.0%	44,899 2.0%	40,235 1.9%	43,983 1.9%	48,661 2.0%	55,153 2.2%	60,168 2.3%	78,491 2.3%	81,697 2.3%
	香港	323,445 15.8%	384,498 17.4%	363,077 15.5%	330,463 14.5%	287,252 13.7%	279,211 12.3%	301,702 12.1%	278,825 11.2%	271,708 10.5%	349,442 10.4%	297,538 8.3%
	シンガ ポール	40,750 2.0%	45,832 2.1%	48,911 2.1%	51,942 2.3%	44,496 2.1%	45,019 2.0%	49,043 2.0%	54,798 2.2%	57,625 2.2%	55,215 1.6%	81,168 2.3%
	米国	352,438 17.2%	369,064 16.7%	397,099 17.0%	409,979 18.0%	385,678 18.4%	430,328 19.0%	479,279 19.3%	419,323 16.8%	452,493 17.5%	577,126 17.2%	582,756 16.2%
	ドイツ	69,213 3.4%	67,343 3.0%	72,703 3.1%	69,155 3.0%	65,214 3.1%	71,134 3.1%	77,489 3.1%	79,789 3.2%	86,807 3.4%	115,182 3.4%	116,227 3.2%
	オラン ダ	58,899 2.9%	60,315 2.7%	64,929 2.8%	59,453 2.6%	57,447 2.7%	67,132 3.0%	72,835 2.9%	73,979 3.0%	79,006 3.1%	102,433 3.0%	117,731 3.3%
	イギリ ス	46,297 2.3%	50,942 2.3%	57,141 2.4%	59,567 2.6%	55,664 2.7%	56,714 2.5%	56,543 2.3%	62,425 2.5%	72,561 2.8%	87,030 2.6%	81,545 2.3%
	途上国	マレー シア	36,526 1.8%	45,931 2.1%	46,353 2.0%	43,980 1.9%	37,660 1.8%	41,712 1.8%	45,376 1.8%	52,142 2.1%	56,301 2.2%	78,698 2.3%
ベトナム		34,213 1.7%	48,586 2.2%	63,730 2.7%	66,017 2.9%	61,094 2.9%	71,617 3.2%	83,877 3.4%	97,869 3.9%	113,815 4.4%	137,905 4.1%	146,960 4.1%
インド		47,677 2.3%	48,432 2.2%	54,217 2.3%	58,228 2.6%	58,398 2.8%	68,042 3.0%	76,676 3.1%	74,825 3.0%	66,719 2.6%	97,511 2.9%	118,502 3.3%
その他	763,247 37.3%	806,133 36.5%	878,130 37.5%	842,881 37.1%	781,523 37.3%	848,515 37.5%	939,156 37.8%	995,859 39.8%	1,016,821 39.3%	1,368,599 40.7%	1,540,218 42.9%	

【参考】

ASEAN	204,274 10.0%	244,040 11.0%	272,046 11.6%	277,291 12.2%	256,001 12.2%	279,502 12.3%	319,003 12.8%	359,511 14.4%	383,675 14.8%	483,530 14.4%	567,287 15.8%
EU27	289,273 14.1%	288,249 13.0%	313,980 13.4%	296,555 13.0%	283,659 13.5%	315,619 13.9%	352,382 14.2%	366,725 14.7%	391,264 15.1%	518,655 15.4%	562,453 15.7%

(出所) UNCTAD Stat より作成

図表 3-12 主要輸入相手国・地域

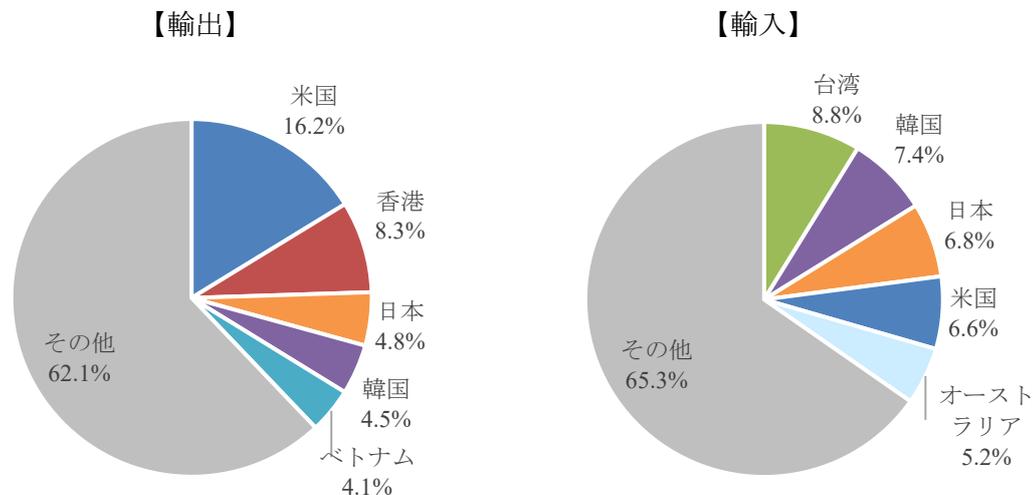
(単位：100万 ドル/暦年)		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
輸入		1,818,199 100.0%	1,949,992 100.0%	1,959,235 100.0%	1,679,564 100.0%	1,587,921 100.0%	1,843,793 100.0%	2,133,605 100.0%	2,079,286 100.0%	2,069,568 100.0%	2,684,363 100.0%	2,715,998 100.0%
先進国	日本	177,832 9.8%	162,246 8.3%	162,921 8.3%	142,903 8.5%	145,671 9.2%	165,794 9.0%	180,661 8.5%	171,769 8.3%	174,655 8.4%	205,524 7.7%	184,497 6.8%
	韓国	168,728 9.3%	183,073 9.4%	190,109 9.7%	174,506 10.4%	158,975 10.0%	177,553 9.6%	204,643 9.6%	173,559 8.3%	173,100 8.4%	213,445 8.0%	199,667 7.4%
	台湾	132,199 7.3%	156,405 8.0%	152,007 7.8%	143,205 8.5%	138,847 8.7%	155,961 8.5%	177,615 8.3%	173,014 8.3%	200,498 9.7%	249,877 9.3%	238,092 8.8%
	米国	133,766 7.4%	153,395 7.9%	160,065 8.2%	148,693 8.9%	135,120 8.5%	154,442 8.4%	156,016 7.3%	123,792 6.0%	136,340 6.6%	180,972 6.7%	178,957 6.6%
	オース トラリ ア	84,568 4.7%	98,954 5.1%	97,631 5.0%	73,510 4.4%	70,895 4.5%	95,009 5.2%	105,811 5.0%	121,290 5.8%	117,694 5.7%	163,730 6.1%	142,091 5.2%
	ドイツ	91,933 5.1%	94,157 4.8%	105,013 5.4%	87,623 5.2%	86,109 5.4%	96,940 5.3%	106,324 5.0%	105,087 5.1%	105,111 5.1%	119,920 4.5%	111,398 4.1%
	ロシア	44,138 2.4%	39,668 2.0%	41,594 2.1%	33,259 2.0%	32,260 2.0%	41,390 2.2%	59,141 2.8%	61,191 2.9%	57,844 2.8%	78,971 2.9%	114,149 4.2%
途上国	インド ネシア	31,936 1.8%	31,424 1.6%	24,485 1.2%	19,886 1.2%	21,414 1.3%	28,574 1.5%	34,152 1.6%	34,114 1.6%	37,481 1.8%	63,887 2.4%	77,770 2.9%
	ベトナム	16,229 0.9%	16,892 0.9%	19,906 1.0%	29,832 1.8%	37,172 2.3%	50,375 2.7%	63,956 3.0%	64,117 3.1%	78,473 3.8%	92,316 3.4%	87,961 3.2%
	マレー シア	58,305 3.2%	60,153 3.1%	55,652 2.8%	53,277 3.2%	49,270 3.1%	54,426 3.0%	63,205 3.0%	71,910 3.5%	75,174 3.6%	98,193 3.7%	109,879 4.0%
	ブラジ ル	52,281 2.9%	54,299 2.8%	51,653 2.6%	44,089 2.6%	45,855 2.9%	58,857 3.2%	77,570 3.6%	79,963 3.8%	85,517 4.1%	109,878 4.1%	109,522 4.0%
	サウジ アラビ ア	54,861 3.0%	53,451 2.7%	48,508 2.5%	30,021 1.8%	23,626 1.5%	31,762 1.7%	45,854 2.1%	54,196 2.6%	39,070 1.9%	56,962 2.1%	78,046 2.9%
その他	771,421 42.4%	845,876 43.4%	849,691 43.4%	698,760 41.6%	642,708 40.5%	732,709 39.7%	858,658 40.2%	845,286 40.7%	788,611 38.1%	1,050,690 39.1%	1,083,969 39.9%	

【参考】

ASEAN	195,868 10.8%	199,559 10.2%	208,240 10.6%	194,475 11.6%	196,307 12.4%	235,951 12.8%	269,383 12.6%	282,345 13.6%	301,967 14.6%	395,154 14.7%	408,054 15.0%
EU27	195,344 10.7%	200,869 10.3%	220,449 11.3%	189,842 11.3%	189,462 11.9%	222,650 12.1%	249,621 11.7%	252,718 12.2%	258,516 12.5%	309,817 11.5%	285,368 10.5%

(出所) UNCTAD Stat より作成

図表 3-13 輸出相手国・地域と輸入相手国・地域の構成（2022年）



(出所) UNCTAD Stat より作成

図表 3-14 国別の貿易収支の推移

(単位：100万ドル/暦年)	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
貿易収支	230,583	259,015	383,058	593,904	509,717	419,578	352,834	419,922	519,531	677,939	877,604	
先進国	日本	-26,206	-12,113	-13,529	-7,286	-16,402	-28,535	-33,612	-28,524	-32,059	-39,701	-11,570
	韓国	-81,055	-91,908	-89,775	-73,220	-65,267	-74,849	-95,887	-62,585	-60,624	-64,598	-37,046
	台湾	-95,422	115,771	105,730	-98,306	-98,612	111,978	128,954	117,860	140,330	171,386	156,395
	香港	305,550	368,291	350,456	317,717	270,551	271,893	293,198	269,758	264,726	339,742	289,692
	シンガポール	12,221	15,767	18,082	24,362	18,482	10,770	15,315	19,561	26,009	16,412	47,209
	オーストラリア	-46,833	-61,400	-58,485	-33,203	-33,613	-53,571	-58,573	-80,983	-80,411	-122,292	-94,853
	米国	218,672	215,669	237,035	261,286	250,558	275,886	323,263	295,531	316,153	396,154	403,799
	ドイツ	-22,720	-26,814	-32,310	-18,469	-20,895	-25,806	-28,834	-25,298	-18,303	-4,738	4,829
	オランダ	50,195	50,490	55,588	50,676	47,637	55,860	60,502	62,777	66,217	88,428	105,215
	イギリス	29,495	31,863	33,414	40,633	36,983	34,385	32,672	38,494	52,690	61,377	59,722
ロシア	-82	9,923	12,083	1,498	5,079	1,440	-11,176	-11,442	-7,340	-11,421	-38,026	
途上国	タイ	-7,354	-5,805	-4,043	1,122	-1,350	-3,054	-1,751	-577	2,374	7,537	21,962
	マレーシア	-21,779	-14,223	-9,299	-9,297	-11,609	-12,714	-17,829	-19,768	-18,874	-19,495	-16,168
	ベトナム	17,983	31,694	43,824	36,185	23,922	21,243	19,920	33,752	35,342	45,589	58,999
	インド	28,880	31,462	37,859	44,859	46,634	51,697	57,842	56,839	45,742	69,373	101,019
	ブラジル	-18,867	-18,404	-16,763	-16,677	-23,879	-29,907	-43,904	-44,423	-50,564	-56,266	-47,552
	サウジアラビア	-36,408	-34,711	-27,933	-8,408	-4,975	-13,387	-28,426	-30,319	-10,975	-26,640	-40,055
	その他	-75,686	114,998	-47,417	80,431	86,473	50,205	-932	64,991	129,758	169,862	226,823

【参考】

ASEAN	8,406	44,481	63,805	82,816	59,694	43,552	49,621	77,166	81,708	88,377	159,233
EU27	93,928	87,380	93,531	106,713	94,197	92,970	102,761	114,006	132,748	208,838	277,085

(出所) UNCTAD Stat より作成

4. アジアの中の中国

(1) アジアの中で最も経済規模が大きい中国

IMF が 2023 年 4 月に発行した World Economic Outlook によれば、2022 年時点において世界で最も人口の多い国はインドであり、中国の人口は世界 2 位となっている。名目 GDP も米国に次いで世界 2 位を誇る大国である（図表 3-15 参照）。アジアにおいては名目 GDP が最も大きく、日本の 4 倍以上の経済規模となっている。

図表 3-15 日中韓・ASEAN との比較表（2022 年）

	人口 万人	面積 1,000 km ²	名目 GDP 億ドル	1 人あたり GDP ドル
日本	12,517 (3)	378 (5)	42,335 (2)	33,821 (3)
中国	141,255 (1)	9,597 (1)	181,000 (1)	12,813 (5)
韓国	5,164 (8)	100 (11)	16,652 (3)	32,250 (4)
インドネシア	27,486 (2)	1,911 (2)	13,188 (4)	4,798 (8)
フィリピン	11,157 (4)	300 (8)	4,043 (9)	3,623 (10)
ベトナム	9,946 (5)	331 (6)	4,065 (8)	4,087 (9)
タイ	7,008 (6)	513 (4)	5,362 (5)	7,651 (7)
ミャンマー	5,389 (7)	677 (3)	568 (10)	1,053 (13)
マレーシア	3,299 (9)	330 (7)	4,079 (7)	12,364 (6)
カンボジア	1,599 (10)	181 (10)	285 (11)	1,785 (12)
ラオス	748 (11)	237 (9)	153 (13)	2,047 (11)
シンガポール	564 (12)	0.7 (13)	4,668 (6)	82,808 (1)
ブルネイ	44 (13)	6 (12)	166 (12)	37,667 (2)
【参考】				
インド	142,333	3,287	33,864	2,379
米国	33,353	9,834	254,645	76,348

（注） 括弧内はランキング

（出所） IMF, “World Economic Outlook (2023/4)”より作成

(2) アジア諸国との貿易額の変化

中国のアジア諸国内での貿易額は増加傾向にある。2022 年の日本と韓国及び ASEAN10 向けの輸出総額は 9,028 億ドルと、2012 年の 4,436 億ドルの約 2 倍となった。特に ASEAN10 向けの増加が著しく、2022 年の輸出総額は 5,673 億ドルと、2012 年の 2,043 億ドルの約 2.75 倍となった（図表 3-16 参照）。

図表 3-16 日中韓・ASEAN 間の貿易額の変化（2012 年→2022 年）

輸出相手国	年	輸出元国				日中韓+ASEAN10
		日本	中国	韓国	ASEAN10	
日本	12		151,627	38,796	126,624	317,047
	22		172,927	30,588	129,767	333,282
	Diff		21,301	-8,208	3,143	16,236
中国	12	144,185		134,322	142,941	421,448
	22	144,539		155,696	292,878	593,114
	Diff	354		21,374	149,938	171,666
韓国	12	61,528	87,674		54,902	204,103
	22	54,042	162,621		81,203	297,866
	Diff	-7,486	74,948		26,301	93,763
ASEAN10	12	129,385	204,274	79,137		412,795
	22	118,212	567,287	124,814		810,313
	Diff	-11,173	363,013	45,677		397,518
日中韓+ASEAN10	12	335,097	443,574	252,255	324,467	1,355,393
	22	316,793	902,836	311,098	503,849	2,034,575
	Diff	-18,305	459,261	58,843	179,382	679,182

(出所) UNCTAD Stat より作成

(3) 賃金コストで比較した中国の位置付け

図表 3-17 は、ジェトロの投資コスト比較調査（2022 年 10 月時点掲載）を基に、製造業、非製造業別に月間基本給や残業代や賞与等の実質月額給与等を表している。

賃金単価は総じて 1 人あたり GDP で表される所得水準と比例する。中国の 1 人あたり GDP では 12,814 ドルで、日本の 33,812 ドルと比較すると、2.6 倍の差が生じている。他方、中国では、製造業の「中間管理職」の賃金コストは北京で 3,000 ドル（月額）を超えており、東京の 4,207 ドルと比較すると、約 1.3 倍の差に留まっている。非製造業では、成都を除く各都市の「スタッフ」の賃金が 1,000 ドル（月額）を上回っている。

図表 3-17 日中韓主要都市の賃金コスト等の比較

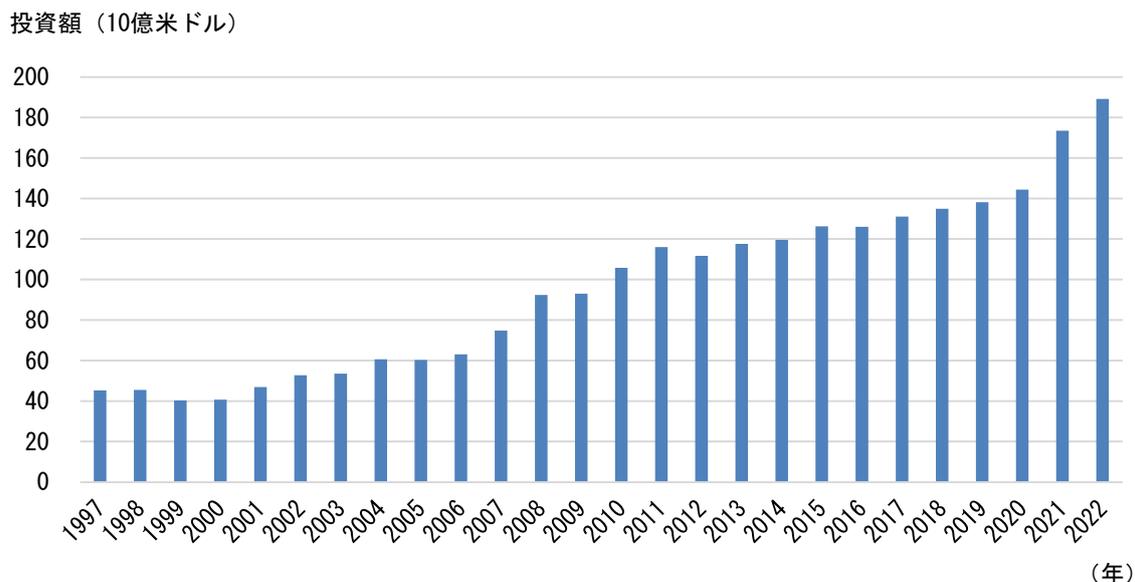
国名 1人あたり GDP	都市名 人口	製造業（月額）			非製造業（月額）	
		ワーカー	エンジニア	中間管理職	スタッフ	マネージャー
中国 12,814 ドル	大連 604 万人	506	822	1,268	1,037	2,185
	北京 2,189 万人	1,369	1,856	3,161	1,576	3,199
	武漢 1,050 万人	572	903	1,606	1,240	2,300
	深圳 1,744 万人	595	1,122	1,601	1,499	2,968
	上海 2,191 万人	1,124	1,304	2,509	1,441	2,978
	青島 920 万人	705	868	1,435	1,022	1,928
	重慶 3,102 万人	669	1,125	1,811	1,001	-
	成都 1,357 万人	636	984	2,000	891	1,782
	広州 1,610 万人	669	1,239	1,865	1,155	2,530
日本 33,812 ドル	東京 1,405 万人	2,140	2,790	4,207	2,157	4,170
韓国 32,250 ドル	ソウル 959 万人	2,416	2,979	3,768	2,383	3,586

（出所）IMF、ジェトロ、City Population、在中国（瀋陽、青島、重慶、広州）日本総領事館より作成

第4章 直接投資受入動向

1. 外国直接投資受入動向

図表 4-1 外国直接投資額の推移



（出所）国家统计局編「中国統計年鑑 2023」（表 11-14）「国別外商直接投資實際使用金額」より作成

図表 4-1 によると、中国の外国直接投資受入額は 2012 年の欧州危機の景気後退の波を受けて減少したが、その後は少しずつ増加し続け、2016 年は微減となった。2017 年以降、中国政府はいくつかの外国投資促進政策を公布しており、その結果、2022 年にかけて投資は増加傾向にあり、特に 2021 年の伸び率が著しい。これは、新型コロナウイルスからの回復や、外資参入の規制を緩和した「第 14 次五カ年（2021 年～2025 年）計画期間の外資導入発展計画」が、直接投資の急進外資誘致につながったと言える。

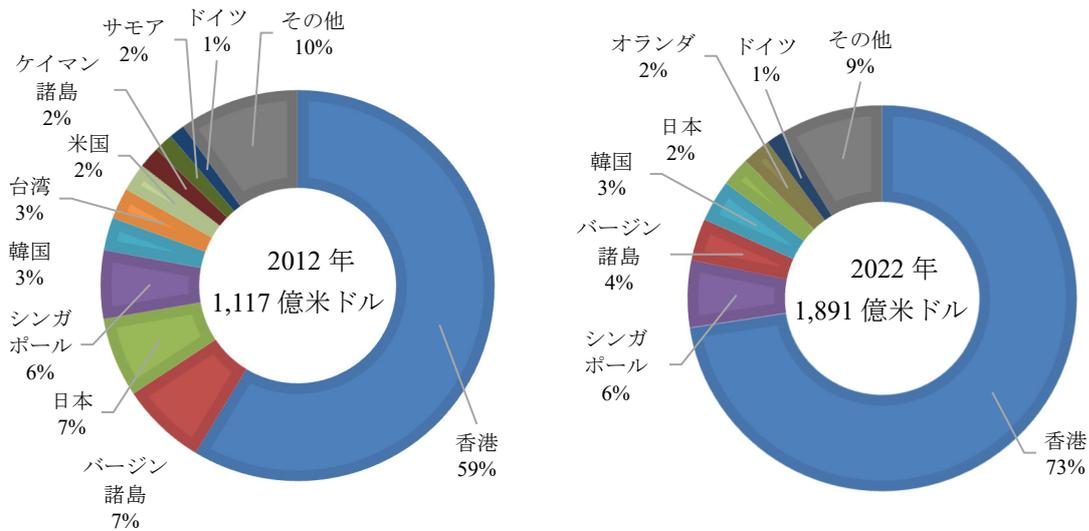
2022 年も大幅に上昇し過去最高の受入額を更新しており、例えば「製造業」の外国直接投資金額は、2021 年の 337 億ドルから、2022 年には初めて 400 億ドルの大台に乗る 497 億ドルを記録している。また、「科学研究、技術サービス、地質探査業」の分野でも直接投資が増加傾向にある（図表 4-3 参照）。一方で、2023 年度の 7～9 月（第 3 四半期）には、1998 年の統計開始後初めてマイナスとなり、地政学的緊張や不動産不況、内需低迷によるリスク低減の動きに影響を受けたと報道されている。

2. 国・地域別受入動向

中国への外国投資額の 2012 年度と 2022 年度の国・地域別受入動向を比較すると（図表 4-2 参照）、受入額は 774 億ドル増加しているものの、受入額上位の国はほぼ変化がない。

一方で、2012と2020年いずれも第1位である香港の内訳を見ると、割合が14%増加し7割を占めている。これは、香港に拠点を置く中国本土のオフショア企業が、香港経由で資金を本土に送金するようになったためと考えられており、香港は中国にとって重要な外国投資受入地域となっていると言える。2022年の国別内訳では第2位はシンガポール、第3位は英領バージン諸島（税務上の優遇措置適用上の経由と考えられる）、第4位の韓国に続き、第5位が日本であった。

図表 4-2 国・地域別外国直接投資受入額



(出所) 国家統計局編「中国統計年鑑2013」(表6-13)「国別外商直接投資実際使用金額」、「中国統計年鑑2023」(表11-14)「国別外商直接投資実際使用金額」より作成

3. 業種別受入動向

図表 4-3 は、業種別外国投資受入動向について直近3年間の数値を表にしたものである。「製造業」や「賃貸及びビジネスサービス業」、「科学研究、技術サービス、地質探査業」については多少の増減はあるものの高水準で推移し、「情報伝達、コンピューターサービス及びソフトウェア業」は継続的に増加傾向にある。一方で「不動産業」については、2020年と2021年は高い水準を保っていたものの、2022年は大幅に減少した。

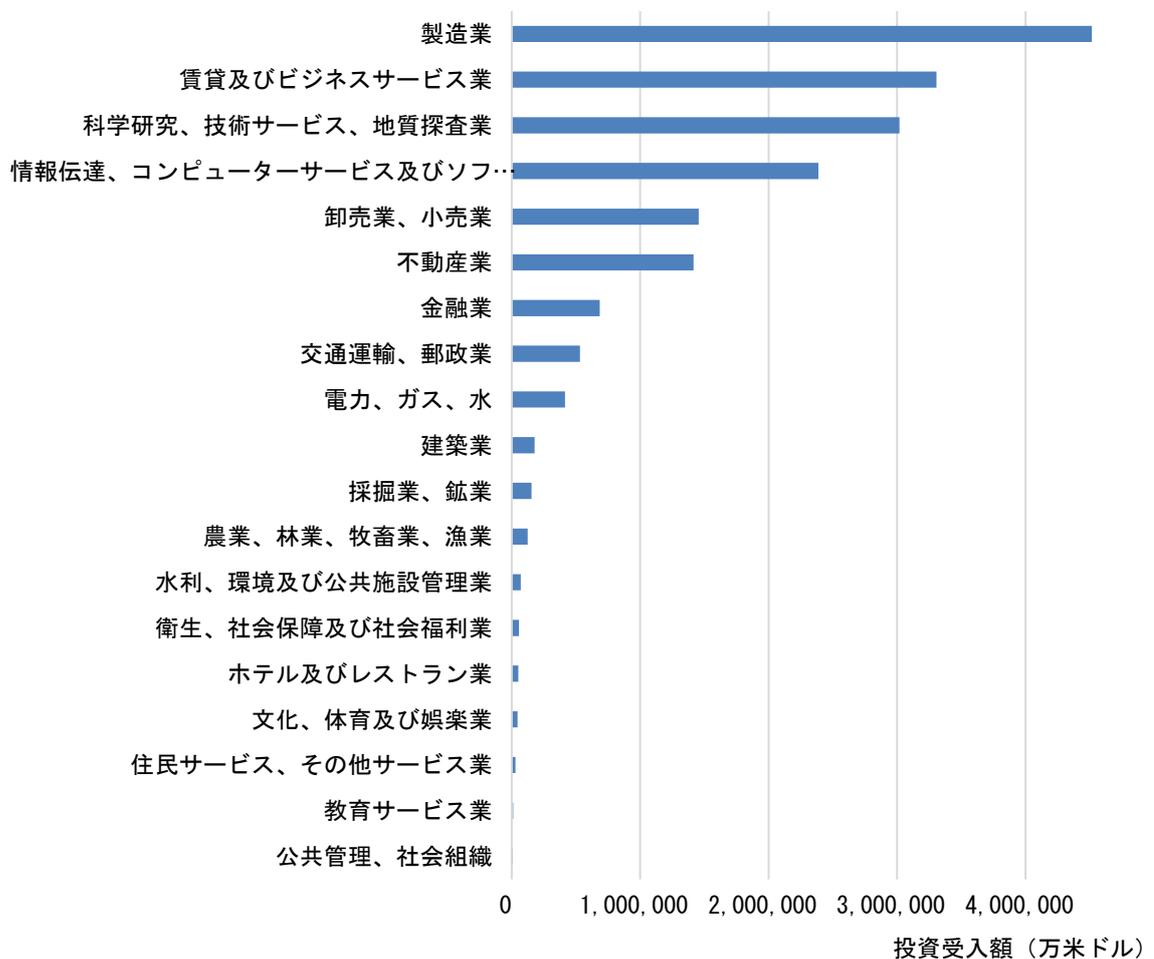
図表 4-3 業種別外国直接投資受入額の推移 (単位: 万米ドル)

業種	2020年	2021年	2022年
農業、林業、牧畜業、漁業	57,567	82,626	124,194
採掘業、鉱業	66,394	258,055	154,356
製造業	3,099,695	3,373,061	4,967,046
電力、ガス、水	311,375	37,993	415,476
建築業	181,887	227,356	178,593

業種	2020年	2021年	2022年
交通運輸、郵政業	499,859	532,511	531,723
情報伝達、コンピューターサービス及びソフトウェア業	1,643,102	2,010,004	2,386,850
卸売業、小売業	1,184,445	1,671,581	1,455,746
ホテル及びレストラン業	82,415	125,560	51,574
金融業	648,240	454,230	685,142
不動産業	2,033,057	2,360,811	1,415,183
賃貸及びビジネスサービス業	2,656,159	3,308,620	3,306,489
科学研究、技術サービス、地質探査業	1,793,997	2,275,455	3,018,159
水利、環境及び公共施設管理業	56,758	132,379	70,923
住民サービス、その他サービス業	30,766	47,110	28,800
教育サービス業	28,061	1,328	11,660
衛生、社会保障及び社会福祉業	23,547	36,526	57,289
文化、体育及び娯楽業	39,602	39,711	45,011
公共管理、社会組織	0	31,414	9,027
計	14,436,926	17,348,331	18,913,241

(出所) 国家統計局編「中国統計年鑑 2023」の表 11-15「業種別外商直接投資」より作成

図表 4-4 業種別外国直接投資受入額（2022年）

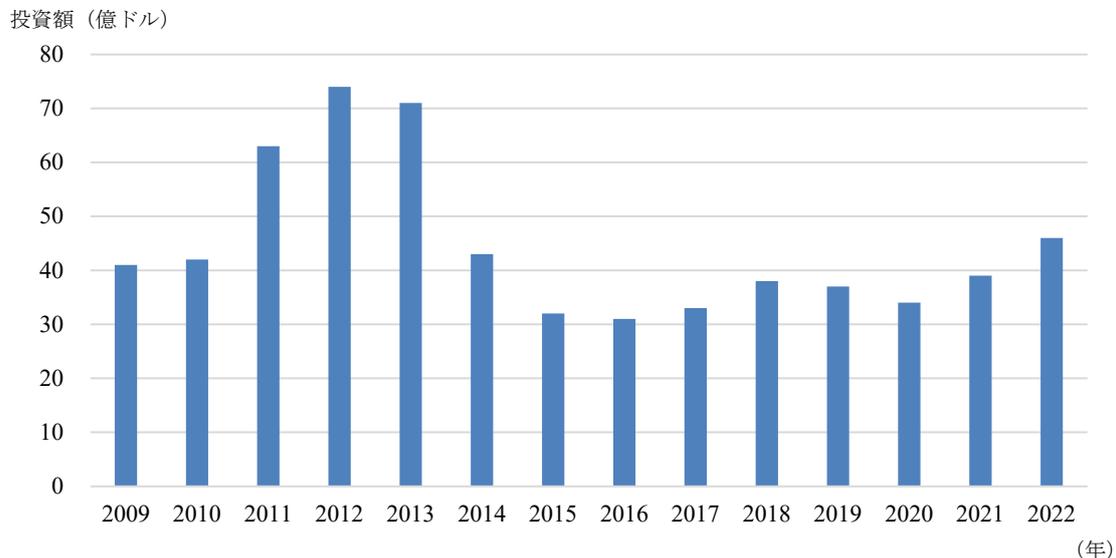


（出所）国家統計局編「中国年鑑 2023」（表 11-15）「業種別外商直接投資」より作成

図表 4-4 は業種別外国直接投資受入について 2022 年の数値をグラフ化し業種別の状況を示したものである。製造業の外国直接投資金額は 2018 年で初めて 411 億ドルを記録し、2022 年では 337 億ドルと減少したが、2022 年には 497 億ドルまで増加した。2022 年の製造業の外国投資金額全体に占める割合は 26%となった。次いで、賃貸及びビジネスサービス業は 330 億ドルで全体に占める割合は 17%であり、また、科学研究、技術サービス、地質探査業が 302 億ドルまで増加し 16%の割合となった。

4. 日本から中国への直接投資

図表 4-5 日本から中国への直接投資額の推移



(出所) 国家統計局編 「中国統計年鑑 2023」(表 11-14)「国別外商直接投資実際使用金額」より作成

日本から中国への直接投資額の傾向を見ると、2012年までは増加の傾向を見せていたが、2012年に欧州危機や中国の債務超過問題が顕在化してきたことから次第に投資額の減少が見られるようになってきている。2016年に底を打ち、新型コロナウイルスの影響を受けながらも、2022年までは回復基調にある。なお、中国への直接投資実施国(地域)のランキングにおいては、日本は2016年の7位を底として、2018年は5位、2019年は3位に回復してきていたが、2022年は5位となっている。

5. 中国とASEAN諸国

(1) 中国ASEAN自由貿易協定

中国とASEAN諸国との間では、2010年1月に、中国ASEAN自由貿易協定(ASEAN-China Free Trade Area、ACFTA)が締結されている。ACFTAとは、中国とASEAN10カ国(タイ、インドネシア、ブルネイ、マレーシア、フィリピン、シンガポール、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)の間で締結されている多国間の自由貿易協定を指す。ACFTAのカバーする経済圏・貿易圏は中国とASEAN全域という規模の大きいものとなっており、多くの企業が生産拠点を構える中国と東南アジアの間での物品のやり取りにも頻繁に活用される協定となっている。

実際、この協定により約9割の品目の関税が撤廃されることとなっただけでなく、域内人口16億人、経済規模(名目GDP)約6兆ドルの市場が創設されることとなり、両地域・国間の経済的な結びつきが一層強化された。

ACFTA協定の構成は貿易の柱となっている「物品貿易」と「サービス貿易」「投資」の三本立てとなっており、一般的な自由貿易協定の内容を網羅的に備えている。

経済連携協力ほどの踏み込んだ内容にはなっていないが、貿易を通じて両地域・国に多大な経済的恩恵をもたらしている。この協定の特徴としては、枠組み協定（Framework Agreement）という形で合意できた部分から先行して発効し、関税を低減していく形をとるという点があげられる。このための「早期実施を目的とするプログラム」も協定内に盛り込まれている。

ACFTA は中国－ASEAN 間で取引を行う際に、関税を減免させるために利用されるが、金額が大きい場合、輸送費よりも関税額が高くなることもあるため、コストを下げるためには、企業にとって利用価値が高い協定となる。特に、中国、ASEAN は日系企業にとっても生産拠点が集約されているエリアでもあるため、注目度も高くなっている。ACFTA においては、ASEAN の加盟国それぞれが中国に対して各物品の関税の低減スケジュールを取り決めている。

ASEAN の中でも先進的な国である ASEAN6（タイ、インドネシア、ブルネイ、マレーシア、フィリピン、シンガポール）と中国の間では、2010年の時点で既にノーマルトラックに括られた品目の関税は撤廃されている。なお、ACFTA の特惠関税を受けられるかどうかは以下の2点のいずれかを満たす必要がある。

- ① 貿易対象となる物品が中国－ASEAN 加盟国の双方でノーマルトラックに指定されている。
- ② 双方で対象物品が関税を一定までしか低減しないセンシティブトラックに該当するが、関税率が10%以下で輸入相手国の関税率よりも低い。

なお、ACFTA は多国間協定になっているため、ASEAN 加盟国ごとにどのような品目について関税をなくしていくのか、あるいは守っていくのかが異なるという点に留意して手続きを行う必要がある。2022年の第25回 ASEAN 中国首脳会議では、アップグレード版である「ACFTA3.0」に向けた交渉が正式に開始された。新たな分野として、デジタル経済、グリーンエコノミー、サプライチェーンの連結性、消費者保護、中小企業等の項目が盛り込まれており、2024年以内に妥結することを目標にしている。

(2) 海外サプライチェーン多元化

「海外サプライチェーン多元化等支援事業」とは、令和2年の第1次補正予算において措置された経済産業省から AMEICC（日 ASEAN 経済産業協力委員会）への拠出金に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日本のサプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、特にアジア地域における生産の多元化等によってサプライチェーンを強靱化することを目的とした事業である。事業は3つに区分されており、設備導入補助事業、実証事業、実現可能性調査が実施されている。

2023年11月時点で第1次公募から第8次公募までが実施された。第8次公募は、製品・部素材等の生産拠点の多元化に向けた製品開発型と ICT やブロックチェーン等のデジタル技術を活用したバリューチェーン高度化の2つの類型に分かれ、実証事業と事業実施可能性調査事業の募集が2023年5月22日になされた。公募採択発表は2023年8月と行われ、申請16件中、採択は11件となった。2023年12月に国際協力銀行が発行した「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告-2023年度 海外直接投資アンケート結果（第35回）」によると、中期的な有望国・地域ランキングにおいて、1位のインドに続いて2位がベトナム、3位が中国と位置付けられており、中国への得票率は28.4%と過去最低となった。

有望理由としては、「現地マーケットの現状規模」が 68.2%、「現地マーケットの今後の成長性」が 56.4%と、マーケット規模の評価が依然と高いことが窺える。一方で、「現地マーケットの今後の成長性」については、2021 年度より減少傾向にあり、2020 年度と比較すると約 7.8%減少するという結果となった。米中摩擦に伴う両国の規制強化や、内需低迷や不動産不況による中国経済の減速が中国支持の低下につながっていることが窺える。

6. 一帯一路政策

中国は、経済圏の構想の一つとして「一帯一路政策」を掲げている。

当該政策は、2013 年に習近平国家主席が提唱し、2014 年 11 月に中国で開催された「アジア太平洋経済協力首脳会議（APEC）」にて広く世界に広まることとなった。一帯一路政策における経済圏は、中国西部 - 中央アジア - 欧州を結ぶ「シルクロード経済帯」（一帯）と、中国沿岸部 - 東南アジア - インド - アフリカ - 中東-欧州と連なる「21 世紀海上シルクロード」（一路）からなっており、新たな経済圏の確立や関係各国間の相互理解の増進等が期待されている。

一帯一路という構想自体は「現代版シルクロード構想」とも呼ばれており、これらの地域に存在する約 70 カ国の道路、港湾、発電、鉄道、水道、空港等に様々なインフラ投資を行うことで経済発展を促すことを目的としている。つまり、一帯一路政策は、インフラ投資に関連した企業にビジネスチャンスを与えるだけでなく、インフラ投資の結果、これらの地域の経済圏が発展していくことで、そこで消費される製品やサービスを提供する企業にもビジネスチャンスをもたらすことになるため、多くの日系企業にとっても重大な影響を与えることが予測される。

2018 年 5 月 9 日の日本の外務省のホームページには、主に一帯一路政策を想定する「日中民間経済協力に関する覚書」が記載されている。これは日本の外務省及び経済産業省が中国の国家発展改革委員会及び商務部との間で締結したもので、第三国における日中民間経済協力に関する覚書である。日本と中国は第三国における日中民間経済協力について、以下の 5 つの共通認識に達した。

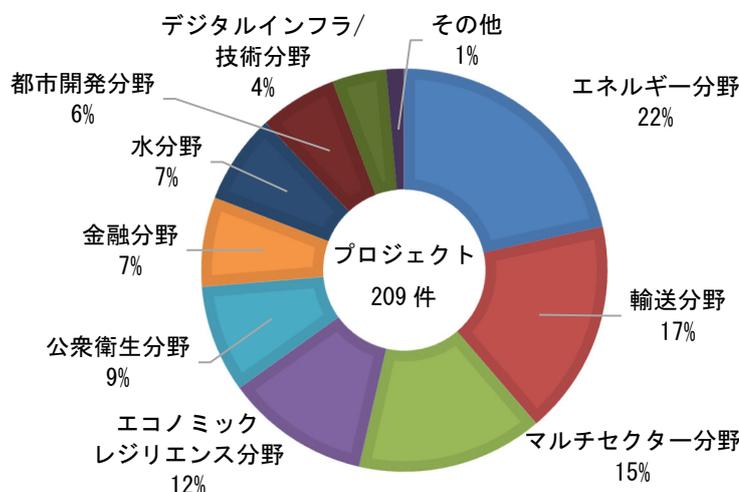
- 1：双方は、日中経済関係は相互補完性が強く、両国の企業はそれぞれの強みを有しており、民間企業間のビジネスを促進し、第三国でも日中のビジネスを展開していくことが、両国の経済分野での協力の拡大、更には対象国の発展にとっても有益であるとの認識で一致した。
- 2：双方は、第三国における日中の民間経済協力について、日中ハイレベル経済対話の枠組みの下に、「日中民間ビジネスの第三国展開推進に関する委員会」を設け、省庁横断で民間部門も交えながら議論していくことで一致した。
- 3：双方は、第三国における民間経済協力案件を念頭に、日中の民間企業間の交流を一層推進するため、幅広い企業の経営者や関係閣僚等の出席する「日中第三国市場協力フォーラム」を設立・運営することで一致した。
- 4：双方は、これらの枠組みのもとで、両国企業による第三国協力の可能性がある市場及び産業分野について逐次検討し、協力可能な具体的プロジェクトの組成に向けて議論していくことで一致した。

5: 本覚書に基づく協力は、署名の日から開始される。本覚書の内容は、双方の同意を経て変更することができる。

一体一路沿線国との貿易額は、米中摩擦による対立が深まった 2018 年以降に拡大し、2022 年には中国全体の 45.4%を占めたとされており、米国との対立が激化したことで一体一路の重要性が増していることが窺える。また、中国から欧州や一体一路の沿線国を結ぶ「中欧班列」の運行数も増加しており、陸路の貿易拡大に寄与している。2023 年に一体一路政策は 10 周年を迎え、2023 年 10 月に一体一路の国際フォーラムが開催された。習近平国家主席は、演説で過去 10 年のインフラ整備等の成果をあげながら、質の高い一体一路を目指すため、8 項目の行動計画（インフラ建設、電子商取引の推進、自由貿易協定の締結、グリーンエネルギー技術、職業教育協力の促進等）に取り組むことを明らかにした。ほかにも、欧米との対立が続いていることで、ロシアとの経済面での連携強化することをアピールした。一方で、2023 年 12 月に、欧州主要国で唯一同政策に参加していたイタリアが、離脱することを中国政府に通達した。2019 年 3 月から参加しているものの、湾岸インフラ事業における中国からの投資が見送られたことや、貿易赤字が拡大したこと等、経済的な恩恵が乏しいことが原因であるとされている。

アジアインフラ投資銀行（AIIB）は、中国政府が主導し 2015 年に設立された、アジア地域のインフラ整備支援を目的とする国際開発金融機関である。2013 年 10 月に APEC 首脳会議で提唱され、同時期に一体一路の設立も提唱されたことから、一体一路のインフラ整備に向けて資金調達面で後押しする狙いがあると見られていた。AIIB の加盟国地域は 100 を超えており、2023 年 11 月時点で承認されたプロジェクトは 243 件で、総融資総額は計 470 億ドルとされている。プロジェクトタイプの割合は、エネルギー分野が最も多く 22%と再生可能エネルギー事業が目立っており、次いで空港や鉄道等の輸送分野が 17%である。2023 年 9 月にエジプトで開催された年次総会では、「持続可能な成長」をテーマに、気候変動に配慮したインフラ設備や、デジタル化について議論された。近年環境対策に力を入れてきた中国だが、AIIB においても 2020 年に、2025 年までに気候変動対策の融資を総融資額の半分まで引き上げることを目標として掲げており、2021 年に遼寧省の純電気等の新エネルギーバスを導入するプロジェクトへ融資を承認している。

図表 4-6 AIIB のプロジェクトタイプ内訳



(出所) AIIB の HP より作成

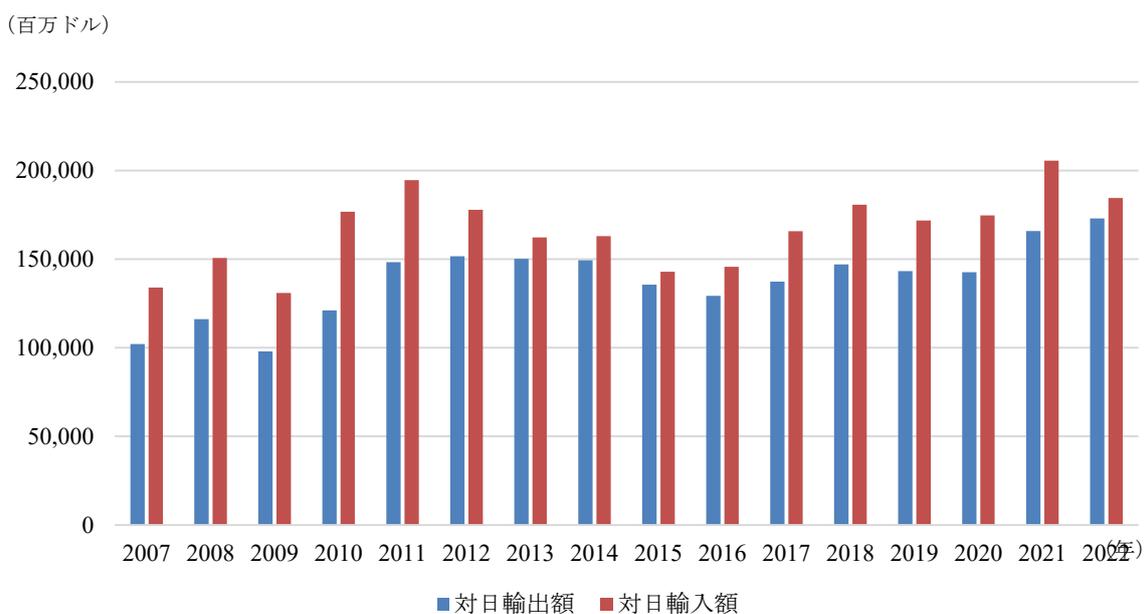
第5章 日本との経済関係、自由貿易協定（FTA）の締結状況

1. 日本と中国間の貿易

日中間の貿易の最近約10年間の動向は、以下のグラフの通りである（図表5-1参照）。中国の対日輸入額については、2009年にリーマンショックによる景気後退の影響でいったん減少したがその後2011年をピークに回復傾向を見せ、2012年から再び減少し、2016年から増加傾向を見せるようになった。一方、中国の対日輸出額については、同じく2009年に減少を見せるが、対日輸入ほど増加はせず、2011年から2014年は横ばいの傾向を見せている。その後2015年から2016年にかけて減少傾向を見せるが、2017年と2018年、2021年と2022年に増加している。

日中間の輸出規制について、2010年に中国は日本に対し、電気自動車や液晶パネル等に使われるレアアースの輸出を停止したとされている。尖閣諸島の領有権問題を巡り、日本との緊張が高まった時期だったことから、一時的な輸出停止によって圧力をかけたとみられている。近年では、米国による半導体関連製品の対中輸出規制が強化されたことで、日本も足並みを揃えるかたちで2023年7月より先端半導体の製造装置等23品目の輸出手続きを厳格化することとなった。2022年と新型コロナ禍前である2018年の対日輸入額は、38億ドルとほぼ同水準だが、内訳を見ると、「電気機器」が148億ドル減少しており、「通信・音響機器」が204億ドル増加していることから、電気機器分野で大きく影響を受けていることが分かる。半導体という重要分野の輸出規制が強化されたことで中国からの反発は必至であり、2023年8月に中国政府は、半導体の材料であるガリウムとゲルマニウムの関連品目の輸出規制を行った。これらの希少金属は様々な電子部品に使われる材料であり、世界の生産量のうち中国の割合が多いことから、日本や米国に対するけん制が狙いであると報道されている。中国による輸出規制の対象製品は今後も増える見込みであり、動向を注視する必要がある。

図表 5-1 中国の対日貿易の推移

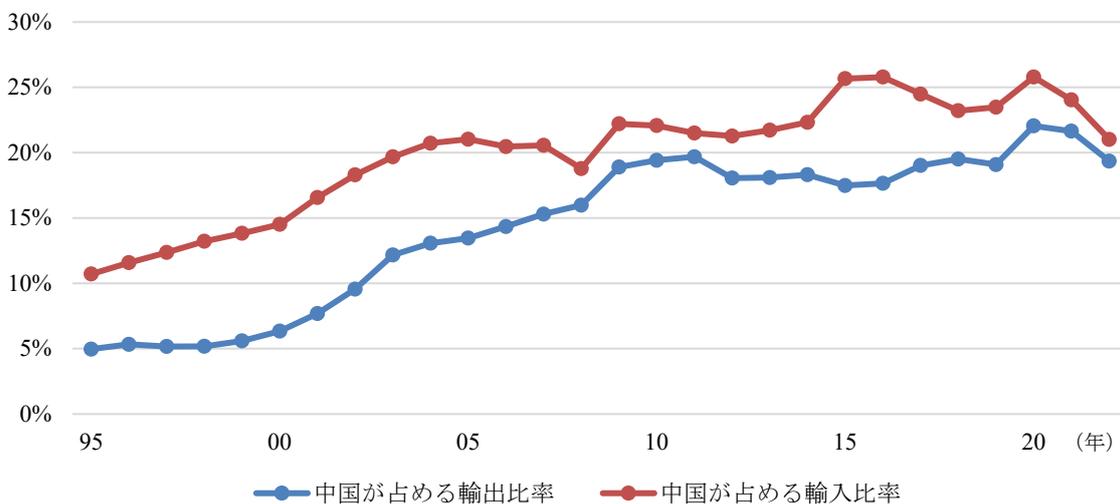


(出所) UNCTAD Stat より作成

2019年と2020年の日中貿易総額は、新型コロナウイルスの影響により減少傾向であったものの、2021年は前年比29.7%増と大幅な増加が見られた。一方2022年は、輸出額はわずかに増加しているものの、輸入額は10.3%減となっている。

また、次のグラフの通り（図表5-2参照）、日本の輸出全体に占める中国向け比率は、2022年は上海等重要都市において新型コロナウイルスによる都市封鎖が行われたことで、日中貿易にも影響が見られたが、過去20年間で見れば増加傾向にあると言える。中国は日本の輸入相手国・地域としても重要であり、全体の輸出額の約19.4%、全体の輸入額の約21%を占めている。このように中国は日本にとって、非常に重要な貿易相手国・地域となっており、今後も依然として重要であり続けると考えられる。

図表 5-2 日本の貿易のうち中国が占める輸出入割合



（出所）UNCTAD Stat より作成

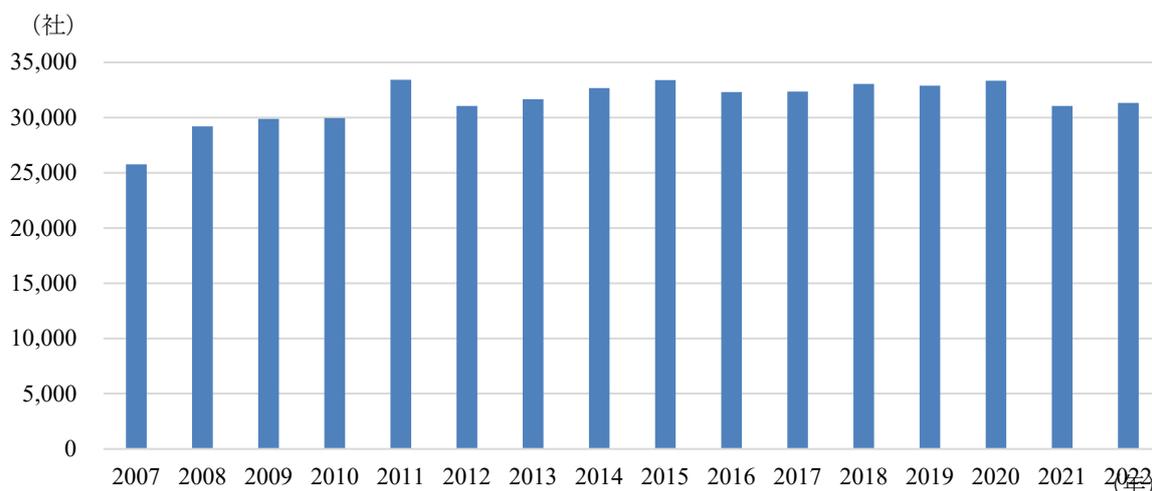
2. 中国における日系企業

中国は他国と比較して、圧倒的に進出している日系企業が多く、進出日系企業数では継続して第1位の国となっている。2014年から2020年までは約32,000社から33,000社程度に推移していたが、2021年以降は約31,000社程度と約10年ぶりに減少している。2023年2月にジェトロが公表した「2022年度 海外進出日系企業実態調査 中国編」の調査では、今後1~2年後の事業展開の方向性について、「拡大」と回答した企業は33.4%と、2007年度調査以降で過去最低の水準となった。2021年度調査と比較すると、「現状維持」が5.1%増加、「縮小」と「第三国（地域）への移転・撤退」が合わせて2.5%増加という結果となり、製造業、非製造業ともに同様の傾向が見られた。

さらに、中国日本商会在2023年10月に発行した「会員企業景気・事業環境認識アンケート」では、事業経営の課題として、製造業は「人件費の上昇」（66%）が最も多く、「販売価格の下落による影響」（60%）と続いた。非製造業においては、「国際情勢の影響」（72%）が最も多く、次いで「人件費の上昇」（65%）であった。

新型コロナウイルス後も続く経済不況による内需低迷、政治的リスク、中国国内の競争激化の影響を受け、特に販売面や人材面にかかるコストへの課題が高まっていることから、中国での事業拡大の意向が低下している。

図表 5-3 中国への進出日系企業数



(出所) 外務省統計 「海外在留邦人数調査統計」より作成

3. 日中経済協定

日本と中国を含む経済協定としては、1989年に発効した日中投資協定が既に存在するが最近の重要な経済協定としては、韓国も含む日中韓投資協定があげられる。日中韓は世界の成長センターであるアジアにおいて中核となる存在であり、3カ国がこれまで以上に積極的に協力を進めていくことが、東アジア、ひいては世界経済の発展のためにも必要不可欠となっている。実際、貿易や投資を通じた日中韓の相互依存関係も高まっていることや、日本と韓国に関しては他の2国の割合が約30%、中国は10%であることもあり、互いにとって重要な貿易相手国となっている。日中韓三国の経済連携は、東アジア経済統合の中核となっており、様々な取組みがなされている。

日中韓投資協定は、日中韓三国間において初の経済面での法的枠組みを構築するもので、特に中国市場において、日本企業が他国の企業と対等に活動できる投資環境を整備するものである。日中韓投資協定は、2014年5月に発効されており、投資の受け入れ国による紛争処理のルールや知的財産権の保護規定等が盛り込まれている。この日中韓による経済分野で初の法的枠組みにより3カ国で進めている日中韓自由貿易協定(FTA)交渉に弾みがつくことが期待されたが、日中韓におけるFTA交渉会合は2019年に行われて以降開催されておらず、2023年11月に実施された日中韓外相会合では、中国外相が交渉の早期再開を要求したと報道されている。

なお、上記に加え、日中を含むさらに広域な経済協定としては、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドの6カ国がASEANと持つ5つのFTAを束ねる広域的な包括的経済連携構想であるRCEP(Regional Comprehensive Economic Partnershipの略、アールセップ)がある。

RCEPは2011年11月にASEANが提唱し、16カ国による議論を経て、2012年11月のASEAN関連首脳会合において正式に交渉が開始された。それまでは、東アジア地域における経済連携については、東アジア（ASEAN+6）経済大臣会合及びASEAN+3経済大臣会合において議論されてきたが、RCEPの議論が本格化したことを受けて、新たにASEAN+FTAパートナーズ経済大臣会合を立ち上げて、物品貿易、サービス貿易、投資の自由化に関する検討が行われた。2022年1月にRCEPが発行され、2023年11月時点では、日本や中国を含め14カ国で活用されている。RCEPが実現したことで、日中を含む人口約34億人（世界の約半分）、GDP約30兆ドル（世界全体の約3割）、貿易総額約10兆ドル（世界全体の約3割）を占める広域経済圏が出現することとなる。

ひとくちメモ 4：日中平和友好条約締結45周年

日中平和友好条約は、1978年8月12日に北京にて締結されてから45年が経った。2023年10月には北京で記念式典が開かれ、王毅外相は、両国関係は世界で重要な影響力があると述べた。

中国と日本の国交に関する重要な合意文書は4つある。

第1は1972年9月29日に時の内閣総理大臣田中角栄、外務大臣大平正芳と中国国務院総理周恩来、外交部長姬鵬飛が北京で締結した「日本国と中華人民共和国政府の共同声明」である。これにより国交正常化が図られた。

第2は1978年10月23日に外務大臣園田直と中国外交部長黄華が締結した「日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約」である。これにより両国の条約レベルの平和友好が締結されたのである。

第3は1998年11月26日に江沢民国家主席が来日し時の小渕恵三内閣総理大臣と発表した「平和と発展のための友好協力パートナーシップの構築に関する日中共同宣言」である。この時の来日が初の中国国国家主席の公式訪問であった。

第4は2008年5月7日に福田康夫内閣総理大臣と胡錦涛国家主席が東京で発表した「戦略的互惠関係の包括的推進に関する日中共同声明」である。相互の国益を考慮したパートナーであり、戦後初めて互いに脅威とならないことを正式文書に盛り込んだ意義は大きい。

2014年11月7日には時の内閣官房国家安全保障局長の谷内正太郎と中国国務委員の楊潔篪が日中の4つの合意文書があることを再度確認した。2022年9月29日には、日中国交正常化50周年を祝うために記念式典が開催され、国際情勢が複雑化する中、対話を通じて相互理解し関係を深める考えを示した。さらに2023年10月23日には日中平和友好条約の45周年を祝うレセプションが開かれ、対話を重ね「建設的かつ安定的な日中関係の構築」を加速させ、両国の未来を担う次の世代に継承していくことが重要であると示した。

4. 自由貿易協定（FTA）の締結状況

中国は各国と自由貿易協定を締結している。ASEAN諸国とはACFTAを、香港とはCEPAを締結している。日本とは1974年に締結した「日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定」がある。2020年11月15日には日本等15カ国が東アジアの地域的な包括的経済連携（RCEP）協定に署名しており、2023年11月現在、マレーシアを除いた14カ国で発行されている。

(1) ACFTA

中国 ASEAN 自由貿易協定 (ASEAN China Free Trade Agreement: ACFTA) は 2002 年に締結され、先行 6 カ国 (ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ)、さらに新規加盟国 4 カ国 (カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム) との間で締結されている。

(2) CEPA

CEPA (Closer Economic Partnership Arrangement) は 2004 年に発効された香港と中国の自由貿易協定であり、ゼロ関税と参入障壁の引き下げに関するものである。

(3) 日本と中国との間の貿易に関する協定

1974 年に締結・発効したもので、輸出入品に関する関税徴収に関して最恵国待遇を与えるものである。一時的に持ち込まれる商品見本、試験用・実験用の物品、展覧会や見本市に出品される物品、加工や組立の際に取り付けられる物品や材料、輸出入される貨物の容器に関する関税に関しても最恵国待遇を与えるものである。

(4) 東アジア地域包括的経済連携協定 (RCEP)

日本や中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、アセアン諸国 (インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ミャンマー、ラオス、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシア) の 15 カ国は 2020 年 11 月 15 日にオンライン形式で、東アジア地域包括的経済連携協定 (RCEP) (「アールセップ」 Regional Comprehensive Economic Partnership の略) に署名し、2022 年 1 月以降に各国で順次発行されている。2023 年 11 月現在、日本とミャンマーとの間で RCEP 協定を利用することはできないが、同年 5 月に中国はミャンマー原産の一部輸入貨物に対し、RCEP 協定税率を適用するとしている。

今回参加を見送ったインドには門戸を開き、いつでも加入できるように配慮している。RCEP は世界貿易の約 3 割をカバーし、輸出入にかかる関税の 91% を 10 から 20 年かけて段階的に撤廃する。例えば日本から中国に輸出する工業製品の関税の撤廃率は約 86% となった。関税を即時撤廃する品目は鉄道車両の台車のように、もともと中国の輸入関税が 3% と低率で中国に競争力のある品目も多い。電気自動車用リチウムイオン蓄電池の電極や素材に対する中国の関税率は 6% であるが、これは中国企業の競争力等を勘案して 16 年目に撤廃となっている。

2023 年における RCEP 全体 (マレーシアを抜いた 14 カ国) の GDP に占める中国の比率は 61.8% と予測されており、日本の 14.1% をはるかにしのぐ存在感がある。中国は環太平洋経済連携協定 (TPP) には参加しておらず (2021 年 9 月に申請するも、加入に向けた決定はなされていない)、RCEP に参加することにより、国際的なサプライチェーン (供給網) を中国に依存させる率を高め、世界中の資源を引き付ける「引力場」となりたいとの狙いがあるとし (2020 年 4 月 10 日の第 4 回中国共産党中央財經委員会での習近平国家主席の講話より)、2022 年は RCEP 加盟国との貿易が拡大した。

在中日系企業でも利用が拡大し、従来の貿易に係る手続きやコストが削減されていることから、利便性の高さが評価されている。RCEPの発効に際し、中国の中央政府は、同協定の質の高い運用に向けた指導意見等の関連政策が交付されている。さらに地方政府では、国際的な外交イベントやイノベーション交流を目的として日本化学技術成果展示取引ホールが設立された「北京日中イノベーション提携モデル区」や、国際ビジネスを活性化させるための企業海外渡航センター、国際サプライチェーンサービスセンター等が並ぶ「RCEP（大連）国際ビジネス区」が設立されている。

第6章 外資導入政策と管轄官庁

1. 管轄官庁

中国において外資は、2020年1月より施行されている「外商投資法」に準拠する必要がある。また、外商投資法第30条（投資の許可）の規定を受けて、「外商投資法実施条例」第35条では、投資の許可は関連する主管部門が内資と一致する条件及び手続に従い、外国投資者の許可審査をすることになっている。

2016年10月1日に公布された「外商投資企業設立変更備案管理暫定弁法」（商務部令2016年第3号）。なお、同法は2020年1月1日から施行された外商投資情報報告弁法（商務部、国家市場管理総局令2019年第2号）により廃止）により、毎年更新される「外商投資参入特別管理措置目録ネガティブリスト」（中国政府により外資の参入が制限又は禁止されている分野をリストにしたもの）に載っていない事業については、認可が不要となり備案（届出）制に変更された。

2. 外資導入政策

中国の外資導入については、以前は1970年代後半の改革開放政策に端を発して、外国の先進的な技術を導入するという側面があったものの、中国の経済が急速に発展し、世界第2位の経済大国になった現在においては、中国の外資誘致に対する取組みには、以前と違った傾向も見られる。中国が安定的成長の段階に入ったこともあり、2017年ごろからは外資導入を促進する動きが加速化している。

2021年10月12日には、外資導入に特化した初めての五カ年計画として「第14次五カ年（2021～2025年）計画期間の外資導入発展計画」が発表された。この計画では、第14次五カ年計画期間中の基本原則として、①ハイレベルの対外開放の堅持、②外資導入の総量の安定及び構造の最適化の堅持、③（産業・サプライ）チェーンの安定化、基盤固めに向けた（外資系企業に対する）サービスの堅持、④ビジネス環境の最適化の堅持、⑤発展と安全のバランスの堅持、が示されている。また、以下のような2021年からの5年間の具体的な外資導入方策も紹介されている。

- 通信、インターネット、教育、文化、医療分野の解放を推進。海外投資家の上場企業に対する戦略投資の要件の緩和。
- 銀行、証券、保険、基金、先物等金融分野の解放を確実に推進。倉庫、郵政、情報サービス、ソフトウェア、ITサービス、リース・商業サービス業、科学研究・技術サービス業、文化・体育・娯楽分野への参入における許可要件を引き下げ。
- 欧米等の国・地域との投資協力を強化し、産業チェーンにおける川上、川下部分への外資系企業の展開を促進し、産業チェーン、サプライチェーンのコア分野における脆弱性を補完。RCEP協定加盟国との優位性の相互補完を強化し、農業、越境EC、デジタル通信、エネルギー分野での投資協力を展開。
- 外資系企業による再投資を奨励し、産業チェーンの構造を改善（人工知能、先端素材、半導体、バイオ医薬等のハイテク産業における重点分野への再投資を支持）。再投資時の資金調達や国有企業の混合所有制改革への参画を支持。

- 外資誘致に向け、対内投資と対外投資の連携、産業チェーン強化に資する外資誘致、クラスター型外資誘致等、誘致業務をレベルアップ。
- 外資系企業の管理体制の改善に向けて、「外商投資安全審査弁法」を全面的に実施し、外国投資者による主体的な申告を促す。重要分野、重点地域に対する外資へのモニタリングを強化し、国家安全に対するリスクを迅速に発見・認識し、地方の商務主管部門を通じ、関連する外資系企業の動向を注視。独占禁止法審査や反不正競争法審査等との連携を強化。

第7章 主要関連法規

1. 総論

中国でビジネスを行うには、多くの法規に準拠しなければならない。第2章で述べたように、中国の全国人民代表大会及びその常務委員会で決議され主席令名で公布される法律が最も強制力が強く、その次に国務院及びその各部が公布する行政法規が位置し、それを受けて省、直轄市、県、市等の人民政府や同常務委員会が公布する地方性法規がある。法規にはそれを公布した機関と連番が付されている。

具体的には各章で取り上げるが、通常のビジネスに関わる主な法律として、会社の設立と組織機構については「会社法」及び「外商投資法」、従業員の労務関係は「労働法」及び「労働契約法」、会計に関しては「会計法」及び会計基準、税務に関しては「企業所得税法」及び「増値税法」、並びに外貨送金や外貨借入に関しては「外貨管理法」があげられる。

2. 会社法、外商投資法

中国で会社を設立する際の関連法規には「会社法」（改正前会社法 主席令第42号、改正会社法 主席令第15号）がある。会社法では中国で非上場の企業である（多くの日系企業は非上場）「有限責任会社」の設立と組織機構、「株式会社」（上場企業は株式会社であることが必要）の設立と組織機構、会社の財務と会計、解散と清算等について規定している。

中国において外商投資企業を設立する場合、下記の3つの形態のいずれかの形をとっている。100%外資で設立された「独資企業」、中国側のパートナーと資本を出資しあう「合弁企業」、最近では減少したが、中国側パートナーが設備や土地等を提供し、日本側が資金を提供して設立された「合作企業」である。この「独資企業」、「合弁企業」、「合作企業」を合わせて、「三資企業」と呼称される。

上記の通り、外商投資企業の設立は上記の3つの形態のいずれかで行われているのが現状であるが、3つの形態の設立の根拠法規となっていた外資三法（中外合資経営企業法、中外合作経営企業法、外資独資企業法）は2020年1月に廃止された。代わって2020年1月から施行されたのが、「外商投資法」である。「外商投資法」施行により、外資参入については「ネガティブリスト」による申請管理モデルの実施（リストに載っていない分野は外資参入を原則として制限しない）が行われているほか、外商投資企業のガバナンス構造等については、5年間の猶予期間（2024年12月31日まで）のうちに、会社法に基づき「株主会」を設置することが義務付けられている（詳細は第8章参照）。なお、会社法は、2021年12月に第1次改正草案、2022年12月に第2次改正草案、2023年9月に第3次改正草案が公表され、意見募集が行われていたが、改正会社法（主席令第15号）は2023年12月29日に成立し、2024年7月1日から施行される。

この改正会社法での改正点のうち、現地の日系企業に多い会社形態である「有限責任会社」に係る主要な改正ポイントは以下のとおりである。（なお、改正前の旧会社法は「改正前会社法」、2024年7月1日から適用される改正後の新会社法は「改正会社法」と以下記載する。）

① 董事会及び董事についての新設規定

董事会のメンバーは3人以上とし、従業員が300人以上いる場合は、董事会のメンバーに従業員大会等を通じて選出された「従業員代表」を入れる必要がある（改正会社法第68条）。また、董事会の中に、董事により構成される「監査委員会」を設置し、監査役会の権限及び機能を行わせることができる。この場合、監事会は設置しなくてもよい。董事会のメンバーである従業員代表は監査委員会の構成員になることができる（改正会社法第69条）。改正前会社法では董事会の定足数及び決議要件の規定がなかったが、改正会社法第73条では、過半数の董事が出席し、董事全体の過半数による採択により決議することが規定された。また、改正前会社法では董事会権限の一つとして「年度財務予算案、決算案作成」が規定されていたが（改正前会社法第46条）、改正後の会社法ではこれが削除された（改正会社法第67条）。さらに、改正前会社法第37条では、株主会の権限として「経営方針、投資計画の決定」、「年度財務予算案、決算案の審議、承認」が規定されていたが、改正会社法第59条ではこれらが削除されている。改正後においては、これらの事項は定款において株主会又は董事会の決議事項として規定することになり効率的な決議・運営が図られている。また、改正会社法では、株主会が正当な理由なく期間満了前に董事を解任する場合に、董事は会社に対して賠償を求めると規定された（改正会社法第71条）。

② 資本充実責任の強化規定の新設

改正前会社法では、出資額の払込の期限に関する規定がなかったが、改正会社法第47条では出資者（株主）は会社が設立された日から5年以内に出資金を全額払い込まなければならないことが規定された。会社は、出資金を支払わない出資者（株主）の権利を喪失させることができ、董事会（董事）は、株主に対する出資金払込みの催告義務と催告義務を怠った場合の賠償責任を負う（改正会社法第51条）。

③ 持分譲渡に関する制限の緩和、出資額の払込責任の強化、株主名簿への記載の効力

改正前会社法第71条では、出資者が出資者以外の者に持分を譲渡する場合は、他の出資者の過半数の同意が必要だったが、改正会社法第84条では、他の出資者の同意を要しない旨（書面で数量、価格、支払方法や支払期限等を通知する）が規定された。持分譲受人が払込期日までに出資額を払い込まない場合には、譲渡人にも補充責任が課された（改正会社法第88条）。今後、撤退の際には注意が必要である。また、持分譲渡後に株主名簿に記載されて、はじめて譲受者である株主（出資者）は権利の行使を主張できると明記された（改正会社法第56条）。

④ 資本積立金の欠損填補での使用、減資方法の明確化

今回の改正により、出資者の出資比率に応じて減資しなければならないことが明確に規定された（改正会社法第224条第3項及び第226条）。また、改正前会社法第168条では資本積立金は欠損填補に使用することができなかったが、改正会社法第214条により任意積立金、法定積立金から充当していくという条件を満たせば、資本積立金も欠損填補に使用することが可能となった。

⑤ 支配株主・実質株主に対する責任の強化

株主又は実質支配者が、会社の職務を担当していないにもかかわらず、関連取引などの方法で会社の利益を侵害する事例が発生してきたことを鑑みて、今回の改正により、支配株主や実質支配者が董事を担当していないが、会社業務を実施する場合、会社の利益のために合理的な注意を尽くさなければならないことが規定された（改正会社法第180条第3項）。

⑥登記抹消における簡易手続の導入

会社の存続期間において債務を生じず、又は既に債務の全部を弁済している場合には、株主全体の承諾を経て、規定に従い簡易手続を通じて会社登記を抹消することができる（改正会社法第 240 条）。

3. 労働法、労働契約法、社会保険法、労働組合法

「労働法」（2018 年主席令第 24 号）には従業員との労働契約、労働時間、賃金、社会保険や福祉等が規定されている。また、「労働契約法」（2012 年主席令第 73 号）には従業員を雇用する場合に締結が必要な「労働契約」について詳細に規定されている。会社に 25 名以上の中華全国総工会の組合員がいる場合は「労働組合」を設立しなければならず、その運営は「労働組合法」（2009 年主席令第 18 号）に準拠することになる。

4. 会計・税務に関する基準や法律

中国は会計に関しては、「会計法」（2017 年主席令第 81 号）という法令があり、会計処理の原則や会計期間、会計担当者、会計帳簿等が規定されている。その会計法の下に 2 つの会計基準が現在併存している状況にある。

その一つは 2001 年から適用され「旧基準」と呼称される「企業会計制度」（財政部 財会[2000]25 号）である。2001 年当初は日系企業もこの企業会計制度を適用していたが、2007 年に「新基準」と呼称される「企業会計準則」（財政部令第 33 号）が公布され、上場企業や国有企業等は 2007 年から先行適用し、北京市や上海市等特定地域にある日系企業でも業種ごとに一定の規模以上の会社は（例えば製造業では営業収入が年間 2,000 万人民币以上かつ従業員 300 人以上）、順次、企業会計準則が適用されていくことになった。

企業会計準則は国際的な会計基準である「国際財務報告準則」（いわゆる IFRS）の改訂を受けて、適時に改訂してきており、現在は企業会計準則が主流である。ただ地方の一定規模以下の企業ではまだ「企業会計制度」に準拠して会計処理が行われているところもある。

税務に関しては、日本の法人税に相当する「企業所得税」を規定した「企業所得税法」（2018 年主席令第 23 号）と「企業所得税実施条例」（2019 年国務院令第 714 号）、日本の消費税に相当する「増値税」を規定した「増値税暫定施行条例」（2017 年国務院令第 691 号）、従業員の賃金給与等に係る「個人所得税」を規定した「個人所得税法」（2018 年主席令第 9 号）及び「個人所得税法実施条例」（2018 年国務院令第 707 号）が、通常の企業経営では比較的頻繁に適用される。

5. 知的財産権に関する法律

中国でビジネスを行う日系企業は、模倣品、商標権の侵害、技術流出等の問題に直面しているケースがある。中国の知的財産権に関する法令には「特許法」（2020 年主席令第 55 号）、「商標法」（2019 年主席令第 29 号）、「著作権法」（2020 年主席令第 62 号）等がある。これらの法律は特許権の登録、商標の登録等を規定しているほか、それらが侵害された場合について、行政機関による停止命令や没収、人民法院に訴訟を提起する手続き等も規定されている。

6. 独占禁止行為に関する法律

「独占禁止法」(2022年主席令第116号)は、独占の合意、支配的地位の濫用、事業者の集中を「独占行為」と規定している(同法第3条)。日本の企業が関わるケースとしては、例えば、自動車部品メーカー等の価格独占協定の事例や企業買収によって、中国市場において買収後の市場占有率が高くなる場合で、主に中国の商務部の審査で差し止められる事例がある。

2022年6月に成立し、同年8月1日から施行された独占禁止法の改正は、旧法では一部の独立禁止行為に対する処罰が不十分なことや、法執行体制に改善の余地等の課題が明らかになったことを理由として行われた。その背景には大規模プラットフォーム企業(例えばアリババグループやテンセントグループ等)によるインターネット分野での独占的地位を利用した行為に対する統制を強化する狙いがあったものと考えられる¹。

7. 民法

「民法典」(2020年主席令第45号)は2020年5月28日に公布され、2021年1月から施行されている。民法典は、従来民法通則、民法総則、物権法、担保法、契約法、権利侵害責任法、婚姻法、養子縁組法、相続法の個別法を包括したもので、民法典の施行に伴って個別法は廃止された。

民法典の主な内容は、総則、物権編、契約編、人格権編、婚姻家庭編、相続編、権利侵害責任編となっている。中国で「法典」と名付けられた法律はこれが初めてである。例えば婚姻家庭編では養子縁組について、養子を含めて各家庭に2人まで子供を育てることができると規定している(婚姻家庭編第1100条)。また衝動的な離婚を防止するため、30日以内なら離婚届を撤回できるとの規定も設けられている(婚姻家庭編第1077条)。

物権編では、中国では土地は公有で、個人が住宅を購入しても土地は70年間の使用権に留まるが、民法典では居住権として土地の使用期限が来ても、引き続き住める状態であれば、「合理的な理由」があるとして、居住権の制度を創設して住む人の権利を強化している(物権編第14章366条~371条)。

8. 刑法

「刑法」(2020年主席令第66号)は約450条にも及ぶ法令である。犯罪、刑罰等が規定されている。社会主義経済秩序破壊罪として偽造粗悪商品生産販売罪、密輸、税収管理危害罪、知的財産侵害罪についても規定されている。また社会管理秩序妨害罪として汚職収賄罪等が規定されている。

9. 不正競争防止に関する法律(商業収賄罪を含む)

「不正競争防止法」(2019年主席令第29号)は、不正競争行為として混同、賄賂、虚偽宣伝、

¹ 公益財団法人公正取引協会 外国競争法研究会資料

<https://www.koutori-kyokai.or.jp/files/libs/2666/20230123155939870.pdf>

営業機密侵害、不当景品付き販売、虚偽情報のねつ造と流布、ネットワーク妨害行為を規定している。近年では、データやアルゴリズム等を用いた新たな業態の急速な成長に伴って、データ、アルゴリズム、プラットフォーム規則を利用して行われる新たな不正競争行為も見受けられるようになってきていることから、2022年11月にはネットワーク不正競争行為に関連する規定を導入した不正競争防止法改正草案に関する意見募集稿が公布されており、今後改正法が成立する見通しである。

また、中国には「商業贈収賄」という不正競争防止法の概念であり、対公務員よりも広義の規制がある。商取引上において公平の原則に反して、不当な経済的益を提供又は取得し、取引の機会や競争上の優位性の獲得の誘導行為を禁止するものである。贈賄者には10万元から300万元以下の罰金、状況が重い場合は営業許可証（営業ライセンス）が没収される。従業員が贈賄した場合、従業員個人の行為と証明できなければ会社の行為とみなされる（不正競争防止法第7条、第19条）。金額が比較的大きい場合には、3年以下の有期懲役等になる（刑法第164条）。収賄についても懲役や財産の没収等、厳しい罰則が規定されている。なお、2022年11月に意見募集が開始された不正競争防止法の改正草案では、商業賄賂条項において取引の相手方が贈賄対象に追加されている。取引の相手方への利益提供が第三者に対する競争排除・制限効果を有するとみなされれば新たに規制対象となる可能性があり、今後成立する見込みの改正法の規定内容に留意する必要がある²。

10. 外貨管理に関する法律

中国は外貨の管理を強化するため、1996年1月に「外貨管理条例」を公布し、その後、2008年8月5日に改正が行われ、同日より施行されている（2008年国務院令第532号）。外貨管理制度に関しては、経常項目及び資本項目が区別管理されている（外貨管理条例第2章及び第3章）。経常項目には①貿易収支、②サービス貿易収支、③その他経常項目が含まれる。資本項目としては外貨資本金、外貨借入等がある。外貨管理法では、貿易取引（例えば物品の輸出入）とサービス取引（例えば技術支援費）は別々の取引であるため、これらを相殺することはできず多くの日系企業が依然として苦慮している。詳細は第16章及び第18章を参照のこと。

11. 環境保護規制に関する法律

環境規制に関しては「環境保護法」（2014年主席令第9号）、「大気汚染防止処理法」（2018年常務委員会決裁）、「水汚染防止処理法」（2017年主席令第70号）、「騒音公害防止改善法」（主席令第104号）、「環境影響評価法」（主席令第24号）等が近年立て続けに公布され、最近では「環境保護税法」（2018年主席令第16号）が公布され、2018年1月より排出量に応じた環境税が徴収されるようになった。また、第14次五カ年（2021～2025年）計画では、主要汚染物質の排出総量の削減を目標として定める等、炭素排出削減も含めた環境規制が強化される傾向にある。詳細は第15章を参照のこと。

² 日中経協ジャーナル 23年3月号「中国ビジネス Q&A 中国における商業賄賂規制の最新動向 および企業側の対応について」

12. インターネット環境規制に関する法律³

中国では、2014年4月の中央国家安全委員会第1回会議の「総体国家安全観」において、サイバーセキュリティを国家安全保障のための重要な分野であると位置付けており、インターネット環境の規制のため、「サイバーセキュリティ法」(インターネット安全法)(2017年常務委員会第24回決議)、「データセキュリティ法」(2021年主席令第84号)、及び「個人情報保護法」(2021年主席令第91号)の3つの法律(以下、データ3法)や、多くの下位規範を制定している。

サイバーセキュリティ法は、ネット犯罪やサイバーテロ等から国家安全を確保するため制定された法律で、中国でインターネット環境の情報運営者に中国国内で収集した個人情報や重要データの中国国内での保存を義務付けている(同法第37条)。また自社の保有するネットワークシステムの等級を評価・決定し、その等級に応じたセキュリティ対策を取ることを求めている。これにより中国IT企業は外資系IT企業に比べ国内の事業基盤はより強固になるが、国境を越えたデータの流通が阻害されることとなる(越境移転規制)。中国域外に拠点を置く日系企業でも、例えば中国の顧客情報を収集、利用した商品開発等に支障が出るおそれがある。

データセキュリティ法は、データセキュリティのリスクや脅威を踏まえて制定された法律で、政府によるデータセキュリティの強化、データセキュリティの審査、リスク評価等を規定している。なお、対象となるデータは紙面を含む全ての情報で、これらの対象データは、国家核心データ、重要データ、及び一般データの3分類に区分される。重要データの識別にあたっては、2022年1月に「重要データ識別指針」の意見募集稿が公布されており、参考にすることが可能である。重要データは中国国内で保存するよう規定されており、国外に提供する必要がある場合には「データ越境安全評価弁法」に基づき、国家当局による安全評価に合格しなければならない。

個人情報保護法は、民法典やサイバーセキュリティ法等多数の法規制が散在していた個人情報保護に関して、統一的な枠組みや指針を示した法律である。個人情報保護法では、告知、同意、及び撤回を主軸とした個人情報の収集、同意、処理、国外移転等を行うことを求めており、特に巨大なプラットフォームやビッグデータによる差別に対しては特別な規制を設けている。中国国外へ個人情報を提供する場合には、国外の移転先の名称、連絡先、目的、方法等を個人に告知し、個人から個別の同意を取得する(同法第23条)とともに、専門機関による個人情報保護認定を受ける等の一定の要件を充たす必要がある(同法第38条)。

これらのデータ3法に違反した場合は、いずれの法律にも法的責任として行政処罰、民事損害賠償、及び刑事責任が規定されている。違反行為に対しては、法人や組織だけでなく、その責任者に対する両罰規定や国の企業登録システムの信用リストへの違反者情報の掲載、責任者が同じ業務に従事することを禁止すること等の処罰が行われる。

また、2023年6月1日に施行された「個人情報越境移転標準契約弁法」(2023年インターネット情報弁公室第13号)は同年12月から完全適用されており、個人情報に関してはより細かな規定がなされている。他方、2023年9月に公表された「データの越境流動規範と促進規定」の意見募集稿では、個人情報の越境移転をする場合に、標準契約の締結を含む要件の充足が不要となる

³ ジェトロ (https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/a79365d04a90bd1c/20220077_02.pdf)、EY 新日本有限責任監査法人 情報センサー2023年5月号 JBS (https://www.ey.com/ja_jp/japan-business-services/info-sensor-2023-05-07-jbs) 等

範囲を広範に認めることを示している。この規定が意見募集稿と同様の内容で施行されれば、一定の場合には各企業による標準契約の締結や届け出等が不要となるため、その動向に注目が集まっている。

中国で事業を展開する際は、上述したデータ 3 法のほか、その他の下位規範の内容も把握して総合的に対応することが求められる。まずは、自社の取り扱う情報がどのようなものなのか、それに機微な個人情報が含まれるのか等を整理のうえ、どのような法的文書の作成や対応が義務付けられているのかを確認して対応する必要がある。

13. PL 法、製品品質法、消費者権益保護法、食品安全法

中国の製造物責任について、主な PL（製造物責任）関連の法規としては「製品品質法」（2018 年常務委員会令）、「消費者権益保護法」（2013 年主席令第 7 号）、「食品安全法」（2021 年主席令第 81 号）等があり、過去の食品等の事件を踏まえて整備されてきたものと言える。1993 年に制定された製品品質法は、2000 年、2009 年、2018 年と改正を重ねてきているが、2023 年 10 月に改正案の意見募集稿が出されており、今後の改正が見込まれている。

また、食品安全に関しては、2022 年 1 月から「輸出入食品安全管理弁法」（2021 年税関総署令第 249 号）が施行され、食品表示に関する義務が新たに規定されている⁴。この弁法は、輸出入食品の生産経営活動や、輸出入食品生産経営者（中国国内向け輸出食品の海外製造企業、海外輸出業者又はその代行業者、食品輸入業者、輸出食品製造企業、輸出業者及び関係者等を含む）及びその輸出入食品の安全に対する中国税関による監督管理等を対象としたもので、特に水産物や保健食品・特殊用途食品を中国向けに輸出する場合に適用される。

さらに、2020 年 1 月 1 日からは欠陥消費品リコール業務に関する「消費品リコール管理暫定規定」（国家市場監督管理総局令第 19 号）が施行された。同規定の第 4 条では、生産者は自ら生産する消費品の安全について責任を負わなければならないが、消費品に欠陥が存在する場合は、生産者はリコールを実施しなければならないことが規定されている。

14. 国家安全・国家機密に関する法律⁵

中国には、「国家安全法」、「国家秘密保護法」、「反間諜法（反スパイ法）」、「インテリジェンスに関する国家情報法」、「国家機密法」等、国家安全や国家機密に関する多くの法律が存在する。

「国家安全法」は、習近平総書記が 2014 年に提唱した「総体国家安全観」の概念を踏まえ、国家安全に関する基本法として 2015 年に改正された。2015 年改正前の国家安全法は 1993 年に制定され、2009 年に改正された反スパイ活動を規定する法律であった。2014 年には、旧国家安全法は反間諜法に置き換えられ、スパイ行為の取り締まりに関する規定が整備・強化されるとともに、2015 年には、国家安全をより広義かつ総合的にとらえた新たな国家安全法が制定された。

⁴ 農林水産省「中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法の公布について（食品表示の義務化等）」https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/china_benhou.html

⁵ 日中経協ジャーナル 20 年 9 月号「中国ビジネス Q&A 中国の国家安全に関する法律の概要」

反間諜法（反スパイ法）に関しては、さらに2023年7月に改正反間諜法（改正反スパイ法：2023年主席令第4号）が施行され、改正前の反間諜法が対象としていた国家の秘密や情報に限らず、改正反間諜法では国家の安全と利益に関わる文書やデータ、資料や物品を窃盗、偵察、買収、又は不法に提供することも違法行為と定められている。他方、具体的にどのような行為がスパイ行為に該当するか明確でない面もあるため、中国における事業展開にあたっての情報収集や、中国当局関係者等との交流の際には、注意が必要である。

また、「国家秘密保護法」（2010年主席令第28号）及びその細則「国家秘密法实施条例」（2014年国务院令第646条）では、実際に国家機密が漏洩した場合だけでなく、疑いのある事態が発生しただけでも、24時間以内の報告が義務づけられている。報告を怠った場合や虚偽の報告をした場合等には、責任者が処罰されるが、国家機密を定義する国家機密法での規定は抽象的であり、担当主管部門によって拡大解釈が可能となっているため留意する必要がある。

ひとくちメモ 5:

「中国では進出先の地域・地方によっても法律が異なり、さらに当局の管轄官によっても解釈が異なるため法律はあっても無いようなものでは？」との声も聞かれますが、如何でしょうか？

中国法律の特徴は、一般的に法律の文面が抽象的である傾向があり、当局の裁量の幅が相対的に広い点にあります。また、法分野等によっては、地方での運用が異なるケースも少なくありません。そのため、「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告—2023年度 海外直接投資アンケート結果（第35回）—国際協力銀行 企画部門 調査部」でも、中国は「法制の運用が不透明」が2016年から引き続き第3位の課題（回答社数105社中45社、比率42.9%）となっています。

中国では全国人民代表大会や国务院の常務委員会で決定され全国展開される法令が増えてきており、地方の人民政府が独自に法令を公布することは少なくなっています。地方（例えば北京市や上海市）の人民政府が公布する法令や条例も基本的に中央政府が公布する法令を踏まえて、その枠内での規定になっています。

特に労働関連の法規制は、各地域の状況に応じた運用がなされているために地域ごとの差異が大きく、中国で事業を展開する日系企業は、各進出先地域の運用状況に合わせて施策を検討する必要があります。中国法務に詳しい法律事務所によれば、特に日系中小企業においては、日本の就業規則と同じ内容の就業規則をそのまま中国でも適用したり、日本における労務管理と同じ感覚で中国現地の労働者に対応したりといったことが原因で、現地で問題に発展するケースもあるといます。法律原文を全て熟読することは難しいかもしれませんが、できる限り該当する法律の原典や日本語訳の該当箇所を確認したうえで、進出や展開を進め、現地の法規制に則った対応を行うことが望ましいです。

また、法律の新規公布や改正が多いこと、さらに地方法規が多いことも、中国法律の特徴であると言えます。進出の際には、自社の事業分野に関係する重要な法律の公布や改正を、中国現地法人だけでなく日本本社からもしっかりとフォローし、チェックする必要があります。例えば、法律事務所が定期的に発行しているニュースレターを活用しつつ、それらではカバーされない事業ごとの法令については顧問弁護士に調査を依頼したり意見交換をしたりする等の方法で、法律の理解に努めることができます。また、中国語力がある場合には、WeChat等の中国の情報媒体上でも必要な情報をフォローして最新情報を収集することも可能です。

第8章 投資形態

1. 代表的な進出形態

2020年1月1日より、「外商投資法」、外商投資法実施条例が施行され、それに伴い、「中外合資経営企業法」、「中外合作経営企業法」、「外資独資企業法」（いわゆる外資三法）が廃止されている。外商投資企業の組織形態、組織機構等の事項については、「会社法」、「パートナーシップ企業法」の関連規定が適用される。なお、外商投資法の施行により、現地法人について中外合弁企業、中外合作企業、外資独資（100%）企業の法令上の分類がなくなり、外商投資企業に統一された。

外国企業の投資による中国拠点設立手続きは、投資形態により、駐在員事務所、法人企業、パートナーシップ企業の3種類に分けられ、概要は以下の通りである。なお、民間企業が進出する場合には、一般的に駐在員事務所もしくは法人企業（会社）の形態をとることが多い。

図表 8-1 投資形態の全体像

投資形態	概要	特徴
駐在員事務所	海外企業の本社の一部として扱われる進出形態	手続きが簡便であり、市場調査等を行うことができるが、通常は営業活動を行うことができない。
法人企業（会社）	外国法人もしくは自然人による出資で設立された現地法人	独立した法人資格を有し、営業許可証に記載されている内容の範囲で経営を行うことができる。
パートナーシップ企業	外資を含む2者以上の出資者によって構成されるパートナーシップ	責任負担や利益配分を当事者間で決定できるが、最低1者は無限責任を負う必要がある

（出所）各種資料を参考に作成

駐在員事務所は、外国法人の分支機構で、独立した法人資格はなく、外国企業の製品又は役務に関連する市場調査、展示、宣伝活動、及び外国企業製品の販売、役務提供、国内仕入、国内投資に関する連絡等の活動を行うことができるが、通常は営利活動を行うことができない。一方、支店（分公司）は中国法人の分支機構で、独立した法人資格はなく、原則上、営利活動を行う分公司は本社の経営範囲を超えない業務を行うことができ、営利活動を行わない支店は本社の経営範囲内の連絡、コンサルティング等の業務を行うことができる。

法人企業（会社）には、主に現地との合弁による場合と100%外資による場合がある。合弁のメリットとしては、中国側の資産、労働力、販売ルート等が十分に利用でき、中国当局との交渉で中国側の力を得ることができること、さらに、外国側の派遣者及び投資資本が少なく済むこと等があげられる。

一方、デメリットとしては、董事会で重要事項拒否権があるため、中国側との協力関係が重要となってくることから、中国側の影響は避けられず相互協調が常に必要となってくることがあげられる。また、100%外資のメリットとしては、会社の経営方針が自由に決定できることや、利益配分や従業員の待遇等についても中国側の意見を考慮することなく自由に決定できるといった点があげられる。一方、デメリットとしては、中国側の資産、労働力、販売ルート等を利用できず、全ての企業運営を独力で行わなければならないといった点があげられる。さらに、中国当局との交渉も自分で行わなければならないことや、外国側の投資資本が多くなってしまいうというデメリットも存在する。このようなデメリットが存在するにも拘らず、やはり会社の経営方針や利益配分等の方針を自由に決定でき、親会社の意見も通しやすいといった点から、日系企業においては100%外資で進出するケースが多い。

2. 外国企業・駐在員事務所の設立手続き・必要書類

駐在員事務所と会社の設立手続きの流れについて、ジェトロの資料によれば次の通りである。

(1) 駐在員事務所の設立

「外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定」（1980年国務院第272号）及び「外国企業常駐代表機構登記管理条例」（2018年国務院令第703号）の規定により、外国企業（外国（又は地域）で設立された企業）が中国で駐在員事務所を設立する場合の必要書類は以下の通りである。

- i. 駐在員事務所設立申請書
- ii. 外国企業の登記簿謄本（会社の住所証明及び2年以上の存続を証明する合法的な営業証明書）
- iii. 外国企業の定款等
- iv. 外国企業が作成した署名権者に対する授權書又は証明文書
- v. 駐在員事務所の首席代表、代表の委嘱書
- vi. 外国企業と取引関係のある金融機関が発行した資金信用証明
- vii. 首席代表、代表の履歴書
- viii. 首席代表、代表のパスポートの写し
- ix. 首席代表、代表の写真
- x. 事務所の駐在場所の合法的使用証明
- xi. 認可機構の認可文書（駐在員事務所の設立にあたり、認可が必要な場合）
- xii. その他（駐在員事務所の設立において、外国（地域）企業は登記機関が指定するメディアに公告をしなければならない）

(2) 会社の設立

「外商投資法」第31条によれば、外商投資企業の組織形態、組織機構及び活動の基準については、「会社法」等の法律の規定が適用される。「会社登記管理条例」（2016年）第20条等によると、設立に係る標準的な必要書類は以下の通りである。業種等によって必要となる資料も若干異なる。

<会社の設立>

- i. 設立会社登記（届出）申請書
- ii. 会社定款（有限責任会社の場合、株主全員により署名する。株式会社の場合、発起人全員により署名する。）
- iii. 株主、発起人の主体資格証明書又は自然人の身分証明書
- iv. 法定代表者、董事、監事及びマネジャーの就任証明書
- v. 住所（経営場所）の合法使用証明書
- vi. 発起設立した有限責任会社及び株式会社は、株主大会会議記録を提出し、募集設立の株式会社は創立大会の会議記録を提出しなければならない。
- vii. 募集設立した株式会社は、資本信用証明書を提出するか、又は、設立者が行った最初の出資が非貨幣性財産である場合には、財産権が移転されたことを証明する証明書を提出しなければならない。
- viii. 募集設立の株式会社は、公開株を発行する場合、国務院証券監督管理機構より発行される批准書類を提出しなければならない。
- ix. 外国投資者の信用証明（「非法人」外国投資者のみ提出）。すなわち、資本信用証明書であり、当該外国投資者と業務取引がある金融機構が発行するもの。
- x. 法、行政法規と国務院決定規定により承認の必要がある場合、又は経営範囲について承認の必要がある項目を申請する場合、事前承認証明書又は許可証明書の写しを提供しなければならない。
- xi. 審査機関の批准文書（外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）の分野に該当する企業のみ）

第9章 主要投資インセンティブ

1. 経済特区、自由貿易試験区、自由貿易港

(1) 特別地区

中国では様々な特別地区があり、経済特区や開発区、開放区等の特別地区が設けられている。主な特別地区の特徴をまとめると以下の通りである。

図表 9-1 主な特別地区の特徴

地域	概要	特徴	
		税制、財政補助	運用
経済特区	製造輸出・ハイテク・商業・金融区・観光区を持つ総合的な特別地区	企業所得税制に従う。財政補助は期待できない。	加工貿易が比較的容認されやすく、手続も簡略である。
上海浦東新区	中国の経済・貿易・文化・金融・人材・工業の中心	企業所得税により一部優遇は継続。財政補助は手厚い。	サービス業、商業企業、金融機関の設置に関して政策面・運用面で進んでいる。
国家開発区	製造中心	企業所得税に従う。地域により財政補助に不確定要素がある。	国家の認可と授権により現地政府が主管する。現地政府の出先機構である管理委員会の管理権限は開発区の行政区分によって異なる。
省レベル開発区	製造中心	企業所得税に従う。地域により財政補助に不確定要素がある。	これらの開発区では、国家が規定する以上の優遇策があるとしているが、独自政策として、法的に保護されない。
沿海開放都市	製造、観光、サービス中心	企業所得税に従う。財政補助は期待できない。	当該地域の開発区では、独自の優遇政策がある。
沿海経済開放区	製造、観光、サービス中心	企業所得税に従う。各地で財政補助が異なる。	当該地域の開発区では、独自の優遇政策がある。
内陸開放都市	省都である場合が多いが、経済的に省で最も繁栄している地域とは限らない。	企業所得税に従うが、中西部、東北振興政策による特別優遇措置を検討すべき。	当該地域の開発区では、独自の優遇政策がある。

(2) 自由貿易試験区

2013年に上海で設立された「自由貿易試験区」は、その後2015年には広東省、天津市、福建省、2017年には遼寧省、浙江省、河南省、湖北省、重慶市、四川省、陝西省、2018年以降は海南省、山東省、江蘇省、広西チワン族自治区、河北省、雲南省、黒龍江省に設置されている。

2020年9月24日には北京に自由貿易試験区が設立された。ここは科学技術イノベーション、国際ビジネス、ハイエンド産業の3つの区域から構成されている。商務部による2023年版の中国外商投資ガイドによれば、北京に加え、湖南省、安徽省に自由貿易試験区を追加設置することで、2023年11月現在時点で合計22か所の自由貿易試験区がある。

例えば、上海の自由貿易試験区は、投資と貿易の利便性、貨幣交換の自由、効率的な監督管理、規範的な法制環境を追求した国際レベルの自由貿易試験区を目指したものである。上海の自由貿易試験区の主要な具体的特徴は以下の通りである。

図表 9-2 上海の自由貿易試験区の特徴

特徴	主な内容
投資領域の開放	<ul style="list-style-type: none"> 金融サービス、航運サービス、商業、専門、文化及び社会サービスの6つの領域の拡大開放を行い、投資者の進出要求、持株比率、経営範囲制限等の参入障壁を一時停止又は廃止する。 国外投資者への規制を緩和し、外商投資に対して投資前の内国民待遇を試行し、ネガティブリスト管理方式を制定する。 ネガティブリスト以外の領域については、外商投資プロジェクトを許可制から届出制に改める。
金融領域の開放	<ul style="list-style-type: none"> 人民元資本金両替、金融市場利息市場化、クロスボーダー人民元決済の利用を先行して試行する。 自由貿易試験区内の金融市場の利息額の市場化を実現し、金融機構の資産の価格形成の市場化を行う。 貿易投資の利便性を実現するために外貨外債管理を改革する。 金融サービス業において民間資本と外資系金融機構の全面開放を進め、外資銀行と中外合弁銀行を設立することを支援し、外国企業が商品先物取引に参入することを段階的に許可する。 クロスボーダー人民元再保険業務の展開を支援する。
監督管理と税制環境の構築	<ul style="list-style-type: none"> 輸出入届出リストの簡素化を推進し、国際中継貿易、集荷、貨物整理等の業務における輸出入手続を簡素化する。 輸入検疫、輸出入検査を適切に緩和する。
投資を促進する租税政策	<ul style="list-style-type: none"> 自由貿易試験区内に登録した企業等が現物出資で対外投資する資産再編行為による評価益課税について、企業所得税を5年分割納付することができるようにする。 区内企業のストック・オプション等の株式奨励による個人所得税についても分割納税を認める。
貿易を促進する租税政策	<ul style="list-style-type: none"> 自由貿易試験区内に登録したファイナンスリース企業又は金融リース企業が区内に設立したプロジェクト子会社に対してファイナンスリースの輸出税金還付制度を適用する。 自由貿易試験区内に登録した国内リース企業又はリース企業のプロジェクト子会社が国外から購入してリースする航空機について輸入増値税の優遇政策を適用する。 自由貿易試験区内の生産企業と生産性サービス企業が輸入する機器、設備等について関税及び増値税を免税する。

上述の通り自由貿易試験区では、外資参入の規制の方法として「ネガティブリスト方式」（ネガティブリストに載っている分野以外は外資参入を認める方式）が採用されている。これにより、ネガティブリストに載っているもの以外の領域に対し、外商投資プロジェクトを認可制から届出制により管理することとなった。ネガティブリストは何度か改訂され、自由貿易試験区の拡大に伴い、対象地域も上海以外の地域まで拡大しているだけでなく、ネガティブリストに載っている項目も減少しており、さらに外資参入の規制が緩和されることとなった（詳細は第10章を参照のこと）。

また、2023年6月には上海、広東、天津、福建、及び北京の5つの自由貿易試験区に関して、物品貿易、サービス貿易、ビジネス関係者の入境、デジタル貿易、ビジネス環境、及びリスクの防止管理の6分野における試験的な規制緩和措置を実施することが国務院より発表された（国発[2023]9号）。なお、この措置はこれら5つの自由貿易試験区に加えて、後述する海南自由貿易港も対象となっている。

物品貿易に関しては、原産地証明書の印刷ミス等を理由とした貨物への優遇関税付与を拒否しないことや、48時間以内に貨物を引き渡すこと等に取り組み、サービス貿易については、新規サービスの許認可等において中国の記入機関と外資系金融機関を平等に取り扱うとしている。また、ビジネス関係者の入境としては、中国に渡航する専門家や外国企業の上級管理職の家族も同じ入国・一時滞在期間を享受できるようにするほか、デジタル貿易に関しては大衆向けソフトウェアと当該ソフトウェアを含む製品の輸入、頒布、販売又は使用について、関係当局及びその職員は、企業又は個人が所有する当該ソフトウェアのソースコードの譲渡又はアクセスを条件として要求してはならないことが定められた。

さらに、ビジネス環境に関しては、外国人投資家による投資に関する全ての送金について、真正かつコンプライアンスを遵守しているものは遅滞なく自由な送金を認めるとしている。

このような措置を通して自由貿易試験区や自由貿易港における制度型解放を推進する背景には、中国が加入を申請している環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定やデジタル経済パートナーシップ協定等の経済貿易協定への加入に向け実践的な支えとするとともに、国際的な経済貿易ルール策定に中国が今後関与するにあたって好ましい条件を積み重ねることといった目的がある。なお、この措置は実施から1年後に評価がなされ、条件を満たせば他の自由貿易試験区にも対象を拡大する計画となっている。

(3) 自由貿易港

中国共産党中央委員会及び国務院は2020年6月1日に「海南自由貿易港全体計画」を公布した。貿易の自由化・円滑化の向上、産業構造の転換・アップグレードの推進、租税制度の整備、管理水準の向上を進め、海南省の地区を国際的で先進的な自由貿易港にすることを目標にしている。これに加えて前述の通り、5つの自由貿易試験区とともに2023年6月に発表された緩和措置の対象となっている。

自由貿易港の特徴は次の通りである。

①自由貿易試験区との違い：自由貿易試験区内にも保税區、輸出加工区等を含んでいるが、区域自体は狭いところが多く、貿易の拡大は区域外との連携によることが多い。海南自由貿易港は広大な海南島全島（約3万5,400 km²）をゼロ関税地域にしている点において、香港（約1,100 km²）よりも大きい自由貿易港となっている。

②貿易の自由化・円滑化の向上：国外と自由貿易港内の貨物の出入りについては、税関による監督管理を受けずに自由にでき、自由貿易港と中国国内その他の地域との貨物の出入りのみ税関による監督管理を受ける。

③産業構造の転換・アップグレードの推進：現代貿易サービス業の発展を支援する。重要産業への財政支援を強化する。

④租税制度：ゼロ関税政策を段階的に適用し2025年にも原則全ての関税を撤廃する。輸入貨物加工による付加価値が30%を超える場合、自由貿易港と中国内陸での申告を行う場合に関税の徴収を免除する。2020年11月（2021年12月改定）、2020年12月（2023年8月改定）、2021年3月（2022年2月改定）に、ゼロ関税対象商品リストが公布されている。

奨励類産業には企業所得税に15%の軽減税率が適用される。観光産業、現代サービス産業企業について、2025年以前に新規対外投資で取得した所得に対して企業所得税の徴収を免除する。条件に合致した資本的支出の一括損金算入又は加速減価償却を行う。勤務するハイエンド人材及び不足人材を対象に、個人所得税の実際税負担額が15%を超過した部分に対して個人所得税を免除する。輸入段階での増徴税と消費税の免除を行う。

⑤管理水準の向上：行政機関が共通して利用できる情報システムを整備し、監督管理を行う。

2. 西部地域振興政策

これまでの中国の急速な経済成長により、中国における地域間の経済格差が問題視されてきたが、この経済格差を是正することが重要課題だと中国政府は認識しており、2014年8月に公布された「西部地区奨励類産業目録」（国家發展及び改革委員会令2014年第15号）により、西部地区で奨励される産業が明確化されたが、当該目録は2021年3月1日に廃止され、「西部地区奨励産業目録」（国家發展及び改革委員会令2020年第40号）に置き換えられた。

当該目録は改定を重ね、後述するように2023年11月末時点では、「外商投資奨励産業目録（2022年度版）」（国家發展改革委員会、商務部令第52号：2022年10月26日公布）の中西部地区版が2023年1月1日より施行されている（詳細は第10章を参照のこと）。この西部地域の奨励類産業政策の適用範囲は、重慶市、四川省、貴州省、雲南省、西藏（チベット）自治区、陝西省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区、新疆維吾爾（ウイグル）自治区（新疆生産建設兵団を含む）、内蒙古（内モンゴル）自治区、広西壮（チワン）族自治区の12省・自治区・直轄市で、全国の国土面積の70%以上を占める広い地域となっている。さらに、吉林省延辺朝鮮族自治州、湖北省恩施土家（トゥチャ）族苗（ミャオ）族自治州、湖南省湘西土家族苗族自治州、江西省贛州市も西部地域にならって優遇政策が適用されている。

3. ハイテク企業に対する優遇税制

中国政府が重点的に支援するハイテク企業については、15%の軽減税率で企業所得税（通常は25%）を徴収する。ハイテク企業認定管理弁法（国科発火〔2016〕32号）によれば、国家が重点的に支援するハイテク企業とは、下表の要件を同時に満たす企業を指す。

なお、税制優遇が適用されるハイテク企業に対しては管理強化も進められている。特に認定審査は厳しくなっており、北京、青島、海口等の地域では専門家による審査に合格した申請企業の一部に対して、実地検証の実施を要求しているほか、蘇州、広州の一部行政区、珠海でもハイテク企業の資格認定を申請する全企業に対して実地検証の実施を要求している。これらの実地検証では、ハイテク企業の要件を充たしているかどうか裏付け資料の審査がなされ、資料の原本確認等がされる場合もある。また、既に認定されている企業の資格審査も強化されている。ハイテク企業の資格認定を取り消された場合は、税金や関連滞納金の追納が求められるほか、次のハイテク企業認定の申請にも影響する。

図表 9-3 ハイテク企業の要件

要件	内容
会社の存続期間	中国（香港、マカオ、台湾を除く）において、設立から1年以上経過していなければならない。
自主知的財産権の保有	コア技術に対する自主知的財産権を保有することが要求される。規定により、自主研究開発、譲受、受贈、合併買収等の方式により、主要製品（サービス）のコア技術に対する自主知的財産権を保有していることが要求される。
技術の範囲	製品（サービス）を支える中核的な役割を果たす技術が「国家が重点的に支援するハイテク分野」の規定する範囲に属することが要求される。 「国家が重点的に支援するハイテク分野」には、電子情報技術、生物及び新医薬技術、航空宇宙技術、新材料技術、ハイテクサービス業、新エネルギー及び省エネルギー技術、資源及び環境技術、先端製造・オートメーションの8分野を列挙している。
研究開発費用の売上高に占める比率	企業は、直近3会計年度の研究開発費用総額（実稼働期間が3年未満の場合は実稼働期間に基づいて計算）が売上高総額に占める割合について以下のように要求されている。 ① 直近1年間の売上高が5,000万元未満の企業：5%を下回らないこと ② 直近1年間の売上高が5,000万元以上2億元未満の企業：4%を下回らないこと ③ 直近1年間の売上高が2億元以上の企業：3%を下回らないこと なお、直近3会計年度の中国国内で発生した研究開発費用総額が全ての研究開発費用総額に占める割合が60%を下回らないことも要求される。
ハイテク製品（サービス）収入が収入総額に占める比率	直近1年間のハイテク製品（サービス）の収入が企業の収入総額に占める割合が60%を下回らないことが要求される。
科学研究技術者の人数の比率	企業の研究開発活動及び関連するテクノロジー・イノベーション活動に従事する科学技術職者の従業員総数に占める割合は10%を下回ってはならないことが要求される。
イノベーション能力	企業のイノベーション能力の評価について、関連する要件を満たす必要がある。
無事故・無違反	認定申請前1年以内に、重大な安全・品質事故や重大な環境規制違反が発生していないことが要求される。

また、「研究開発費の割増損金算入政策の徹底実施に係る問題に関する国家税務総局の公告」(国家税務総局公告 2021 年第 28 号) が公布されており、企業が 10 月に第 1 から第 3 四半期の研究開発費の割増損金算入を予納・申告することを承認している。主管部門は、租税政策を通じた継続的な奨励とともに、ハイテク企業の研究開発管理に対しても、より高いコンプライアンス要件を打ち出し、管理強化を推進している。

第10章 外資規制業種

1. 外商投資参入特別措置・外商投資奨励産業目録

中国では、外資による投資分野や業種を規制する法規として、「外商投資産業指導目録」を用いて規制業種を管理していた。以前の外商投資産業指導目録では、中国における投資分野について3つの分類がなされており、奨励類（生産性・品質の向上等で、中国の経済・産業に寄与し、省エネ・環境に資する技術・設備を有する分野）、制限類（技術水準が比較的低く、経済的・環境的に好ましいものと認識されないもの、国家の保護措置を講じる必要のある分野）、禁止類（国家の利益を著しく損なうか、又は多大な被害を及ぼすもの、機密性の高い分野）に分かれていた。この分類は、2017年に変更され、制限類と禁止類が「外商投資参入特別管理措置（外商投資ネガティブリスト）」に集約され、管理されることになった。以降、原則として外商投資ネガティブリストに記載された分野以外は、外商投資の参入制限は行われないこととなっている。また、後述するように外商投資が可能であり優遇措置の対象となる業種は、「外商投資奨励産業目録」にまとめられている。

外商投資ネガティブリストには、全国版と自由貿易試験区（下記2. を参照のこと）のみで適用される2種類がある。これらは原則的に毎年公布・施行され、前年度のものは施行と同時に廃止される。基本的に前年度のものを引き継ぎ、新規に外資規制の撤廃状況が公布される。規制が撤廃される場合にはネガティブリストへの記載が削除されるため、前年度版と今年度版を比較して外資規制状況を確認することになる。なお、自由貿易試験区向けのネガティブリストは、全国版と比較してより緩和された内容となっている。

2021年12月27日に公布された「外商投資参入特別措置(全国版ネガティブリスト2021年度)」(国家発展改革委員会・商務部令第47号)と「自由貿易試験区 外商投資参入特別管理措置(自由貿易試験区版ネガティブリスト2021年度)」(国家発展改革委員会・商務部令第48号)は2022年1月1日より施行されており、2020年度版はいずれも施行と同時に廃止されている。

さらに「外商投資法」の2020年1月からの施行後は、「中外合作経営企業法」は併せて廃止されたことから、ネガティブリスト内の中外合作経営の関連規定は2020年度版から削除され、従来の「合弁、合作に限定」との記載は「合弁に限定」との記載になっている。

業種別の大きな変更点は以下の通りである。

- 2020年度版では商用車の生産における外資の出資制限が撤廃されていたが、2021年度版ではさらに自動車生産における出資比率の制限が撤廃され、また外国企業1社につき完成車製造の合弁企業は2社まで、とされていた制限が撤廃され、独資で自動車製造会社を設立することが可能となった。
- その他、衛星テレビ放送の地上受信設備及びその主要部品の製造も2020年度版では制限の対象となっていたが、これが撤廃された。

他方、「外商投資奨励産業目録(2022年度版)」(国家発展改革委員会、商務部令第52号：2022年10月26日公布、2023年1月1日施行)には、対中投資で積極的に奨励の誘致対象となる業種、分野、地区について記載されている。

この投資奨励リストは、全国を対象とする全国版と、中西部地域の各省・直轄市、自治区を対象とする中西部地区版で構成されている。なお、2022年版では、2020年版から239項目が追加され、167項目が修正された。

全国版では、先進的な製造業や物流、金融、情報、コンサルティング等の現代型のサービス業に対する外資を重視しており、例えば自動車製造業における充電・エネルギー貯蔵一体化省エネ総合施設又はソリューションの開発及び製造が追加された。また、サプライチェーン高度化に向け、最終製品としては航空用地上設備、グロー放電式の質量分析計、透過式の電子顕微鏡、工業用水の節水関連設備等が、部品としてはシールドマシン用ベアリング、自動運転関連のコア部品、高性能軽金属が、さらに原材料としては高純度電子化学品、高性能塗料、有機高分子材料等が追加・修正されている。その他、技術サービスの分野においても、低炭素かつグリーンで省エネ・節水効果のある先進的システムインテグレーション技術やサービス、環境にやさしい技術の開発応用、洋上風力発電設備、海洋新エネルギー設備の設計開発等が追加された。

中西部地区版では、江西、安徽、河南、貴州、甘粛省、寧夏回族・広西チワン族自治区に対して労働集約型の加工貿易関連産業等を、重慶市、四川、湖北、湖南、陝西省に対して設備製造等を、遼寧、吉林、黒竜江省で農畜産品加工等をそれぞれ新たに奨励対象として追加した。

これらの奨励類に該当する項目は、投資総額内で輸入する自家用設備の輸入関税の免税（一部例外がある）や、土地の優先供給等の優遇措置がある。さらに、西部地域や海南省に所在して条件を満たす奨励類の外商投資企業に対しては、追加的に企業所得税の引き下げがなされる。

2. 自由貿易試験区・海南自由貿易港のネガティブリスト

2013年に上海で設立された「自由貿易試験区」はその後、広東省、天津市、福建省、遼寧省、浙江省、河南省、湖北省、重慶市、四川省、陝西省、海南省、山東省、江蘇省、広西チワン族自治区、河北省、雲南省、黒竜江省に設置されている。さらに2020年9月24日には科学技術イノベーション、国際ビジネス、ハイエンド産業の3つの区域から構成されている自由貿易試験区が北京に開業したほか湖南省、安徽省、新疆ウイグル自治区にも自由貿易試験区が追加設置され、2023年11月時点で合計22か所になっている。

外商投資産業指導目録に記載されている一部の制限事項は、自由貿易試験区のネガティブリストにおいて実験的に先行して緩和を試行されている事項もあり、例えば公演マネジメント機構の設立は、外商投資産業指導目録では中国側の持分支配でなければならないとしているが、自由貿易試験区のネガティブリストでは、自由貿易試験区を設立した省や市のためにサービスを提供する場合は外商独資でも設立を認めると規定している。

自由貿易試験区のネガティブリストは2013年に初めて公布された。自由貿易試験区版ネガティブリストの2021年度版における外資の参入規制・禁止事項は当初の190項目から27項目に縮小されている。

「外商投資法」の2020年1月からの施行後は、「中外合作経営企業法」が併せて廃止されたことから、ネガティブリスト内の中外合作経営の関連規定は削除され、「合弁、合作に限定」との記載が「合弁に限定」との記載になっている。

2021 年度版の特に大きな変更点は、製造業への外資規制が全て削除されたことである。また、2021 年度版では合弁に限定とされていた市場調査が独資にも解禁された。また、禁止されていた社会調査への外資マイノリティ出資が認められるようになった。

また、海南自由貿易港に関しては、2021 年 2 月 1 日から「海南自由貿易港外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2020 年版）」が施行されている。このリストには、株式保有や高級管理職に関する要求等、外国投資者による参入の際の制限措置が列挙されており、海南島全体に適用される。さらに、海外のサービス提供者が海南自由貿易港内の市場主体や個人に対してサービス提供を行う場合に適用される「海南自由貿易港越境サービス貿易特別管理措置（ネガティブリスト）（2021 年版）」も同年 8 月 26 日から施行されており、このリストにも提供禁止事項や制限措置が示されている。

なお、これらの制限に限らず業種によっては、外資に対し参入制限を別途設けている業種も存在するため、特別法や規制がないか事前に確認する必要がある（第 22 章 主要産業別の規制動向と FTA の影響を参照のこと）。

3. 市場参入ネガティブリスト

「市場参入ネガティブリスト」は、中国国内で投資経営の参入を禁止又は制限する業種や分野、業務等が列挙されたリストであり、内資であるか外資であるかにかかわらず企業に共通して適用されるものである。市場参入ネガティブリストに記載がない業種、分野、業務等は内外資ともに平等に参入することができる。

「市場参入ネガティブリスト（2022 年版）」は 2022 年 3 月 12 日に公布され、同日から施行された。当該リストでは、参入禁止項目が 6 項目、参入許可項目が 111 項目列挙されている。2020 年版から参入許可項目が 7 項目削除されたが、参入禁止項目は 1 項目追加された。

2022 年版で新たに追加された参入禁止項目は「違法なニュースメディア関連業務を実施すること」である。非公有企業は、ニュースの取材、編集、放送及び発表、報道機関の設立及び経営への投資、海外主体で発表したニュースの輸入等の業務は実施してはならないと規定された。

さらに、2022 年度版の通知文において、地方政府や関係部門による独自のネガティブリスト作成を禁止することが明示されたほか、ネガティブリストに違反する事例は収集・検査され、定期的に代表的案件が通報されることが示された。なお、このモニタリングの状況は全国都市信用状況動態モニタリングシステムに組み入れられ、違反事例は公表されるとともに、悪質な案件には面談が実施されることとされている。

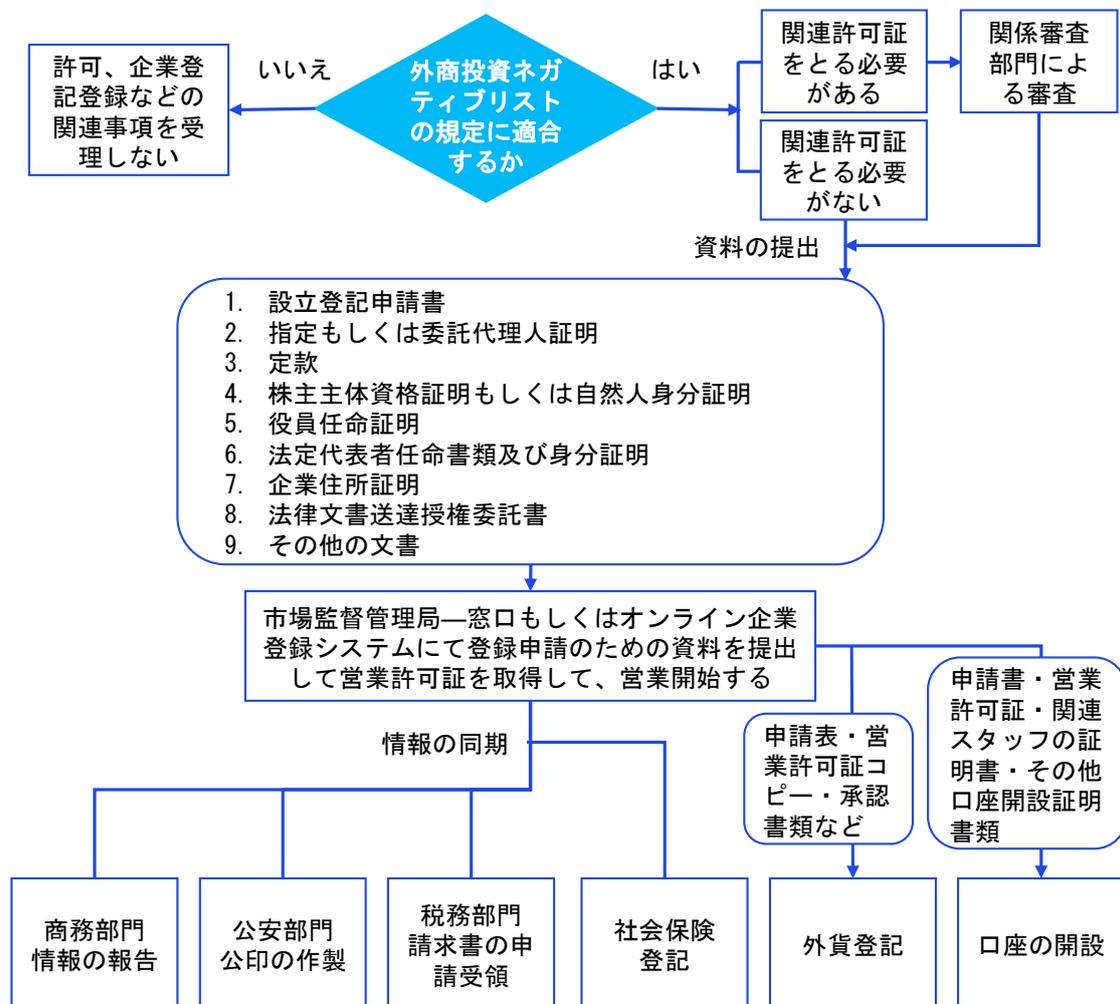
第11章 許認可・進出手続きと撤退時の留意点

1. 会社設立の手続き

外商投資企業は市場進出段階において、外商投資参入ネガティブリストに該当する分野を除き、内資と同様に、各業界に平等に参入することが認められ、参入条件、参入手続きと適用される法律に関し、内資、外資の一致が実現している。なお、外商投資企業の設立登記にあたっては、以下のような文書及び証明書が求められている。

中華人民共和国商務部公布の「中国外商投資ガイド」(2022年度版)によると、外商投資企業の設立の標準的な流れは以下の通りである。

図表 11-1 外商投資企業の設立



(出所) 中華人民共和国商務部「中国外商投資ガイド」(2022年度版) より作成

⁶ https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/invest_09.html

2. 登記・許可制度と情報公示

2022年3月1日から施行の「市場主体登記管理条例」（2021年国务院令第746号）及び「市場主体登記管理条例実施細則」（2022年国家市場監督管理総局第52号）によると、会社を含めた全ての市場主体が所轄登記当局（旧工商局、現在「市場監督管理局」）にて設立、変更、又は解散の登記を行う必要がある。登記する市場主体の形態によって登記内容が異なるが、企業の場合は主に、企業法人名称、企業形態、経営範囲、住所又は経営場所、登録資本金、法定代表人等を登記する。また、有限責任会社の場合は株主の情報を登記し、株式会社の場合は発起人⁷を登記する。一方、支店機構の場合は資本金と法定代表人の登記が不要となる一方、担当者の登記が必要となる（市場主体登記管理条例実施細則第6条）。

また、登記事項以外にも、以下の内容を登記当局に届出する必要がある（市場主体登記管理条例実施細則第7条、第9条）。

- ・企業：会社定款、経営期限、各株主又は発起人の払込出資金額、及び董事、監事等の役員情報、登記に関する連絡者情報、法律関連文書受取人情報。
- ・支店機構：登記に関する連絡者情報。
- ・その他企業形態に関しては、法律により定められた事項を届出する必要がある。

市場監督管理局が登記通知書及び「営業許可証」を発行し、会社設立が法的に認められる。全ての登記材料が提出される場合は、その場で登記することも可能であるが、審査が必要な際は3営業日以内に返答する。また、審査が複雑な場合、登記機関の責任者の判断により3営業日を延長することが可能であるが、その際には申請者に書面による通知が届く。また、登記資料に不備がある場合は一回にまとめて追加提出が必要な内容等が申請者に通知される。

「営業許可証」の交付日は法律上、会社成立日を意味している（改正前会社法第7条第1項、改正会社法第33条）。

なお、登記申請はシステム上で行うことが可能となっている。申請の際には申請者による署名及び法定代表人等の本人確認を行う必要があるが、オンラインシステム上でも、電子署名及び本人の顔認証ができる。

会社設立後に登記内容の変更又は解散する際にも登記する必要がある。例えば、企業の登記内容に変更が発生してから30日以内に所轄登記当局に変更内容を登記しなければならない。

さらに中国にある企業は毎年「企業年度報告」を行う必要がある。毎年1月1日から6月30日までに「企業信用情報公示システム」を通じて国家市場監督管理総局へ前年度の年度報告を送付し、企業の経営状況に関する情報を社会へ公示しなければならない（市場主体登記管理条例実施細則）。なお、企業が自身で公示する企業情報には年度報告公示制度のほかに、設立登記と変更登記が行われた際に「国家企業信用情報公示システム」を通じて企業の情報が当局に公示され、また企業が減資や解散等の場合は減資や解散等の決定後に企業がシステム上で一定期間の情報公示

⁷ 発起人は、株主と近い概念ではあるが、株式会社の起業初期段階では、株主の人数を特定することが難しい場合もあるため、発起人の定義としては株主である他、企業設立に係る職務を履行しており、会社規定に署名していることが求められる。

をする必要がある（外商投資情報報告に係る事項に関する公告 2019 年商務部公告 62 号）。

必ず公示しなければならない主な情報としては下記がある。

- ① 企業連絡先住所、郵便番号、連絡先電話番号、電子メール等の情報
- ② 企業開業、営業停止、清算等の存続状態に関する情報
- ③ 企業の他社への出資状況、持分買取の情報
- ④ 企業が有限責任会社或いは株式会社の場合、その株主或いは発起人の引受・払込出資額、出資時期、出資方式等の情報
- ⑤ 有限責任会社の株主持分譲渡等の持分変更の情報
- ⑥ 企業ウェブサイト或いはインターネット経営に従事するオンライン店舗の名称、インターネットアドレス等の情報
- ⑦ 企業の業務に従事する人数、資産総額、負債総額、対外提供している保証、所有者權益合計、営業総収入、主要営業収入、利潤総額、純利益、納税総額の情報

3. 撤退時の留意点

進出時において考慮すべき事項は多いが、同時に撤退時のことも考慮に入れておくべきである。外商投資企業の撤退方法としては、出資持分譲渡による撤退や事業の清算、破産、休眠化等が挙げられるが、破産や休眠化は実務上の適用が困難となるケースもあるため、出資持分譲渡や事業の清算が一般的である。なお、現地法人の収益等中国からの資金還流策については、16 章の外貨管理の部分にて紹介する。

出資持分譲渡は、持分を譲り受けた企業により事業が継続されることから、取引先や従業員等へ与える影響が比較的少なく、清算手続きを行うよりも必要とする時間やコストを抑えられる場合があり、撤退方法として採用されることが多い傾向にある。事業の清算には、会社の経営期間の満了、会社定款に定める解散事由の発生、解散決議等により解散清算することができる普通清算と、会社の全株主の議決権の 10%以上を保有する株主が人民法院に会社の解散清算を請求することができる強制清算がある。なお、普通清算の手続き、必要書類等は次の通りである。

図表 11-2 普通清算の手続き

手続き	内容
審査認可の必要性の有無	2020 年 1 月 1 日の「外商投資法」及び「外商投資情報報告弁法」の施行によって、商務部門への審査認可が不要となった。ただし、ネガティブリストに該当する外商投資企業は関連する主管部門からの審査認可が必要である。
清算委員会の設立	会社は、会社の合併や分立以外の事由で解散する場合、解散事由が生じた日から 15 日以内に清算委員会を成立させ、清算を開始しなければならない。
清算委員会の責任者の名簿の会社登記機関への届出	清算委員会は、成立日から 10 日以内に清算委員会の構成員、清算委員会の責任者の名簿を会社登記機関に届け出なければならない。なお、届け出はウェブ上のサービスプラットフォームでも行うことができる。

手続き	内容
債権者への催告及び債権の届出	清算委員会は、成立日から 10 日以内に債権者に通知しなければならない、かつ 60 日以内に新聞上又は国家企業信用情報公示システムで公告を行わなければならない。債権者は、通知書を受領した日から 30 日以内、通知書を受領していない場合は公告の日から 45 日以内に、清算委員会に債権を届け出なければならない。
清算案の制定、清算案の確認	清算委員会は、会社の財産を整理し、貸借対照表及び財産目録を作成した後、清算案を定め、かつ会社の最高権力機構（通常は株主総会であるが、なければ人民法院も可、以下同じ）に確認を求めなければならない。
会社債務の完済、残余財産の分配	会社の財産をもって、清算費用、従業員の賃金、社会保険料及び法定補償金を支払い、未納の税金をそれぞれ納付し、会社の債務を完済した後の残余財産は、有限責任会社については株主の出資比率により分配し、株式会社については株主の保有する株式比率により分配する。
税務登記の抹消	所管税務機関に必要な税務関連金額を精算し、企業に関する税務登録を解消する。なお、企業が未納していた罰金も納付する必要がある。税務機関から会社解散による税務上の懸念事項の有無に対する一定期間の審査が発生する。 納税者（企業やその創業者、または親会社）が一定の条件を満たした場合、税務機関に対する承諾を行った上で、税務機関による審査手続きを飛ばして精算手続きを行うことができるが、後日審査結果による追加対応が必要であり、未対応の場合は税務上の信用喪失として記録される。
清算報告の確認	外商投資企業の清算が終了した後、清算委員会は清算報告を作成し、最高権力機構の確認を経なければならない。 なお、従来は、清算報告を審査認可機関にも提出し、同時に審査認可機関に認可証書を返納しなければならないとされていたが、2020 年 1 月 1 日の「外商投資法」及び「外商投資情報報告弁法」の施行によって、清算報告を審査認可機関へ提出する必要がなくなった。
抹消登記	会社の清算委員会は会社の清算終了後 30 日以内にもとの会社登記機関に抹消登記を申請しなければならない。 また、2020 年 1 月 1 日の「外商投資情報報告弁法」の施行により、抹消関連情報については市場監督管理部門から商務部門へ送られるため、企業から商務部門への抹消報告は不要となっている。 申請の際に、次の各号に掲げる文書を提出しなければならない。 ・会社の清算委員会の責任者が署名した抹消登記申請書 ・人民法院の破産裁定や会社が「会社法」に基づいて行った決議等、会社解散の旨を示した文書 ・外商投資企業の最高権力機構又は人民法院が届け出を確認した清算報告書 ・「企業法人営業許可証」 ・その他必要書類

手続き	内容
関連登記の抹消申請	<p>企業に関連するその他登記の抹消申請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険登記（30日以内に未払いの社会保険費用を精算し、所管社会保険機構に登録解消手続きを行う。） ・ 税関に企業の登録情報の抹消申請を行う（税関の単一窓口：シングルウィンドウ www.singlewindow.cn で行うことができる）。 ・ その他必要な登録解消

（出所）中国国家市場監督管理局の情報及び関連法律により作成

なお、清算時の留意点は以下の通りである。

(1) 政府への申請

外商投資企業の清算による撤退は基本的に地方政府にとっては税収の減少であり、地元の雇用機会の喪失であり、当該地域の経済成長率の低下となる。このことは地元政府の行政上の評価ポイントの低下となる。このため解散の申請窓口となる主管の商務局等の政府機関は、批准することに消極的な場合があった。近年、外商投資法の施行に合わせて、内資企業との不平等が是正される方向に合わせて、政府機関の批准が滞ることがほとんどなくなった。一方、外商投資企業のみならず、一部企業に対しては、後述する税務上の問題点として、政府の意向により税務調査が想定以上に時間を要する場合がある。

(2) 不正経理への対処

解散・清算に際して債権債務や資産の整理、処分を短期間で行うことになる。このプロセスの中で、滞留債権や滞留在庫、架空債権や架空在庫、過去の粉飾決算が発覚することがある。また設備や金型、部品等の横領、不正持ち出しが発生しやすい。

(3) 従業員に対する処遇

会社の解散・清算は、「労働契約法」によると、労働契約の解除を行い、経済補償金を支給することになる場合が多い。不用意な情報漏えいや不適切な情報の伝わり方により、労働争議等の問題が発生する場合もあるので、中国独自の法制度や商習慣を熟知した上で、個別に適切な対応をとり、かつ綿密なコミュニケーションプランの立案・実施が重要である。一方、従業員側からも前例を参考に経済補償金を交渉する場合もあり、企業側としては慎重に対応しなければSNS等で炎上され企業のブランドイメージを毀損する場合もある。

(4) 税務上等の問題点

精算の手続きにて税務登記の抹消を記載したが、特に税務登記の抹消前に税務調査が入ることが想定され、政府の意向により想定以上に時間を要する場合がある。例えば、地方政府の長官は評価のため任期内に重要企業を撤退させたくない場合は、あえて税務局に処理を遅らせることがあるが、それは外商投資企業のみならず、中国企業も同じく処理される場合があり、中国の地方に進出する重要企業に該当する場合は、撤退前に政府関係者に対する根回しも重要だと思われる。また、その優遇税制で規定していた期間満了前に会社の解散・清算を行う場合には、優遇税制により享受していた免税分を返還する必要がある。

(5) その他の追加支出

例えば土地に関しては契約に基づき「土地使用权」を国家に返還することになるが、工場の場合は土壤汚染等により土地の整備が必要で予想以上にコストがかかる場合がある。また、顧客への製品やサービスの供給責任が契約上ある場合、単純に生産停止やサービスの停止はできない。なお、債務の弁済ができない場合や債務超過の場合には、清算の手続きに入ることがない。場合によっては日本本社からの代替的供給を行わざるを得ない場合もある。清算申請以降に資金繰りが悪化しても、清算申請以降の増資はできないため、清算から破産に移行することになるが、前述の通り破産が認められるケースは少なく、結果としてデッドロック状態に陥ってしまうため、事前の実態把握を行い、清算に必要な資金を事前に準備する必要がある。

第12章 税制と会計制度

1. 税制体系

現行の中国の税制体系は性質と役割に基づき、以下の通り分類することができる。

図表 12-1 税制体系

税種類	例	機能
所得税種	企業所得税、個人所得税	企業及び個人の収入に対する調整機能
流通税種	増値税、消費税、関税	生産、流通又はサービス業に対する調整機能
資源税種	資源税、都市（城鎮）土地使用税	自然資源を開発、利用することによって得た収入に対する調整機能
特定目的税種	土地増値税、耕地占用税、都市維持建設税、たばこ税、環境保護税、船舶トン税	特定の目的を達成するため、特定の対象と特定の行為に対する調整機能
財産税種	不動産税、車両船舶税、車両購入設置税	財産の取得、所有等に対する調整機能
行為税種	印紙税、契税	特定行為に対する調整機能

中国の税金の概要一覧表は以下の通りである。

図表 12-2 税金の概要

税目	課税対象	税率
企業所得税	居住者企業：国内外の全世界所得 非居住者企業：PE に帰属する所得、中国源泉所得	基本税率 25% ハイテク認定企業は 15%
個人所得税	個人（外国人を含む）の所得が課税対象 所得種類ごとに税率、超過累進課税、基礎控除等の規定あり	例：給与：3～45%
増値税	付加増値税 貨物の販売、組立・加工・修理役務の提供及び貨物の輸入取引が課税対象 伝票方式を採用、輸出免税、還付制度あり	13%、9%、6%
消費税	酒類、たばこ、化粧品等の奢侈品及び自動車、ガソリン等の対象生産者及び輸入者が納税者	従価税：1～45% 従量税併用
資源税	石炭、原油等の鉱産物の採掘、又は塩の生産が課税対象 それらに従事する組織及び個人が納税者	品目ごとに従量税
都市土地使用税	課税対象地域での土地使用が課税対象	0.6～30 元/m ²
都市維持保護建設税	都市農村の公共事業及び公共施設の維持に用いられることを目的とした税 納付流通税（増値税、消費税）が課税標準	1～7%
土地増値税	国有土地使用権、地上建物及び付属物の譲渡が課税対象 それにより所得を得る組織及び個人が納税者；超過累進課税。詳細の減免項目がある。	30～60%

税目	課税対象	税率
耕地占用税	耕地を占用して建物又は非農業企業建設をする個人又は単位が納税者	5～50 元/m ² 基本農地を占用した場合は 150%
たばこ税	たばこ（原材料/葉っぱ）を購入する単位（機関、企業、団体等）が納税者	20%
環境保護税	大気、水、固体廃物、騒音を排出した法人が対象	従量税
不動産税	課税対象地域内家屋の所有者が対象。 家屋が他人に貸与した場合は、賃料に比例して徴収する。	毎年所有：1.2% 貸与：12%
車両船舶税	車両及び船舶の取得及び所有が対象	毎年従量税
車両購入設置税	車両を購入・輸入・生産・受贈・受賞した時、又はそれ以外で所有した時に所有者が対象	10%
船舶トン税	税関が船舶入港の際に、船舶の重量に合わせてトン数に合わせて入港船舶を対象に徴収する 入港船舶の国籍に合わせて別途両国間の税関条約により減免する場合がある。	従量税
契税	中国国内において土地所有権の払い下げや譲渡、建物の売買、譲渡、交換が対象 引受側の組織と個人が納税者	3～5%
印紙税	税法で列挙された契約書、又は契約の性質を有する所有権移譲書類認可証、会計帳簿等が対象	0.005～0.1%
関税	輸出入物品が対象	従量又は従価税

（出所）各種税法、暫行条例、規則により作成

基本的に帳簿等に基づく申告で税金額が確定されるが、税務機関が納税額を査定し徴収を行うことができる。「税収徴収管理法」及びその実施細則（第 47 条）によると、税務機関による納税額の査定を行う場合は、納税者の帳簿が未設置、毀損等確認できない場合、または納税者が申告していない場合や申告税額が明らかに低くかつ正当な理由がない場合等がある。査定徴収を行う企業には税務局による通知が届く。

納税額の査定方法には以下の 4 つの手法がある。なお、同じ納税者に対して複数の手法を同時適用することができる。

- ①同業又は類似業種の利益水準や経営規模を参考する。
- ②営業収入や運営コストに、合理的な費用や収益を加算する。
- ③消耗する原材料、燃料、動力等により推定する。
- ④その他合理的な方法で査定し徴収する。

近年、査定徴収企業に対する確認・審査が厳しくなっている。背景には以下 3 種類の事象があり、実務上注意する必要がある。

- ①企業が業種変更やその他手段による脱税
- ②企業が發票代理発行等による上下流企業の脱税
- ③一部地方税務機関が投資誘致政策としての濫用や税務機関と結託した脱税

2. 企業所得税

(1) 納税義務者と課税所得の範囲

企業所得税は中国国内にある企業、その他収入を得る組織の生産経営所得とその他の所得に対して課税する所得税である。課税対象となる企業は、中国における居住企業及び非居住企業に区分される。居住企業と非居住企業は、その適用税率及び課税範囲がそれぞれ異なる。

(2) 税率

居住企業に対する企業所得税の基本税率は25%である。ただし、一部特定の企業に対し、優遇税制が設けられており、例えば、小規模薄利企業は20%に、ハイテク企業は15%に軽減される。

非居住企業に対する基本税率も25%であるが、中国に恒久的施設を有さない場合、又は機構、拠点を設置したが取得した所得がその設置した機構、拠点と実際の関係がない場合、中国源泉所得に対しては、適用税率が20%であり、現状優遇税制により10%に軽減されている。

(3) 課税所得の計算

課税所得は、各納税年度の総収入から原価、費用及び損失を控除した残額（利益）として算定され、税法上の損金不算入項目・益金不算入項目等で調整される。

収入、非課税収入、免税収入及び損金計算項目に対しては、企業所得税法及びその実施条例で詳細に規定されている。特に交際費や組合経費等のような一部損金算入限度額がある項目については注意すべきである。

中国国外源泉所得に対し、日本と同様に外国税額控除制度があり、国外で納付した税額は限度額まで控除できる。

(4) 収益の認識基準

課税所得計算における収益認識基準は「発生主義」に基づく。具体的には、販売収入、役務収入、財産譲渡収入、投資による収入等が収益を構成する。

(5) 損金計算項目の範囲

損金計算項目の範囲は、収入に対して関連する合理的な原価、費用、特定の税金、損失及びその他の支出ということになる。企業所得税法及びその実施条例で詳細に規定されているほか、税制優遇に関連する法規等が発令された場合はその関連法規で特別に記載されるケースもある。

なお、欠損金の繰越は特段優遇制度や制限がなければ5年となっている。

(6) 優遇税制

優遇税制は、2008 年 1 月 1 日に企業所得税法が適用される以前は、外商投資企業に対して数多く存在していた。しかし、2008 年の企業所得税法の適用により、外商投資企業と中国企業とは、ほぼ同様の取り扱いになった。これが近年の企業所得税に関する大きな変更点の 1 つである。企業所得税法及びその実施条例には、免税、減税、損金の追加算入、固定資産の加速償却、課税所得額の減額等の優遇税制が設けられている。例えば、中国における居住企業が同じ納税年度内の技術譲渡所得が 500 万元を超えない部分については、企業所得税を免除するということがあげられる。

また、優遇税制の例として、国務院は、2020 年 8 月 4 日付で「新時代における集積回路産業及びソフトウェア産業の高品質な発展を促進する若干の政策」（国発【2020】8 号）を公布し、財務・税務、投資・融資、研究開発、輸出入、人材、知的財産権、市場応用、国際提携等の分野から集積回路産業及びソフトウェア産業に対する 37 項目の支援政策・措置を打ち出した。

これは中国が注力する半導体育成策の一環である。例えば、国が奨励する集積回路の線幅が 28nm 以下、かつ経営期間が 15 年以上の集積回路メーカー又はプロジェクトは 1 年目から 10 年目までの企業所得税を全額免除する。65nm 以下と 130nm 以下の集積回路に対してもそれぞれの条件に合わせて所得税の減免がある。なお、国が奨励する線幅が 130nm 以下の集積回路メーカーの課税年度に発生した損失は翌年度以降に繰り越すことが認められている。また、繰越期間は 10 年を超えないものとする。一定の期間において、集積回路の線幅が 0.25 μ m 以下の特殊工程集積回路メーカーが輸入する原料、消耗品、クリーンルーム建材、集積回路製造設備部品等に対する輸入関税が免除される。

また、自国企業の研究開発を支援する目的で、一部業界を除く、外商投資企業を含む中国における居住企業全員を対象に、企業の研究開発費用を通常の費用として計上する上で、比率に合わせて加算して損金算入することができる。（詳細は第 14 章の「6. 知的財産権に関する支援措置」参照）

(7) 特別税務調整

特別税務調整とは、関連企業間取引が独立企業間取引の原則に合致しないことにより、企業又は関連企業の課税所得を減少させた場合に、税務機関が合理的な方法に従い調整を行うことである。特別税務調整は 2008 年に施行された企業所得税法において、大きく内容が変更された。企業所得税法では、移転価格税制、タックスヘイブン対策税制、過少資本税制及び商業的合理性がない取引の調整を規定している。

(8) 納税管理

企業所得税の納税年度は、会社法上の会計期間と同様に西暦の 1 月 1 日から 12 月 31 日までとされている。納税申告に関しては、月ごと又は四半期ごとに予定納付を行い、年度終了日（12 月 31 日）から 5 ヶ月以内に、確定申告を行い、納付税額又は還付税額を精算する。なお、法定申告期限は年度終了日から 5 ヶ月以内であるが、実務上は、各所轄税務局からの個別依頼により、早めに申告納付を完了するよう依頼されることがあるため注意が必要である。

3. 増値税と発票基準

中国の増値税は、付加価値税に該当するが、その課税対象は、貨物の販売及び輸入、加工又は修理に係る労務の提供、サービスの提供、無形資産の譲渡、不動産の販売となっている。従来、中国ではサービスの提供等の取引に対しては、別途「営業税」が課されていたが、2012年1月から始まり2016年5月に完了した増値税改革プログラムにより、営業税の増値税への全面的移行がなされた。

一方、中国最大の税収源である増値税は、2023年11月現在まだ正式な法律が頒布されていない。今までは、「増値税暫行条例」や「増値税法意見聴取稿」等があったが、2023年8月には「増値税法（草案2次審議稿）」が人民代表大会常務委員会で2次審議を行っており、以下は「増値税法（草案2次審議稿）」をベースに紹介する。

(9) 課税対象

増値税は①中国国内における貨物、②サービス、③無形資産、④不動産の販売又は譲渡、並びに⑤貨物の輸入を課税対象にしている。

(10) 税率

近年中国では、増値税の税率は米中貿易摩擦や新型コロナウイルス等の国内景気への影響を考量して小刻みに低減されてきている。具体的には次の通りである（2023年11月末時点）。

図表 12-3 増値税の税率

税率	課税行為
13%	貨物の販売、加工、修理役務、有形動産のリースサービス或いは貨物の輸入。ただし、増値税9%税率の適用対象貨物の販売或いは輸入が除外する。
9%	交通運輸、郵便、基礎電信、建築、不動産のリースといったサービスの提供、不動産の販売、土地使用権の譲渡、又は以下商品やサービスの販売或いは輸入。 <ul style="list-style-type: none"> ・農産物、食用植物油、食用塩 ・暖房、冷房、お湯等の生活サービス又はそれに関連する資源（例えば、水、天然ガス等） ・図書、新聞紙、雑誌、音楽映像等の出版物又は電子出版物 ・飼料、肥料、農薬等の農業製品又は機械
6%	13%と9%項目で規定された内容以外のサービスの提供、または無形資産の譲渡。
0%	<ul style="list-style-type: none"> ・別途国務院の規定により、国内の組織及び個人が提供するサービス、又は譲渡される無形資産 ・輸出貨物全般（国務院別途規定により除外されるものを除く）

ただし、簡易納税方法で納税する納税者は一般的には3%となっている。なお、簡易納税方法は一般的に業界の特殊性により、原材料や仕入の増値税発票の入手が難しい企業のみ適用している。例えば、公共交通サービスを提供する企業や、アニメ等の制作や版權を販売する企業等がある。日系企業が中国進出の際には通常簡易納税方法ではなく一般納税方法を適用する。

また、年間増値税納税売上が 500 万元以下の小規模納税者が簡易納税方法で納税することができる。

(11) 納付税額の計算

増値税は付加価値に対して課税するため、一般納税方法での納付税額は売上税額から仕入税額を控除した残額である。即ち、納付税額の基本的な算式は以下の通りである。

$$\cdot \text{納付税額} = \text{売上高} \times \text{税率} - \text{仕入税額}$$

※仕入税額の計算には、後述する増値税専用発票が必要となる。

なお、貨物輸入の場合は、納付税額は貨物の増値税納税価格と税率によって算出される。増値税納税価格は関税の納税価格に関税と消費税が加算される価格となる。

一方、簡易納税方法で納税する場合は、直接売上高の 3%の徴収率により納付税額を計算する方式がとられている（ただし、仕入税額控除なし）。

(12) 増値税の優遇税制

「増値税法（草案 2 次審議稿）」では、第 23 条で規定された項目に対して増値税を徴収しないことが規定されている。例えば、医療機関が提供する医療サービス、科学研究用の設備、又は国際機関の無償援助により輸入した物質等がある。詳細の項目内容の適用規定は別途国務院により定められる。

また、売上金額が増値税納税起点に達していない納税者（主に小規模納税者）は増値税の納付が免除される。2023 年 1 月に国家税務総局が「増値税小規模納税者の増値税減免等に関する徴収管理事項に係る公告」で 10 項目の詳細規定が頒布されている。例えば、月額売上が 10 万元（四半期を納税期間とする場合は四半期ごとの売上が 30 万元）以下の場合は増値税が免除される。それ以外にも適用するケースがあるため詳細は該当公告を確認することが有用である。なお、適用するには発行する増値税発票の種類にもよるため後述する増値税発票に関する記載を参照のこと。

(13) 輸出貨物増値税の還付問題

海外輸出を行う企業は、輸出貨物、サービス、無形資産（以下このパートでは「輸出貨物」という）の増値税が免除されるだけでなく、該当輸出貨物の原材料仕入に関しても、通常販売価格に含まれている増値税が還付される。

企業の業態によって、輸出貨物増値税の還付方式には「免除・控除・還付」と「免税・還付」という 2 つの方式がある。生産能力がない一般貿易企業の場合は、「免税・還付」の形で、輸出貨物の増値税が免除され、仕入税額の部分が後日還付される。それに対して生産能力がある企業の場合は、「免除・控除・還付」の形で輸出貨物の増値税が免除され、輸出以外（国内販売）の貨物の増値税に、仕入税額が控除できるとし、仕入税額が国内販売分増値税を上回る部分が還付される。

一般商品の輸出増値税が免除されるが、重要な生産資源や政府が輸出制限をしている貨物等一部の貨物については、輸出貨物増値税の還付率が課税率よりも低くなっている。また、農産品等の一部商品に関して、販売業態によりサプライチェーン上で一部増値税が品目による規定と異なるケースがある。そのため、輸出製品に関連した増値税が全額免除されず、その一部が企業負担となっている。詳細に関しては商品の HS コードに基づき、中国税関の輸出貨物に関する税金還付リスト又は税関のウェブサイトを確認する必要がある。

(14) 増値税発票

増値税発票には増値税専用発票と増値税普通発票がある。

増値税専用発票は、増値税の一般納税者が貨物を販売する場合又は増値税の課税役務を提供する場合に、購入者に対して発行する発票（中国語で領収書）のことである。

中国では、増値税専用発票は、購入者にとって取引の証拠であり、増値税の仕入税額控除を行うための証憑として重要な意味を持っている。この増値税専用発票は、専用システムにより発行され、その発行、取消等は税務局によって厳格に管理されている。最低 10 万元以上の専用発票の虚偽発行だけで 3 年以上の刑事刑が科される（刑法第 205 条）。

増値税普通発票は増値税専用発票以外の発票が該当する。税務登録をした納税者が税務局に申請して購入することが可能である。業界ごとに統一様式が定められたものが一般的で、例えば商業小売統一発票、飲食業統一発票、ホテル業統一発票等、タクシー業統一発票等がある。

増値税専用発票は企業所得税の損金算入のための証憑となるため、増値税普通発票と異なり、受領企業が損金算入に必要な控除欄の記載がある。通常の場合は、企業が仕入税額を控除する場合、専用発票を入手した金額のみ控除できるが、一部の普通発票に限り仕入税額の控除ができる。例えば、個人の生産者より農産品を購入した場合や、道路（水路、橋等含む）の利用料及び旅客運輸サービス（鉄道や飛行機等）のチケットの場合等がある。

増値税専用発票による仕入税額は、その受け取った増値税専用発票について、その発行日から起算して 180 日以内（2017 年 7 月 1 日以降は 360 日以内）に税務機関で認証を受けなければならない。この期間を超える場合は、その仕入税額は控除できない。また、認証された増値税専用発票は、認証された当月において、増値税の関連規定に従い、仕入税額として控除を申請する。規定の期間内に控除の申請をしない場合は控除できないため注意が必要である。

なお、一般の小規模納税者は別途申請がない限り、専用発票の発行ができないが、専用発票を発行した場合、月間 10 万元等の免除金額規定に関わらず、専用発票を発行した部分を納税する必要がある。ただし、「増値税小規模納税者の増値税減免等に関する徴収管理事項に係る公告」により、一部税率の軽減がある。増値税専用発票については電子化の検討が進められている。電子化した増値税専用発票は略して数電票（デジタル電子発票）と呼ばれることが多い。2020 年中に上海、北京、重慶、広州の一部の地域において試行している状況にある。

財政部は「電子会計証憑の精算・記帳・ファイリングを規範化することに関する通知」（财会〔2020〕第 6 号）を公布し、電子商取引の発展・推進に伴い、電子発票、電子税関専用納付書、銀行電子領収書等の電子会計証憑の整備を進めている。これに伴い会計ソフトのアップグレードも行う必要がある。

電子化した専用発票はパソコンだけでなく、スマホの専用アプリからも発行でき、また専用のソフトで真偽を確認することができる。なお、2023年6月には電子化した専用発票が全国普及した。

(15) 納税対象期間及び申告納税期限

増値税の納税対象期間は、主管税務機関が納税者の納付税額に応じて、毎日、3日ごと、5日ごと、10日ごと、15日ごと、1ヵ月ごと、四半期ごとの中から決定する。一定の期間ごとの納税ができない場合は、課税対象取引の都度、納税申告を行う。

図表 12-4 納税対象期間及び申告納税期限

納税対象期間	申告納税期限
1ヵ月ごと、四半期ごと	期間満了日から15日以内
毎日、3日ごと、5日ごと、10日ごと、15日ごと	期間満了日から5日以内に予定納税し、翌月1日から15日以内に申告納税及び前月の予定納税を精算する

(16) 申告納税地

① 固定事業所を持つ事業者の場合

固定事業所を持つ事業者は、その機構の所在地の主管税務機関に対して申告納付しなければならない。本部機構と支部機構が同一の省（市）にない場合は、各所在地の主管税務機関に対して申告納付しなければならない。ただし、国務院の財政・税務主管部門或いはその権限のある財政・税務機関の承認を得て、本部機構が本部機構所在地の主管税務機関に対して一括して申告納付することができる。

② 固定事業所を持たない事業者の場合

固定事業所を持たない事業者が貨物の販売或いは課税役務の提供を行う場合は、販売地或いは役務発生地の主管税務機関に対して申告納付しなければならない。販売地或いは役務発生地の税務主管機関に対して申告納付をしていない場合は、その組織の所在地或いは居住地の主管税務機関が追徴の権利を持つ。

③ 不動産、自然資源等の場合

不動産の販売、賃貸、建築サービス、又は自然資源の使用権譲渡の場合は、不動産や自然資源の所在地や建築サービスの発生地、又は自然資源の使用権譲渡の発生地、の主管税務機関に対して申告納付しなければならない。

④ 貨物の輸入の場合

貨物を輸入する場合は、通関地の税関に対して申告納付しなければならない。

⑤源泉徴収義務者

源泉徴収義務者は、その機構所在地又は居住地の主管税務機関にその源泉徴収する税金を申告納付しなければならない。所在地や居住地が海外の場合は、該当取引の発生地主管税務機関に対して申告納付しなければならない。

(17) 発票基準

中国では、日本と異なり、発票を税務局が管理しており、企業は発票を発行するためには税務局から発票の綴りを購入する必要がある。そのため、本来は日本と同様に、発生主義に基づき収益と費用を計上すべきであるが、実務上、いわゆる発票基準（仕入先からの発票入手時に仕入計上し、販売先に発票を発行した時に売上計上）による処理が行われることもあるため、留意が必要である。

また、増値税専用発票と普通発票の違いがあり、特に小規模納税者等の場合は、納税負担額が変わるため、専用発票の発行を拒否する場合がある。また、業務内容により増値税税率が異なるため、専用発票に記載する業務内容と税額により、仕入税額の控除額が少なくなる場合がある。例えば、ホテルのスペースを借りてイベントを行う場合は、スペースの貸出は不動産賃貸業務に該当し増値税9%となるが、ホテルサービスとして、一般的なサービス提供に該当する場合は6%となるため、仕入元から専用発票をもらう際には注意する必要がある。

ひとくちメモ 6：「現地財務担当者の繁忙時期は？」

中国子会社に訪問するときや問い合わせをする際、できれば現地担当者の繁忙期を避けたいものです。

月次ベースでは増値税の申告期限が毎毎月 15 日以内に行う必要があります。財務担当者は 1 ヶ月分の増値税専用発票と伝票と取引証憑のデータを税務申告用の政府指定の金税システムに入力しなければなりません。会社の規模や取引量にもよりますが、分量が多い会社の財務担当者にとって、この作業はかなりの負担になっています。このため財務担当者は毎月第 1 週と第 2 週までが特に忙しいことが多いです。近年では、社内の管理システム導入により、月中でも伝票入力方法の対応で忙しくなるケースがありますが、その代わり月末月初の業務量が軽減される場合があります。年次ベースでは、会計面では 12 月末の決算で 1 月末までか 2 月上旬までに決算を固め、旧正月明けの 2 月下旬から 4 月くらいまでに会計士の会計監査の対応を行うこととなります。また、企業所得税が年度末から 5 ヶ月以内が申告期限であるため、通常、12 月から 5 月までが繁忙期に該当します。

ひとくちメモ 7:「受け取った発票が不正・偽造の場合は？」

受け取った増値税発票（専用発票、普通発票）が不正発票の場合、税務申告の際に受け付けてもらえるかどうかという問題です。

偽造、変造、違法取得、虚偽発行等の不正発票は、企業所得税申告上は損金算入の証憑とはなりません。つまり税金で控除できないこととなります。

この場合、どうするかですが、確定申告終了までに発票を発行した相手方に交換・補足発行を要求しなければなりません。交換・補足発行ができない場合には、相手が発票を受けることのできない原因の証明資料（相手方の登記抹消、破産広告等）、業務活動に係る契約書、貨物運送の証明資料、貨物の入出庫の内部証憑等を提示して実証する必要があります（企業所得税損金算入証憑管理弁法第 14 条）。

増値税の申告に際しては、政府の増値税の申告のシステムである金税システムを利用することになりますが、当該、増値税専用発票が偽造、変造の場合は受け付けてもらえずはじかれてしまう可能性が高いです。この場合は企業側の損失になってしまいます。

4. 個人所得税

2018 年 8 月に個人所得税法改正案が全人代常務委員会で可決され、2011 年以来 7 年ぶりに個人所得税法が改正された。改正後の個人所得税法は 2019 年 1 月 1 日より施行されている。

(1) 納税義務者

図表 12-5 税務観点での居住者と非居住者の課税範囲

納税義務者の区分		居住期間	源泉所得と納税義務の有無	
			中国国内源泉所得	中国国外源泉所得
中国国内に 「住所」あり	居住者	—	課税	
	中国国内に 「住所」なし	居住者	183 日超で連続 6 年超※(1)	課税
非居住者		183 日超で連続 6 年未満	課税	非課税
	90 日超 183 日以下	課税	非課税	
	90 日以下	非課税※(2)		

※(1) 年度（1 月 1 日から 12 月 31 日）内に中国国内に 183 日以上滞在し、そのような年度が 6 年間連続している場合を意味する。なお、任意年度内に一度の出国期間が 30 日を超えた場合は、中国国内に戻った時点より連続年度数を計算し直すとする。

※(2) 90 日以下の非居住者は中国国内源泉所得も非課税だが、中国国外の機構・場所に支払われ、中国国内の機構・場所が負担していない分に限る。

個人所得税の納税義務者は、「居住者」と「非居住者」に分けられており、それぞれ課税範囲が異なる。ここでは、日本からの出向者（駐在員）及び出張者を想定して、日中租税条約に基づき、上記の表をベースに解説する。

上記の表における「居住者」とは、中国国内に住所を有している個人及び中国国内に住所を有していないが、中国に1年間に183日を超えて居住している個人のことを指す。

「非居住者」とは、住所はないが中国に滞在期間183日以下居住している個人、及び中国国内に住所がなく居住もしていない個人のことを指す。日本人駐在員は、通常は、中国国内に住所がないと判定される。

「中国国内源泉所得」と「中国国外源泉所得」とは、中国国内に「所得の源泉」が有るか否かの違いから生じ、所得の支払地によるのではなく、所得の源泉地がどこかによる区分である。ただし、支払地点が中国国内にあるか否かに関わらず、以下の場合には、中国国内源泉所得と認識する。

- ・ 就任、雇用、契約履行等のために中国国内で労務を提供することにより取得した所得
- ・ 財産を賃借人に賃貸して中国国内で使用させることにより取得した所得
- ・ 中国国内の建築物、土地所有権等の財産を譲渡し、又は中国国内においてその他の財産を譲渡し取得した所得
- ・ ライセンスの中国国内における使用を許諾することにより取得した所得
- ・ 中国国内の会社、その他の経済組織又は個人から取得した利子、配当等

なお、中国に1日も居住していない個人でも、非居住者に該当する。つまり、中国国内の機構・場所から支払われた報酬であれば、課税される場合がある。特に、中国国内企業の役員等に該当する場合、中国国内企業から支払われた役員報酬、役員賞与、ストックオプション等は、中国に行かなくても課税されるため注意する必要がある。

(2) 日中租税条約における短期滞在者免税

中国に住所はないが、1納税年度内において中国に連続して或いは累計で90日を超えない非居住者（日本の非居住者の場合、日中租税条約により183日以下）は、その中国源泉所得を中国外の雇用者が支払い、かつ当該雇用者の中国内の機構、場所に負担させない部分は個人所得税の課税が免除される。

日中租税条約に規定されている短期滞在者の免税規定は以下の通りである。

- ① 暦年の滞在期間が183日を超えないこと
- ② 報酬が国外の雇用主から支払われていること
- ③ 報酬を国内の恒久的施設（PE）が負担していないこと

出張者の活動が恒久的施設（PE）として認定された場合は、その給与は当該恒久的施設が負担しているものとされ、上述の短期滞在者の免税条件③を充足せず、中国にて給与全額を対象に日割課税されることとなる。

即ち、日本本社が出張者PE課税認定を受けた場合、そのPEのために中国で勤務する出張者の給与はPEが負担するものとなるため、この「短期滞在者」規定の適用はなくなる。たとえ、183日以下の滞在であっても、非居住者として中国に滞在した日数分の課税を受けることになる。

なお、PE 認定に関しては、「日中租税条約」の第 5 条で詳細を記載している。例えば、建築工事現場又は建設、組立工事もしくは据付工事もしくはこれらに関連する監督活動は、6 ヶ月を超える期間存続する場合、PE とする（第 5 条の 3）。また、日本の企業が中国国内において職員等を通じてコンサルタントの役務を提供する場合には、このような活動が単一のプロジェクト又は複数の関連プロジェクトについて 12 ヶ月の間に 6 ヶ月を超える期間行なわれる場合、その企業が中国国内に PE があると認定する（第 5 条の 5）。

一方、企業の研修生、インターンシップ等教育や特別な技術を受けるために、中国国内で生活維持や教育を受けるために受けた報酬に関しては、PE があったとしても、免税が可能とする。それに加えて、学生や講師等が公認の教育機関より受けた教育研究目的の報酬も、滞在期間が 3 年を超えない範囲で免税とする。

(3) 課税範囲

個人所得税の課税対象は、個人が取得する課税所得である。現金、現物、有価証券等の収入を含む。個人所得税は、総合課税と分離課税の結合方式を採用して課税する。

居住者の賃金・給与所得、労務報酬所得、原稿料所得、ライセンス使用所得の 4 種類の所得には総合課税制度が適用される（図表 12-6 参照）。総合所得は納税年度における各所得の金額を合計して所得税額を計算する。雇用主は月ごとに源泉徴収し、従業員は年度の確定申告を行う。

非居住者は、総合所得として所得税額を計算せず、給与・賃金所得は月ごとに所得税額を計算する。雇用主は月ごとに源泉徴収し、年度の確定申告を行わない。

図表 12-6 個人所得税の課税範囲

所得種類		税率
(1)	賃金、給与所得	総合課税
(2)	役務報酬所得	
(3)	原稿料所得	
(4)	ライセンス使用所得	
(5)	経営所得	分類課税
(6)	利子、配当、利益分配	
(7)	財産賃貸所得	
(8)	財産譲渡所得	
(9)	一時所得	

図表 12-7 非居住者（外国人）賃金・給与所得に係る月次税率表

等級	月次課税所得額 (人民元)	税率 (%)	速算控除額 (人民元)
1	3,000 以下	3	0
2	3,000 超、12,000 以下	10	210

3	12,000 超、25,000 以下	20	1,410
4	25,000 超、35,000 以下	25	2,660
5	35,000 超、55,000 以下	30	4,410
6	55,000 超、80,000 以下	35	7,160
7	80,000 超	45	15,160

(4) 賃金・給与等源泉徴収所得の納税額の計算

源泉徴収義務者は、月次で税額計算し、個人所得税を源泉徴収する。非居住者の場合は年度確定申告を行わない。

計算式は以下の通りである。(月次で計算するため、特に記載していない場合は当月の賃金や日数とする)

① 非居住者で居住期間が 90 日以下の場合

国内源泉所得＝国内外収入額×国内支払われた賃金の割合×国内勤務日数の割合
 国内支払われた賃金の割合＝国内で支払われた賃金額÷国内外で支払われた賃金総額（以下同じ）
 国内勤務日数の割合＝国内勤務日数÷西暦日数（以下同じ）

② 非居住者で居住期間が 90 日を超えて 183 日以下の場合

国内源泉所得＝国内外収入額×国内勤務日数の割合

③ 居住者で居住期間が 183 日を超える年度が連続 6 年未満の場合

国内源泉所得＝国内外収入額×（1-国外支払われた賃金の割合×国外勤務日数の割合）
 国外支払われた賃金の割合、国外勤務日数の割合は国内の場合の計算方法が同じである。

④ 居住者で居住期間が 183 日を超える年度が連続 6 年以上の場合、又は居住者で住所ある場合。

国内外全ての源泉所得が課税される。

なお、上記 4 種類の場合における共通の計算方法について、以下記載する。

国内勤務日数は、国内で出勤した日数以外にも、国内勤務期間中に享受する国内外の有給休暇、個人休暇、受けた教育訓練の日数が含まれる。国内で滞在する時間が 24 時間を満たない日付に関しては半日とカウントする。

非居住者が複数月にわたる賞与やストックオプション等を受領した際に、中国国内での勤務日数の割合で中国国内源泉所得を特定し、月額給与に加算せず、6 ヶ月に案分し、月次で源泉徴収を行う。

また、給与や賞与等の報酬に対する控除が行われる。計算方法は以下の通りである。

月次源泉徴収課税所得＝月次所得－月次基本控除（5,000 元）－法律で規定されるその他の控除
 月次源泉徴収税額＝月次源泉徴収課税所得×税率－速算控除額（※税率は図表 12-7 参照）

法律で規定されるその他の控除に関しては、2022 年 1 月から下記図表 12-8 の特別付加控除項目が適用される。

例えば会社が負担する社宅費用（住宅手当）は、従来非課税だったが、2022 年 1 月以降は社宅費用を給与に加算し、各都市の定める控除金額（例えば上海では 1 ヶ月 1,500 元）までしか控除できなくなる。

図表 12-8 外国からの派遣者の特別付加控除項目（現状 2027 年末まで適用）

- ① 子女教育支出（子女 1 人あたり月額 1,000 元まで）
- ② 継続教育支出（学歴教育月額 400 元、継続教育年額 3,600 元まで）
- ③ 高齢者扶養支出（月額 2,000 元まで）
- ④ 重大疾病医療支出（年額 80,000 元まで）
- ⑤ 住宅ローン利息（月額 1,000 元まで）
- ⑥ 住宅賃借料（月額 800～1,500 元まで）

5. 関税

中国の関税は、従価税、従量税及び両者を併用する複合税からなる。なお、関税価格は、取引価格をもとに税関により決定され、輸入品が着岸するまでの輸送費、その他の費用、保険費を含む。また、取引価格が確定できない場合は、税関により、同様商品の取引価格や類似商品の取引価格、国内販売価格からの差引、価格計算（コスト＋利潤＋費用＋輸送費＋保険費）又はその他の合理的方法に準じて確定される。

国務院関税税則委員会は毎年、従量税と複合税を適用する商品リストを公布する。中国の輸入関税は「最恵国税率」、「暫定税率」、「協定税率」、「特惠税率」、「普通税率」、「関税割当」に分類される。現在、中国の輸出関税は主に従価税が取られており、従価税の課税基準は、輸出品の関税価格であり、以下の通り計算される。

$$\cdot \text{輸出品関税税額} = \text{関税価格} \times \text{関税率}$$

ひとくちメモ 8：最近の輸入に係る税務調査の動向

関税を徴収する中国税関の税務調査の最近の傾向として、全国で収集した通関申告データに基づき、輸入貨物申告価格に対する調査案件が増加している。故意に輸入申告価格を低くして輸入関税を過少納付する行為がないかが税関の価格審査の重点の一つになっている。

一方、企業所得税等を徴収する税務局は、企業が関係会社等からの輸入の仕入価格を高くし、利益を故意に低くすることで、課税所得を意図的に低減し、企業所得税を過少納付していないかが、税務調査の重点の一つになっている。

以上のことから、同じ税務当局でも輸入価格を意図的に低く抑えていないかを調査する税関と、意図的に輸入価格を高くしていないかを調査する税務局とでは、調査の視点が異なっている。

この背景のもとで、2022年5月に深圳市の税務局と税関は「関連輸入貨物移転価格協同管理に関する通告」（以下は「通告」）を公布し、率先して政府部門を跨ぐ協力体制を創出し、海外関連者仕入に関わる輸入価格の移転価格協同管理制度を正式に実施することとなった。当該制度の実施により、長年にわたり企業が悩んできた関連取引の輸入価格に対する税関と税務局間の二重認定及び二重課税問題を解決され、企業の移転価格管理がより確実なものとなると期待されている。これは中国的にも世界的にも画期的な取り組みだと高く評価されている。

通告によると、税務局と税関の申請条件を満たした企業は、税務局と税関に同時に申請表を提出し、評価協議を経て、企業と税務局と税関による3者間の覚書を締結・執行する形で、税務局と税関による企業の関連企業取引輸入価格に対する協同管理審査結果の整合性を図っている。

実際に、当該制度を制定する前に、税関と税務局による価格の二重認定及び二重課税を受けていたある外商投資企業は、深圳税関と税務局と関連企業輸入取引価格に関する協同管理協議を実施し、最終的に2022年5月に合意達成したため、中国全国初の事例となった。

上述の税務局と税関の移転価格協議の試行事例の成功に伴い、今後中国深圳地区で他の企業も関連の制度を利用する事が期待されており、ひいては将来的に中国全土の他の地域でも制度の試行と運用が行われ、より多くの納税者が恩恵を受けられると期待されている。

6. 環境保護税

近年の環境保護に対する意識の高まりを受け、中国政府は、2018年1月1日から環境保護税を導入し、汚染物（大気や水の汚染物質、ごみ、騒音）を出している企業に対し、排出量に応じて税金を課すこととした。

納税義務は汚染物を排出した日に発生し、税額は月ごとに計算され、四半期ごとに納税することとなったが、農業における生産活動から排出される汚染物質や自動車、機関車、船舶及び航空機等から排出される汚染物質、国や地方自治体の規制による排出基準を超えない都市部の下水処理及び廃棄物処理場から排出される汚染物質、国や地方自治体の環境保護基準に沿って納税者が利用する固形廃棄物から排出される汚染物質等については、今のところ課税はされていない。

環境保護税法では、大気汚染物及び水質汚染物の具体的な税額については、環境保護税税目税額表に記載される税額の範囲内で各地の現状に基づき確定することと規定されている。ただし、固形廃棄物について範囲はなく、全国統一の税額となっている。大気汚染物と水質汚染物の税額（単位あたり）の範囲は以下の通りである。

- ・大気汚染物 = 1.2元～12元/汚染当量
- ・水質汚染物 = 1.4元～14元/汚染当量

なお、汚染当量とは、汚染物質の排出量を汚染当量値（当量値表に記載された課税される汚染物の物質ごとの固有単位）で割って算出するものである。

固体廃棄物の課税は、固体廃棄物の排出量（発生量から固体廃棄物の貯蔵量や利用量等を引いたもの）に基づくものとするが、納税者が固体廃棄物を違法に処理、又は虚偽の納税申告を行ったことがある場合、当期の固体廃棄物の発生量を固体廃棄物の排出量として課税する。

また、大気汚染物や水質汚染物についても、原則として汚染物の排出量に基づき課税するが、納税者が汚染物自動計測装置を取り付けていない場合、汚染物質自動測定装置と環境保護当局の監視装置とのネットワーク接続を怠った場合、汚染物質自動測定装置を破壊、恣意的に移動もしくは変更した場合、計測された数値を偽造した場合、課税対象汚染物質を違法に排出した場合、又は虚偽の納税申告を行った場合は、当期の大気汚染物及び水質汚染物の発生量を大気汚染物及び水質汚染物の排出量とするため、違法行為や虚偽の納税申告を行うと課税対象が増加する点に留意が必要である。

7. 移転価格税制

移転価格税制とは、関係会社との取引の場合に実際取引価格が経済的に独立した企業間価格と異なる価格等で取引されることにより、例えば中国子会社に計上されるべき課税所得が海外に移転しているとみなされる場合に適用される税制である。中国の移転価格税制は、諸外国における国際租税回避防止策と整合性のとれたものとなっており、「OECD 移転価格ガイドライン」の考え方に則している。なお、中国国家税务总局が公布した「移転価格税制に係る文書化制度に関する通達（2016 年 42 号公告）」に基づき、移転価格の文書化を行わなければならない。

8. 会計制度

(1) 会計法

中国企業会計制度の基本法である中国の「会計法」（2017 年主席令第 81 号）で規定されている主なポイントは以下の通りである。

図表 12-9 「会計法」の主なポイント

項目	内容
会計期間	毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日と規定されている。
記帳通貨	人民元が原則と規定されている。例外として、選択した 1 種類の外国通貨により記帳することもできる。ただし、この場合でも報告通貨は人民元としなければならない。
使用言語	中国語が原則と規定されている。外商投資企業においては、1 種類の外国語を併用することができる。
会計関連資料の保管期間	2016 年の会計書類管理弁法の改正により、原始証憑・会計伝票・会計帳簿の保管期間は 15 年から 30 年へ延長された。なお、年度財務会計報告書は従来通り永久保存となっている。

(2) 中国における会計監査

中国では、会社の規模等に関わらず全ての会社は会計年度終了時に、財務会計報告書を作成し、中国の公認会計士の監査を受けなければならない（改正前会社法第 164 条、改正会社法第 208 条）とされている。

中国の会社は12月決算のため、通常は12月末に公認会計士が在庫の棚卸に立会い、現金等の実査をすることが多い。会社は1月から2月にかけて決算作業を行い、2月から4月にかけて会計監査を受けることになる。なお、会社の規模や状況にもよるが、期末監査をよりスムーズに進めるため、期末前の10～12月頃に期中監査を受けることもある。

(3) 中国の会計基準

中国の会計基準には、旧基準と言われる「企業会計制度」と、新基準と言われる「企業会計準則」が併存している。どちらの会計基準を選択するかは、地域や会社の規模等により異なる。主に日系企業で適用されている企業会計原則（新基準）と企業会計制度（旧基準）の際は次の通りである。

図表 12-10 旧基準と新基準の主な特徴

	新基準	旧基準
適用範囲	中国上場企業、一部の非上場金融機関、大型国有企業、及び一部の省・市の大中型企業に対し強制適用	今後段階的に適用不可となる可能性がある。
IFRS との関係	一部を除き、おおむね同等	異なる規定が多い
税効果	税効果会計の適用が必要	税効果会計の適用は任意
連結財務諸表	作成は任意	作成が必要

ひとくちメモ 9:

「日系の中国子会社での会計不正の報道を見聞きするようになりましたが、どのような事例が多いのでしょうか？」

企業グループ内で非中核部門と位置付けられ、現地に人材を十分に配置できずに、売上や利益目標達成の強いプレッシャーがかかる場合に発生している傾向にあります。また、新型コロナウイルスの影響により在宅勤務やリモートワーク等の働き方改革で企業の内部統制の不備が生じやすくなっており、不正をするチャンスが増えています。

連結決算ベースで重要性が比較的低い子会社に発生した不正でも、予想以上にインパクトが大きく、日本本社の決算発表の延期と連結決算の訂正に至る事例も発生しています。

会計不正の傾向としては、売上循環取引、販促費先送り、売上原価過少計上、仕掛品過大計上、滞留在庫評価逃れ、簿外債務、工事原価付替、減価償却の意図的停止、減価償却表改ざん等の事例が報告されており、種類としては経費に関する不正支出が一番多いと報告されています。

資産流用の傾向としては外部ベンダーや販売先と結託しプール資金の作出、外注費一部キックバック、商品券換金、原材料流用、コンサル費用・家賃流用があり、在庫を流用し棚卸差異表改ざん等の事例が報告されています。

第13章 用地取得

1. 中国における土地と土地使用権

中国では、中国の全ての土地が全人民所有、即ち国家所有又は農民の集団所有に属するとされる。土地管理法においては、以下のように両者の区分をしている。

①国有とされる土地

都市部の土地、農村及び都市郊外地域において、既に法により没収・徴収・強制購入されて国有となった土地、国が法により収用した土地、法により集団所有に属しない林地、草地、荒地、干潟及びその他の土地等

②農民による集団所有とされる土地

農村及び都市郊外地域の土地（法律の規定により国有となる場合を除く）、宅地等

また、中国政府は土地の開発利用を厳格にコントロールしている。国が土地利用の全体計画を立て、土地の用途を決め、土地を農用地、建設用地及び未利用地に区分している。

上記の通り、土地の所有者（国家もしくは農民集団）は土地の用途に基づき、自分以外の企業又は個人に土地使用権を与えることで土地を使用させることが認められている。使用権の取得者もその土地の用途に定められた範囲で土地を使用しなければならない。

土地使用権は、国有土地使用権及び集団土地使用権に分けることができる。

(1) 国有土地使用権

国有土地使用権は、その国有土地の取得方式により、払下土地使用権と割当土地使用権に分けられる。

①払下土地使用権

払下土地使用権は、国家により一定期間を定めて土地使用者に払い下げられ、土地使用者が国家に対して、払い下げ金を支払うことにより取得する国有土地使用権を指す。払い下げは通常、入札、競売、公示により行われ、払下土地使用権を取得した場合、払下契約で定めた使用期間内において、対象となる土地の使用権を譲渡、相続、賃貸或いは抵当権の設定等の処分を行うことができる。

払下譲渡暫定条例により、現状国有地の払い下げの最長使用年限は以下の通りである。

- ・ 居住用地：70年
- ・ 工業用地：50年
- ・ 商業、観光、娯楽用地：40年
- ・ 教育、科学技術、文化、衛生、体育、その他用地：50年
- ・ 包括的利用又はその他の目的による利用：50年

外商投資企業が土地取得するのは、通常、生産企業が工場建設する場合か、商業企業が商業施設を建設する場合のいずれかが多いが、前者の場合は、対象となる土地は工業用地となり、その最長使用期限は50年となる。他方、後者の場合、対象となる土地は商業用地となるため、その最長使用期限は40年となる。

払下契約上で規定した土地取得権の使用期間が満了した場合は、遅くとも期間満了の1年前までに更新の申請を行わなければならない。更新の許可を受けた場合は改めて土地取得払下契約を締結し、規定に基づき土地取得払下金を納付しなければならない。なお、払下更新手続き及び更新料は、全国統一の法律がなく、土地の用途や各地域の規定により定められているため、土地取得権の更新の可否及びその条件については、ケースバイケースで土地を管理している政府（つまりは、地方政府）と交渉するしかないのが実情である。具体的には、住宅建設用地取得権の期間が満了した場合、自動的に期間が延長されるが、非住宅建設用地取得権の場合、期間満了後の期間の延長については法律の規定に従うこととなっている。また、延長費用（更新料）の納付または減免については、各地域の法律、行政法規の規定に従うこととなっており、地方ごとに規定は異なるため留意する必要がある。

例えば、まだ中国においてそれ程地価が上昇していなかった2004年に施行された深圳の規定では、標準地価、いわゆる政府による公示価格の35%と定められている。一方で、地価が高騰していた2018年に施行された浙江省海寧市の規定では市場評価価格、つまり市場で取引される価格の50%を基準として調整すると公表している。この例から分かるように、土地取得権の使用料を含む不動産関連収入は、地方政府にとって貴重な財源であることから、地方政府としては更新を通じてできるだけ多くの不動産関連収入を確保できるように、地価の上昇傾向に応じて、更新料の設定基準を定めていることが多いと思われる。

なお、土地取得権を譲渡する場合、払下契約で定めた使用期限が更新されるわけではないため、元の取得権に期限が迫っている場合は、上記のように更新料が発生し、さらに地価上昇のため更新料が想定していたよりも高くなる等といったリスクがある。

② 割当土地取得権

割当土地取得権とは、割当方式によって取得した国有土地取得権を指す。割当方式とは、県レベル以上の人民政府（中央政府と中国語の「県」レベル以上の地方政府を指す）による許可に基づき、当該人民政府が対象区間の土地を土地使用者に引き渡して使用させることをいう。

割当が認められるのは、①国家機関の用地、軍用地、②都市インフラ用地及び公共事業用地、③国が重点的に支援するエネルギー、交通、水利等のプロジェクト用地等の公益的な性質を有する使用形態となる。このように割当土地取得権は公益的な性質を持つため、割当土地取得権は通常土地取得の対価を支払う必要はないが、該当の土地を元々使用していた使用者が存在する場合にはその使用者に対し適切な補償費用を支払う必要があり、当該土地の取得権を譲渡・賃貸することや抵当権を設定することはできない。

なお、都市部における割当土地取得権は通常上限年数が設定されていないが、都市発展等の原因で政府が回収、又は払下に切り替えることができる。

(2) 集団土地使用権

集団土地使用権は、各農村にある経済組織に属する農民が法律に基づき共同で所有を認められた集団所有地を使用する権利を指し、『中華人民共和国土地管理法』（2019年修正）によると、国有地以外の土地の開発権、使用权の取得は、従来認められていなかったが、以下の条件を満たした場合は認められることになった。

集団経営性建設用地（集団土地のうち、都市計画により工業、商業等に関する経営性用途に分類された建設用地）が計画に従い登記され、かつ集団経済組織のメンバー（村民等）によって構成される村民会議の三分の二以上のメンバーもしくは村民代表の三分の二以上の同意を得られた場合、その土地は譲渡や賃貸等の方法で集団経済組織以外の企業や個人に交付されることが認められるようになり、その土地の使用权を取得した後に、再譲渡、交換、担保としての提供等も認められるようになった。

2. 土地管理法、都市不動産管理法、国有資産管理法

中国の土地に関しては、様々な法令があるが以下図表 13-1 ではその主な法令を紹介する。

図表 13-1 土地に関連する各種法令

法令名	内容
土地管理法及び土地管理法实施条例	1986年に公布され、2019年に4度目の改正が行われた土地管理に関する基本法は、土地使用权の払い下げについても規定している。しかし、具体的な払い下げについては、私下譲渡暫定条例が別途存在する。
都市不動産管理法	1995年に公布され、2019年に3度目の改正を受けた法律で、中国における不動産取引全般を総合的に規律することを目的とする。私下譲渡暫定条例とともに、国有土地使用权の払い下げ、譲渡手続きを規定しているだけでなく、不動産の開発や取引全般にわたって規定しており、現在の不動産に関する基本法となっている。
国有資産管理法	2008年に公布された法律で、国有資産としての国有土地に関する適正な資産評価や公正な取引を行うことや情報の公開を行うこと等について定めている。

3. 外商投資企業の国有土地使用权の取得方法及び取得手続き

(1) 取得方法

外商投資企業が国有土地使用权を取得する方法は大きく分けて3つある。なお、外商投資企業が割当土地使用权を取得する事例は少ないため、ここでは基本的に私下土地使用权を取得するための手続きを概説している。

① 土地使用权を直接取得する。

外商投資企業は直接、国から土地の私下を受け、私下土地使用权を取得することができる。

②土地を賃借する。

外商投資企業は国から土地を賃借することができる。但し、賃借はあくまでも払下の補完的な方法として存在しており、使用する場合は条件を理解した上で各地域の行政法規の規定に従う。

③中国側出資者の現物出資により取得する

合弁会社を設立し、中国側出資者の現物出資により取得する方法である。

(2) 取得手続

外商投資企業は国有土地所有権の取得にあたり、所在地の市（県）レベル以上の地方政府の土地主管部門に対して申請し、審査認可を受けた後に当該主管部門と土地所有権払下契約を締結して国有土地所有権を取得する。その契約には、土地の面積、場所、用途、契約期間、土地使用料、譲渡側と譲受側の権利と義務、契約違反の罰則等を明記しなければならない。外商投資企業はその契約に基づき土地所有権の払下金を支払う段階で土地所有権証書の交付を受ける。土地所有権証書は土地所有の法的根拠となる。なお、払下金の基準は、利用する土地のレベル、区域土地の利用政策に基づき、中央政府が定める。また、払下金の支払に関しては、通常一括払いであるが、政府土地主管部門が同意した場合は分割払いも可能である。

合弁会社の中国側出資者が現物出資として土地所有権を提供する場合、払下げられた土地所有権であること、政府の土地部門の事前同意を取り付けること、さらに中国政府の審査認可を申請することが必要である。審査認可機関の認可が下りた後、企業は政府土地主管部門に「土地所有権証書」の受領を申請しなければならない。

4. 遊休土地処理規則

2012年6月に公布された「遊休土地処理弁法（国土資源部令第53号）」は1999年に公布された同法を改訂したものである。当該弁法においては、国有建設用地の使用権を取得してから一定期間を経ても開発に着手しない場合は、土地遊休費の徴収や使用権の無償回収を行うこと等を規定しており、2012年7月1日から施行されている。

当該弁法が公布された背景としては、中国の不動産価格の高騰の原因の一つに土地投機行為がある。つまり、取得した土地を長年にわたって意図的に放置し、土地価格の値上がりを待つ不動産業者が存在する現状がある。そのため、遊休土地の管理を強化するために当該弁法が公布された。当該弁法が規定する遊休土地とは以下を指す。

- ✓ 国有建設用地の使用権者が国有建設用地使用権の有償使用契約又は割り当て決定書の約定、規定する着工・開発日を超えて1年に達しても着工・開発していない国有建設用地
- ✓ 既に着工・開発しているが、開発した建設用地の面積が着工・開発すべき建設用地総面積の3分の1に満たない、又は既存投資額が総投資額の25%に満たず、開発・建設を中止して1年を経た国有建設用地

遊休土地の処理が完了するまで、使用権保有者は新たな土地の使用権の取得申請は受理されず、遊休土地の払い下げや貸し出し、抵当権の設定、登記変更を行うことはできない。

ただし、都市計画の変更や不可抗力等、法律で定められた原因によって遊休土地となってしまった場合に、遊休土地の処理において、所管地域の主管部門に説明資料を提出し認定されれば、開発期限の延長や変更、土地使用の目的及び条件の変更、政府による土地の一時使用の調整、使用权の有償回収、土地の交換等の処理を行うことが認められている。

5. 不動産のネット競売

アリババ集団が経営する通販サイトである「淘宝网（タオバオ）」は2012年から裁判所と競売物件の出品で提携している。例えば、払下土地使用权、不動産、自動車、経営破綻企業の設備等である。この不動産のネット競売では銀行が差し押さえた不良債権の担保としての不動産を消化する場としているケースもある。不動産投機を抑制するために、一定の社会保険料の納付を不動産購入の条件とすることや、1世帯2物件までのように取得できる物件数の上限を設けている「限購令」を規定する大都市が多いが、現時点ではネット競売ではこの限購令の制限を外している都市が多い。

2020年12月31日、中国の金融監督局は2021年1月から銀行の住宅ローンや不動産企業への融資に総量規制を設けると発表した。銀行の資産規模に応じて、総融資残高に占める住宅ローンの残高の上限比率を規定することになる。対象となる銀行には外資銀行は含まれない。

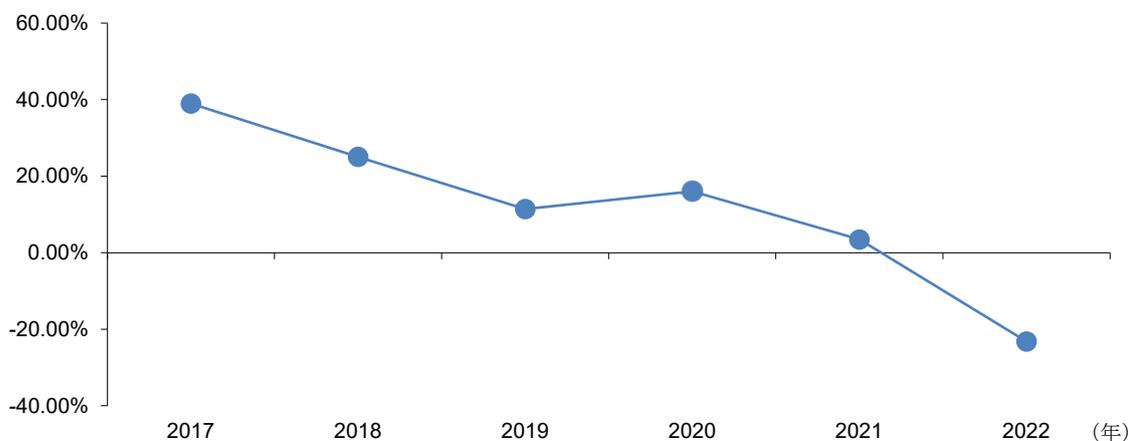
なお、ネット競売により土地使用权の購入を検討する場合、該当土地の用途や契約書類を確認し、付随する建物や設備を現地調査する他、購入に伴う税金やその他費用も認識する必要がある。例えば、土地に付随する建物が違法に建築された場合は、解消のための取壊し工事等を購入者が負担する必要があり、また、購入に伴う増値税が、場合によって購入者の負担になり、金額が想定より膨らむ可能性がある。

6. 不動産市場の近況から見た用地取得の変化

中国はこれまでの住宅価格の高騰に対し、2020年8月に発表された「三道紅線（3つのレッドライン）」と呼ばれる不動産融資規制等、様々な過熱抑制策が導入された。その結果、不動産業界の経営悪化が相次いでいる。

他方で、地方政府の歳入は、払下土地使用权の払下金が源となる「土地使用权譲渡収入」に大きく依存している。中国政府全体の一般公共予算（日本における一般会計に近い概念）の税収は2021年に17.3兆元であることに對し、土地使用权譲渡収入は8.7兆元に達しており、全国税収入の半分を超えている。一方、不動産市場の変化により、2022年の土地使用权譲渡収入は2兆元減少し、6.7兆元になっている。不動産市場価格の成長停滞に対する予測や不動産企業の経営悪化は、新規の土地払下価格に影響し、地方政府の財源につながる大きなリスクになっている。

図表 13-2 土地所有権譲渡収入の伸び率



(出所) 中国財政部のデータより作成

このように、不動産市場のバブル抑制と地方政府の財源維持というジレンマの中、中国には地方政府の新たな財源創出が求められている。そこで、民間企業の成長による税源拡大が重要なテーマとなっており、その中では外商投資企業の成長や新規誘致も含まれている。2020年より施行された「外商投資法」に基づき、各地域の地方政府は外商投資誘致のため積極的に政策を検討している。例えば、深圳市が2022年11月に施行した「深圳経済特区外商投資条例」は、雇用促進や技術イノベーションに貢献できる外商投資企業に対して、用地取得に優遇すると定めており、産業用物件の調達支援や外商投資団地エリアの設置等も実施している。各地域の支援策が業界や進出地域等で詳細設定されるため、進出検討の際には自社の状況に合わせて情報収集する必要がある。

一方、低迷する不動産市況の下支えとして、2023年8月18日に、中国「住房城郷建設部」(住宅都市農村建設部)と「中国人民銀行」(中国の中央銀行)は住宅ローンに関する審査基準を更新したことで、住宅ローン申請者は該当地域に所有物件を有していない場合において、初回住宅ローン申請とみなされ、頭金や金利の優遇制度を受けられるようになった。2023年9月時点で、すでに広州、深圳、上海と北京の4都市の地方政府が具体的な実施基準を公布し、落ち込んだ住宅市場の回復や人材確保・誘致を図っている。

第14章 知的財産権

1. 中国の知的財産権制度

中国の「民法総則」には知的財産権として①著作物、②発明、実用新案、意匠、③商標、④地理に関する表示、⑤営業秘密、⑥集積回路配置図の設計、⑦植物の新品種、⑧法律に定めるその他対象が規定されている（同法第 123 条）。

中国の知的財産権に関する法令には「専利法」（専利は特許、実用新案、意匠を包括的に意味する。以下同じ）、「商標法」、「著作権法」、「コンピュータソフトウェア保護条例」（国務院第 632 号）等がある。

これらの法律は中国における特許権の登録、商標の登録等を規定しており、それが知的財産の紛争予防において重要である。もしそれが侵害された場合は、行政機関による停止命令や没収、人民法院に訴訟を提起する手続きが規定されている。

これまで加工貿易等で飛躍的な経済成長を遂げた中国は、経済成長を維持するためイノベーション促進を国策として長年掲げており、知的財産権分野においても、専利申請数の増加を目標としていた。そんな中、近年の経済成長の鈍化や米中対立の影響を受け、自主的な科学技術の開発が重要視され、かつ知的財産権の数よりも品質が求められるようになってきた。加えて、継続的なイノベーション創出を促進する観点から、法整備や法改正を通じて制度面における透明性の向上や審査基準や管理の厳格化を図ることで、イノベーション創出に向けた環境改善を進めている。

また、日系企業を含め外国企業に対して参入するハードルを軽減することで、中国企業との競争を促し、自国産業の競争力向上を期待している。例えば、直近では 2022 年に「独占禁止法」が改定され、その改定を踏まえ、2023 年 8 月に「知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定」が改定されたのであるが、その目的の一つとしては知的財産権の利用を定め、国際競争力の向上を目指すためである。さらに、2023 年 5 月に施行された「専利代理信用評価管理弁法（試行）」⁸は、外国企業による知的財産権申請時において必要な代理申請を行う企業を対象に、評価管理方法を明文化することで、外国企業による知的財産権申請の簡易化を図ったものである。

2. 専利権

専利権に関しては基本的に「専利法」、「専利法実施細則」（国務院令第 569 号）、「専利行政法律執行規則」（知的財産局令第 71 号）等がある。専利法の保護対象に、「特許」、「実用新案」、「意匠」の 3 つが含まれる点が中国の特徴である（専利法第 2 条）。国務院特許行政部門（現状は国家知的財産権局）が特許の出願を受理し、審査し、専利権を付与する（専利法第 3 条）。特許権の存続期間は 20 年、実用新案権は 10 年、意匠権は 15 年であり、出願の日から起算する（専利法第 42 条）。

⁸ 「専利代理信用評価管理弁法（試行）」は実証段階の法規のため、今後また一部内容に変更する可能性がある。

「専利法」は、専利権の濫用により競争を排除又は制限し、独占行為を行った場合は「独占禁止法」に基づき処理することを定めている（第 20 条）。専利権の損害賠償金額は実際の損害額や侵害者が得た利益により確定されるが、故意の侵害や情状が重大である場合には損害額の 1 倍以上 5 倍以下の金額を請求できるという懲罰的損害賠償の規定が追加された（第 71 条）。賠償金額を算定することが困難な場合は 3 万元以上 500 万元以下（従来は上限 100 万元）の賠償金を請求できると規定されている（第 71 条）。また、地方の知財管理当局に侵害事業者への立ち入り権限を与えて、行政摘発の強化についても規定されている。

中国に拠点がない外国人や外国企業が中国で専利を出願する場合には「専利代理機構」に委託することになるが、専利代理行為をさらに規範化し、委託者、代理機構、代理人の合法的権益を保障し、特許代理の発展を促すために「専利代理信用評価管理法（試行）」が 2023 年 5 月に施行された。代理機構に信用スコアと評価レベルを導入し、さらに政府公式ウェブサイト上での情報公開により、専利代理機構の利用が透明化かつ簡易化になり、外国企業の専利出願ハードルを緩和し、自国産業の競争力向上を期待している。

中国は政府をあげて専利権の出願登録を勧めており、この傾向は 2001 年から顕著である。2015 年においては日本の 3 倍以上となっているが、利用されていない専利権も多数存在しているため、近年は専利開放許諾（ライセンス・オブ・ライト）制度の整備を進めており、実施料に関するガイドラインが策定された他、現在専利開放許諾による毎年の専利維持費用の減免率を定める「専利法実施細則」の改定案について、現在検証実験を通じて審議中である。

3. 商標権

商標権に関しては基本的に「商標法」、「商標法実施条例」、「商標評議審査規則」（工商行政管理令第 65 号）等がある。

商標局の審査を経て登録を認められた登録商標が商標専用権として保護を受ける（商標法第 4 条）。登録商標は登録日から 10 年間有効であり、有効期限の 12 ヶ月前より更新できる。期間内更新できない場合はさらに 6 ヶ月の猶予期間があり、それでも更新手続きがなければ登録を抹消する。更新登録した場合、前回満了日より 10 年間延長できる。（商標法第 39 条、第 40 条）。

出願に関しては先願主義を採用しつつも、他人が既に使用している商標を不正に抜け駆けして登録（冒認出願）してはならないとしている（商標法第 31 条、第 32 条）。

最近では商標権の冒認出願が増加しており問題となっている。「冒認出願」とは、出願人の許可を得ずに他人が法に基づき取得又は享受した権利客体（例えば未登録商標、ドメイン名、商号、著作権、姓名権等）を商標として出願する行為である。

例えば使用目的でない商標の大量出願行為である。冒認出願は必ずしも商標法違反になるとは限らない。商標権冒認出願から既存の権利者や利害関係者を保護するために、商標法では既存権利者や利害関係者は、初期査定公告された商標について公告日から 3 ヶ月以内に商標局に異議を申し立てることができる（商標法第 33 条）。

冒認出願された商標がすでに登録された場合は、5 年以内に商標評議審査委員会に当該登録商標の無効宣言を請求することができる。ただし、「馳名商標」（著しく有名な商標、以下同じ）に認定された場合は 5 年以上でも無効宣言が請求できる。（商標法第 45 条）。

さらに悪意のある商標登録出願に対して、状況に応じて警告や罰金等の行政処罰の規定を設けており、加えて、刑事責任が課される場合もある（商標法第 68 条）。

中国に拠点がない外国企業が商標の登録を出願する場合は、商標代理機構に委託をする（商標法第 18 条）。外国で著名な商標について、中国で「馳名商標」を立証できなければ他者の悪意のある出願を排除できず（商標法第 13 条、14 条）、立証資料の作成にかなりの準備が必要である。

なお、中国国外の関連会社（例えば、本社等）が保有する商標権の使用に対して、中国法人がロイヤリティを国外に送金をする場合には、商標局への契約の届け出が必要である（商標法第 43 条）。中国商標局 2023 年 7 月 15 日までの統計データによると、現状有効な商標登録数は 4,453 万件を超えており、その内約 206 万件（4.6%）が中国国外による登録となっている。

4. 著作権

著作権に関しては基本的に「著作権法」（2020 年 11 月 11 日修訂、2021 年 6 月 1 日施行）がある。著作物は公表されているか否かにかかわらず著作権を有する（著作権法第 2 条第 1 項）。中国との間で協議が締結されず、又は共に国際条約に非加盟の国家における外国人の著作物は、最初に中国又は国際条約加盟国で出版された時点で著作権の保護を享受する（著作権法第 2 条第 4 項）。

近年、改正された著作権法においては、著作物とは「文学、芸術、科学の分野において、独創性を有し、かつ、一定の形式を表現できる知的成果を指す」と定義されている（著作権法第 3 条）。著作物には①文字の著作、②口述、③音楽、演劇、演芸、クイ（quyi、中国の民族芸術）、舞踊、アクロバット作品、④美術、建築、⑤撮影、⑥視聴覚、⑦工事設計図、製品設計図、地図、見取図等の図形、模型、⑧コンピュータソフトウェア、⑨著作物の特徴に合ったその他の知的成果がある（著作権法第 3 条）。

2020 年に修正された著作権法においては、作品種類に関する限定範囲の第六項目の「映画の著作物及び映画製作に類似した方法で創作された著作物」は、「視聴覚著作物」に範囲拡大されている（著作権法第 3 条）。

他人の著作物を使用する場合には著作権者と使用許諾契約を締結しなければならないが、許諾権利の①種類、②専用かどうか、③地理的範囲、④期間、⑤報酬基準、⑥違約責任、⑦その他取り決めに要する内容を定めなければならないが（著作権法第 26 条）、例えば、個人的な学習、研究又は鑑賞のために、既に公表された著作物を使用する場合など著作権法第 24 条に記載されている条件においては、許諾契約を必要とせず報酬を支払わなくてもよい。（著作権法第 24 条）。

著作権の保護期間は、著作者が自然人の場合には死後 50 年を経過した年の年末までと定められており、法人等それ以外の場合は創作完了又は公表された日から起算して 50 年を経過した年の年末までとなっている。なお、視聴覚著作物は著作者が自然人の場合でも、法人の場合の期間に従うものとする。また、著作物が創作完了後の 50 年以内に公表されていなければ、著作権の保護が受けられない。（著作権法第 23 条）。

著作権侵害が発生した場合、侵害者が権利者に対して、権利者の実質的損失又は侵害者の違法所得に基づいた金額を賠償しなければならない。さらに故意による侵害行為の賠償金は、損害額の 1 倍から 5 倍まで懲罰的な賠償制度を設けている。なお、損害金額が特定できない場合は、情状により 500 元以上 500 万元以下の賠償を判決で定めることが可能である（著作権法第 54 条）。

一方、著作権侵害により公共利益を損害した場合は、主管部門が侵害行為の停止、違法所得や行為設備の没収、ならびに違法経営による所得額の1倍以上5倍以下の罰金を併科することができる、違法経営による所得額がない又は5万元以下の場合は、最大25万元までの罰金を課することができる（著作権法第53条）。

なお、インターネット上で著作物等のコンテンツを提供する行為は、著作権法以外にも「インターネット著作権行政保護弁法」（国家版權局・情報産業部令2005年4月30日）により追加で規定されている。

5. ソフトウェア保護

コンピュータのソフトウェアは著作権法の保護対象であり、別途、国務院が規定する法律に準拠することになっており（著作権法第3条、第64条）、「コンピュータソフトウェア保護条例」（国務院令第632号）が規定されている。なお、「コンピュータソフトウェア保護条例」の内容は基本著作権法と近いが、懲罰項目により追加で最大20万元以下の罰金が求められる。

情報ネットワークを通じて公衆に提供される著作物等は「情報ネットワーク伝達権保護条例」（国務院令第634号）が規定している。例えば、図書館の収蔵物のデジタル化著作物等がその対象である。

6. 知的財産権に関する支援措置

国家知的産権局（CNIPA）は、国家戦略であるイノベーション促進の一環として、知的財産に関する「質」と「量」、その両方の向上を目標として掲げている。それを達成するために、政府としては様々な減免制度や支援制度を設けており、企業や個人の研究開発を促進している。例えば、資力の乏しい個人や法人を対象に専利の出願料や審査料等を70%～85%減免している。ただし、費用の減免に関しては外国籍の個人が中国企業や団体に務めた場合は申請可能だが、中国に登録していない外国企業は申請不可となっている。

一方、グローバル競争力向上のため、知的財産権において外商投資企業にも内国民待遇を適用する方向性になっている。そのため、中国企業か外資企業に関わらず、一般的に適用できる制度も多数存在し、知的財産権の審査期間の短縮、知的財産権を担保にした融資申請、LOR（専利の開放式許諾）による年間登録料の減免等、様々な支援制度がある。

例えば、知的財産権を担保にして融資申請する制度に関しては、近年中国政府が強く推進しており、外資企業の制限がなく、中国に住所がない外国企業でも現地の代理事務所を通じて申請可能である。2022年全国の担保融資件数は28,239件で、全国の85%の地域から担保申請があった。また、活用した中小企業数は18,000企業に上り、2021年より63%増となり、2023年にはさらに10%増を目標としている。新型コロナウイルスの影響により、中小企業の回轉資金に対する需要が大きく、特に科学技術分野スタートアップ企業は、この施策を有効活用している。

また、企業の研究開発費用の税控除も近年中国政府が強く推進している。タバコ製造業や不動産業をはじめとする6つの業界以外の企業に対して、研究開発に関わる費用は通常費用計上以外に、その費用の100%が税計算時に追加で損金算入できる。

研究開発により無形固定資産が形成された場合は、当該無形資産の 200%が税引き前に償却できる。この施策は 2015 年の控除率 50%より、加算控除率が年々拡大しており、2023 年 3 月の中国国務院会議にて取り決められた。なお、政策適用対象は居住者企業になるため、中国国内の外商投資企業もこの政策を利用できる。さらに、外国企業に委託した研究開発活動の部分も、全体の控除適用研究開発費用の三分の二を上限として、実際の委託費用の 80%が控除適用できる。加えて、赤字企業が政策適用により税引き前当期損失が拡大されるが、関連税法の規定により将来年度の利益と相殺することができるため、外商投資企業の投資初期段階でも有効活用できるとみられる。

ひとくちメモ 10：商標権の保護的な登録

商標権の抜け駆け登録は、かつて中国企業同士の間にも多発していたが、近年法整備が進むにつれ、ケースが激減している。また、一般消費者から抜け駆け登録された企業に対して擁護する声もよく聞かれる。

それに対し、企業側も抜け駆け登録を防ぐために、事前に関連しそうな商標権も確保するようになってきている。例えば、中国の有名企業である「アリババ」（中国語で「阿里巴巴」）は、商標権にめぐる訴訟を防ぐために、事前に「阿里爸爸」（アリパパ、後ろ 2 文字同じ発音で父を意味する）や「阿里妈妈」（アリママ、後ろ 2 文字が母を意味する）、さらに「阿里妹妹」（妹）や「阿里奶奶」（おばあちゃん）等の表示が近い商標又は意味的に関連ブランドと想定される商標権を事前に取得していた。

その一方で、企業の不正競争防止や独占禁止の観点から、政府は使用していない商標権を過剰登録する行為を規制している。「阿里妈妈」（アリママ）の商標権も 2015 年に 3 年間使用していないため他社の取り消し申請により撤廃されたが、その後「アリババ」グループの業務展開により配下に戻った。

商標権に限らず、中国で事業を展開する際には、政府機関の意思を理解した上で、臨機応変に対応する必要がある。

第15章 環境規制

1. 中国の環境問題

1970年代後半に始まった改革開放政策により、中国は大きく経済発展を遂げてきたが、その一方で、経済発展がもたらした大気汚染や水質汚染、廃棄物問題等の環境問題に直面することとなった。

例えば微小粒子状態物質である「PM2.5」は深刻な大気汚染を中国で引き起こしているが、近隣諸国においてもその影響を受けるといった状況も出てきている。実際、温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量に関しては、中国は世界第1位となっており、世界全体の二酸化炭素排出量の4分の1以上を中国が占めているという現状がある。また、大気汚染だけではなく、水質汚染や土壌汚染の事故も起きており、例えば2011年には中国海洋石油による原油漏れ事故、2012年の広西チワン族自治区でのカドミウム汚染事故等が発生している。

こうした環境問題に対し、中国政府は、さまざまな環境規制を取ってきたが、そうした環境規制への対応により日系企業にとっては環境対策コストの増大等の影響も出てきているため、中国の環境規制の動向については今後も留意していく必要がある。

ひとくちメモ 11：大気汚染

中国では全国的に大気汚染が深刻な問題となっている。大気汚染の原因は自動車の排気ガスや石炭を燃やした時に出る汚染物質等であると言われている。加えて北京市では春先の季節は黄砂や「柳絮（りゅうじょ）」という綿毛のような柳の種子も舞い、余計に呼吸器症状やアレルギー症状が出やすいと言われている。

冬場は冷気がさらに乾燥しているところに大気汚染の原因となる粒子状物質（PM2.5）により呼吸器が余計に刺激され、風邪をひいても咳、痰、喉の痛みが長引くことになる。

大気汚染の改善に関しては中国政府も交通規制や地下鉄の延伸化、新エネルギー車の促進や平均燃費規制、環境税の導入等を進めているところである。また、中国、モンゴルにおける砂漠化による黄砂問題を改善するために、中国政府は「退耕還林・還草」（耕作を中止して森林や草原に復旧する）や防風林帯の造成等の対策を講じられている。

2. 環境保護の体制

中国は、環境保護を国策の一つとして掲げており、環境保全に対し積極的に取り組む姿勢を示している。具体的に、環境保護が国策となったのは、1983年に当時の李鵬副総理が「環境保護を国策の一つとする」という発言をしたことがきっかけとなっているが、実際1970年代後半から始まった急速な経済発展が水質汚染や大気汚染、廃棄物問題を引き起こし、それに対し中国が真剣に環境保護問題に取り組まざるを得なくなった状況が発生したことが大きな原因としてあげられる。

2015 年 9 月に公布された「生態文明体制改革全体方案」において環境政策の大きな方向性が示され、2016 年に公布された「第 13 次五カ年計画」では「環境に配慮した経済発展」が今後の目標として掲げられただけでなく、2017 年 12 月に開催された中央経済工作会議においても環境保護が三大重点分野として位置付けられており、中国が真剣に国策の一つとして環境保護に取り組んでいることが窺える。2018 年 3 月に改正された「憲法」において、「国は生態環境の保護と改善、汚染その他の公害の防止と改善する」（第 26 条）との条文が規定されている。

2020 年 9 月 22 日には習近平国家主席は国連総会の一般討論でビデオ演説を行い、「中国は二酸化炭素排出量を 2030 年までにピークアウトさせ、温室効果ガス排出量を 2060 年までに実質ゼロとする」という「3060 目標」を国際公約として公表した。これをうけて 2021 年 3 月に「第 14 次五カ年計画と 2035 年までの長期目標要綱」が人民代表大会で採択された。「第 14 次五カ年計画」では主要目標の一つとして「グリーン発展」が取り上げられている。これは森林のカバー率や気象変動対応目標等が明記されている。

現在、中国の環境保護政策の中心的役割を担っているのは、生態環境部（旧環境保護部等の機関を中心に 2018 年再編）であり、主な業務範囲としては以下の通りとなっている。

1. 生態環境制度の構築と政策策定
2. 生態環境問題の調整、監督、環境汚染防止、及び重大事故の対応
3. 減排目標の管理と監督、気候変化の企画対応
4. 生態環境領域の資本投資と環境保護産業の調整と支援
5. 原子力と放射線に関する安全の監督と管理、緊急事故の対応
6. 生態環境に関する宣伝教育、技術支援、国際協力、党と政府からの任務の遂行

一方、地方の環境保護局等の機関は、環境基準及び汚染物質排出基準の設定等を除く幅広い業務を担当している。通常、日系企業が環境対策で接触するのは、地方の環境保護局等の機関であり、工場建設に関わる環境影響の評価や各種手続き、日常的な環境の監視等を通じて、接触が必要となる。

ひとくちメモ 12：全国生態日の設定

2023 年 6 月 28 日の全人代常務委員会では毎年 8 月 15 日を「全国生態日」として設定した。

8 月 15 日は、習近平国家主席が 2005 年にまだ浙江省委書記（日本における県の知事に近い）を務めていた時、最初に「緑水青山就是金山銀山」（緑の山は金の山、青い水は銀の水、つまり豊かな自然は金銀ほどの価値があるという意味）というスローガンを提示した日であるため、今回の設定は習近平政権に対する政治的なアピールの意図もあるが、習近平政権として環境保護に対する重要視としても見られる。

3. 環境保護の法体系

(1) 環境保護法

中国では、1979年に環境保護の基本法である「環境保護法」が試行され、1989年に本格的に施行された。環境保護法の基本原則は以下の通りである。

- ✓ 保護優先（環境保護が他の利益に優先する）
- ✓ 防止予防（環境を利用、開発する行為にともなう環境汚染や環境破壊に対し、一定の措置をとることで事前に防止する）
- ✓ 総合対策（環境問題への対応は、手段や対象を分割せず総合的に対処する）
- ✓ 公衆参加（環境保護のための活動に公衆を関与させる）
- ✓ 損害責任負担（損害を生じさせたものが責任を負担する）

上記の5大原則に基づき、大気や水、土壌に対する環境保護の基本理念及び法令違反に対する罰則規定が定められている。環境保護法は2014年に改正され、環境汚染に関する規制を欧米の規制レベルに引き上げられ、歴史上最も厳しい環境保護法となった。また、環境汚染事業者に対する罰則の強化や、違反企業の責任者個人に対しても最大15日間拘留する等の罰則規定が定められた。一方、環境汚染や生態破壊による責任と賠償は、別途「民法典」の「第7編権利侵害責任」（2020年までは「権利侵害責任法」）で定めている。生態環境に対する損害の賠償金額は、損害の修復防止や評価測定のコストに加え、それにより生じた機会損失も含めており、賠償金額には上限を設定していない。（環境保護法第64条、民法典第7編第7章）環境汚染の監督管理を行う公的機関においては、管轄官が昇進する際の条件として「環境問題の解決」という項目が含まれるようになる等、環境問題に必然的に取り組まざるを得ない状況となっている。

また、2022年9月までには環境保護法の下に、生態環境保護に関する個別法は30本以上、関連行政規定は100件以上、地方の行政法規は1,000件以上になっており、産業環境対策に関連する個別法として主に以下の法律が制定されており、中国に進出する日系企業の環境保護対策にも多大な影響を与える内容となっている。

- ①環境影響評価法
- ②環境保護税法
- ③土壤污染防治法
- ④大気污染防治法
- ⑤水污染防治法
- ⑥固形廃棄物環境污染防治法
- ⑦海洋環境保護法
- ⑧騒音污染防治法
- ⑨汚染物質排出許可管理条例

中国では、上記の国家レベルの環境法規に加え、省や直轄市等の地方政府が独自に環境関連法規を定めていることが多い。例えば、工場からの環境汚染物質の排出を規制する排出基準については、大気汚染防止法や水汚染防止法の中で規定されるのではなく、国家レベルについては生態環境部が、地方レベルについては省・自治区・直轄市の行政政府が定めることができるとされている。

このため、汚染物質の排出基準に関して、国家基準と地方基準の両方が存在することになるが、地方政府が国家基準を上回る厳しい基準を設定することができ、かつ国家基準と地方基準で異なる場合は地方基準が優先されることとなっている。上記⑥の「固形廃棄物環境汚染防止法」については、2020年4月29日に全面改正が行われ、2020年9月1日から施行されている。

固形廃棄物の汚染防止施設の建設に対して環境保護機関の行政許可事項とされていたものが企業の環境保護竣工の自主検収となったこと、工業固形廃棄物の排出者が汚染防止責任制度を確立し、工業固形廃棄物の管理台帳を作成して、処分までの記録をとることが要求されることになった。また工業固形廃棄物が排出許可申請の汚染物質に追加され、罰則金額も引き上げられた（500万元又は処分に必要な費用の5倍まで）。固形廃棄物の輸入の全面禁止の段階的な実現が明確化されている。

また、2022年10月30日に決議された「黄河保護法」（黄河は、青海チベット高原から渤海までと中国北部を横断する川）が新しく公布され、黄河流域（9つの省以上を渡る広い範囲）の環境保護を明確に定めた。例えば、該当地域の企業が規定以上に水を使用した場合は改正と罰金が命じられ、状況が深刻であれば、その企業の取水許可証は取り消される。その他、用地制限や土壌流失に対する保護義務等もある。同じく2023年4月に決議された「青海チベット高原生態保護法」もあり、それぞれの地域に進出する日系企業は、該当地域の法律も事前に確認する必要がある。

(2) 環境保護税法

さらなる環境保護に対する規制強化を行うことを目的に、「環境保護税法」が2016年12月に公布され、2018年10月26日に改定されている。環境保護税の納税者は、中国領土内及び中国が管轄する海域内において課税対象の汚染物質を排出する企業及び事業者である。

課税対象は大気汚染物、水質汚染物、固形廃棄物、騒音であり、具体的な税額は以下の通りである。

図表 15-1 環境保護の課税対象

税目	課税単位	税額
大気汚染物	課税排出単位	1.2元から12元（地方政府が任意に設定）
水質汚染物	課税排出単位	1.4元から14元（地方政府が任意に設定）
固形廃棄物	トン	5元から1,000元（固形廃棄物の内容により区分けされる）
騒音	デシベル	毎月350元から11,200元（デシベルごとに区分けされる）

（出所）環境保護税法を基に作成

納税義務は汚染物を排出した日に発生し、毎月又は四半期ごとに納税する（納税義務の発生日又は締め日から15日以内に税務機関に申告して納税する）。ただし、大規模養殖業以外の農業における生産活動から排出される汚染物質や自動車、機関車、非道路移動機械、船舶及び航空機等から排出される汚染物質、都市部の下水処理及び廃棄物処理場から排出される基準をこえていない汚染物質等については暫定的に課税しない。また、工業固形廃棄物については総合的に利用し（処理加工により固形廃棄物を再利用すること）環境保護基準に遵守している場合は課税せず、騒音については基準超過分のみ課税する。なお、納税者が大気汚染物あるいは水汚染物を排出し、その排出濃度が国家と地方によって定められた基準より30%以上低い場合は環境保護税納付税額を75%に減免、50%以上低い場合は50%に減免される。

また、2017年12月に公布された「環境保護税実施条例」により税務当局の税務情報共有プラットフォームを通じて上記の徴収管理が実施されることが明確化され、納税者の識別に関しても、具体的な規定が定められた。また、2018年1月1日からの環境保護税法の施行に伴い、大気汚染物及び水質汚染物の具体的な税額が中国各地で定められている。

上記の通り、環境保護税法の実施に伴い、中国各地で大気汚染物及び水質汚染物の税目及び税額基準が決定されたが、今後適宜調整が行われることが予測されるため、環境汚染物を排出する企業は、常に通達等に留意しながら環境保護税の申告納付を行う必要がある。例えば、上海市では2018年1月より、二酸化硫黄と窒素酸化物の単位税額を6.65元と7.6元と設定し、2019年1月より7.6元と8.55元に上げた。2022年12月にはその税額の適用が2027年年末までに延長すると公表している。

4. 環境アセスメント

1973年の第1回全国環境保護会議以降、環境アセスメントという概念が中国に導入され、それ以降中国の環境関係部門は環境保護に関する調査と評価に関する活動を行っている。さらに、1979年に公布された環境保護法により、法的にも環境アセスメント制度が確立され、現在も建設プロジェクトによる環境汚染や生態破壊の予防・防止に、重要な役割を果たしている。

環境アセスメントの基本原則は以下の通りとなっている。

- ✓ 建設プロジェクトが国家と業界の産業政策に合致していること。
- ✓ 建設プロジェクトの場所の選定が地域全体の長期計画と環境区画の要求に合致していること。
- ✓ 建設プロジェクトについて、エネルギー及び物資の消費が少なく、廃棄物がゼロ又は少ない工程を採用し、「クリーナープロダクション」を実行すること。
- ✓ 建設プロジェクトによる汚染物の排出について、国家又は地方が定める排出基準を達成すること。

- ✓ 建設プロジェクトが汚染物の排出総量規制に関する指標に合致していること。排出総量を増やさないこと。
- ✓ 改造・拡張プロジェクトについては、生産量を増やしても汚染は増やさないこと。

中国における建設プロジェクトに対する環境アセスメントの実施率は、80年代初頭以降、徐々に上昇しており、中国全土の環境アセスメント実施率は1992年には61%であったものが、1995年には81%まで上昇し、その後は90%以上を維持している。環境アセスメントにより、合理的な産業配置及び企業による場所選定の最適化の促進、新たな汚染源の抑制、既存汚染源に対する整備の促進、産業技術改造及びブクリーナープロダクションの促進、生活環境及び生態環境の保護が達成されている。

5. 環境問題となった事例

深刻な環境汚染への懸念が広がる中、2014年の環境保護法の改正により、違法に環境汚染物質を排出した事業者への罰則が厳格化されることとなった。例えば、環境汚染を引き起こした企業は、状況が改善されるまで上限の無い罰金が科せられるだけでなく、違反企業名が公表されることとなっている。また、改善命令に従わなかった場合は、企業責任者の身柄拘束や、違反した企業の閉鎖が行われる場合もある。具体的に罰金が科された例としては、日系企業のケースではないが、2012年に江蘇省の化学工業企業が河川に直接廃酸を流したケースがあげられる。

このケースでは、市民の通告により調査が開始され、14名が刑事被告人として2年から5年の有期懲役と16万元から41万元の罰金が科された。また、現地の環境保護組織により環境公益訴訟が提起され、関係する化学工業企業に対して、水環境の改善に用いるための損害賠償として1億6,479元が請求され、人民検察院はこの提訴を支持したとされている。

調査によると、被告となった化学工業企業は、2012年から2013年の間、化学工業製品の生産過程において発生する廃酸を無資格の会社或いは個人の業者に処理を委託し、1トンごとに20元から100元の報酬を支払い、1年間で合計約2万トンの廃棄物を河川に直接流していたということである。

その結果、当該河川の多くの項目において環境保護基準を超過する数値が検出された。2014年に現地の人民法院は、被告の化学工業企業に対して、環境修復費用として、1億6,000万元の支払いを命じた。実際の廃棄物の正常な処理費用は、3,662万元であったが環境保護部（当時）が規定した汚染損害額の計算基準に基づき、修復費用は廃棄物の正常な処理費用の4.5倍の金額であると認定した。

上記の事例から分かるように、コストの点から廃棄物処理を適正に行わないと、環境汚染が引き起こされるだけでなく、企業にとっても正常に処理するより最終的に数倍のコストがかかり、かつ企業信用の喪失等、企業にとって修復できないような大きなダメージをもたらす可能性がある。このような厳格な環境規制については、日系企業も適用されるため、日系企業も環境対策を企業の重要な政策の一つと位置付け、環境対策を入念に行っていく必要がある。

「2021年度 中国進出日系企業環境規制アンケート調査」（2021年10月 日本貿易振興機構（ジェトロ）上海事務所 海外調査部:2021年8月3日から9月3日にかけてアンケートを実施。360社から回答）による主な回答は次の通りである。

- ✓ アンケート回答企業のうち、92.5%の企業が、関連法令に基づき保有が義務付けられている環境規制関連の書類を保有していると回答。保有書類の内容については「環境影響評価書類」が86.5%で最も多かった。

- ✓ 直近1年間で、44.2%の企業が「政府の指導を受けた」、61.9%の企業が「新たな環境規制対応をした」と回答。前年度より割合が減少傾向にあるが、依然として多くの企業が強化された環境規制に対応している。
- ✓ 環境規制に対する全体評価に関しては、「厳しい」「やや厳しい」との回答が合わせて7割以上を占めており、「厳しい」と回答している企業のうちの19.3% (22社) が「厳しすぎて対応困難」と回答している。環境規制による工場移転の要否については5.2% (18社) が「検討する」と回答しており、その内17社は中国国内での移転を検討している。
- ✓ 環境規制に関して企業が抱えている課題については、「規制変更が頻繁で周知期間と猶予期間が短い」「規制内容の曖昧さ、担当者によって要求内容が異なる」等規則の内容の解釈や運用面での問題に対する声が寄せられた。また、環境設備の導入等「対策費用が年々増加する」「大気汚染による生産停止や制限により正常な操業に影響が出ている」といった声もあった。

6. 炭素排出権取引の本格化稼働に向けての対応

2011年10月29日に中国国家発展改革委員会が「炭素排出権取引パイロット事業の展開に関する通知」を公布し、2013年より7つの地域（北京市、天津市、上海市、重慶市、湖北省、広東省、深圳市）を選出し、パイロット事業として地方レベルの炭素排出権取引が稼働した。7つのテスト市場は、2021年9月まで排出権取引量がCO₂換算で合計4億9,500万トン、取引額が累計で約119億7,800万人民元に達し、中国の全国炭素排出権取引市場（以下、「全国市場」）の構築と稼働のための基礎となった。

そして、生態環境部が全国の炭素排出権取引及び関連活動を規範化する「炭素排出権取引管理弁法（試行）」を皮切りに、全国市場が同年7月16日に取引開始した。全国市場の第一段階として発電業界の事業体に限定しているが、重点排出事業体2,162カ所が組み込まれ、CO₂排出量約45億トンをカバーし、2022年の年間取引が100億人民元を超過する等、世界最大規模の炭素排出権取引市場となった。

一方、2021年3月30日に生態環境部が「炭素排出権取引管理暫行条例（草案修正案）」の意見公開募集を行い、「炭素排出権取引管理弁法」の上位法である「炭素排出権取引管理暫行条例」の策定に向けて準備している。さらに2022年の「国务院立法工作计划」にも策定予定として記載されているが、2023年9月現在はまだ公表されていない。

なお、「炭素排出権取引管理暫行条例（草案修正案）」によると、該当条例が施行された後には、地方での炭素排出権取引市場が新設できなくなり、既存の地方市場も順次全国市場に統合する（第32条）。また、全国市場に組み入れられた重点単位は、地方市場への取引参加ができない（「炭素排出権取引管理弁法（試行）」第13条）ため、今後地方市場を全国市場に統合し、全国市場が中国全土唯一の炭素排出権取引市場になる見込みである。

(1) 全国市場の現行取引運用メカニズム

「炭素排出権取引管理弁法（試行）」によると、一定条件を達した企業は炭素排出権管理の重点対象と定められ、経済成長や産業構造等に合わせて生態環境部又は地方の生態環境主管部門より年間の炭素排出権枠を支給される（第10、14条）。

対象企業は、全国炭素排出権登録システムにアカウントを開設しなければならず、翌年に当年度の排出実績に基づき、排出枠と精算する必要がある（第 10、17 条）。排出実績が排出枠を超過した場合は、炭素排出権取引市場より排出枠を購入する必要がある一方、排出実績をコントロールして排出枠に余りが生じた場合は、余った排出枠を売却して経済的効果を得ることができる。

現状、重点対象の組入と除外に関する条件は以下となる。

- ・対象組入条件：
 - 1) 全国炭素排出権取引市場がカバーする産業に該当する。
 - 2) 年間温室効果ガスの排出量が 2.6 万トンの炭酸ガス当量に達している。
- ・対象除外条件：
 - 1) 連続 2 年間の温室効果ガスの排出量が 2.6 万トン以下の場合。
 - 2) 操業停止等により温室効果ガスの排出がなくなった場合。

なお、目下のところ全国市場が対象としている産業は、発電機を所有している企業と限られているが、各地域の市場は幅広い産業を対象としている場合もあるため、全国市場に統一されるまでの間では進出地域の対象産業も確認する必要がある。

(2) 各地方市場の運用概況

7 つの主要地域の炭素排出権に関する主要政策規定は以下の通りである。

図表 15-2 各地域の主な炭素排出権政策規定

地域	政策名
北京市	「北京市炭素排出権取引管理弁法（試行）」 「北京市炭素排出権取引管理弁法（改訂）」（意見招集草案）
天津市	「天津市炭素排出権取引管理暫行弁法」
上海市	「上海市炭素排出管理試行弁法」
重慶市	「重慶市炭素排出権取引管理弁法（試行）」
湖北省	「湖北省炭素排出権管理・取引暫行弁法」
広東省	「広東省炭素排出権管理試行弁法」 「広東省炭素普惠取引管理試行弁法」（「普惠」とは、幅広く恵まれるという意味）
深圳市	「深圳市炭素排出権取引管理弁法」

（出所）ジェトロ及び中国各地域のウェブサイトを基に作成

また、各地の炭素排出権関連機構は以下の通りである。

図表 15-3 各地域の炭素排出権に関する機構

地域	登録機構	取引機構
北京市	北京グリーン取引所 (登録は電子化され、以下サイト上で行う) 北京炭素排出権電子取引プラットフォーム	北京グリーン取引所 北京炭素排出権電子取引プラットフォーム
天津市	天津排出権取引所	天津排出権取引所
上海市	上海市情報センター (登録は電子化され、以下サイト上で行う) 上海市省エネ低炭素及び気候対応変化サイト	上海環境能源取引所
重慶市	重慶炭素排出権取引センター	重慶炭素排出権取引センター
湖北省	湖北炭素排出権取引センター	湖北炭素排出権取引センター
広東省	広州炭素排出権取引所	広州炭素排出権取引所
深圳市	深圳排出権取引所	深圳排出権取引所

(出所) ジェトロ及び中国各地域のウェブサイトを基に作成
※一部サイトは海外からのアクセスが禁止されている

習近平国家主席が発表した「3060」の目標では、2030年に炭素排出がピークアウトされる予定のため、今後炭素排出権については、法整備が確実に進められ、中国に進出する企業にとっては、炭素排出権に対する事前準備が必要であると考えられている。一方、環境分野、特に温室効果ガス（GHG）排出を軽減するソリューションを持つ企業にとっては新たなビジネスにつながるチャンスにもなる。

第16章 貿易管理・為替管理

1. 輸出・輸入規制

(1) 輸出・輸入に関する規制

輸出及び輸入に関しては「対外貿易法」(2022年改定)に準拠する必要がある。国の安全や人の健康、環境の保護、軍事等の観点から輸出入が禁止されているものは目録として公布されている(対外貿易法第15条から第17条)。輸出や輸入が制限されている貨物や技術は国による割り当て又は許可に従わなくてはならない(同法第18条)。また、2022年12月30日の改定では対外貿易経営者の届け出登記を義務付けた規定(旧第9条)が削除された。それに基づき、同日から商務主管部門は対外貿易経営者の届け出登記業務を停止し、輸出入の際に関連部門も対外貿易経営者の届け出登記書類の提出を要求しないこととなった。中国に拠点をおく企業が対外貿易業務を行う際の障壁がなくなることで、中国の国内取引と対外貿易の一体化につながり、中国企業の海外展開の支援にもなるほか、外国企業が中国でビジネス展開する後押しにもなると考えられる。

技術の輸出入に関しては「技術輸出入管理条例」に準拠することになる。貨物を輸出入する際には商品検査が必要になる(輸出入商品検査法)。

輸出入に際しては原産地証明書を提出し、原産地を申告しなければならない(輸出入貨物原産地条例)。

動物の伝染病や寄生虫、植物の危険な病気、その他有害生物の国内への侵入や国外への伝播を防止するためには動植物の検疫を受けなければならない(出入国動植物検疫法)。

また、2023年7月1日に施行された「対外関係法」は外交や経済・文化面等の交流・協力等において守るべき原則等を定めたものであり、政府機関の他、中国の全ての団体・企業や個人も対象として、中国の国家主権、安全、尊厳、名誉、利益を守る責任と義務があると定めている(第6条)。さらに、国家利益を損害する活動を行うことにより、法責任を問われると定めている(第8条)。

なお、中国での個人情報域外移転に関しては、「個人情報保護法」(2021年11月施行)及び「個人情報域外移転標準契約弁法」(2023年6月施行)に基づき、別途公布された「個人情報域外移転標準契約届出ガイドライン」を確認する必要がある。本レポート第7章に詳細内容を記載している。

(2) 米中貿易摩擦と中国輸出管理法

2020年10月17日には「輸出管理法」が制定、公布され、2020年12月1日から施行されている。本法は中国における輸出管理及び規制、特に国家安全や武器等の拡散防止等を主な目的とする安全保障貿易に関する法律と言える。ただし本法のもう一つの側面は、米中貿易摩擦の中で米国トランプ政権が発動した米国の輸出管理規則等への対抗を意識したものであると言える。

中国「輸出管理法」第12条には「輸出管理リスト」に記載されている規制品目又は臨時規制物品は、輸出業者が国の輸出管理部門に対して許可を申請しなければならないと規定されている。

リスト以外で以下の項目に該当するもの、又は以下の項目に該当する可能性が高く国家輸出の管理部門より通知された貨物、技術、サービスについても、輸出管理部門に対して許可を申請しなければならないと規定されている。

- (1) 国家の安全と利益を損なうもの
- (2) 大量破壊兵器の設計・開発・生産・運搬に使用されるもの
- (3) テロ目的に使用されるもの

なお、該当するかどうか判断できない場合は、輸出の管理部門に問い合わせる必要がある。2020 年から施行された輸出管理法に関して、いまだに具体的な規制対象が明確となっておらず、中国日本商會が発行している「中国経済と日本企業 2023 年白書」にも関連細則や管理品目等の早期整備と公表を中国政府に建議している。

今後は、米中対立が進む中で、米国の輸出管理規制の発動状況や中国輸出管理法に係る輸出管理リストの状況を注視すべきである。

(3) 輸入規制の動向

2022 年 1 月に「地域的な包括的経済連携協定」（以下 RCEP）が発効され、RCEP は日中間の初めての自由貿易協定となった。RCEP により、86%の品目の関税が段階的に撤廃され、特に日本から輸入する自動車部品や鉄鋼製品、化学品、家電、繊維製品等の関税減免がビジネスに大きな影響を与えらると思われる。

一方で、輸入の規制に関して実務上の課題が発生している。これに関しては、中国日本商會が発行している「中国経済と日本企業 2023 年白書」が参考になる。白書によると、輸入された食品添加物については入国検査検疫機関を経て、行政法規等に則った検査に合格する必要があるが、国家標準（GB）に合格基準が制定されているが、一部規格、基準、試験方法が策定中の食品添加物に対して、試験方法が未定との理由で、輸入食品衛生証明書が発行されないケースがある。また、輸入食品の衛生証明書の発行に時間がかかり、港に着いてから中国国内で流通されるまで実際に 1 ヶ月以上要するケースもあるため、賞味期限が短い商品の廃棄も多発している。

2022 年には「輸入食品海外製造企業登録管理規定」が施行され、中国国外で食品を製造、加工、貯蔵する企業が中国向けに輸出する際には中国税関に登録が必要となり、食品の内部と外部の包装上に登録番号の記載が必要とされている。

また、日本から輸入済みのアニメの放送許可が厳しくなっており、新規に輸入を申請してもなかなか許可が下りない状況が続いている。

さらに、2011 年の東日本大震災の影響により、現在福島周辺の 10 都県（福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟）からは、全ての食品が輸入禁止となっており（新潟産の米のみ産地証明書があれば輸入可）、10 都県以外の地域から食品を輸入する場合には放射性物質検査証明書が必要となっている。なお、野菜、果実、乳製品等の放射性物質検査証明書について、両国間の項目合意ができていないため、実質輸入不可となっている。加えて、ALPS 処理水の海洋放出に伴い、2023 年 8 月 24 日より日本原産の水産物の輸入は全面的かつ暫定的に停止しており、2023 年 11 月に開催された APEC 首脳会議でも解除する傾向がみられていなかった。

2. 加工貿易

「加工貿易」とは、企業が原材料・補助材料、パーツ、エレメント、包装物資の全て又は一部を輸入し、加工又は組立の後、その完成品を再輸出する経営活動を言い、来料加工、進料加工を含む活動である。以下、主に来料加工、進料加工、転廠について解説する。

「来料加工」とは、外国の加工委託企業と中国の加工受託企業との間で行われる包括的な加工委託契約である。具体的には輸入材料を外国の加工委託企業が無償提供し、中国の加工受託企業は当該委託企業の要求に従って加工又は組立を行い加工賃のみを受け取り、完成品は委託企業が販売する経営活動をいう。

なお、加工貿易において、加工貿易輸出入契約を対外的に締結する各種輸出入企業及び外商投資企業、並びに法律に従い来料加工経営を行う対外加工組立サービス会社を「経営企業」という。

加工貿易制度は、中国の改革開放後、外資誘致に大きく貢献してきた制度である。広東省政府は従来の法人格を有しない来料加工工場について、法人格を有する企業への転換を目指すべく 2008 年 9 月 9 日に「広東省人民政府による加工貿易の転換レベルアップに関する若干の意見」（粵府[2008]69 号、2018 年 2 月 23 日廃止）を公布した。これが「来料加工工場の法人化」と言われる。この政策により、従来、来料加工工場の完成品は全て国外販売であったが、委託先の法人化以降は国内販売も可能となっている。

「進料加工」とは、輸入材料を経営企業が外貨を支払って輸入し（有償）、完成品は経営企業が加工委託企業等へ販売輸出する経営活動をいう。

進料加工は加工委託する外国企業と加工受託する中国企業との間で原材料及び完成品を売買形式で行う加工委託のことである。来料加工と似ているが、異なる点は、原材料等の生産材料を、無償ではなく有償で輸入することである。なお、製品の買主である輸出先外国企業は、原材料の調達先である加工委託企業と異なる場合もある。

「転廠（テンショウ）」は「深加工結転」や「再加工結転」とも呼ばれ、加工貿易企業が保税輸入材料を加工した製品を、別の加工貿易企業へ移して、さらに加工した後、再輸出する経営活動である（税関総署第 219 号令）。

下記図表 16-1 は形態別貿易の 2022 年の状況である。来料加工や進料加工の貿易形態は通常の貿易と比較してそれほど多くはないことが分かる。進料加工は有償の原料分のみ来料加工よりも金額がかさむことも分かる。

図表 16-1 中国の形態別貿易（2022 年度）

（単位：億米ドル）

	輸出（1~12 月）	輸入（1~12 月）
総額	35,936	27,160
通常貿易	22,870	17,360
来料加工貿易	813	897
進料加工貿易	7,263	3,692

	輸出（1~12月）	輸入（1~12月）
税関特別監督区域物流貨物	2,281	3,091
その他	2,691	2,120

（出所）中国税関統計 2022

加工貿易商品は禁止類、制限類、許可類と分類されており、制限類と禁止類にどちらも該当しない商品は許可類になる。商品品目に対する制限は中国の政策により大きく左右されるため、注意が必要である。最近では 2021 年 6 月に加工紙製品を禁止類から除外された。一方、制限類に関しては、2015 年 11 月より「加工貿易制限類商品目録」の改訂版が公布・施行されており（商務部税関総署 2015 年第 63 号公告）、現時点では輸出 95 項目、輸入 356 項目となっている。

中国国内にある輸出入代理業者及び工場（外商投資企業）は加工貿易を行う場合に、従来は事前に、商務部の出先機構である各地にある対外経済貿易委員会の認可を得る必要があったが、2014 年 3 月以降、商務部の事前の審査認可が必要なくなり、事後の届出制になっている（税関総署第 219 号令第 24 条）。

加工貿易のために輸入する原材料が保税物資として扱われる場合、税関では、その量の管理が行われる。その管理手段としては、当該加工貿易手帳を用いる。経営企業は所在地の税関に貿易手帳の設立を行わなければならない（同 219 号令第 11 条）。税関は実際に加工・生産・仕損・輸出された数量により、関税及び輸入増値税の徴収、免除を管理している。

また、加工貿易手帳の記入に加え、加工貿易企業においては、保税物資に関する入庫、保管及び出庫記録の完全実施又は関連帳簿の作成が義務付けられている。保税資材の横流しがある場合には、厳しい処罰がある。

加工貿易保税輸入材料又は完成品を事情により内販（国内販売）に転換する場合、税関は主管部門の内販を認める旨の有効な許可文書に基づき、保税輸入材料に対して法に従い税金を徴収し、かつ延滞利息を徴収すると規定されている（同 219 号令第 31 条）。

3. 税関制度

加工貿易の制度は税関制度と密接に関係している。ここでは税関制度の概要と最近の動向を説明する。

(1) 税関法

「税関法」は 1987 年に当初公布されてから改訂を経て、2021 年 4 月より最近のものが施行されている。「税関」とは、関税領域の入出に係る国の監督管理機関である。国境等の関税領域を通過に関する運送手段、貨物、手荷物、郵送物その他の物品を監督管理し、関税その他の公租公課を徴収し、密輸を取り締まり、税関統計を作成・編集し、その他税関業務を行う（税関法第 2 条）。

入境申告の日から 14 日以内に、輸出貨物が税関監督管理区に到着した後で貨物を積みこむ 24 時間前までに税関に申告が必要である（税関法第 24 条）。

税関が特別許可を受けた貨物以外、全ての輸入輸出貨物については荷受人、荷送人が税金を完納し、又は担保を提供した後に、税関が押印して通関することができる（税関法第 29 条）。

関税の納税義務者は、貨物を輸入する荷受人、貨物を輸出する荷送人及び入出境物品の所有者である（税関法第 54 条）。

輸入貨物の課税価格には、貨物の代金、貨物が輸入地点に到着して荷下ろしされるまでの運送、関連費用、保険料が含まれる。

輸出貨物の課税価格には、貨物の代金、貨物が輸出地点まで運送され積載されるまでの運送、関連費用、保険料が含まれるが、その中に含まれている輸出関税は控除しなければならない（税関法第 55 条）。

なお商業的価値のない広告品及び貨物サンプルや外国政府及び国際組織が無償で贈与する物資、通関前に破損又は紛失が生じた物品、特定価額までの物品、その他法律で関税減免品目として指定された物品、及び中国が締約国又は加盟国である国際条約で関税減免品目として指定された物品等は、関税の徴収を軽減又は免除する（税関法第 56 条）。

納税義務者は税関の納付通知書発行の 15 日以内に関税を納付しなければならない。滞納した場合は滞納金が発生し、3 ヶ月以上滞納した場合は税関長の許可に基づき、以下強制措置が執行できる（第 60 条）。

- (1) 納税義務者の口座がある金融機関に通知し、納付金額及び滞納金を預金から引き落とす。
- (2) 課税すべき貨物を押収し、納付金額及び滞納金に換金する。
- (3) 納付金額及び滞納金の金額を上限に、その他貨物や財産を押収し換金する。

なお、通関後に未納税額が発覚された場合は、通関日より 1 年以内に税関に追納することができるが、関連法規の違反があった場合は最大 3 年分の追納を迫られる可能性がある（第 62 条）。

一方、過納税額を発覚した場合、税関より自動的に還付される。また、納税者からも、納税後 1 年以内に税関に還付申請ができる（第 63 条）。

(2) 税関への届け出

2016 年 10 月から「外商投資企業設立変更届出管理暫定弁法」（なお、同法は 2020 年 1 月 1 日から施行された外商投資情報報告弁法により廃止）により外商投資企業の設立・変更手続きが「認可制」から「届出制」に変更された。その後、外商投資企業に限らず、全ての通関に関わる企業に対象拡大された「税関通関単位届出管理規定」（中国語：海关报关单位备案管理规定、2022 年 1 月 1 日より施行）は、各種法規を統一化し、税関に提出する届け出資料を「通関単位届出情報表」（中国語：报关单位备案信息表）の一本にまとめた。届け出は基本的に長期期間において有効となり（第 8 条）、情報が変更された際には 30 日以内に所在地税関に変更申請する必要がある（第 9 条）。

なお、「税関通関単位届出管理規定」では通関単位に「通関単位届出情報表」提出する前に、営業許可の取得と対外貿易経営者の届け出が求められるが（第 4 条）、2022 年 12 月 30 日に改定された「対外貿易法」では国务院対外貿易主管部門に対する対外貿易経営者の届け出は実質不要とされ、今後「税関通関単位届出管理規定」の改正も行われると推察される。

営業許可に関して、新規で通関業務を行う企業（新規で中国進出を考える日系企業も含む）が市場管理部門にて営業許可を取得する際に、同時に税関への届け出もできる。また、税関への届け出提出に関しては、中国政府が運用するサイトである「国際貿易シングルウィンドウ」（<https://www.singlewindow.cn>）でオンライン手続きが可能となる。2016年に設立された同サイトは、企業に対して集約化されたワンストップのサービスを提供し、輸入食品の企業申請等では同サイトでの手続きが必須となっており、電子化が進む中国では今後貿易業務に欠かせないサイトになるとと思われる。

(3) 全国通関一体化と事前裁定制度

2017年6月28日に税関総署は「全国通関一体化制度改革の実施に関する税関総署公告」（税関総署公告[2017]25号）を公布した。これは2016年6月から上海市においてすでに試験的に実施している制度を、2017年7月から全国の通関に適用したものである。

この新制度では輸出入申告の管理は、①貨物の通関前の検査、②貨物通関後のリスク審査、③所管税関の一般調査及び特別調査により行われる。新制度前は多くの輸入貨物について通関前に通関申告書との整合性が審査されていたが、新制度後は通関後に審査される（なお高リスクの輸入貨物は通関前に抽出され追加審査がある）。

これにより平均通関時間は従来の3分の2に短縮されるとのことである。また輸入地と異なる税関での申告ができる。例えば事業者はA港で荷揚げされた貨物をB港の税関に申告できるようになる。これに伴い各地域の税関の関税に関する政策と法規の解釈の統一が図られる予定である。なお2017年12月に「税関事前裁定管理弁法」（[2017]236号）が公布され、税関はロイヤリティやコミッション等の課税価格に関して、輸出入申請者の事前裁定を行うことができるとした。

(4) 貿易企業の信用管理

「税関登録及び企業信用管理弁法」が2021年11月に施行され、企業信用管理制度として「高級認証企業」と「信用喪失企業」を設けている。

「高級認証企業」は申請と審査を経て税関により認証される他、中国が加盟している国際条約のAEO（認証済み経営者）にも資格付与している。「高級認証企業」資格は通常5年に一度再審されるが、不定期の再審も可能とし、信用レベルに満たさない事象が発生した場合、税関より認証を取り消すこともできる（同弁法第3章）。「高級認証企業」に認証された企業は、通関時税関での抽出検査比率を20%以下とし、通関時の担保免除、手続きの優先処理、その他国際条約の加盟国にてAEOとして認定される等の優遇制度を享受できる（第30条）。

なお、「高級認証企業」の認証標準は別途「高級認証企業標準」として税関により公表され、直近は2022年10月28日の最新版で認証項目の統合があった。

一方、「信用喪失企業」は同弁法第22条、第23条に規定されている密輸行為や3ヵ月以上の税金滞納等のような法令違反等の事象があった場合に認定され、認定された企業は書面通知を受けた5日以内に不服申し立てができる。「信用喪失企業」が信用喪失と認定された項目によって一定期間内において再発がない場合は「信用回復」とされることができる（第26条、第28条）。「

信用喪失企業」として認定された企業は通関時の抽出検査比率を 80%以上とし、加工貿易を行う際に全額担保を求められ、企業に対する不定期取り締まりやその他税関による管理が適用される（第 31 条）。なお、輸入食品の海外生産企業、及び動植物製品の海外生産、加工、貯蔵を行う海外企業に対する信用管理方法は、別途税関による信用管理規定に準ずる（第 36 条）。

2018 年 10 月 26 日に日本国財務省関税局が中国税関総署と AEO の相互承認に係る取り決めに合意し、北京にて署名を行った。日本での AEO 認定の申請方法は日本の財務省のページにて記載されている。AEO 認定を取得すれば中国で高級認証企業に該当する審査軽減措置が適用できる。

(5) 通関申告書

「税関輸出入貨物通関申告書記入記載規範」（税関総署公告 2019 年第 18 号で最新版修訂）では、通関申告書の記入方法等が規定されている。これは 2008 年以降関連文書に散在していた、通関申告書の記入・作成に関する内容を総合し補充するものである。

また、2020 年以降、中国税関は「税関輸出入商品規範申告目録」（最新版は 2023 年）を毎年発行しており、貨物品目リストに合わせて申告時に必要な分類要素と価格要素を示しており、そちらを参照して申告書を作成する必要がある。

「税関査察条例」は 1997 年から公布施行され 3 度の改正を経て、2022 年 3 月に公布され 5 月から施行されている。

「税関査察」とは、輸出入貨物の場合は通関した日から 3 年以内に、また保税貨物の場合は、税関監督管理期限内及びその後の 3 年以内に、税関が輸出入貨物と直接に関係のある企業の会計帳簿、会計証憑、通関申告書及び関係する貨物に対して検査し、輸出入活動の真実性及び適法性を監督することを言う（税関査察条例第 2 条）。

税関は査察をする際には、査察実施の 3 日前までに、被査察人に書面で通知しなければならない。ただし重大な違法嫌疑があり、会計帳簿、申告書、輸出入品、その他関連資料が移動、隠匿、改ざん、破棄される可能性がある場合には、通知を経ないで査察できる（税関査察条例第 10 条）。

税関の査察を経て、被査察人が密輸行為をしたことが発見され、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する（税関査察条例第 27 条）。また、「税関査察条例」の実施弁法も前回の修正（2016 年）に合わせて公布され、企業の会計帳簿や会計証憑等が外国語で記載されている場合は、中国語訳本を用意する必要があると決めている（第 11 条）。

(6) ペーパーレス税関申告

ペーパーレス税関申告については、2012 年 7 月に公布された試行改革の通達以降、実施されてきたが、2017 年 2 月に施行された「通関業務のペーパーレス化の適用範囲の拡大に関する公告」（税関総署 2017 年 8 号公告）により、適用範囲が全ての信用等級の企業に拡大された。

さらに企業は直属の税関及び第三者認証機関である「電子ポート（中国語：电子口岸）」と電子データの取り扱いに関する協定を締結すれば、中国全土の税関でペーパーレス税関申告を行うことが可能となる。

なお、電子データ取り扱い協定もペーパーレス申告も前述の国際貿易シングルウィンドウよりアクセス可能であり、今後もサイトを統合する傾向がみられる。

(7) 税関特別監督管理区域

税関により監督されている地域は、「税関特別監督管理区域」と呼称され、「通関・貿易管理」により「保税区」、「保税物流園區」、「輸出加工区」等に区分される。

これらの地域は、税務上、中国国内での「外国扱い」という意味で、原則的に、関税・増値税の免税、あるいは保税扱いができる特別地域であり、輸出入貿易、中継貿易、加工貿易、貨物倉庫、貨物輸送、商品展示、商品取引等の事業が可能なタックスフリーの地域である。

(8) 外商投資推薦産業目録

先進製造業や生産性サービス業の拡大や中西部地域の支援を目的として、2023年1月より「外商投資推薦産業目録（2022年版）」が公布された。目録産業に投資した外商投資企業に対して、自社使用の設備やそれに関わる部品の輸入の際に関税の免除ができる。ただし、別途免税除外の技術や設備は適用されない。

4. 為替相場

近年急激な円安に伴い、海外事業を行う際の為替リスクが急激に上昇している。為替レートが経営に与える影響については、日本貿易振興機構（ジェトロ）から公表された「海外進出日系企業実態調査－中国編」のアンケート結果によると、2017年度以降経営上の問題点として為替レートの変動は、アンケート上位10位圏外になっていたが、23年2月に発表された最新版では、「従業員の賃金上昇」に次いで第2位となった。また、中国国内の中でも輸出比率が高い遼寧省、山東省では問題点のトップとなっており、遼寧省では回答企業の8割を超えている。

円安による為替変動は現地調達コストの上昇や従業員の賃金上昇になる一方で、日系企業にとって現地で上げた利益が割高になるメリットもある。実際同調査では、為替変動による業績改善と回答した企業は広東省で5割、上海市4割と、ポジティブな影響要因となっている。前述の対外貿易法改正等、益々開放される中国市場において、如何に中国政府の外資誘致を活用し、事業規模拡大して中国現地企業との競争で勝ち残るかが今後の日系企業の課題であり、新しい成長チャンスにも繋がると思われる。

なお、アメリカの金利上昇に伴い、2023年9月21日現在の為替市場では1ドルが7.3人民元までとドル高となっている。今後、量的緩和策によるインフレ率の抑制や自国への資金還流等を目的として米国政府が意図的にドルを上昇させる中、中国政府は自国企業を守るために、さらに人民元の国際化を図り、ドル以外の通貨による直接取引も拡大すると思われる。

5. 外貨管理制度（外貨交換制度を含む）

中国は外貨の管理を強化するため、1996年1月に「外貨管理条例」を公布し、同年4月1日から施行した。その後、2008年8月1日に改正が行われ、同日より施行されている（国务院令第532号）。

外貨管理条例第3条によると、外貨は外国通貨（紙幣、硬貨を含む）、外貨建支払証券あるいは支払手段（手形小切手、銀行預金証書、銀行カードを含む）、外貨建有価証券（債券、株券等を含む）、特別引出権（SDR、ECU等）及びその他の外貨資産を包括する概念である。

「外貨管理主要法規目録」は2023年6月末時点のものが中国外貨管理局のページ上で掲載されており、現在有効な法規が整理されているため進出の際に参考になる。ただし、該当目録は不定期に整理されるため、今後外貨利用にあたり最新版の情報は利用する金融機関に相談することをお勧めする。

(1) 外貨管理条例

外貨管理条例の適用範囲に関する規定は属人主義と属地主義を結合した原則を採用している。即ち、国内機構と国内個人の外貨受取・支払又は外貨取扱業務はその発生が中国あるいは国外であっても本条例が適用され、国外機構と国外個人の中国における外貨受取・支払又は外貨取扱業務に対しても外貨管理条例が適用される（外貨管理条例第4条）。

国家外貨管理局は国务院の外貨管理部門である。外貨管理局及びその分支機構は法に準拠して外貨管理の職責を果たし、外貨管理条例の実施に対し責任を負う。国家外貨管理局は各省、自治区、直轄市、副省級市の分局と外貨管理部を設置している。

外貨管理制度に関しては、經常項目及び資本項目が区別管理されている。外貨管理条例第5条によると、国家が經常的な国際支払い及び移転に対して制限しないと規定しており、人民元經常項目については兌換できるようになった。人民元經常項目の兌換可能性とは、經常的な国際支払い及び移転に対して全ての外貨制限を撤廃し、即ち、經常項目に確実に属する国際支払い及び移転であれば、対外支払いができ、数量的な制限を有してはならないということの意味している。

(2) 經常項目

經常項目とは国際収支の中で貨物、サービス、収益及び經常的な移転に係る取引項目である（第52条第3項）。經常項目には、主に①貨物貿易収支、②サービス貿易収支、③その他經常項目が含まれる。その内、最も重要なのは貿易収支とサービス貿易収支である。なお、經常項目は兌換できるが、銀行は外貨管理制度に従い、契約書、インボイス等の取引証憑の照合を通じて真実性の審査を行わなければならない。一方、經常項目の外貨取引管理と異なり、資本項目の外貨取引管理に関しては、外貨管理部門が事前審査及び事後登録を通じて外貨管理を行っている。

なお、經常項目に関する業務は、「經常項目外貨業務手引（2020年版）」（以下、「業務手引」）に（2023年に、第102条一部文言と第173条2段目は廃止され、第46条は改正されているが）最新の詳細項目を決めており、以下主要なポイントを紹介する。

①貨物貿易収支

外貨収支がある企業は原則として営業許可の所在地の外貨管理局に申請し、名簿に登録する必要があり、登録がない場合は金融機関が該当企業を対象に貨物貿易収支業務を行ってはいけない（第1条、第2条）。なお、年間収支金額が累計で20万ドル未満の場合は登録が不要となる（第1条）。

原則として輸出入の主体が外貨取引の主体となり、代理で輸出入の場合でも代理の方が外貨を取り扱うことになり、代理機構との間は人民元での精算も、別途代理協定に基づいて外貨の精算もできる（第9条）。

企業が貨物貿易収支業務を行う際に、銀行は外貨管理局のシステムから企業の登録情報を調べることができ、「顧客を理解する、業務を理解する、デューデリジェンス（審査に責任を負う）」という展業3原則（以下「展業原則」）遵守の下、契約や領収書等の取引証憑を企業に確認して収支の真実性、合理性、ロジックを審査する必要がある（第11条）。なお、企業のリスク状況によって企業分類を実施し、リスクの高い企業に対して各種追加の説明書類の提出が求められる（第3節）。

2012年2月3日に公布された「輸出貨物貿易での人民元決済企業管理に関連する問題の通知」（銀発[2012]23号）によると、各省（自治区、直轄市）、計画単列市の輸出入の経営資格を有する企業は、「クロスボーダー人民元決済試行管理弁法」（[2009]10号公告）及び本23号通知に基づき、輸出貨物貿易での人民元決済を展開できると規定しており、試行企業として選定された企業もクロスボーダー貿易収支の人民元決算ができる。

さらに、最新の「クロスボーダー人民元政策で輸出入企業と外資へのさらなる支援に関する通知」（中国語：关于进一步优化跨境人民币政策支持稳外贸稳外资的通知、以下銀発[2020]330号）には、優良企業の申請により金融機関が直接人民元決算での出入金を行うことができると記載されている。また、越境EC（クロスボーダー電子商取引）等を行う新業態企業に関して、電子商取引の情報に基づき、クロスボーダー人民元決算ができる。

②サービス貿易収支

1件あたり5万ドルを超えるサービス貿易の外貨受取、支払業務を行う場合は、金融機関は展業三原則（顧客企業のことを知るべき、業務内容を把握すべき、デューデリジェンス「=審査責任を負うこと」をすべき）に基づき、取引の主体、金額、性質等を審査し、企業の収支報告と一致することを確認しなければならない（業務手引第49条）。なお、関連機構の間で代理の支払が発生した場合は、原則上代理支払の期限が12ヵ月を超えてはいけない（第1項）。5万ドルを超える支払業務を行う場合はさらに別途届け出の提出が必要となる（第4項）。

1件あたり5万ドル相当以下（5万ドルを含む）のサービス貿易の支払を行う場合は、金融機関は原則、取引書類を審査しなくても良いが、資金の性質が不透明な外貨受取・支払業務については審査を行うとしている（第49条）。

配当原資となる利益は人民元建てで留保されていることが多いが、送金時にドルに転換せずに人民元建てで送金することで、中国子会社自体の為替リスクを回避することが可能となるため、クロスボーダー人民元決済に係る規定（銀発[2015]279号）の利用について検討の余地がある。

外貨受取・支払に関する取引書類は、5 年間保管して検査に備えるものと規定されている（業務手引第 12 条）。

(3) 資本項目

資本項目は国際収支における対外資産と負債の増減に影響を与える取引項目で、資本移転、直接投資、証券投資、金融派生商品及び貸付等が含まれる（外貨管理条例第 52 条第 4 項）。資本項目で発生する外貨が資本項目外貨である。

外貨管理条例によると、資本項目外貨収支管理に関する一般的な規定は以下の通りである。

① 資本項目外貨収入

資本項目の外貨収入を留保する場合、あるいは外貨の人民元転（元転）、人民元の外貨転業務に従事する金融機構に売却する場合、外貨管理機関の認可を受けなければならない。ただし、国家が認可不要と規定するものは除外される（外貨管理条例第 21 条）。

② 資本項目外貨支出

資本項目の外貨支出は国务院の外貨管理部門の外貨支払いと外貨購入に関する規定に従い、有効な証憑に基づき自己保有の外貨によって、又は外貨の人民元転及び人民元の外貨転業務に従事する金融機構から外貨を購入して、支払わなければならない。国家が外貨管理機関の認可が必要と規定している場合、外貨を支払う前に認可手続きを行わなければならない。

法に従って事業を終結する外商投資企業は国家の関係規定に従って清算、納税を行った後、外国投資者の所有に属する人民元は、外貨の人民元転及び人民元の外貨転業務に従事する金融機構から外貨を購入し、国外送金することができる（外貨管理条例第 22 条）。

③ 資本項目外貨及び人民元転した資金の使用

資本項目の外貨及び人民元転した資金は関係主管部門及び外貨管理機関が認可した用途に使用しなければならない。外貨管理機関は資本項目の外貨及び人民元転した資金の使用、並びに預金口座の変動状況に対して監督検査を行う権限を有している（外貨管理条例第 23 条）。

上記ポイントの他、資本項目に関する詳細の取り決めは「資本項目外貨業務手引」（2020 年版）で定められている。

2016 年 6 月 9 日外貨管理局は、外商投資企業の外貨資本金について自由意思による人民元転を同日から認めると通知した（汇発[2016]16 号通達）。これにより外貨で払い込まれた資本金相当額が為替リスクにさらされるリスクを回避できる可能性がある。なお資本金項目の外貨資金は人民元転（元転）後に、一旦「元転後支払待ち口座」に預入、経営範囲内の実需に基づいて使用すべしと規定した。なお、前述した銀発[2020]330 号は外商投資企業の支援を目的として資本項目に対する緩和策も入っており、資本項目における人民元収入に関しては、政府の許可範囲内で再使用可能とし（第 8 項）、人民元資本金も自由に再投資として利用ができ（第 9 項）、単独口座での管理も不要となった（第 10 項）。

経常項目の施策と合わせて、外商投資企業や海外で事業を展開する中国企業にとって、人民元の使用を前提とした経営や投資環境が改善され、不動産や証券投資等の金融市場を乱す可能性がある行為を除けば、自由にビジネス展開できるようになり、多くの企業が外貨を自由に人民元転することで為替リスクを回避できるようになるとと思われる。

(4) 資金還流策（投下資金の回収）

中国子会社の利益をどのように日本本社へ還流させるかに関して、いくつか方法が考えられるが、代表的なものとしては、以下の通り①コミッション（営業紹介手数料）、②配当、③ロイヤリティ、④有償減資がある。

①コミッション（営業紹介手数料）

中国子会社の販売拡大のために日本本社が中国子会社に取引先を紹介した際に、中国子会社が当該取引先への輸出額の一定率等をコミッションとして日本本社へ送金することにより利益を還流させることがある。このようなケースで日本本社が、中国国外の取引先でなく中国国内の取引先を紹介した場合は、実務上、外貨管理法規制等のため送金ができない可能性があるため留意する必要がある。これは日本本社が中国国内の会社を紹介するケースを、当局が想定していないことが考えられるためである（国家税務総局 外貨管理局 2013 年第 40 号公告）。

40 号公告に関しては、1 件あたり 5 万ドル以上であれば、国税局に税務届出(案)表を提出する必要がある。税務当局から捺印済みの税務届出(案)表が発行されれば送金が可能となる。これはあくまで納税者による届出(案)であるため、税務当局による実質的審査が事後的に行われる。5 万ドル未満の場合には、税務届出(案)表が必要とされず、銀行窓口が審査を行う。

日本本社が中国国外の取引先を紹介した場合でも、そのコミッションの料率及び送金時における源泉所得税や増値税については留意する必要がある。料率に関しては一般企業では、収入金額の 5%までが企業所得税法上の控除限度である（財税[2009]29 号）。日本本社が中国国外の取引先を紹介した場合は、基本的に中国国内の役務提供ではないため、源泉所得税（10%）は課税されることはないが、増値税（6%）については支払者に源泉徴収義務がある。実務上は納税しないと送金できない場合もあることから、念のため、事前に管轄の税務当局や金融機関へ確認しておくことが必要である。

②配当

配当は日本本社への利益還流の方法として最もオーソドックスな方法と言える。

中国現地企業が毎年の利益処分を行う際には、配当実施の前に、法定利益準備金が登録資本金の 50%になるまで、税引後利益を過年度の欠損金を補填した上でその金額の 10%以上を法定利益準備金として積み立てる必要がある（改正前会社法第 210 条、改正会社法第 210 条）。その後の配当手続きとしては、董事会が会社の利益配当案を作成し、株主会で承認する必要がある。

なお、未上場の企業における利益配分に関しては、配当の実施有無や配当の金額等が会社内部で決定されるため、実質的支配している現地法人であれば問題ないが、少数株主として出資している現地企業の場合は、余剰利益を配当すると主張しても董事会や株主会で却下される可能性があるため、注意する必要がある。

中国において配当分配のビジネス環境がまだ発展途上のため、学会でも少数株主の権利保護のための手段について議論しており、外資のみならず、中国国内の株主でも少数株主の場合の利益確保に苦労している。改正前会社法第89条（改正会社法では第161以上）では、企業（株式を公開している企業を除く）が5年間連続黒字で株主に配当しない場合や企業の支配株主が株主権力を濫用しその他株主の利益に毀損した場合等においては、株主が合理的な価格で株式を企業に買取らせることができると決めているが、連続黒字の条件を満たすことが難しく、権力濫用で利益毀損の立証責任が少数株主にあるため、実務上では少数株主の保護がまだ不十分である。

一方、2022年に修訂された「上場企業監督管理ガイド第3号—上場企業の現金配当」においては、上場企業の発展段階によって分配利益の20%から80%を現金で配当すべきだと規定されているため、上場企業の場合は少数株主の権利が比較的保護されていると言える。配当金を送金する際には、企業所得税が10%の源泉税率で課税される。1件あたり5万ドル以上であれば、送金前に国税局に税務届出(案)表を提出する必要がある。5万ドル未満の場合には、税務局の発行した納付済書類(完税書)があれば、金融機関による取引書類の審査で送金が行われる（国家税務総局外貨管理局2013年第40号公告）。

中国子会社から日本本社への配当に関する課税については、中国で10%の源泉税が課されるが、日本本社では外国子会社配当益金不算入制度により配当金額の95%が益金不算入とされる。

日本本社が香港子会社を通じて中国子会社を間接所有している場合、中国子会社から香港子会社への配当については中国香港租税協定により、源泉税率が10%から5%へ軽減されている。ただし、香港子会社がペーパー・カンパニーでないかのチェックをされる場合があるため注意が必要である。

中国子会社から配当を受け取った香港子会社では課税は生じず、香港子会社から日本本社への配当は、源泉税が課されないうえに、基本的に日本本社では外国子会社配当益金不算入制度により配当金額の95%が益金不算入とされる。ただし、香港は低税率国（実効税率20%未満）に該当し、タックスヘイブン対策税制の適用対象となるため、日本で外国子会社配当益金不算入制度を適用するためには、タックスヘイブン対策税制適用除外と認定されている必要がある。タックスヘイブン対策税制適用除外と認定されるためには4項目の①事業基準、②実体基準、③管理支配基準、④非関連者基準又は所在地国基準を満たす必要がある。なお、香港の実効税率とその他優遇制度を加味すると、グローバル・ミニマム・タックスの15%未満になる可能性があり、国際課税のルールであるBEPS2.0⁹での検討が必要な地域として、今後香港の税制改正の状況に注意が必要である。

③ロイヤリティ

ロイヤリティによる日本本社への利益還流にあたっては、移転価格税制の観点からロイヤリティの料率を売上高の何%に設定するかについて留意が必要となる。

⁹ 「BEPS（ベップス）」とは「Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転）」の頭文字を取ったもので、BEPS2.0とは、世界各国が連携する形で進められている、多国籍企業グループが稼得する利益に係る各国への所得配分の適正化と、各国で適用される最低法人税率の導入を目指す取組みである。

以前は対外貿易経済合作部が定めた審査許可指導原則に5%が目途との記載があったが、現在、当該規定は廃止されている。従って、現在はロイヤリティの料率が合理的に設定されていること及びその根拠が説明できるように資料等を準備しておくことが重要である。

特に、中国子会社が薄利又は欠損状況が継続している場合には、中国子会社で計上されるべき所得が海外に移転されていると疑われ、税務当局による税務調査を受ける可能性があるため、より注意が必要である。

なおロイヤリティの送金時には企業所得税10%の源泉以外に増値税6%と付加税0.65%も源泉されることになるが、実務上、地方政府によって課税の状況や付加税徴収の状況が異なっていることもあるため、事前に管轄の税務機関に確認しておくことが望まれる。

また関税に関する留意点として、従来から輸入に関連して本社にロイヤリティを支払っている場合、これを輸入価格に含めて関税を支払うべきとの当局による指摘が行われている。

2017年3月16日に税関総署は2017年第13号「税関輸出入貨物通関申告書記載規範の改訂に関する公告」の付属文書の記載規範を改訂し通関申請書の確認事項を記載した。改訂された通関申請書に記入することで、特殊関係の有無、特殊関係が輸入価格に及ぼす影響、輸入貨物とロイヤリティの支払いの関係性が明確になるように作成されているため、記入にあたり注意が必要である。

④有償減資

外商投資企業の減資はかつて禁止されていたが、2020年に外商投資法の施行により、財務状況が良い外商投資企業の場合は減資が認められる事例があった。ただし、有償減資による海外親会社への送金は、中国子会社の登録資本金の減少金額の範囲内となり、資本剰余金の減少による送金は認められない。

減資のための手続きとしては、董事会による減資案の作成、株主会による決議、貸借対照表及び財産明細表の作成、債権者への通知、新聞での公告、債務弁済等、市場監督局への登記等を経て、銀行に対し国外送金の手続きを行う。

なお、国家税務総局2011年第34号公告によると、有償減資を実施する場合、日本本社に払い戻される金額の中で、当初の払込資本金額に相当する部分は、企業所得税が課税されず、減資割合により算定された未処分利益と利益積立金の一部の金額は、日本本社に対する利益配当とみなし、企業所得税10%が課税され、さらに残った金額は持ち分譲渡対価として、企業所得税10%が課税される。

ひとくちメモ 13:

「中国を出国するに際して個人で持ち出し可能な人民元の金額はいくらまででしょうか？」

中国人個人、あるいは外国人個人の人民元現金の携帯出入国の金額限度は、1993年から6,000元とされていましたが、2005年1月以降は2万円となりました（〔2004〕第18号公告）。

最近では深圳で人民元貨幣を持って香港に入り、現地で香港ドルや米ドルに替える人が摘発される事例も起こっています。

6. クロスボーダー電子商取引（以下、越境 EC）

中国の消費者が日本から国際輸送で直接購入することや、中国のインターネット・サイトで日本の製品を購入するようになった。それに対して中国の税務当局は当該取引を如何に捕捉し、課税するかについて通達の発行等により対応を行っている。

2016 年 3 月に公布された「クロスボーダー電子商取引小売輸入の税收政策に関する通達」（財政部、税関総署、国家税務総局[2016]18 号）により、これまで 1 件あたり 1000 元以下の場合に限り、入国貨物輸入税（行郵税、非貿易性の入国貨物に対する関税・増値税・消費税を合わせて徴収する総合輸入税のこと）が課税されていたクロスボーダー電子商取引について、2016 年 4 月 8 日より関税、増値税、消費税が課税されることとなった。

また、「クロスボーダー電子商取引小売輸入の税收政策改善に関する通達」（財政部、税関総署、国家税務総局[2018]49 号）により、1 件あたり 5,000 元以下で個人の年間累計が 2 万 6 千元以下の小売輸入商品については、関税を暫定で 0%とし、増値税と消費税を法定納税額の 70%で徴収するとしている。一方、クロスボーダー小売輸入商品に属さない個人貨物や、電子証憑を提供できない輸入品については、現行の規定に基づき行郵税を課税するとしている。

【対象となるクロスボーダー電子商取引】

- ・税関とネットワーク接続する電子商取引プラットフォームを通じて取引し、取引・支払・物流電子情報の照合が実現できる全てのクロスボーダー電子商取引小売輸入商品
- ・税関とネットワーク接続する電子商取引プラットフォームを通じて取引していないが、宅配・郵政企業が統一的に取引・支払・物流等の電子情報を提供でき、合わせて相応する法律責任を引き受けて輸入することを承諾したクロスボーダー電子商取引小売輸入商品

なお、2019 年に「入国物品輸入税調整の関連問題に関する通知」により行郵税の税率は 13%、20%、50%の 3 段階になった。

また、2016 年 4 月に公布された「クロスボーダー電子商取引小売輸入商品リストの公布に関する公告」（2016 年第 40 号公告）は、クロスボーダー電子商取引の小売輸入に対し商品リスト（中国語：「跨境电商零售进口商品清单」、以下、「ポジティブリスト」）により管理することを明示した。現時点の最新版は 2022 年版で調整された品目を掲載している。リストされた品目は主に中国国内で一定量の消費ニーズを有し、かつ関係政府機関の監督・管理の要件を満たし、国際宅配サービス、郵便で輸入可能な日用消費財が中心となっている。企業がリストに載っている品目を取扱う場合、税関提出に対して許可証の提出は不要となるが、検査検疫の監督管理は従来の規定通り必要となる。

日本企業でも日本国内から中国向けの販売を越境 EC（電子商取引）でビジネスの展開を進めている企業が増えてきている。例えば、海外企業向け越境型の EC で、中国国内で販売可能な EC モールとしては、T モール グローバル（天猫国際）がある。これはアリババが運営しており、出店に際してはアリババの審査を通る必要がある。日本法人で契約が可能で、「ポジティブリスト」に掲載している商品、かつ日本の輸出入規制に規制されておらず、JAN コードや商標を取得している商品が販売可能で、物流は主に中国にある保税區等を利用することになる。

直近 2023 年 8 月までは天猫がジェトロと一緒に越境 EC に出店する企業を募集しており、日本での拡大姿勢を示しているが、中国での EC ビジネスは政府の政策や市場動向によって変動が速いビジネスであるため、今後の動きについては注目する必要がある。天猫以外には淘宝や京東が利用されている。一方、中国サイト以外で出品し、中国国外から直送するビジネスモデルもあり、その際にクロスボーダー小売輸入商品に属さない個人貨物として、行郵税課税される形で届けることもできる。

2018 年 12 月に公布された「クロスボーダー電子商取引の小売輸出入商品に係る監督管理事項に関する公告」（税関総署公告 2018 年第 194 号）により、クロスボーダー電子商取引に従事する企業は、所在地管轄の税関に別途届け出登録関連規定に従い、届け出登録が必要であり、中国国内で代理企業がある場合は、代理で届け出登録が可能である。届け出登録については、「3. 税関制度の (2)」で記載の通りである。届け出登録以外、越境 EC の場合にも税関による信用管理されているため、輸入の際に手続き等不備があった場合、「3. 税関制度の (4)」で記載した通り、企業信用レベルに反映し、他の商品の通関にも影響を及ぼすため、注意が必要となる。なお、本公告及びその他越境 EC に関する法律法規に関しては、あくまでも企業を対象としている。

第17章 金融制度

1. 金融体系及び主要な金融機関

2023年3月7日に開催された第十四次全国人民代表大会（以下、「十四大」）において、国務院の組織再編が決議された。これにより、中国の金融管理体制は国務院直轄の「中国人民銀行」、「国家金融監督管理総局」、「中国証券監督管理委員会」の「一行一局一会」に再編され、金融分野の管理強化を狙っている。

「中国人民銀行」は中国の中央銀行として機能しており、マクロ経済における金融政策の策定、体系的なリスク防止、統計データの作成等を担っており、国有金融企業の消費者に関わらない分野や銀行間の取引市場の管理も行っている。また、十四大では「中国人民銀行」の各地支店の再編も行っており、従来の地域大区支店を廃止し、全国31の省と直轄市に加えて5つの計画単列市（深圳、大連、寧波、青島、アモイ）¹⁰に支店を設立し、各地方の管理を強化している。

「国家金融監督管理総局」は旧「中国銀行保険監督管理委員会」から新規改編された組織であり、旧「中国銀行保険監督管理委員会」が行っていた証券業界以外の金融業の監督管理を全て巻き取り、国有金融企業の消費者に関わる日常管理と証券業における投資者保護責任も担っている。これにより、従来から課題となっていた部門を跨る管理責任の不明確を解消し、さらに近年の新規金融行為や業態を包括的に管理できるようになった。

「中国証券監督管理委員会」は中国の株式、先物取引、転換社債型新株予約権付社債等の証券に関わる金融業の管理監督を行い、一般企業に関わる上場手続きや情報開示等に監督管理の権限があるほか、十四大において国家発展と改革委員会の企業債券発行審査機能が加えられた。また、以前は「事業単位」¹¹であった「中国証券監督管理委員会」は十四大により政府機関となり、管理能力が強化された。

その他、十四大では、地方金融市場における監督管理体制の強化及び、国有金融組織における管理と執行の責任分離を行った。特に前者に関しては、後述する不良債権問題につながり、今回の改編は地方政府が設立した金融管理機構の責任を明確に制限し、中央機構の地方支局をベースとした管理体制を確立した。

上記の金融管理体制と別で、中国財政部は、政府の財源を使用し、直接又は主権国家資産ファンド（ソブリン・ウエルス・ファンド、以下 SWF）を通して、金融系国有企業を保有しており、そのうち直接国がコントロールする企業が「中央金融企業名録」（以下、「名録」）に掲載され、以下のような代表例がある。

国有政策性銀行には、国家開発銀行、中国農業発展銀行、中国輸出入銀行等がある。国有商業銀行は「工、農、中、建、交」（中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行、交通銀行）が代表的である。

¹⁰ 計画単列市とは、国家計画において省レベルと同等の経済管理権限を持つ都市を指す。

¹¹ 国が社会的公益を目的とし、国家機関もしくは国有資産を利用するその他の組織を通じて運営する、教育、科学技術、文化、衛生等の社会サービスを行う組織を指す。

また、保険業においては、中国人民保険、中国人寿保険、中国太平保険等がある。一方、「中国投資有限責任公司」は国際貿易で獲得した米ドルの有効活用等を目的として 2007 年に成立した SWF であり、資産総額は現在世界第 2 位である。傘下には国有金融企業の株式を多数保有する「中央匯金」や海外に投資する SWF 等がある。

「名録」に掲載された企業以外には、金融系以外の国有企業又は政府資本（直接又は SWF 経由で）が保有する国有金融企業や、政府資本が一部株式を保有している金融企業や、中国の民間資本が独自で設立した民営金融企業等がある。なお、合弁会社の場合は出資比率に関わらず、実態的に経営判断を政府の意向に合わせることもある。また、政府資本の銀行に対して、経営範囲によって、全国範囲で経営される「株式制商業銀行」と一定の地域に限定する「地方商業銀行」にも分類される。他方で、2020 年に金融業界における外資出資制限が全面的に撤廃され、近年外資の中国市場への参入が各金融業態で活発になっている。

2. 金融市場の問題点

中国の金融市場において大きな問題となっているのが「銀行理財商品」と「銀行の不良債権」、「債務不履行」の問題である。

(1) 銀行理財商品

「理財」とは一般的に「財テク」等と翻訳される中国語である。商業銀行が行う個人理財商品業務に関して 2005 年に（当時の）銀行業監督管理委員会が「商業銀行個人理財業務管理暫定弁法」を公布している。理財商品は投資信託に類似した「金融商品」としての側面がある。銀行が発行する安定した金融商品であると個人が誤解して購入し、その後、時価が下落し多額の損を被った個人が続出して大きな社会問題になった。

2013 年には銀行理財商品の運用資産の内、貸出等が占める割合を 35%以下、総資産の 4%以下に制限するという通知（[2013]第 8 号）が銀行業監督管理委員会により公布されている。個人の資金は、その後規制の緩い証券会社資産管理商品や私募基金管理会社の子会社が発行する商品（いわゆる「シャドー金融商品」）に流れており、金融当局とのいたちごっこの様相を呈している。

この問題を改善するために、当時の中国銀行保険監督管理委員会は 2018 年に「商業銀行個人理財業務管理弁法」、さらに 2021 年に「理財会社理財商品販売管理暫定弁法」を公布し、「理財」市場の管理を強化した。両弁法では、消費者が理財商品購入で使用した資金は消費者に属し、いかなる団体が指定投資方法以外の使用は禁じられている。また、理財販売会社は定期的に所管金融部門に評価審査を行う必要があり、その際に必要な販売記録等のデータを提出する義務を法律で定めている。さらに、代理の理財販売会社や理財商品の販売員に対しても、販売契約や販売資格等の条件を明確化した上で、理財商品にもレベル評価制度が導入され、消費者のリスク許容レベルを評価に合わせて販売可否を判断するシステムの適用を販売時に義務付けられている。もっとも全ての理財商品には、「投資のため損失が伴う」のような注意書きを見える位置で明記しなければならない。

(2) 商業銀行の不良債権

「商業銀行の不良債権」の問題については、金融監督管理総局や中国人民銀行も商業銀行が公表する決算の不良債権の動向には目を光らせている。銀行の信用不安が起きると金融市場全体に波及し、世界経済にも大きなインパクトを与える可能性があるためである。商業銀行の貸出先に不良債権として分類されていない要注意債権に対する貸倒引当不足がどのくらいなのか、さらに簿外の不良債権があるのではないかとマスコミ等では疑義を呈しているところである。

中国銀行保険監督管理委員会は 2023 年 7 月 27 日に、商業銀行の 2023 年 6 月末の不良債権残高が 4 兆人民元（約 81 兆 7,700 億円、10 月 4 日現在為替レート 1 元=20.44 円で換算）、不良債権比率は 1.68%と発表している。近年不良債権比率が徐々に改善される傾向にあるが、不良債権残高の総額が増加している。その原因は、重点領域での融資支援拡大政策と不動産業界の不況にあると推察される。

近年中国は、新たな成長ポイントを創出するために、イノベーション促進を国家戦略とした上で、人工知能や生物製造業等の先端製造業に力を入れ、さらに再生エネルギー関連業界の支援も拡大している。そのような支援業界に対して、企業融資における支援策も設けており、2023 年上期（1～6 月）では製造業に対する銀行業の貸出は 3.5 兆元（約 72 兆円）増加し、特に先端技術製造業に対しては前年比 26%増となっている。一方、13 章でも言及したように、2020 年 8 月に「三道紅線（3つのレッドライン）」と呼ばれる政策が発表された。不動産企業の負債比率等に合わせて新規融資制限を設ける政策は、特に負債比率の高い不動産企業に対して、資金繰りに大きな打撃となっており、結果として商業銀行の不良債権拡大にもつながっている模様である。

(3) 債務不履行

中国企業で社債を発行している企業が社債の償還日に支払いができず債務不履行となるケースが近年増えてきている。中国の場合日本とは違い、2 度債務不履行を起こしても倒産にはならないが、格付会社から投資不適格の格付を受けてしまい、さらに資金調達が困難になる。例えば 2020 年度では、北大方正集団、中信国案集団、紫光集団、山東如意科技集団等が債務不履行を起こしている。

一方、商業銀行の不良債権に反映しきれていない「地方融資平台」（Local Government Financing Vehicles : LGFV）の債務問題も、近年中国の金融安定性を揺るがす事態に発展することが懸念されている。LGFV とは、インフラ整備の資金を調達するために、地方政府が出資・設立した投資会社である。中国「予算法」第 35 条によると、地方政府の資金調達には予算範囲内で行う必要があり、特段定めがない限り、債券発行以外の方法で調達することができず、また債券発行の場合でも国务院経由で全人代又はその常務委員会の承認を受ける必要がある。予算法等の制限を回避するため、LGFV が政府の代わりに必要な資金を調達し、インフラ整備等を通して経済発展を実現してきた。それに対して、地方政府は LGFV が融資の際に「暗黙の政府保証」を与えることで、LGFV が良い条件で資金調達ができる。例えば、上海市浦東新区を建設するため、1997 年に上海市が「上海市建設投資開発総公司」を設立し、5 億元の資金調達を行った。また、リーマン・ショックに対応するために 2008 年に中国政府が打ち出された景気刺激策の規模が当年度 GDP の 12.4%に相当する 4 兆元であり、財政赤字を回避するために、LGFV は銀行等から資金調達を行い、その後の高い経済成長率の維持に貢献した。

なお、通常の場合、インフラ建設による収益は長期に渡って実現するものであり、従来の場合には経済成長による一般財政収入増やインフラ整備による「土地出讓金」(13章参照)の収入増で、政府収入の増えた分で、LGFVの返済を賄っていた。近年、不動産業界の成長停滞により「土地出讓金」収入が下落し、さらに中国内陸部におけるインフラの過剰整備で経済成長の実現が伴っておらず、特に内陸部のLGFVの債務不履行リスクが高くなっている。例えば、2022年末には、貴州省遵義市に属するLGFV(遵義道橋建設集団)が地元銀行と借入金156億元に対する返済期限延長と金利引き下げで合意した。IMFの推計によると、2022年まで中国全土のLGFVの隠れ債務が66兆元(約1,320兆円)あり、GDPの55%を占め、LGFVの債務不履行のリスクが主要融資先である地方商業銀行の資産悪化にもつながり、中国金融市場の安定性を揺るがす懸念が残っている。

このようなシステムリスクを防ぐために、中国人民銀行は金融安定化法制定に向けて2022年から準備を進めており、同法を基に秩序だった金融機関の処理を進めることを検討している。

3. 日系企業が利用する中国系及び邦銀の状況、金利水準

(1) 外資の金融業務に対する制限と邦銀の状況

中国においては金融サービス分野に外資が業務展開をするための制限は近年かなり緩和されている。

2020年6月23日に公布された「外商投資参入特別措置(全国版ネガティブリスト2020年度)」(国家発展改革委員会・商務部令第32号)が2020年7月23日より施行されており、2019年度版は同時に廃止されている。2019年度版では証券会社、資産運用会社、先物取引会社、生命保険会社における外資の持分比率は51%を超えてはいけないとの規制があったが、2020年度版では全て撤廃された。これにより金融業は完全に外資に開放されている。

規制の撤廃を踏まえて、野村証券は2019年3月に野村HDの過半数出資合弁証券会社(野村東方国際証券有限公司)の設立申請が認可されたことを公表、JPモルガンも同じ2019年3月にJPモルガンの過半数出資合弁証券会社(摩根大通証券(中国)有限公司)の設立が認可されており、現在完全子会社になっている。

外資の銀行については2019年9月30日に改正公布・同日施行された「外資銀行管理条例」(國務院令第720号)により、現地法人や支店の業務範囲等が規定されている。

規制緩和の状況を鑑みながら、日系の銀行は現地の業務を拡大してきている。例えば、2020年6月には三菱UFJ銀行が、中国銀行より中国債権の売買や管理を担う決済代理人の資格を邦銀としては初めて取得したと発表している。また、2020年9月には三井住友銀行は、人民元建ての貿易・投資に対応する「クロスボーダー人民元決済システム」に接続すると発表している。

2023年2月5日付の第一財經によれば、2月4日現在、外資独資の公募ファンド管理会社は7社となる。

(2) 貸出金利の状況

中国人民銀行は2023年8月20日、銀行の貸出金利の指標となる最優遇貸出金利(ローンプライムレート、LPR)を公表した。1年物LPRを3.45%に下げ、5年物LPRを4.2%に据え置いた。

LPR の 1 年物は優良企業に適用する貸出金利の目安となる。人民銀行は毎月 20 日に公表し、事実上の政策金利としている。LPR の 5 年物は住宅ローン金利の基準とされ、各地域や銀行は LPR の 5 年物にプレミアムを足して住宅ローンの金利を出している。2023 年 9 月 1 日に工商銀行 (ICBC) の金利状況は以下の通りである。

■ 貸付金 (中国語：貸款)

短期貸款 (短期貸付金)

6 ヶ月以内 4.35%

6 ヶ月以上 1 年 4.35%

中長期貸款 (中長期貸付金)

1 年以上 3 年未満 4.75%

3 年以上 5 年未満 4.75%

5 年以上 4.9%

■ 企業預金 (中国語：存款)

		工商銀行 (上海支店) 2023 年 9 月 1 日 ウェブ上公開
活期 (当座預金)		0.2%
定期預金	3 ヶ月	1.25%
	6 ヶ月	1.45%
	1 年	1.55%
	2 年	1.85%
	3 年	2.2%
	5 年	2.25%

※なお、各地の具体的な適用金利は各地の ICBC による。

4. 資本制度

中国本土には「上海証券取引所」、「深圳証券取引所」、「北京証券取引所」の 3 つの証券取引所がある。(香港証券取引所、台湾証券取引所に関しては、本編では含まない。)

上海証券取引所は 2020 年 11 月 26 日で 1990 年の設立から 30 年を迎えた。現在は貴州茅台酒、中国工商銀行、中国石油天然気等約 1,700 社超が上場している。そのうちハイテク企業向けの市場である「科創板」があり、2023 年 7 月現在、株式公開している企業数は 500 社を超えている。「科創板」に上場している企業の例としては、半導体製造の中芯国際集成電路製造 (SMIC) 等がある。

深圳証券取引所は同じく 1990 年の 12 月 1 日に設立され、現在 2,800 社超が上場している。そのうち一定条件を満たしたスタートアップ企業向けの市場である「創業板」には 1,308 社が上場している。上海証券取引所は国有企業をメインとした大型企業を中心に上場していることに対して、深圳証券取引所は華南地域の大手企業がメインになり、ハイテク企業も多く上場している。

上海証券取引所と深圳証券取引所にはA株とB株が取引されている。

- ① A株は、人民元建ての普通株で中国国内居住投資家（中国人投資家）向けである。
- ② B株は、人民元建て特殊株で非居住者投資家（外国人投資家）向けであり、額面・評価は人民元建てであるが、外貨（上海は米ドル、深圳は香港ドル建）で売買する。2001年より外貨所有中国居住者にも開放されているが、資産規模や投資年数等の制限を設けている。

上海や深圳の両取引所でも、それぞれA株の上場企業数は、多少の変動はあるが千社を超えたが、B株は2023年5月時点上海44社、深圳42社になっている。B株は外国投資家を獲得するために設立したもので、現在投資性外商投資企業が必要に応じて外貨を人民元に交換できるようになったため、B株の必要性が低くなっているが、A株とB株の両方で取引されている銘柄もあり、その価格が倍以上の差がある等B株を保有する投資家に影響を及ぼす要素が存在するため、A株とB株の統合がまだ進められていない。

2014年には上海証券取引所と香港証券取引所との株式相互取引が始まり、2016年には深圳証券取引所と香港証券取引所にも相互取引が拡大している。

一方、上海証券取引所と深圳証券取引所のような会員制の証券取引所に対して、北京証券取引所は中国初めての株式会社形態の証券取引所である。2013年に、「全国中小企業株式譲渡株式会社」は「全国中小企業株式譲渡システム」の運営を開始し、その内「基礎層」（スタンダード市場）、「創新層」（イノベーション市場）、「精選層」（セレクト市場）の3つの市場があるため、一般的に「新三板」と呼ばれている。その後2021年9月2日には、「精選層」の企業をベースに、「全国中小企業株式譲渡株式会社」の子会社として、北京証券取引所を設立した。2023年9月22日現在までは、222社が上場している。

投資の対象として上場企業の株式を取得する以外に、業務展開の一環として資本参加する場合も考えられる。企業買収としては第3者割当増資引受方式か持分譲受方式がある。企業買収の場合は投資先が「外商投資産業指導目録」投資規制業種でない事の確認がまず必要である。また、買収によって独占禁止法に抵触する場合も、当局から事情聴取が入り資本参加が取り消される可能性がある。新規設立と比較すると、企業買収は営業基盤と経営機構をそのまま引継ぐことができる反面、不良資産、不良債権、製造責任、様々な利害関係、従業員もそのまま引き継ぐことになる。

5. 電子決済制度とデジタル人民元の動向

近年、日本でのキャッシュレス化が進んでおり、2022年キャッシュレス決済の割合は36%までに増加したが、世界ではまだ低い状況になっている。一方、中国はキャッシュレス化において一歩先を歩んでいるため、本編ではそれについて紹介する。

(1) 電子決済制度

銀聯カードで支払っていた中国消費者はスマートフォンをかざすだけのモバイル決済が一般的になっている。これは2010年6月に中国人民銀行から公布された「非金融機構決済サービス管理弁法」（[2010]第2号、[2020]第2号で修正）によるところが多い。

当弁法によると、非金融機構の決済サービスには以下のものがある（第2条）。

- ① ネットワーク決済
- ② プリペイドカード決済
- ③ 銀行カード決済
- ④ 中国人民銀行が規定するその他決済

上記①の「ネットワーク決済」には通貨兌換、インターネット決済、モバイル決済、固定電話決済、デジタルテレビ決済等が含まれる（同弁法第 2 条）。電子決済サービスを行う中国の代表的な会社には、銀聯カードを扱う銀聯商務（Union pay）、アリババグループの支付宝（Alipay）、 Tencent グループの微信支付（WeChat Pay）等があげられる。

ひとくちメモ 14 : スマホ決済の社会

中国に駐在したら、銀行口座の開設と中国で使用可能なスマートフォンの設定が優先度の高い事項と言える。タクシーを捕まえるにも街中の流しのタクシーは捕まえにくくなり、多くの中国人は配車アプリである「滴滴」を利用してタクシーを呼んでいる。シェア自転車では「哈啰单车(hello)」や「美团单车(meituan)」が有名である。その際に、決済するために「支付宝」(Alipay) や「微信支付」(WeChatPay) を使う必要がある。レストランやコンビニエンスストアでの支払いも現金決済やカード決済が可能などところもまだあるが、「支付宝」(Alipay) や「微信支付」(WeChatPay) を利用してスマートフォンを読み取り機にかざして決済する中国人が多い。オンラインでの出前サービスを利用するケースも一般的になっている。また、路地裏や屋台等の個人商店では、クレジットの POS 機を導入されていなく、小銭が管理しにくいいため、ほとんどスマホ決済のみ使用できる。スマホ決済は日本より進んでいる。なお、グループ企業間の連携等により、一部のアプリに関しては、「支付宝」(Alipay) と「微信支付」(WeChatPay) の片方しか決済利用できない場合があるため、不便が生じるケースもある。後述するデジタル人民元は、公的決済インフラとして、そのような不便を解消する打開策となるかもしれません。中国国内では LINE や Twitter（現 X）、Facebook は利用できず、家族や友人等とは SNS として「微博」や「微信」等を利用することになる。中国人と友人となるとこれらに「加入していますか」、「アドレスを交換しましょう」と聞かれることも多い。

ただし、これらの利用状況は全て運営会社に把握されており、必要となれば中国当局に情報提供されてしまう可能性もないわけではない。

(2) デジタル人民元

デジタル人民元とは、中国人民銀行が発行・管理するデジタル通貨のことで、流通中の現金通貨（M0）の代替という役割を担う。ビットコイン等のデジタル通貨と異なり、またスマホ決済の電子マネーや銀行預金等の通貨代替物とも異なり、中央銀行として発行した「法定通貨」である。

図表 17-1 デジタル人民元の概況

2014 年	中国人民銀行がデジタル貨幣研究チームを設立
2017 年	国務院の許可のもと、商業銀行や関連機構を巻き込んでデジタル人民元体系の開発試験
2019 年末	第 1 ラウンド指定都市での実証実験開始 (深圳、蘇州、雄安、成都、北京冬季オリンピック会場)

2020年10月	第2ラウンド実証実験として、指定都市を6つ追加 (上海、海南、長沙、西安、青島、大連) 深圳市で200元単位でのデジタル人民元を5万個(計1,000万元)、一般消費者向けに 抽選配布。 「中国人民銀行法」の修正草案にデジタル形式の人民元を明文化した。
2021年1月	上海の病院でカード型のハードウォレットの実証実験が開始。
2022年1月	アップルやアンドロイドのスマホは、アプリストアからデジタル人民元のアプリをダ ウンロード可能になった。
2022年4月	第3ラウンドの実証実験がスタート (天津、重慶、広州、アモイ、福州、杭州、寧波、温州、湖州、紹興、金華) また、北京と張家口が北京冬季オリンピック終了後に指定都市となった。
2022年12月	実証実験に追加で5つの都市を追加し、4つの省に対して全省に実験範囲拡大
2023年3月	「支付宝」(Alipay)と「微信支付」(WeChatPay)がデジタル人民元のサービスプロ バイダーとなり、両社サービスの支払い画面でデジタル人民元が使用可能になった。
2023年7月	デジタル人民元機能を搭載したSIMカードが発行

(出所) 各資料に基づき作成

「中国デジタル人民元研究開発進展白書」によると、2021年6月まで、デジタル人民元の試験ポイントは132万個を超え、発行した個人ウォレットは2,087万個以上、法人ウォレットは351万個以上、取引回数は7,075万回を超え、合計取引金額は約345億元となった。また、2022年4月から12月まで浙江省における実証実験では、ウォレットが2,421万個開設され、合計取引金額が1,104億元を超えた。一方、実証実験の期間中政府からデジタル人民元が配布されるがゆえに試してみたい人が多いものの、既に「支付宝」(Alipay)と「微信支付」(WeChatPay)が普及している中、一般消費者にとってデジタル人民元を使用するメリットが少なく、デジタル人民元の定着に疑問を持つ人がまだ多い。

それを解決するために、当局は「支付宝」(Alipay)と「微信支付」(WeChatPay)との連携を加速し、2022年12月に「支付宝」(Alipay)からデジタル人民元にチャージすることができるようになり、2023年3月に「微信支付」(WeChatPay)からも可能となった。そうすることで消費者がチャージしやすくなり、デジタル人民元決済になじみやすくなった。また、いずれも数十億の加盟店舗のネットワークを抱えている決済プラットフォームは、加盟店対応等のサービス面は中国人民銀行と比べて優位性があり、中央銀行と連携して、ユーザーエクスペリエンスの設計やキャンペーン企画等、デジタル人民元の導入の推進役としても期待されている。もっとも、加盟店にとっては、デジタル人民元決済を利用すれば、現在のスマホ決済のように個々のプラットフォームに登録申請する必要がなく、全ての消費者への集客アプローチができるようになった。それに対して、決済サービスを顧客基盤とする「支付宝」(Alipay)にとっては、マーケティングデータにアクセスできなくなる他、自社の顧客基盤を崩すことになるため、今後デジタル人民元の普及における立場は現時点まだ不明である。

他方で、中国全土でデジタル人民元が普及されれば、外商投資企業も振込手数料や支払手数料の軽減でデジタル人民元での取引が進め、さらに脱税防止等の需要を受けて他国政府も積極的に利用し始めると見込まれる。今後、中国政府が念願の人民元の国際化に関しても、デジタル人民元が重要な役割を果たせると推察している。

6. 人民元の国際化

人民元の国際化の背景と目的に関しては、現代の国際通貨体系において、ブレトンウッズ体制が崩壊後も続いている「米ドル本位制」に対して、貿易大国である中国が長年経常収支黒字により巨額の米ドル準備資産を抱えてしまい、米ドル資産の安全性を確保すべく、いわゆる「ドルの罫」に対応せざるを得ないことが起因している。

米ドルの独占的地位によって、アメリカの金融市場とマクロ経済が全世界に与える影響は強まるばかりであった。アメリカのサブプライム危機は、グローバルな金融危機の発端となっただけでなく、世界経済の成長に対し深刻なマイナスの影響を与えた。また、リーマン・ショック後の QE（量的金融緩和政策）により世界中にインフレのリスクを転嫁させ、さらに現在においても、世界経済の不況の中での利上げにより、米ドルを自国に回流させる動きを見せている。人民元の国際化の現状に関しては、中国政府のシンクタンクとしての役割を担っている中国人民大学経済学部財政金融学院・国際貨幣研究所が出版した「人民元国際化報告 2023」にまとめられている。「人民元国際化報告 2023」によると、人民元国際化が進む中、主要な成長ポイントは以下だと分析されている。

- ・ 中国の経済成長及び国際貿易規模の拡大
- ・ 中国金融市場の開放
- ・ 各国中央銀行との間で、通貨直接決算契約の締結拡大
- ・ 地政学環境の変化
- ・ 中国におけるデジタル経済（デジタル人民元）の発展
- ・ 炭素排出権取引による人民元・ユーロ債券の発行

特に地政学分野に関しては、ロシアや中東地域における人民元の存在感が高まっている。ロシアでは、ウクライナ問題により先進国が実施したロシアに対する経済・金融制裁措置のため、貿易決済、企業の資金調達、個人の外貨建て資産運用等多くの面で中国人民幣が使われている。貿易決済に関して、ロシアの主要銀行が SWIFT（国際銀行間通信協会の略でこの協会が提供した銀行間決済システムも指すことができる）から排除されたことを受け、中国の CIPS（人民元国際決済システム）を利用し始め、2023 年 1 月時点では 1 日 21,000 件以上取引されている。また、2022 年 8 月にアルミニウム大手のルサールをはじめ、ロシア企業は人民幣建ての社債発行している。さらに、2023 年現在、50 近い金融機関が、人民幣建ての預金口座を顧客に提供している。一方、中東では 2021 年 3 月にイランと原油取引に人民幣の使用を合意し、2023 年 3 月に過去に米ドルを支持してきたサウジアラビアも中国への原油販売の一部を人民幣建てとすると検討している。

また、中国金融市場の開放が進んだことも、人民元の国際化に貢献している。2022 年年末には、外商投資企業による債券市場の投資金額が 3.5 兆元を超えている。直近では「香港ドルー人民幣デュアルカウンターモデル」制度が開始され、人民幣建てで香港株式市場での売買ができるようになった。また、2023 年 1 月には、初の人民幣建て ETF もモスクワ取引所に上場した。さらに、「一帯一路」政策に伴う国際貿易の拡大も人民元の国際化を支援している。2022 年の経常収支におけるクロスボーダー貿易人民幣決済総額は 10.51 兆元になり、21 年より 32.4%成長した。直近では 2023 年 10 月 2 日に中国とブラジルの貿易が初めて人民幣建て、人民幣決済、人民幣融資、人民幣のリアルへの直接交換の全プロセス取引を実現した。

第18章 資金調達

中国の日系企業が資金調達を行う際には、「増資」、「中国国内の商業銀行から外貨借入又は人民元建て借入」もしくは「日本親会社や外国の商業銀行から外貨借入又は人民元建て借入」が一般的であるが、それ以外に「証券市場での公開・上場」、「債券市場での債券発行」による資金調達も可能である。

1. 増資

中国子会社が増資をし、日本の親会社等が増資を引き受ける形で、資金調達を行うことになる。資金調達の上限の制限もなく、資金の返済期限もなく、金利コストも発生しない。増資による資金増強で、下記 3.の親会社からの借入の際の投融資の枠も拡大する。ただし、増資に際しては董事会決議、株主会決議、定款変更、さらに当局への届出（備案）が必要なため比較的時間がかかり機動性に欠ける場合がある。

2. 中国国内の商業銀行からの借入

中国国内の商業銀行からの外貨借入の場合は、短期もしくは中長期で、金利はスプレッド融資（銀行金利にスプレッドを加算）か固定金利が一般的である。中国子会社が中国国内の商業銀行から借入を行う場合、親会社による保証が要求されることが多い。中国子会社が借入の返済ができず親会社に保証の履行が求められた場合は、下記 3.で記載の「外債」の扱いに準拠する必要がある。中国国内の商業銀行からの人民元建て借入の場合は、短期もしくは中長期で、金利は中国人民銀行が公表している基準レートを基に銀行が金利を決定する。

3. 親会社や外国の商業銀行からの借入と保証

日本の親会社や外国（日本を含む）の商業銀行から借入を行う場合は、中国の外貨管理法の規定に準拠する必要がある。

外貨管理条例第 18 条には、外債の借入は国の関連規定に従って行い、かつ外貨管理機関において外債登記を行わなければならないと規定している。

ここでの外債とは、「国内機構が非居住者に対して負担する外貨で表示された債務」である（「外債管理暫定弁法」国家発展計画委員会、財政部、外貨管理局令第 28 号、2022 年 7 月 26 日国家発展改革委員会令第 51 号改訂、第 2 条）。

外債には中国政府による外国政府からの借入金も含まれるが、一般的には国内機構が非居住者から借り入れる「国際商業貸付」を指し、国外の金融機関、企業、個人からの借入、国外で発行する中長期債券（転換社債を含む）、短期債券（商業手形、譲渡性預金等を含む）、貿易金融（輸入手形、その他買掛金の延期支払や買い手側に対する融資等を含む）、国際ファイナンスリース、非居住者の外貨預金、補償貿易において為替により返済される債務等である（同弁法第 5 条）。

国内機構が非居住者に提供した担保は潜在的な外貨償還義務を形成するため、「或有外債」（潜在的に存在する外債を意味する中国語表示）とし（同弁法第 7 条）、外債管理に含まれる（同弁法第 8 条）。

外債は借入契約又は担保契約を締結した後、外貨管理局において外債登記を行わなければならない。国際商業貸付の借入契約又は担保契約は外債登記後に効力が生じる（同弁法第 22 条）。

外債資金の使途も規定されている。中長期国際商業貸付は主に先進技術及び設備の導入並びに産業構造及び外債構造の調整に用いる（同弁法第 25 条）。国内企業が借り入れる短期外債資金は主に流動資金に用いるものとし、固定資産投資等の中長期的用途に用いてはならない（同弁法第 27 条）。

外債登記に関しては、外貨管理局が 2013 年 4 月 28 日に公布した「外債登記管理弁法」（滙發 [2013]19 号、5 月 13 日より施行）によると、対外債務登記とは、債務者が規定に従い対外債務を借用した後に、所定の方式に従い所在地の外貨管理局に対して対外債務の契約締結、金員の引出し、償還及び決済等の情報を登記し、報告、送付すべきことをいう。

外商投資企業による外債登記及び資金に関する従来の手続きは以下の通りである。

- ① 所在地外貨管理局へ外債登記を行う。
- ② 登記完了後、取扱銀行にて外債専用口座を開設する。
- ③ 海外から送金を受ける。
- ④ 資金を引き出す前に、外貨管理局へ人民元転及び資金を引き出す申請を行ってから外債専用口座から資金を引き出す。
- ⑤ 資金を使用する。
- ⑥ 元金返済及び利息支払いの前に、外貨管理局へ元金返済及び利息支払いの申請を行う。

なお外債登記管理のプロセスを簡便化するため、2013 年 5 月 13 日より施行された「外債登記管理弁法」により、外債契約の登記の他、従来、外貨管理局で審査許可が必要とされていた外債口座の開設、資金の人民元転、引出及び元金返済等の審査権限が銀行に委譲された。具体的には、上記④と⑥の外貨管理局への引出し・返済の審査手続きを不要にし、直接取扱銀行に申請することになった（同登記管理弁法第 13 条）。

外債登記の手続きや準備資料、留意点については、「外債登記管理弁法」の附件としての「外債登記管理操作ガイドライン（中国語：外債登記管理操作指引）」を参照のこと。

その他、外債抹消手続きを新たに設定した。具体的には、外債の未返済残高がゼロで、かつ債務者が引出しを行わない場合、外債全額返済完了後 1 ヶ月以内に専用口座を閉鎖し、外貨管理局で抹消手続きを行うことを要求している（同登記管理弁法第 6 条第 3 項）。

外債に関しては従来から投差方式により借入が行われてきたが、最近ではマクロプルーデンス管理方式による借入も認可されている。

(1) 投注差方式による借入

外商投資企業が借り入れる中長期（借入期間 1 年超）外債累計発生額及び短期（借入期間 1 年以内）外債残高の合計は、審査認可部門において認可されたプロジェクトの投資総額と登録資本との差額（一般的に「投注差」といわれる）以内に抑えなければならない。差額の範囲内においては、外商投資企業は自ら外債により借り入れることができる（「外債管理暫定弁法」第 18 条）。

短期借入は残高、中長期借入は累計発生額による管理が規定されている。このため短期借入れについては、返済後は再度、投注差による借入枠が復活する（再利用できる）。

短期外債が期限超過又は期限延長となり、かつ実際の借入期限（当該外債の初回引出日又は新たに約定した期限日まで）が 1 年を超えた場合、当該外債を発生額に基づく外債限度額の管理に算入するとしている（同通知二(二)参照）。つまり短期借入金の場合でも、借換えにより実質的に中長期借入となった場合には、残高管理ではなく発生額管理となり、この借入部分を返済しても、借入枠は復活しない。

2012 年 6 月 14 日に中国人民銀行は「外商直接投資に係る人民元建て決済業務操作細則の明確化に関する通知」（銀発[2012]165 号）を公布した。当該通知によると、外商投資企業に係る国外の株主、企業グループ内国内関連企業及び国外金融機関からの人民元建借入金及び外貨建借入金は合算して全体の規模を計算する。

外貨建てで計算されている場合、人民元と外貨の為替換算レートは借入契約発効日当日の中国人民銀行が公布している市場取引の仲値とするとしている（同通知 12.前段）。つまり当該通知では、国外からの人民元建借入も外貨建て借入も外債登記の投注差管理の対象となるとしている。

同通知 165 号によれば、外商投資企業に係る国外人民元建借入金は発生額に基づき総規模を計算する。国外人民元建借入金に対して、期間の延長を行う場合、初めて期間を延長する場合は、借入金総規模に組み入れないが、それ以後の期間延長は国外借入金総規模に組み入れると規定している。また国外人民元借入金を使用して資本金を増加する場合（デット・エクイティ・スワップ）、当該借入金は国外借入金総規模に組み入れないと規定している（同通知 165 号 12.後段）。

以上から、人民元建て対外債務は 1 年以下の短期であっても発生額管理の対象とされ、借入部分を返済しても、借入枠が復活しないと規定された点に留意すべきである。また国外人民元建て借入の 2 回目以降の期間延長に関しては、総規模の管理に組み入れられ、外債登記の借入枠を費消し、この借入部分を返済しても、借入枠は復活しない。なお、実際の借入にあたり事前に銀行や当局に十分に確認をした上で進めるべきである。

(2) マクロプルーデンス管理方式による借入

親会社や国外金融機関からの借入（外債）の場合、従来の借入枠である投注差方式（批准証書の投資総額－登録資本金額）に加えて、2016 年 5 月からマクロプルーデンス管理方式が導入された。2017 年に「全範囲クロスボーダー金融のマクロプルーデンス管理に関する通知（关于全口径跨境融资宏观审慎管理有关事宜的通知）」（銀発[2017]9 号）によると、外貨借入上限枠は以下の計算式により定められる。

【借入上限枠＝指標対象額×クロスボーダー融資レバレッジ×マクロプルーデンス政策係数】

なお、銀発[2017]9号では中国の国内企業（外商投資企業も含む）を「一般企業」、「非銀行金融機構」、「銀行類金融機構」の3つに分類し、「銀行類金融機構」には「中国本土の銀行」と「香港、マカオ、台湾、海外の銀行の中国支店」の2種類に分類し、上記計算式の各指標に対する定めがそれぞれ異なる。さらに、「銀行類金融機構境外貸出業務に係る事項の通知（关于银行业金融机构境外贷款业务有关事宜的通知）」（銀発[2022]27号）では、国内の銀行類金融機構が境外企業（香港、マカオ、台湾の企業、及び中国以外の企業を含む）に対する貸出を行う際の上限枠を設定したため、海外銀行等の中国支店も実質境外企業の範疇に入ることになった。なお、2023年10月時点の各種企業に対する各種項目の係数は下表の通りであり、係数は政令により変動するため、実際に融資を行う際に個別に確認する必要がある。

図表 18-1 クロスボーダー金融のマクロプルーデンス管理に関する計算式

企業種類	指標対象額	クロスボーダー融資レバレッジ	マクロプルーデンス政策係数	本方式における外貨借入上限枠
中国本土一般企業	純資産	2	1.5	純資産の3倍
中国本土非銀行金融機構	資本※	1	1	資本の1倍
中国本土銀行類金融機構	一級資本※	0.8	1	一級資本の8割
境外銀行（香港、マカオ、台湾、海外を含む）の国内支店	運営資本※	0.5※	1	運営資本の5割
その他境外一般企業（香港、マカオ、台湾、海外を含む）	中国本土貸出銀行の一級資本	0.5※	1	中国本土貸出銀行の一級資本の5割

（出所）各種資料より作成

※表記の資本は、払込資本と資本準備金の合計額である。

※表記の一級資本は、純資産の他、優先株や永久債等も含めた銀行企業の継続経営上損失吸収できる資本金額である。

※表記の運営資本は Working Capital であり、流動資産と流動負債の差額である。

※境外企業（銀行も含む）の場合、クロスボーダー融資レバレッジは貸出銀行によって変動する。貸出できる中国本土銀行が計 27 行になり、通常の銀行が 0.5 になるが、「国家開発銀行」の場合は 1.5 であり、「輸出入銀行」の場合は 3 である。

当該管理方式の場合、外債枠は外貨及び人民元共に残高ベースでの管理となり、返済後は外債枠が復活する（再利用できる）。このため、例えば、ドルでの借入を人民元で返済することも可能である。ただし、外貨と人民元の残高合算の際に、別途リンク転換係数による加重計算が必要となる。なお、企業は投注差方式かマクロプルーデンス管理方式かどちらかを選択したら変更はできない点に注意すべきである。

（3）企業の中長期外債について審査登記管理弁法

2023年2月10日より「企業中長期外債審査登記管理弁法」（以下、「本弁法」）が施行され、外債の中で中長期外債を対象に、管理制度を届出登記制から審査登記制に変更し、2015年9月に公布した「企業外債発行届出登記制管理改革の推進に関する通知」（発改外資[2015]2044号、本弁法施行により廃止）の管理制度より、さらに制度化が明確になったものである。

本弁法の適用対象企業は、中国境内（香港、マカオ、台湾を含まない）企業及びそれが支配する中国境外（香港、マカオ、台湾、海外）企業又は支店になる。なお、ここで支配するというのは、半数以上の議決権を直接もしくは間接に保有し、又は半数以上の議決権を保有していないものの、企業の経営、財務、人事、技術等の重要事項を支配できることをいう。対象企業が行う返済期間が1年を超える負債性金融商品の借入（以下本パートにおいて、「外債」という）が、本弁法の適用範囲になる。本弁法では、負債性金融商品の例として、優先債、永久債、資本債、メディアムタームノート、CB債、EB債、ファイナンスリース及び商業融資があげられているが、その限りではない。一方、本弁法の意見収集ドラフトでは優先株も対象として記載したが、本弁法では削除された。また、本弁法では、借入可能な企業の条件と借入外債の用途について定めている。借入可能な企業の条件に関して、以下3点が必須とされている（第9条）。

- ① 法により設立され、かつ、適法に存続し、経営しており、健全で、運営状況が良好な組織機構を有していること。
- ② 合理的な外債資金ニーズがあり、使途が本弁法の規定に適合し、信用状況が良好で、債務の弁済能力を有し、健全な外債リスク防止メカニズムを有していること。
- ③ 企業、その支配株主及び実質的支配者において、直近3年間、汚職、賄賂、財産の横領、流用もしくは社会主義市場経済秩序を破壊する刑事犯罪が存在せず、又は犯罪の疑いにより、司法機関による立件・捜査中ではなく、もしくは重大な違法の疑いによる立件・調査中ではないこと。

また、借入外債の用途について、ネガティブリストを設け、以下項目に該当するような用途は禁止されている（第8条）。

- ① 中国の法令に違反するもの
- ② 中国の国家利益及び経済、情報データ等の安全に脅威又は損害を及ぼすもの
- ③ 中国の経済マクロコントロール目標に反するもの
- ④ 中国の関連発展計画及び産業政策に違反するもの、又は地方政府隠れ債務を新たに追加するもの
- ⑤ 投機等の行為に用いるもの。特に銀行類金融企業を除く主体による他人への転借行為（外債審査登記申請資料に明記かつ認可を受けたものを除く）

上記条件を満たした企業が外債を借入する前に、企業の境内本部経由で国家発展改革委員会に申請報告書を提出し、外債審査登記手続きを完了し、「外債審査登記証明書」を取得する必要がある。なお、申請報告書には以下内容を含める必要がある。

- ① 企業の基本状況、存続外債、及び企業の条件適合状況を示す証拠
- ② 外債借入の必要性、可能性、経済性及び財務的に持続可能性を示す証拠
- ③ 借入外債の詳細（借入の貨幣、規模、利率、期限、金融商品のタイプ、担保、用途等）
- ④ 外債の返済計画及びリスク防止対策
- ⑤ 外債借入の真实性を承諾する文書（借入先や代理機構から発行した文書）

また、本弁法の施行に合わせて「外債審査登記に関する手続ガイドライン」を公布しており、申請資料のサンプルも公開している。同ガイドラインは、①基本情報、②手続きの流れ図、③申請資料のサンプル、④よくある間違いの例、及び⑤Q&A から構成されている。なお、手続きガイドラインに関して、現状「国家发展和改革委员会互联网统一认证平台（国家发展改革委员会インターネット統一認証プラットフォーム）」上で公開されており、確認するには企業の「统一社会信用代码」（日本の法人番号に近い法人番号）をもって发展改革委员会のウェブサイト上で事前に法人のアカウントとして登録が必要である。

申請報告書の不備や管轄範囲外等、受理できない場合は、国家发展改革委员会が申請書を受け取った 5 営業日以内にまとめて申請企業に連絡し、連絡がなければ受理したとみなす（第 13 条）。また、国家发展改革委员会が申請受理の 3 ヶ月以内に、審査や企業による追加資料の再提出を経て、外債借入の規定に適合した場合、「外債審査登記証明書」を発行する。なお、追加資料の提出が必要な場合、回答期限が設けられており、期限内に回答しなければならず、追加資料提出までの時間は 3 ヶ月の審査期間に含めない（第 14 条、第 15 条）。

「外債審査証明書」の有効期限は発行から 1 年であり、期限後に自動的に失効され、再申請が必要となる。また、審査許可後に借入の貨幣、債務ツール、資金用途、その他重大事項の変更があった場合、国家发展改革委员会に変更申請をする必要がある。変更申請の審査期間は 20 営業日以内になる（第 16 条、第 18 条）。

企業が「外債審査証明書」を持って外貨登録、口座開設、資金利用等の手続きができる（第 17 条）。また、複数回の外債借入がある場合、毎回の借入（海外債券の引渡や商業ローンの引出等の時点）の 10 営業日以内にウェブサイト上の報告システムを利用し、国家发展改革委员会に企業の主要経営指標や外債借入情報等を報告しなければならない。さらに、毎回「外債審査証明書」の有効期限が切れた後の 10 営業日以内に、対応する外債の借入状況を報告する必要があり、毎年 1 月末前と 7 月末前の 5 営業日に、外債資金の利用状況、元金利息の返済状況、返済スケジュール、主要経営指標をシステム上で報告しなければならない。企業に組織再編等の状況により返済に重大な影響を及ぼす状況がある場合、関連情報を報告した上でリスク対応の措置をしなければならない（第 24 条、第 26 条）。

なお、日系企業が主に関心がある親会社の保証で借り入れた外債（以下、親子ローン）に関しては、法律文面上では明確に定められておらず、具体的な登記審査の要否は個別状況に基づき、国家发展改革委员会が判断する。また、現地の外貨管理局が、外債登記の際に国家发展改革委员会の審査登記証明の提出を要求しない場合、国家发展改革委员会は、現地外貨管理局の意見を尊重する。

中国境内の企業が間接的に借り入れた外債も本弁法に適用する。本弁法第 33 条によると、中国境内企業が境外企業の名義で、境内企業の株式、資産、収益及びその他類似権益を使用し、境外で債券の発行や商業ローンの借入等は、間接的な外債に該当すると記載されている。一方、その他類似権益の判定が未だに明確化になっておらず、境内企業によるコンフォートレター等が適用するか否かは、実務上の個別ヒアリングが必要となっている。

4. 証券・債券市場からの資金調達

(1) 証券市場からの資金調達

中国国内で事業活動を行うためには、中国国内での流通貨幣である人民元を調達することが必須である。人民元を調達する手段には大きく分けて2つの方法があり、1つは直接金融、即ち出資者である株主から直接資金を受け入れる方法、もう1つは間接金融、即ち金融機関等から資金を借りてくる方法がある。

日本においては直接金融による資金調達額と間接金融による資金調達額を各社が自由に決定し、実行することは可能である。前述した出資や金融機関からの借入も有効な方法だが、まとまった金額の人民元を直接調達することが可能な株式上場も、人民元の資金調達手段の一つと言える。

中国本土には「上海証券取引所」と「深圳証券取引所」と「北京証券取引所」の3つの証券取引所がある。中国本土の取引所は、外国企業（本籍が中国本土以外の企業）による直接上場が認められていないが、外国企業が出資をしている外商投資企業は、上場することが可能である。

第17章でも紹介したが、上海証券取引所は「メインボード」と「科創板」に分かれており、深圳証券取引所も「メインボード」と「創業板」に分かれている。それぞれの「メインボード」には基本的に中国現地の国有企業や大手民営企業のみ上場しており、厳しい上場条件があるほか、取引所による上場審査と「中国证券监督管理委员会」（以下、「証監会」という）での登録が必要である。実務上、政府機関である証監会の登録がネックになり上場できない中国企業のケースもあるため、日系の外商投資企業の上場実例がまだなく、現実的ではない。一方、「科創板」と「創業板」も海外と比較して厳しい上場条件を設けられているが、「メインボード」より一段緩和されている。2022年11月に「有研半導体硅材料股份公司」が日系企業の子会社として初めて「科創板」に上場し、その後2022年12月30日にはフェローテックHDの子会社である「安徽富樂徳科技發展股份有限公司」が「創業板」に上場した。

一方、「北京証券取引所」は「全国中小企業株式譲渡システム」の「精選層」をベースに設立した株式会社形態の証券取引所のため、上海と深圳と比べて条件が緩和されているが、純資産5,000万元（約10億円）以上やその他の経営指標があるため、中堅中小企業にとっては決して容易に達成できることではない。日系企業で上場した事例は、日本のジャスダックで公開している日本電計株式会社の中国子会社（電計科技研発（上海）股份有限公司）が2018年1月に「北京証券取引所」の前身である「新三板」に株式上場したと公表されている。

上場基準で注意すべき点は、上場主体要件として中国法に基づき設立された株式会社に限られていることで、外国籍の企業の直接上場は認められない点である。これについては中国で設立された有限会社（有限責任公司）から株式会社（股份有限公司）へ組織変更し上場する必要がある。

(2) 債券市場からの資金調達

「企業債」は証券取引所相互間に跨り取引される社債の一種である。2017年7月の中国本土と香港間の債券相互制度（債券通）開始により、海外の投資家が中国本土の債券を売買することが可能となった。債券市場からの資金調達の方法としては中国でも社債の制度があるが、日系企業が資金調達する手段としてはまだ一般的ではない。

なお、金融企業以外の一般企業に対しては、社債は主に中国語で「公司債」（日本語に訳すと「会社債」）、「企業債」、「非金融企業債務融資工具」（日本語に訳すと「非金融企業債務融資ツール」）に分かれる。その中では、「公司債」が最も一般的であり、有限会社（有限責任公司）と株式会社（股份有限公司）が発行できる。「公司債」については、2021年2月に頒布された「公司債券発行与交易管理弁法（会社債券発行と取引管理弁法）」に準拠する必要があり、別途「公司法（会社法）」と「証券法」にも従う必要がある。「公司債」は各証券取引所に申告し、中国「証券監督管理委員会」（以下、「証監会」）による登録が必要である（第17条）。

「公司債」の発行条件としては、健全な組織、資産負債構造、キャッシュフローが必要となる他、直近3年の平均分配可能利益が債券の年率以上の必要があり、その他国務院の条件も満たす必要がある（第14条）。また、一般投資者向けの債券を発行したい場合は、①直近3年の債務違約記録がない、②直近3年の平均分配可能利益が債券の年率の1.5倍以上、③前期末の純資産が250億元以上、④直近36ヶ月での発行債券が3期以上であり、100億元以上、⑤その他「証監会」の投資者保護規定を満たす必要がある（第16条）。

一方、「企業債」は全ての企業が対象であるという意味で、一見「公司債」より範囲が広く、理論上では有限会社と株式会社という私有企業の範囲から全国民所有の国有企業等を含んでいるが、実務上では国有企業をメインとした債券分類になる。「企業債」は中央国債登記決算有限責任公司（以下、「中債登」）に申請し、中債登と中国銀行間市場取引協会の審査を経て、国家発展改革委員会に登録する必要があったが、中央政府の組織改革の影響を受け、2023年4月18日の「企業債券発行審査責務移転の移行時期役割規定に関する公告」により、登録手続きが証券監督管理委員会に移管した。「企業債」は強制的に格付け機構による評価が必要等、実際に「公司債」より厳しい審査条件が設けられている。また、「非金融企業債務融資工具」については、上記以外の債券であり、中国銀行間市場取引協会の審査登録を経て、銀行間市場のみ取引される債券である。

さらに、境外機構（外国の機構に加えて香港、マカオ、台湾も含む）でも債券発行が可能である。「全国銀行間債券市場境外機構債券発行管理暫定弁法」（財政部2018年第16号、以下本パートにおいて「暫定弁法」）によると、境外金融機構による債券発行は中国人民銀行による承認が必要であり、外国政府類機構、国際開発機構、及び境外非金融企業法人が債券を発行したい場合は、中国銀行間市場取引協会申請登録が必要である（第4条）。また、「境外機構が境内における債券発行資金管理に関する通知（关于境外机构境内发行债券资金管理有关事宜的通知）」（銀發〔2022〕272号）では、境外機構が債券発行の際に、国家外貨管理局に資金の登記が必要であり、発行の際に、境内のメインブローカー（中国語では「主承销商」）に委託し手続きの代理を依頼しないと決まっている。

また、債券発行が承認された後に、メインブローカーが代理で、資金募集に利用されている境内金融機構に口座開設の指定手続きを行い、每期債券発行終了後の20営業日以内に実際の資金募集状況を境内金融機構に登録しないと行けない。なお、債券発行で募集した資金は、募集時の説明資料の資金使途と一致すれば、境内と境外の制限がなく利用可能である。境外の金融機構が債券発行の際に、追加で以下の条件を満たす必要がある（暫定弁法第6条）。

- ①実際に納付した資本金が100億人民元もしくは相当の外貨以上である。
- ②コーポレーションガバナンス及びリスク管理能力が健全である。
- ③財務・信用状況が安定しており、連続3年黒字である。

④債券発行経験や債務返済能力が良好である。

⑤所在地の金融管理部門に有効管理され、リスク指標が規定に違反していない。

金融機構が債券発行の際に、追加で直近3年の財務諸表、監査報告書、及び当期の財務諸表の提出が必要である（暫定弁法第7条）。

みずほ銀行や三菱UFJ銀行が、2018年1月にそれぞれ中国の市場で日本の本社（非居住者）による人民元建て債券（いわゆる「パンダ債」）を日本企業では初めて発行したと公表している。例えばみずほ銀行の場合は、発行期間は3年の普通社債で、発行額は5億元である。これは2017年12月25日の日本の金融庁と中国の財政部による会計監査に関する情報交換の枠組みでの合意に基づくものである。2020年6月には三井住友銀行も、発行期間3年、発行額10億元、利率3.2%のパンダ債を発行すると公表した。中国人民銀行が管轄する社会团体である「中国銀行間市場取引商協会」によると、2023年1月から8月までは新規で58本約50億元のパンダ債が発行され、前年比50%増となった。また、パンダ債の発行規模は1,060億元（約2兆円）に及んだ。

第19章 労働事情

2023年1月に日本貿易振興機構（ジェトロ）から公表された「2022年度海外進出日系企業実態調査（アジア・オセアニア編）」のアンケート結果によると、経営上の問題点として第1位（67.6%）に「従業員の賃金上昇」が記載されている。これは2018年度の調査から例年同様に1位である。賃金と一言で言っても中国では手当、社会保険等に該当する「五険一金」、労働組合費、経済補償金等が賃金に連動する形で人件費を構成しているため、まずこの構造を理解する必要がある。

1. 労働法の体系

中国は労働者階級がリードする社会主義国家として、「憲法」第42条により中国の国民が労働する権利と義務があり、それに対して国家が就労条件や労働報酬の改善が義務付けられている。中国では環境変化に伴い、1992年に「労働組合法」の改正法が公布・施行されて以降、労使関係に関する法律も整備されてきている。

中国の労働に関する法律の体系は主に以下の部分が含まれている。

(1) 法律

全国人民代表大会及びその常務委員会が頒布し、法律体系の基本となる。主な労働関連法律は以下のような法律がある。

「労働法」：1995年1月1日に施行され、2018年12月29日に最新改訂された。

「労働契約法」：2008年1月1日に施行され、2012年12月28日に最新改訂された。

「社会保険法」：2011年7月1日に施行され、2018年12月29日に最新改訂された。

「就業促進法」：2008年1月1日に施行され、2015年4月24日に最新改訂された。

「労働組合法」：1992年4月3日に施行され、2021年12月24日に最新改訂された。

「女性権益保障法」：1992年10月1日に施行され、2022年10月30日に最新改訂された。

「労働紛争調停仲裁法」：2008年5月1日に施行された。

(2) 国務院の行政法規と各部門の規定

国務院及びその下位にある「人力資源及び社会保障部」（以下、人社部）は、法律に従い実施条例や規定を公布し、実務上における法律の詳細運用を定めている。

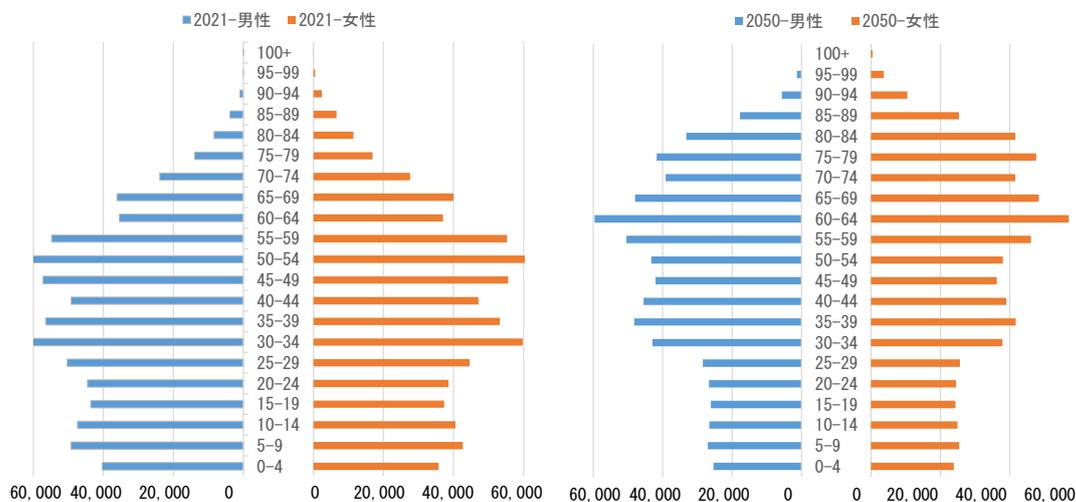
主な国務院の行政法規は「労働契約法実施条例」、「労働保障監査条例」、「全国祝日及び記念日休暇弁法」、「女性職員の労働保護特別規定」等がある。法律と重複している内容もあるが、一部内容を具体化したものになる。例えば、「女性権益保障法」では女性労働者が産休の権利があると定められており、「女性職員の労働保護特別規定」では産休が98日であり、双子や難産の場合は15日追加する等、具体的な内容が定められている。

主な部門規定は、「最低賃金規定」、「社会保険登記管理暫定弁法」、「労災認定弁法」、「外商投資人材紹介機構管理暫定規定」等、法律や行政法規の延長線上にあるものが多く、具体的な申請方法や申請書式が定められている場合が多い。例えば、「労災認定弁法」には認定申請表が添付されている。また、「最低賃金規定」では、各省・地域に異なる最低賃金を設定可能と規定し、明確な金額が記載されていないが、最低賃金の計算方法について定めており、各地域の係数を測定した上で同じ方法で計算する必要がある。

2. 労働市場と雇用情勢

国連の「World Population Prospects 2022」によると、2021年中国の人口は約14.5億であった。15歳～64歳の労働人口は約10.1億であり、全体の69.2%を占めていた。国連の予測によると、2050年には総人口が13.4億と減少するのに対し、労働人口が7.8億と大幅に減少し、労働人口が全体に占める割合は58.4%になる見込みである。WHOの定義では、65歳以上の人口が14%以上であれば高齢社会（aged society）、21%以上であれば超高齢社会（super-aged society）と定義されており、中国は2022年に高齢社会になり、さらに2033年前後に超高齢社会になると予測されている。人口ピラミッドを見ても、その形状の変化が著しいことが分かる。

図表 19-1 中国の人口構成の変化



(出所) 国際連合「World Population Prospects 2022」より作成 (単位: 千人)

3. 賃金

賃金には、給与、各種手当、賞与等が含まれる。業界によって程度の差があるが、日本と異なるポイントとしては、全体的に昇給のペースが速く、特に最近のハイテク企業においてはパフォーマンス次第で、数年で給与が十倍以上になるケースもある。また業界によって給与体系の差が大きいため、管理職以上の採用を行う日系企業にとっては、業界に合わせて給与体系のローカライズ化が求められる。業界によっては日本よりも中国の方がいい場合もあり、実際に金融やコンサル等の日本人の中国駐在員が給与体系の関係上、現地採用に切り替えるケースもある。

また、中国の賃金水準は一貫して上昇してきたが、2022年には新型コロナウイルスの影響により経済情勢が悪化し、製造業を中心に2021年より悪化していた。日本貿易振興機構（ジェトロ）から公表された「海外進出日系企業実態調査」の2016年度から2022年度の中国に進出した日系企業に対するアンケート結果を基に、一人あたり人件費の年間実負担額（一人あたり従業員に対する基本給、手当、社会保険、残業、賞与等の中国平均値）を比較してみると次表の通りである。

図表 19-2 日系企業の一人あたり人件費の年間実負担額

中国平均 (単位：人民元)	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
製造業作業員	64,002	67,123	72,790	70,359	74,291	90,461	82,978
製造業 エンジニア	91,001	98,740	109,334	111,320	115,689	134,393	122,598
製造業 マネージャー	157,262	166,249	183,298	181,123	184,597	220,108	194,488
非製造業 スタッフ	109,435	117,097	127,503	135,105	132,237	153,692	150,031
非製造業 マネージャー	243,747	234,137	264,138	275,434	277,333	319,361	312,732

(出所)「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査—中国編」や「海外進出日系企業実態調査—アジア・オセアニア編」(日本貿易振興機構)より作成

※米ドルから人民元に変換する際に、簡易的に1米ドル対7人民元とする。

マネージャークラスでは非製造業は製造業の約1.5倍となっており、特に非製造業のマネージャークラスの人材の確保は困難であり、日系企業はかなりの金額を負担して人材を確保せざるを得ない状況にある。同アンケートで2022年度の製造業マネージャーの中国全土平均の基本給月額平均は1,567米ドル(約10,969人民元)であり、非製造業の場合は2,460米ドル(約17,220人民元)である。非製造業でも特に金融、保険、通信、ソフトウェア業の基本給が高い。

(1) 賃金

給与は基本給と業績給を分けて設定することが可能である。いずれも明文化して労働者側と契約する必要があるが、業績給に関しては別途業績評価の方法について社内規程の作成が必要であり、評価の結果も労働者側が署名等で承認が必要となる等、手続きが煩雑のため、外商投資企業や大手企業に関しては、基本給のみ設定することが多いが、現地の中小企業を中心に単純作業のような製造業やサービス業において、低い基本給と高い業績給を合わせて設定することで従業員の作業モチベーションを上げる手法を取っているケースもある。各種手当や賞与の部分に関しては、実物商品で支給されるケースもあり、一昔前の計画経済時代からの習慣で特に国有企業や事業単位(国や地方の予算で運営され、教育、科学技術、文化、衛生等の非営利活動を行う事業体)では実物支給されているケースが多い。なお、残業手当に関しては「5. 労働条件」を参照されたい。法令上、賞与の支給は必ずしも義務とはされていないが、一般的には従業員のモチベーションを上げるために、公式又は非公式に賞与が支給されている。労働契約又は企業の給与規定に記載された場合は、公式な賞与になり、決められた条件と異なって支給された場合は労働者側から労働契約法によって提訴される場合がある。

外商投資企業や現地ハイテク企業が多く利用するパターンとしては固定金額の賞与があり、月額基本給与の一定倍数で年末支給される。「〇〇薪」とも呼ばれており、企業によって「13薪」（13回の給料）から20回以上のケースもある。通常年度末の最終月に2ヵ月以上の給料を支給するが、賞与額が多くなると分割して日本企業のように時期を分けるケースもある。この他、業績連動の賞与もよく使われている。労働契約や会社規程で明文化された場合は、給与と同じく評価体系及び労働者の承認が必要になる。それ以外に、近年ではストックオプション等もベンチャー企業を中心に幅広く利用されている。

一方、非公式な賞与に関しては、企業によって大きく異なる。労働契約や会社規程上で明文化されていないため、会社所有者の気分やチームリーダーとの関係性によって大きく変わる。多くの場合は、旧正月前に日本のお節料理のような食材を支給することや、WeChat（日本のLINEのような通話・トークアプリ）上でお年玉を送ることがある。また、会社の社員旅行や大忘年会を開いて高額な景品を用意すること等もよくある。

ひとくちメモ 15：大忘年会

（新型コロナウイルス禍では自粛されていたが）中国の春節（旧正月）の前になると、多くの会社が従業員に対して一年の慰労のために忘年会を開催する。従業員の数が多い会社では大きなホテルの会場やレストランを借り切って行うことが多い。会社は従業員に対して飲食を提供するだけでなく、非公式的な賞与としてクジ引き等で高額な景品を用意する場合がある。従業員も余興のために歌や踊り等のパフォーマンスを披露することもある。日本人駐在員は多くの従業員からお酒の乾杯を勧められ大変な経験をするケースもある。楽しく騒ぐ分には問題ないが、不機嫌になる等、醜態をさらすことは中国でもタブーであるため、飲みすぎに注意しながら宴会を楽しむことがコツと言える。

(2) 最低賃金

中国の最低賃金に関する計算方法は、人社部の「最低賃金規定」で定められているが、具体的な賃金額に関して、各地域の労働保障部門が当地の組合や企業の協会とともに研究して策定し、人社部に提出すると定められている（同規定第8条）。2023年11月現在時点の最低月額賃金は下表の通りである。

図表 19-3 中国各地の最低賃金額

中国各地 (単位：人民元)	第一レベル※	第二レベル	第三レベル	第四レベル
北京	2,420			
天津	2,320			
河北省	2,200	2,000	1,800	
山西省	1,980	1,880	1,780	
内モンゴル自治区	1,980	1,910	1,850	
遼寧省	1,910	1,710	1,580	1,420
吉林省	1,880	1,760	1,640	1,540

黒龍江省	1,860	1,610	1,450	
上海	2,690			
江蘇省	2,280	2,070	1,840	
浙江省	2,280	2,070	1,840	
安徽省	2,060	1,930	1,870	1,780
福建省	2,030	1,960	1,810	1,660
江西省	1,850	1,730	1,610	
山東省	2,200	2,010	1,820	
河南省	2,000	1,800	1,600	
湖北省	2,010	1,800	1,650	1,520
湖南省	1,930	1,740	1,550	
広東省	2,300	1,900	1,720	1,620
内：深圳市	2,360			
広西省	1,990	1,840	1,690	
海南省	1,830	1,730	1,680	
重慶	2,100	2,000		
四川省	2,100	1,970	1,870	
貴州省	1,890	1,760	1,660	
雲南省	1,990	1,840	1,690	
チベット自治区	2,100			
陝西省	2,160	2,050	1,950	
甘肅省	2,020	1,960	1,910	1,850
青海省	1,880			
寧夏自治区	1,950	1,840	1,750	
新疆ウイグル自治区	1,900	1,700	1,620	1,540

(出所) 人社部「全国各省、自治区、直轄市最低賃金標準状況」及び各地域の最新通知より作成

※各地域のレベル所属状況に関しては具体的に定められていないが、通常の場合、第一レベルの水準は省都の所在地や発展した町が採用されることが多く、第二レベルは一般的な地級市が採用されることが多い。また、第三レベル以降は県級市以下の地区が採用されることが多い。詳細に関しては、各所在地の政府に最低賃金のレベル適用状況を確認する必要がある。

月額最低賃金と同様に各地の 1 時間あたりの最低賃金も決められているため、シフト制等時間ごとに給与設定される企業には適用する必要がある。また、時間外労働、夜間シフト、特殊環境等による手当等は最低賃金に含まれない（同規定第 12 条）。

4. 雇用関係

企業が中国で労働者を雇用する際に、書面による契約を締結する必要がある。その際には、「労働契約」と「労務契約」を選択することができる。「労働契約」を締結する場合は、「労働法」等の関連法律に従い、企業側には最低賃金や社会保険等の義務が発生されるが、「労務契約」の場合は「民法」等に従い、労働者と企業が従属関係ではなく、対等な立場として契約内容の通り業務の執行と待遇の支払が決められる。

「労務契約」は、企業側での法定休暇、残業代、最低賃金、経済補償金等の義務が発生しないため、当然ながら労働者側にとって不利になり、敬遠されることが多い。労務契約を適用することが一般的だったのは、定年後の継続雇用の時である。中国の法定定年年齢は男性 60 歳、女性幹部 55 歳、女性労働者 50 歳と規定されており、特に女性の場合は 50 代で定年を迎えることから定年後でも働く場合が多い。それ以外にも不動産等の仲介業者やフリーランス等、単発的な仕事を依頼する時にもよく利用されており、派遣による間接雇用もそれに該当する場合がある。

中国の日系企業の多くは、ホワイトカラーやブルーカラー共に直接雇用する場合と人材派遣会社（FISCO 等の外事服務機関）を通じた間接雇用を使い分けている。駐在員事務所については間接雇用しか認められていない（例えば北京市人民政府第 12 号令第 5 条）。間接雇用の場合は従業員と派遣会社が「労働契約」を締結し、受入企業と人材派遣会社は「労働派遣契約」を締結するが、場合によっては従業員と「労働契約」を締結することもある。また、派遣社員を間接雇用する場合は、「臨時的（存続期間 6 ヶ月以下）、補助的（非主要業務を行う）、代替的」なポジションにしか利用できず（労働契約法第 66 条）、待遇が同じポジションの正社員と同じである必要があり（同法第 63 条）、雇用人数の割合も国務院の規定以下になる必要がある（同法第 66 条）。違反した場合は最大違法所得の 5 倍までの罰金が課せられる（同法第 92 条）。

一方、「労働契約」の場合は、労働関連法律に従う必要があり、特に「労働契約法」を確認した上で、契約締結に関する準備をした方が良い。労働契約法の第 1 条には「労働契約制度を整備し、労働契約双方の当事者の権利及び義務を明確にし、労働者の合法的権益を擁護し、調和の取れた安定的な労働関係を構築、発展させるため、この法律を制定する」と立法趣旨が述べられており、労働者の権益保護を目的としていることが明文化されている。

労働契約法について留意すべき点が多いが、ここでは、特に会社設立時点から意識しておかなければならない点として、労働契約の解除又は終了と人員削減の規定、及び労働コストの上昇につながる経済補償金と無固定期限労働契約の規定について以下に記載する。

(1) 労働契約の解除又は終了

労働者側からの労働契約解除（予告解除）は、30 日前（試用期間にある場合は 3 日前）までに使用者である会社に対して書面により通知することが必要となっている（労働契約法第 37 条）。労働者側から労働契約を解除できるのは、会社が以下の状況に該当する場合である（同法第 38 条）。

- 会社が労働契約の約定に従った労働保護又は労働条件を提供しない場合
- 会社が社会保険料を納付しない場合
- 会社が労働報酬を速やかに全額支払わない場合
- 労働規則制度が法律や法規の規定に違反し、労働者の権益に損害を与える場合
- 労働契約法第 26 条第 1 項に定める事由により労働契約が無効になる場合
- 法律や行政法規に規定する労働者が労働契約を解除できるその他の場合

一方、会社から労働契約の予告解除ができる場合は、以下の通りである。この場合 30 日前までに労働者本人に書面により通知するか、又は規定外で 1 ヶ月分の賃金支給をもって労働契約を解除できる（同法第 40 条）。

- 労働者が疾病あるいは業務外のケガにより、定められた療養期間を経過した後も元の業務に従事することが不可能で、会社が別途配属した仕事にも従事できない場合
- 労働者が業務に堪えることができず、訓練や職務の変更調整をもってしても業務をこなすことができない場合
- 労働契約締結時の条件の根拠となった客観的状況に重大な変化が起これ、労働契約の履行が不可能になり、協議をしても労働契約の変更について合意が得られない場合・法律や行政法規に規定する労働者が労働契約を解除できるその他の場合

また、使用者である会社から労働契約を解除できる場合は以下の通りである（同法第 39 条）。

- 試用期間中に労働者が採用条件に合致していないことが証明された場合
- 労働者が会社の規則制度に甚だしく違反した場合
- 著しい職務怠慢、不正利得行為により労働者が使用者に重大な損害を与えた場合
- 労働者が同時に他の会社と労働関係を形成し、本使用者の業務任務の完成に甚だしい影響を及ぼした場合、又は、これを会社が指摘しても是正を拒否した場合
- 労働契約法第 26 条第 1 項第 1 号に規定する無効条件で労働契約が無効となった場合
- 法により労働者が刑事責任を追及された場合

(2) 人員削減

企業が人員を 20 人以上削減する場合、又は 20 人未満であっても全社員の 10% 以上の人員を削減する場合、会社は 30 日前までに労働組合又は全従業員に対し状況を説明し、意見を集約して人員削減案を労働行政部門に報告しなければならない（労働契約法第 41 条第 1 項）。人員削減が認められるケースとしては以下の通りである。

- 企業破産法の規定によって更生を行う場合
- 生産や経営が極めて困難となった場合
- 企業の生産転換、重大な技術革新又は経営方式の調整により、労働契約変更後において、なお人員削減が必要である場合
- その他の労働契約の締結時に依拠した客観的な経済状況に重大な変化が起これ、労働契約の履行が不可能となった場合

実際に人員削減を行うにあたっては、以下の人員は優先して継続的に雇用しなければならない（労働契約法第 41 条第 2 項）。

- 会社と比較的長期間の有期固定労働契約を締結している者
- 会社と期間の定めのない労働契約を締結している者
- 家族に就業者がおらず、扶養を必要とする老人や未成年者がいる者

また、次の場合には労働契約を解除してはならないとされている（労働契約法第 42 条）。

- 職業病の危険を伴う作業に従事していた労働者で、職位を離れる前に職業健康診断を行っていないか、又は職業病の疑いのある病人で診断又は医学的観察期間にある場合
- 会社で職業病を患い又は業務上の負傷により労働能力を喪失又は一部喪失したと確認された場合
- 病気あるいは業務外の負傷により、規定の医療期間内にある場合
- 女性労働者で妊娠、出産、授乳期にある場合
- 会社に連続して15年以上勤務し、かつ、定年退職まで5年未満の場合
- 法律、行政法規で規定されているその他の状況

(3) 経済補償金

使用者である会社は労働者と労働契約が終了した際、又は労働契約を解除した際は、一定金額の「経済補償金」を労働者に支払わなければならない（労働契約法第46条）。経済補償金を支払わなければならない具体的なケースは以下の通りである（同法第46条）。

- 会社が約定や法令、法規通りに報酬等を支給せず、同法第38条の規定に従い、労働者が労働契約を解除する場合
- 労働者が同法第36条の規定に従い、会社と労働者の協議により労働契約を解除する場合
- 同法第40条の規定に従い、会社が労働契約を解除する場合
- 同法第41条第1項の規定に従い、会社が労働契約を解除する場合
- 同法第44条第1項の規定に従い、固定労働契約を終了した場合（ただし、使用者が提示した条件が現行契約と同等又はそれ以上であるにも拘わらず、労働者が労働契約の更新を拒否した場合を除く）
- 同法第44条第4項及び第5項により、会社が破産宣告された場合、営業許可を取り消され労働契約を終了した場合
- 法律、法規に定めるその他の事由の場合

経済補償金の計算方法の上限は、労働者が使用者である会社で働いていた勤務年数に照らし、1年ごとに賃金の1ヵ月分（労働契約の解除又は終了前の12ヵ月の平均賃金）を支給するとされている。勤務年数が6ヵ月以上1年未満の場合には1年と計算をし、6ヵ月に満たない場合は、労働者に半月分の経済補償を支払うものとされている（同法第47条第1項）。

労働者の月額賃金が会社の所在する直轄市、区を設置する市レベルの人民政府が公表する当該地区の前年度の従業員の月平均賃金の3倍を超える場合は、経済補償金の支給上限は、公表された当該地区従業員の月平均賃金の3倍に相当する金額までとなる。「月額賃金」とは当該従業員の労働契約の解除又は終了前の12ヵ月間の平均賃金をいう（同法第47条第3項）。経済補償金の年数は12年を越えてはならないとされている（同法第47条第2項）。

経済補償金は、労働契約法の施行日である2008年1月1日より起算する（同法第97条後段）。2008年1月1日以前の分については、各地域における当時の関連規定に準拠することになる。

(4) 無固定期限労働契約

「無固定期限労働契約」とは、会社と労働者が締結する確定的な終了日がない労働契約である（労働契約法第 14 条）。会社と労働者は双方の合意を経て、無固定期限労働契約を締結することができる（同条第 2 項）。

この締結の条件としては、以下に記載のいずれかの状況に該当し、かつ労働者が労働契約の更新や締結を申し出、又は同意した場合は（労働者が固定期間の労働契約の締結を申し出た場合を除き）、無固定期限労働契約を締結しなければならない（同条第 3 項）。

- 労働者が会社において満 10 年以上連続して勤務している場合
- 満 10 年以上勤務し、かつ、法定の退職の年齢まで 10 年未満である場合
- 固定期限労働契約を 2 度連続して締結し、労働契約法第 39 条（労働者の職務怠慢や不正行為等で会社による労働契約の解除）及び第 40 条の第(1)号及び第(2)号（労働者が疾病、負傷、不適任等により会社が労働契約の予告解除を行う場合）に定める事由に該当せずに、労働契約を更新する場合

なお、会社が労働者使用の日から 1 年以内に労働者と書面で労働契約を締結しない場合は、無固定期限労働契約が締結しているものとみなされるため注意が必要である（同法第 14 条第 3 項）。無固定期限労働契約の存在は労働契約の長期化、労働コストの固定費化につながるものである。その一方では、優秀な人材であれば、長期に会社に留めておける契約とも言える。このため採用においては、今まで以上に慎重を期すべきである。

以上の労働契約法は一般的な事項を規定したものであり、前述した上海市の判決例の通り、会社は所在する地域の労働契約関係の法令や司法解釈（例えば北京市労働契約規定等）に準拠する必要がある。

ひとくちメモ 16：春節前後の大移動

中国の春節は旧正月のことであり、中国では新暦の正月よりも盛大に祝う。春節の日は年によって異なるが中国旧暦の 1 月 1 日のため、基本的には 1 月下旬から 2 月の間になる。春節の期間は故郷の家族と過ごすことが中国人にとっては何よりも大切な行事となっている。

春節の前になると、地方から都心に出てきた会社員や学生が一斉に帰郷するため公共交通機関は満席になり、道路は渋滞し大移動が発生する。例えば春節の期間の累計では、約 2 億人が鉄道を利用し、少なくとも 20 億人が道路を利用しているとの報道もある。日本人駐在員は春節の期間に日本に帰国する人や、アジア諸国等に旅行する人もいるが、中国国内で移動する場合は最低でも 2 ヶ月前よりチケットの準備をした方がよい。

現状（2023 年 12 月 19 日時点）では、コロナで停止していた中国ビザの申請が再開したが、日本国民に対する中国短期滞在（15 日以内）のビザ免除措置を一時停止しており、中国大使館領事部及び中国ビザ申請センターの公式ページでダウンロード可能な申請表を作成・署名した上で、中国ビザ申請センター（東京・有明）にて本人が提出する必要がある（指紋採取免除に該当する方のみ代理申請が可能）。

ある日系企業の工場長の話では、春節後に会社に出社しなくなり、そのまま自己都合で退社してしまう中国人従業員も多く、春節後に中途採用をして人員を補充せざるを得ないケースもあるとのことである。

5. 労働条件

労働契約書には以下の項目を最低限記載しなければならない（労働契約法第 17 条）。

- ① 企業の名称、住所、法定代表者
- ② 労働者の氏名、住所、身分証番号
- ③ 労働契約期間
- ④ 業務内容及び勤務地
- ⑤ 勤務時間、休息、休日、休暇
- ⑥ 労働報酬
- ⑦ 社会保険
- ⑧ 労働保護、労働条件及び職業性の危害の防止
- ⑨ 法律、行政法規に規定すべきその他の事項

「労働法」には、労働条件に関する項目が規定されている。例えば以下の通りである。

- 労働時間に関しては 1 日の労働時間は 8 時間を超えず、一週間の平均労働時間が 44 時間を超えないように実施する（労働法第 36 条）。
- 休日は毎週少なくとも 1 日は保証しなければならない（同法第 38 条）。
- 法定休暇日は、元旦、春節、労働節、国慶節、法律により規定するその他の祝祭日とする（同法第 40 条）。
- 労働時間の延長に関しては、生産経営の必要により、労働組合（工会）及び労働者との協議を経た後に延長することができるが、1 日につき 1 時間を超えることができない。ただし特別な事情がある場合は、労働者の身体の健康を保障することを条件に 1 日につき 3 時間を超えない範囲とするが、1 ヶ月 36 時間を超えてはならない（同法第 41 条）。
- 割増賃金については、労働者に労働時間を延長させる場合、賃金の 150% を下回らない賃金を支給すること、休日に勤務させ代替休暇を手配できない場合、賃金の 200% を下回らない賃金を支給すること、法定休暇日に勤務させる場合、賃金の 300% を下回らない賃金を支給すること（同法第 44 条）。

なお、法定休暇日に関しては、国務院が公布した「全国祝日及び記念日休暇弁法」により祝日の休暇日数が決められている。具体的には、元旦（1 日）、春節（3 日）、清明節（1 日）、労働節（1 日）、端午節（1 日）、中秋節（1 日）、国慶節（3 日）になる。また、国際女性デー（3 月 8 日）に女性を対象に、青年節（5 月 4 日）に青年（14～28 歳）を対象に、半日の休暇を与えており、国際児童デー（6 月 1 日）に子供（14 歳以下）を対象に 1 日の休暇を与えている。中国では祝日前後の土日を移動して連休にすることが一般的になっている。

また、中国では年次有給休暇が「従業員有給年次休暇条例」で定められており、職歴が連続して 1 年以上の従業員に対して、職歴の年数に応じて雇用企業が年次有給休暇を与えなければならない。具体的には、職歴 1 年以上 10 年未満の場合は 5 日、10 年以上 20 年未満の場合は 10 日、20 年以上の場合は 15 日である（同条例第 3 条）。従業員が病気や私用により一定日数以上の休日を取得した場合は年次有給休暇を付与しないことも可能である（同条例第 4 条）。年次有給休暇を当年内で取得する必要があるが、事情がある場合は 1 年間延長することも可能である。ただし、年次有給休暇を取得できない場合は日給の 300% で報酬を支払う必要がある（同条例第 5 条）。

加えて「従業員有給年次休暇実施弁法」では、「職歴」に関して、雇用企業での勤続年数と関係なく、他社での職歴も含まれている（同弁法第 4 条）ため、現地採用する時に認識する必要である。また、一年の途中で転職した際に、当年度残りの日数を 365 で割った比率で、当年度の年次有給休暇（端数切捨て）を付与する必要がある（同弁法第 5 条）。企業側で年次有給休暇を指定し、従業員本人の原因で書面の申告により休まない場合、日給の 100% で報酬を支払うことを認める（第 10 条）。なお、日給の決め方としては、月給を 21.75 日で割るとする（同弁法第 11 条）。

それ以外でも全国統一の規定としては、（仕事事由と関係なく）病休、産休、本人の結婚時や家族（親、配偶者、子供）の死亡時の休暇、親族訪問の休暇、その他社会活動による休暇があり、地域や条件によって、日数と報酬が変動するが、基本的には一定数の給与が支給される。一部地域では、男性の育休や女性の出産準備、授乳、生理痛に対しても休暇を付与しており、詳細は進出地域に合わせて確認が必要である。

労働契約法では雇用者の義務として、労働報酬、勤務時間、休息、休暇等について内部規定（就業規定等）に制定し、従業員代表大会又は全従業員における討議を経て、労働組合（工会）又は従業員代表と協議してこれを確定させなければならないと規定されている（労働契約法第 4 条）。なお「従業員代表大会」については、後述「7. 労使関係」を参照されたい。

ひとくちメモ 17：日の移動

中国では祝日前後の土日を移動して連休にするのが一般的であるため、祝日前後の土日は営業日となるケースが多い。特に中秋節と国慶節は日付が近く、また春節の休み時間が長く、それぞれの祝日付近では一週間の連休になるため、現地駐在員だけでなく、現地企業と連絡を行う際にも、日本側で中国の営業日を事前に確認する必要がある。

国務院が毎年 10 月から 12 月に、次の年の祝日カレンダーを発行している。例えば、2023 年においては、10 月 25 日に 2024 年の祝日の日付を発表した。春節（旧正月）の 2024 年 2 月 10 日は土曜日のため、前の週の 2 月 4 日（日）と後の週の 2 月 18 日（日）が営業日になり、2 月 10 日の週が 8 連休になった。人々が通常に移動される大晦日（2 月 9 日）に関しては、休日とならず、国務院が企業による自主的な休みとして設定された。

6. 社会保険制度

中国の社会保障制度は、「5 険 1 金」と表現されることが多い。「5 険 1 金」とは、養老保険、医療保険、労災保険、失業保険、生育（出産育児）保険という 5 つの社会保険と、住宅積立金を指している。社会保険に関しては「社会保険法」で規定されている。社会保険の主なものとしては上記の通り「5 険」（養老保険、医療保険、労災保険、失業保険、生育保険）がある（同法第 2 条）。社会保険登記証については、以前のように別途社会保険を登記して証明を受領するのではなく、営業許可証等と一体となった証明書を受領するという制度（「五証合一」）が中国各地で導入されつつある状況にある。

「労働契約法」では、労働者と使用者（会社）が締結する「労働契約書」には社会保険について記載すべきことが明記されており（同法第 17 条第 1 項第 7 号）、雇用者（会社）が社会保険料を納付しない場合、労働者は労働契約を解除することができる（同法第 38 条第 1 項第 3 号）。

一方、住宅積立金に関しては、「住宅積立金管理条例」（1999年公布、2019年最新改訂）で規定されている。外商投資企業を含む企業は新設して30日以内に住宅積立金管理センターに届出申請しアカウントの開設が必要となり、申請後20日以内に企業所属の従業員の住宅積立金アカウントを開設しなければならない（同条例第14条）。また、企業が新規採用や退職の場合は、該当事象が発生した30日以内に住宅積立金管理センターに開始、中止又は移転の手続きを行う必要がある（同条例第15条）。

労働コストの計算にあたり、「5 険 1 金」の負担は決して低くはないため、留意が必要である。なお、各地域・年度・給与水準によって「5 険 1 金」の負担比率が異なるが、一般的な場合の費用概況について、上海を例に下表に記載している。各項目の詳細な内容については後述する個別の項にて記載する。

図表 19-4 上海市社会保険負担料率（2023年7月時点）

項目名	保険料率 (会社負担)	保険料率 (個人負担)
養老保険	16%	8%
医療保険	10%	2%
失業保険	0.5%	0.5%
労災保険	0.16%-1.52%	-
生育保険	1%	-
住宅積立金	5%-7%	5%-7%

（出所）上海市人力資源と社会保障局より作成

中国で就業する外国人が社会保険に加入すべきかについては、「中国国内において就業する外国人の社会保険加入に関する暫定弁法」（人力資源・社会保険部令第16号）が2011年9月6日に公布され、同年10月15日から施行されている。同弁法は「外国人」を外国人就業証、外国専門家証、もしくは外国常在記者証等の就業証及び外国人居留証を取得し、又は外国人永久居留証を所有し、中国国内において適法に就業する中国国籍を有しないものと規定している（同弁法第2条）。

当該外国人は養老保険、医療保険、労災保険、失業保険、生育保険に加入しなければならない、使用者（会社）と本人が規定に従って社会保険料を納付すると規定している（同弁法第3条第1項）。手続きとしては、使用者（会社）は外国人を雇用した場合、就業証書の手続きが完了した日から30日以内に、当該外国人の社会保険登録手続きを行わなければならないと規定している（同弁法第4条第1項）。

さらに2011年12月2日には「中国国内で就業する外国人の社会保険加入業務の遂行に関する問題についての通知」（人社庁発[2011]113号）が公布され同日から施行されている。当該通知は先に記載した暫定弁法（人力資源・社会保険部令第16号）を受けたもので、外国人の社会保険登録取扱手続き等を規定し、加入にあたり記入すべき用紙等を付属文書として添付している。なお、2018年5月9日に調印、2018年9月1日発効の「社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定」により、日本人駐在員は、日本払いの年金との二重負担になっていた中国払いの養老保険は納付免除となった。

免除期限が初回申請後に 5 年となるが、5 年を超えた場合でも両国の主管部門の同意により延長することが可能となる。また、申請の際に日本での年金加入の証明が求められる。

一方、住宅積立金について、「住宅積立金管理条例」では外国人が納付することを求められておらず、また、「住宅積立金管理のいくつか具体的な問題に関する通知」（建金管[2006]5 号）によると、「住宅積立金管理条例」の従業員の定義には外国籍の人を含めないと定義づけしているため、外国籍従業員に対して住宅積立金を納付する必要がない。ただし、「中国における永住権を持つ外国人が享受できる待遇に関する弁法」（人社部[2012]53 号）によると、永住権を持つ外国人従業員が住宅積立金を納付したい場合は納付することが可能である。

(1) 養老保険

従業員は養老保険に加入しなければならず、使用者及び従業員が共同して養老保険を納付すると規定されている（社会保険法第 10 条第 1 項）。2005 年 12 月 3 日「企業の従業員の基本養老保険制度の改善に関する決定」（国発[2005]第 38 号）が公布され、これまでの基本養老保険制度の見直しがなされた。毎月の保険料は従業員本人の「賃金総額」（前年度平均月額）を社会保険料算定の基礎として「給付基数」とし、これに「保険料率」を乗じて算出される。この保険料は企業負担分と個人負担分とから構成されている。

保険料算定の基礎となる「賃金総額」は基本給、職能給、出来高給、賞与、各種手当、残業代等から構成される。

保険料算定の範囲は各地方政府ごとに若干異なる。また、法規条例は地方政府が発行しているため、内容更新の場合は法規条例の文面を更新せず、通知の形で計算数字のみ更新する場合もある。例えば上海市では、2010 年 12 月 20 日に改正公布された「上海市都市部従業員養老保険弁法」（上海市人民政府令第 59 号）により、会社は前月における全在職従業員の賃金総額の 25.5%にあたる金額を養老保険料として納付しなければならない。在職従業員は本人の前年度における月間平均賃金収入を納付計算基準額とし、この 3%を養老保険料として納付しなければならない。在職従業員の前年度における月間平均収入が前年度における全市在職従業員の月間平均収入の 200%を上回る場合は、200%を上回る部分は納付計算基準額に算入しない。前年度における全市在職従業員の月間平均収入の 60%を下回る場合は、前年度における全市在職従業員の月間平均賃金収入の 60%を納付計算基準額とすると規定している（同弁法第 12 条）。一方、実質上納付基準額上限の係数は 300%になっており、現時点最新の情報（2023 年 7 月 1 日）では、納付基準額の上下限は 7,310 元から 36,549 元になっており、また、従業員の納付比率が 8%となっている。

企業が負担する「保険料率」は、各省、自治区及び直轄地の人民政府が決定するものとされている。他方、個人の負担する保険料率の基本は 8%となっている（「企業従業員基本年金保険個人口座の管理の規範化問題に関する通知」労社庁発[2001]第 5 号第 2 条）。保険料の徴収責任は企業が負わされており、企業が個人負担分を源泉徴収し、企業負担分と合算した金額を納付する。

個人負担分の個人口座養老金は、転職により職場が変わった際でも、新たな雇用先で継続して年金を掛け続けることができる（「統一した企業従業員基本養老保険制度確立に関する決定」国発[1997]26 号）、「都市部企業従業員基本養老保険関係移転・継続暫定弁法」国弁発[2009]66 号）。

(2) 医療保険

従業員は医療保険に加入しなければならず、使用者及び従業員が共同して医療保険を納付すると規定されている（社会保険法第 23 条第 1 項）。1998 年 12 月 14 日に国务院より「都市部従業員の医療保険制度の設置に関する決定」（国発[1998]第 44 号）が公布され、各地の人民政府は国有企業、外商投資企業等に対し医療保険に加入することを規定している。

保険料は会社負担分と個人負担分とから構成されており、その標準保険料は会社負担部分が賃金総額の 6%、個人負担分が賃金総額の 2%とされている。しかし、実際には各地方によってその保険料率には幅があるのが実情である。賃金総額の範囲や給付基数は、上述した養老保険と同じである。

(3) 労災保険

従業員は労災保険に加入しなければならず、使用者及び従業員が共同して労災保険を納付すると規定されている（社会保険法第 33 条第 1 項）。1996 年に「企業の労働災害保険施行弁法」（劳部発[1996]第 266 号）が実施され、2011 年 1 月 1 日より改正された「労働災害保険条例」（国务院令第 586 号）が施行されている。

労災保険料は、業種ごとの労災リスク程度に基づいてそれぞれ「料率」が設定されている（同条例第 8 条及び第 9 条）。平均保険料率は原則として、従業員賃金総額の 0.75%前後に抑えなければならない。

例えば上海市では、2013 年 1 月 1 日に改正公布された「上海市労働災害保険実施弁法」により、会社が納付する労働災害保険料の基礎料率は保険料納付計算基準額の 0.5%に統一することとされ、労働災害事故が発生した会社には、基礎料率を基礎として、規定に従い変動料率を実施すると規定されている（同弁法第 10 条第 1 項、第 2 項）。従業員が以下の状況に該当した場合、「労災」として認定される（同条例第 14 条）。

- 勤務時間内及び職場において、業務により事故傷害を受けた場合
- 勤務時間前後に職場において、業務に関連する準備あるいは整理業務に従事して事故傷害を受けた場合
- 勤務時間内及び職場において、業務の責務を履行して暴力等の突発的な事故に遭遇し傷害を受けた場合
- 職業病にかかった場合
- 業務で外出中、業務が原因で傷害を受けた、又は事故が発生し行方不明となった場合
- 通勤途中で本人に主たる責任のない交通事故、交通機関の事故に遭遇し負傷した場合
- 法律、行政法規で労災を認定されなければならないと規定するその他の状況

さらに、従業員が以下の状況にある場合においても「労災」とみなされる（同条例第 15 条）。

- 勤務時間及び職場において、突発的疾患で死亡あるいは 48 時間以内に応急手当の甲斐なく死亡した場合

- 緊急避難、災害防止等、国家利益、公共利益の維持活動中に傷害を受けた場合等

(4) 失業保険

従業員は失業保険に加入しなければならず、使用者及び従業員が共同して失業保険を納付すると規定されている（社会保険法第 44 条）。失業保険については 1999 年に「失業保険条例」（国務院令第 258 号）が施行されている。その保険料は企業及び個人がそれぞれ負担し、企業は従業員の賃金総額の 2%、従業員は賃金の 1%を失業保険として納付すべきものとされている（同条例第 6 条）。賃金総額の範囲や給付基数は、上述した養老保険と同じである。

受給資格を得るには、企業・個人とも保険料を 1 年以上納付していることが必要となっている（同条例第 14 条）。養老保険の受給者は失業保険を受け取ることはできない（同条例第 15 条）。

保険金受給月数は保険料の納付期間の長短によって、以下のように定められている（同条例第 17 条）。

- 満 1 年以上 5 年未満の場合は、12 ヶ月を超えないものとする。
- 満 5 年以上 10 年未満の場合は、18 ヶ月を超えないものとする。
- 10 年以上の場合は、24 ヶ月を超えないものとする。

失業者が保険受給期間中に死亡した場合には、遺族に一時金が支給される（同条例第 20 条）。

(5) 生育保険（出産育児保険）

従業員は生育保険に加入しなければならず、使用者及び従業員が共同して生育保険を納付すると規定されている（社会保険法第 53 条）。生育保険は、女性の出産時の検査費、出産費、手術費、入院費、流産後の医療費等が支払われる。

国家规定の標準の会社負担割合は賃金総額の 1%以下である（「企業従業員生育保険試行弁法」労部発[1994]504 号、第 4 条）。賃金総額の範囲や給付基数は、上述した養老保険と同じである。なお、従業員個人は生育保険料を納付する必要はない（同弁法第 4 条第 2 項）。

(6) 住宅積立金

前述の通り、住宅積立金に関して、外国人は自由に納付することになっているが、中国人従業員を採用した場合は、企業が住宅積立金を納付する必要がある。「住宅積立金管理条例」によると、住宅積立金の納付比率は、個人負担分と企業負担分とともに、前年度平均月収の 5%以上とし、各地域によって納付比率を上げることができる（同条例第 18 条）。また、新入社員の場合は企業が 1 ヶ月目の給料を基準として比率計算を行い、2 ヶ月目より納付する。転職社員の場合は当月の給料を基準として比率計算を行い、給料支給日より納付する（同条例第 17 条）。一方、実務上企業が負担金額を下げる意向が強く、納付比率の基準計算を有耶無耶にするケースが多い。それに対して、各地域の政府部門が社会保険と同じく、納付基準金額の上下限を政令として発表している。

例えば、北京市の場合は2023年7月25日に発表した上下限額は2,420元から33,891元になり、納付比率は5%~12%の間で企業が自主的選択することができる。

住宅積立金の利用に関して、自分が住む住宅の購入、建設、リノベーション、大型修理時に残高を取り出すことができるほか、収入を超えた家賃の支払いや住宅ローンにも利用できる。また、定年退職、労働能力喪失、雇用関係の終了、外国で定住する場合はアカウントが消滅するため、残高を取り出すことができる（同条例第24条）。

(7) 社会保険料率の段階的引き下げ

2023年3月29日に公布された「失業保険、労災保険料率の段階的引下げに関する通知」（人社部発[2023]19号）により、以下の項目が決定された。

①2023年5月1日より、失業保険の料率を段階的に1%までに引下げる政策は2024年年末までに延長する。

②2023年5月1日より、労災保険に関して、「国務院弁公室が社会保険比率の引下げの総合案の発行に関する通知」（以下、国弁発[2019]13号）の規定を2024年年末までに延長する。

また、各地が国家の政策を確実に実行するように、各地方政府が個別に社会保険の料率の引下げを禁止すると通知された。

なお、国弁発[2019]13号では、該当地域の労災保険ファンドに支給可能な残高が18ヵ月から23ヵ月の場合は、該当地域の料率を現行より20%引下げ、24ヵ月以上の場合は50%引下げることを可能とする。

なお、現地企業のヒアリングによると、中国の場合は今後高齢化が進む中において、日本の介護サービスのノウハウを学びたいという需要があり、特に医療品質が高い病院が大都市に集中している傾向があるため、地方においては介護や在宅需要が高く、日系企業の参入に向けて事前調査を行っているそうである。

7. 労使関係

2021年12月24日に改正された「労働組合法（中国語：「工会法」）」によると、企業等で組合員が25名以上いる場合には、労働組合（工会）を設置しなければならない旨が規定されている（同法第11条）。

労働組合は、平等な協議及び労働協約制度を通じて、労働関係を調整し、従業員の労働権益を擁護する（同法第6条第2項）。企業、事業単位が従業員に対する処分を行った場合において工会は適切でないと認めるときは、意見を提出する権利を有する。企業は従業員との労働契約を一方的に解除する場合、事前に理由を工会に通知しなければならないと規定されている（同法第22条第1、2項）。

企業、事業単位にストライキまたサボタージュが発生した場合、工会は従業員を代表して、企業、事業単位又は各方面と協議を行い、従業員の意見及び要求を報告し、かつ、解決のための意見を提出しなければならないと規定されている（同法第28条）。

会社に労働組合がある場合は、会社は労働組合費として、毎月の全労働者の賃金総額の 2%を負担しなければならない（同法第 43 条第 1 項第 2 号）。なお「上海市工会条例」によると、労働組合費（工会経費）の前月の全従業員の賃金総額の 2%とされており、上記の「労働組合法」と同率である。

なお「従業員代表大会」は民主的に企業を管理することを目的として、従業員の利益に係る重要な事項（例えば就業に係る内部規定）を決定する場合には、労働組合の意見を聴取し、従業員代表大会を通じて従業員の意見を聴取しなければならないと規定されている（改正前会社法第 18 条、改正会社法第 17 条、労働法第 8 条）。労働組合がある場合は、従業員代表大会の日常業務を担当する事務局として機能している場合も多いようである。

8. 外国人就労許可制度

2014 年 11 月に公布された「外国人入国による短期業務遂行に関する取扱手続（試行）」（人的資源及び社会保障部外交部公安部文化部人社部発[2014]78 号）により、外国人が中国に入国後に短期業務に従事する場合、滞在日数が 90 日以内であっても、外国人就業許可証（或いは文化主管部門発行の承認書類）及び中国短期業務証明書を事前に取得し、就労ビザ（Z ビザ）を申請した上で入国することが必要要件となった。また、入国後の実質滞在予定日数に応じて、Z ビザの有効期間内のみの滞在となるのか、或いは改めて就業在留証明書を申請・取得する必要があるのかについては、適宜対応する必要がある。具体的には以下のような状況において適用される。

- ✓ 中国国内の提携先へ技術、科学研究、管理、指導業務等に従事
- ✓ 中国国内のスポーツ関連組織・団体におけるトレーニング（コーチ、選手を含む）業務等に従事
- ✓ 映画撮影（コマーシャル、ドキュメンタリーを含む）業務等に従事
- ✓ ファッションショー（モーターショーのコンパニオン、印刷広告用撮影を含む）業務等に従事
- ✓ 国外機関による公演等営業活動行為に従事

なお、短期業務従事者の入国申請手続きは以下の通り行う。

- ① 人力資源保障部の就業許可証及び業務証明、又は文化主管部門の承認書類並びに勤務証明の申請・取得
- ② 当該業務を管轄する外事部門での招聘状、又は招聘確認書類の申請・取得
- ③ 在外中国大使館・領事館、その他在外査証発行機関での Z ビザ申請・取得

このうち、滞在期間が 30 日以内であれば、在外査証発行機関は有効期間が 30 日のビザを発行する。当該査証を保有する短期業務従事者は、業務証明に明示されている期間内においてのみ業務に従事ことができ、その滞在期間は Z ビザに明示されている期間内に限られる。

また、業務期間が 30 日を超える短期業務従事者については、入国から 30 日以内に有効期間 90 日の就業在留証明書を申請・取得しなければならない。このほか、中国と査証相互免除協定を締結している国家・地域からの短期業務従事者についても、取扱手続きに基づき別途 Z ビザの申請が必要となる。

なお、外国人が取扱手続きに従わずに中国に入国した場合、或いは業務証明に明示する項目（登録項目は、所有者の国籍、氏名、業務内容、勤務先、勤務期間等）が実際の業務と合致しない場合には、公安機関に不法就労とみなされ取り締まりの対象となる。さらに、外国人が下記の事由で入国し、かつ滞在期間が 90 日以内の場合、取扱手続きにおいては、短期業務従事者に該当せず、この場合、該当者は下記の通り相応のビザを別途申請する必要がある。

Mビザ

- ✓ 機器・設備の購買に対する中国でのメンテナンス、据付、試運転、解体、指導及び研修業務に従事
- ✓ 中国国内で落札したプロジェクトに対する指導、監督、検査業務に従事
- ✓ 中国国内の支社、子会社、代表処への派遣による短期業務に従事
- ✓ スポーツ競技への参加

Fビザ

- ✓ 中国での無報酬業務の従事者、又は国外機関が報酬を提供するボランティア活動の従事者等
- ✓ 文化主管部門が承認書類に「国外機関による公演等の営業行為」と注記していない活動

(1) 外国人来中就労許可制度

2017年3月に公布された「外国人来中就労許可制度の全面実施に関する通知（外專発[2017]40号）により、外国人が中国で就労を行う際の許可に関する新制度が中国全土で実施されることとなった。当該通知は、2016年9月に公布された「外国人来中就労許可制度試行実施方案に関する通知」（2016年10月から2017年3月まで北京市、天津市、河北省、上海市、安徽省、山東省、四川省等において実施）の実施結果を踏まえ、2017年4月から中国全土で実施しているものであり、この通知により再調整された外国人来中就労分類基準が明確化された。主なポイントは以下の通りである。

- ✓ 新しい外国人就労許可制度はポイント管理制を実施しており、外国人労働者を外国人ハイエンド人材（A類）、外国人専門人材（B類）、その他の外国人人員（C類）の3段階に分類管理している。ランク付けは、年俸や学歴、勤続年数、勤務時間、中国語レベル、勤務地域、年齢等によりA類、B類、C類にランク付けされる。
- ✓ 外国人人材でC類に分類されると、中国人の雇用確保の観点からも、就労ビザが取得しづらくなる等の状況が今後生じてくると考えられる。
- ✓ 2016年10月から2017年3月までパイロット政策と比較して、勤務年数により加算される勤務歴の最高ポイントが引き上げられ、かつ中国語レベルのポイントが半分に引下げられた。また、中国での就業年数が連続5年以上であることも項目に追加された。
- ✓ なお、ポイントについては、考慮される事項の一つであるため、他の基準が達していればその分類に分類されることとなる。

また、各ランクの雇用比率について明確な法律・規定はないが、「外国人来中就労許可サービス指南（暫定）の発行に関する通知」（外専発[2017]36号）では、外国高級人材（Aランク）については、雇用数量の制限を受けず、外国専門人材（Bランク）については、雇用数量は市場需要による制限を受け、その他の外国人（Cランク）については、雇用数量の制限は国家の関連規定により執行するとされている。また、ジェトロの情報によると、中国法の原則は、単純労働の外国人雇用を制限するものであるため、外商投資企業への就職が認可される外国人の比率は当該企業の従業員総数の10%を超えないのが通常である。ただし、ハイテク企業についてはこの限りではない。

（2）日本人の駐在及び滞在の状況とリスク

外務省の情報によると2023年10月時点の中国在留邦人数は10万1,786人となっており、引き続き世界2位となっているが、5年連続で在留人数が減少している。

2023年4月26日に改正案が採択され、同年7月1日に施行された「反スパイ法」が大きな話題となっている。直近では2023年3月に中国駐在の製薬会社の社員が拘束され、2023年10月に中国国内法に違反したとして正式に逮捕された。2014年反スパイ法策定以降、拘束された日本人駐在員の数は計17人となっている。なお、2023年改正では、以下のとおりスパイ行為に関する追記がなされた。

- スパイ組織に参加する、若しくはスパイ組織及びその代理人の任務を引き受けることだけでなく、スパイ組織及びその代理人に頼ることもスパイ行為の範囲として明記された。
- 国家秘密やインテリジェンスだけでなく、その他国家の安全と利益に関わる文書、データ、資料、物品の窃取、偵察、買収、不法提供もスパイ行為に該当すると明記された。
- 国家機関、秘密に関わる機関若しくは重要情報インフラ等に対するサイバー攻撃、侵入、妨害、制御、破壊等の活動もスパイ行為の範囲として明記された。
- 中国に対するスパイ行為だけでなく、中国域内又は中国の公民、組織を利用し、第三国に対するスパイ活動で中国の国家安全に危害を及ぼした行為もスパイ行為に該当すると明記された。

また、在中国日本国大使館が2023年6月に発行した「安全の手引き」によると、具体的にどのような組織や人物が「スパイ組織及びその代理人」に該当し、どのような行為が「スパイ行為」として取り調べや拘束、刑罰の対象となるかが明らかにされていないため、反スパイ法に限らず、以下のような点には特に留意した方がよいとされている。

- 最近の行為のみならず、過去に行った行為についても調査や拘束等の対象になり得る。
- 国家秘密、又はそれに該当するとされる情報（文書、データ等を含む）を何らかの手段で取得、保有しただけで、「スパイ行為」とみなされるおそれがあるため、留意する必要がある。特に、（手書きのものを含む）地図を所持しているだけでも、その対象とみなされる可能性がある。
- 「軍事禁区」や「軍事管理区」と表示された場所は、軍事施設保護法により許可なく立ち入ったり撮影したりすること等が禁止されているため、特に注意が必要である。

- 無許可のまま国土調査等を行うことは違法であるため、GPS を用いた測量、温泉掘削などの地質調査、生態調査、考古学調査等に従事して地理情報を収集、取得、所有等をした場合も、「国家安全に危害を及ぼす」として国家安全部門に拘束される可能性がある。
- 外国人による無許可の統計調査は統計法で禁止されており、学術的なサンプル調査（アンケート用紙配布等）を実施する場合などでも、調査行為が法律に抵触することがあるため、共同調査を実施する中国側機関（学校等）との十分な打合わせが必要である。

一方、通常のビジネスを展開する際に、反日動向は注意すべきポイントになる。直近では、2023年8月に日本政府によるALPS処理水（東京電力福島第一原子力発電所の建屋内にある放射性物質を含む水）放出の決定により、外務省及び中国各地の日本国領事館が注意喚起を発出している。

また、現地調査では今回の処理水放出をめぐり、2012年尖閣諸島（中国では「釣魚島」）問題のような激しいデモは発生せず、海産物以外の日本の商品に対する購買意欲の低下は限定的であるとの声も聞かれた。

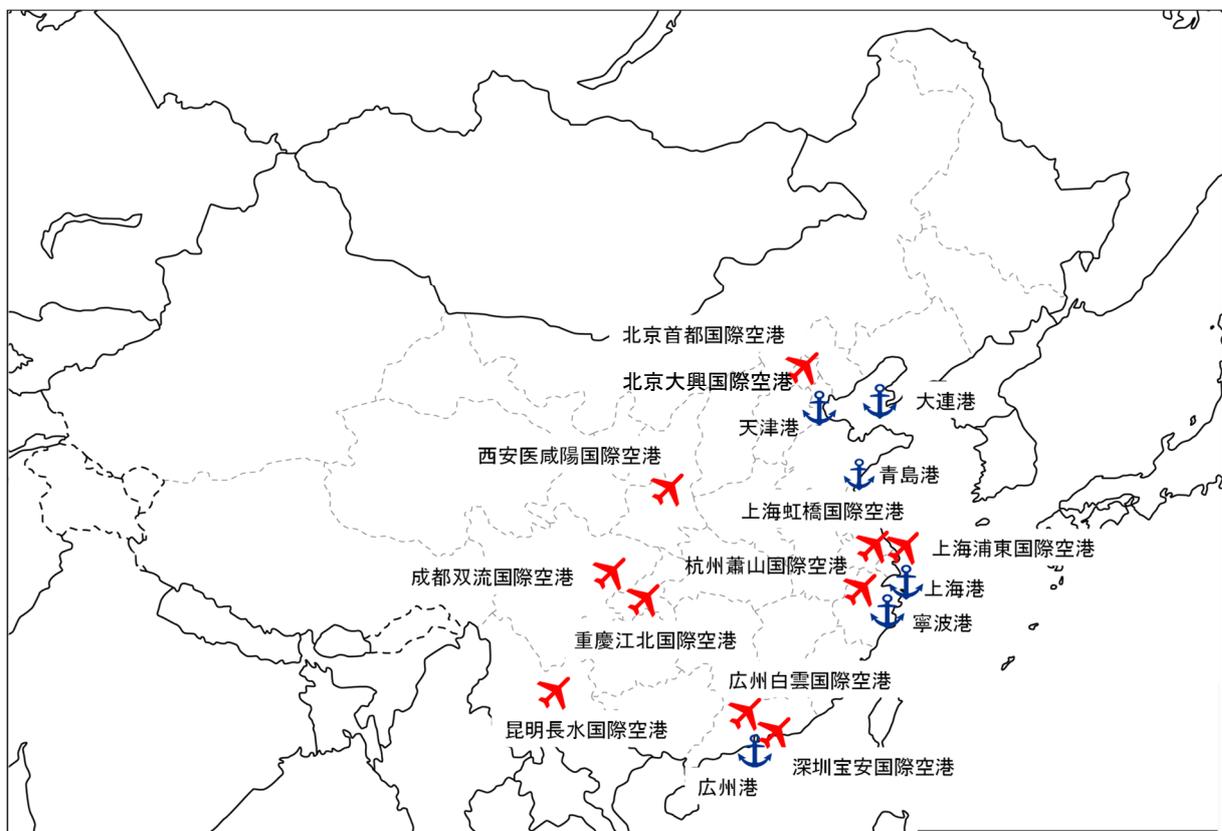
第20章 物流・インフラ

この章では中国の物流インフラ（航空輸送、海上輸送、陸上輸送、鉄道）及び通信、インターネット環境、SNS 規制、水道、電力の現状を紹介する。

1. 主要な国際空港と港湾の位置

図は中国の主要な国際空港と港湾の位置を表している。以下、それぞれについての特徴と利用状況について解説する。

図表 20-1 主要空港、主要港湾



2. 航空輸送

中国の主要な国際空港の中でも、首都北京の郊外北東部にある北京首都国際空港、上海市にある上海浦東国際空港、広東省の省都である広州市にある広州白雲国際空港の3空港は3大国際空港と呼ばれている。

現在、建設中の大規模な空港は、遼寧省の大連金州湾国際空港である。2021年6月には四川省の成都天府国際空港が開港、今後同空港は成都市の国際航空ハブの主要拠点として位置付けられ、旅客と貨物輸送の中核機能を担うとされている。また、2021年8月には山東省の青島膠東国際空港が開港、同空港は中国民用航空局が許可したスマート空港の一つで東北アジアの国際ハブ空港として位置付けられている。

図表 20-2 中国主要空港の旅客数と貨物量（2021年）

	空港名	総旅客数（人）	貨物（トン）	場所
1	広州白雲国際空港	40,249,679	2,044,908.7	広東省
2	成都双流国際空港	40,117,496	629,422.2	四川省
3	深圳宝安国際空港	36,358,185	1,568,274.5	広東省
4	重慶江北国際空港	35,766,284	476,723.1	重慶市
5	上海浦東国際空港	33,207,337	383,405.5	上海市
6	北京首都国際空港	32,639,013	1,401,312.7	北京市
7	昆明長水国際空港	32,221,295	377,225.4	雲南省
8	上海浦東国際空港	32,206,814	3,982,616.4	上海市
9	西安咸陽国際空港	30,173,312	395,604.5	陝西省
10	杭州蕭山国際空港	28,163,820	914,063.0	浙江省

（出所）中国民用航空局資料より作成

3. 海上輸送

中国の港湾のうち、輸出入貨物の船積み・陸揚げ作業、及び旅客の出入港が可能な国際港は、対外開放港と呼ばれ、渤海沿岸部、華東地方、華南地方の3地域に分布している。中国の対外開放港及び通関機能を有する港湾（河川港も含む）のうち、11港が世界ランキング上位50港に入っており、国別のコンテナ取扱量では中国が世界第1位である。

図表 20-3 主要港湾の総取扱貨物量（2020年）とコンテナ取扱個数（2021年）

順位	港湾名	貨物量 （千トン）	コンテナ取扱個数 （万 TEU）
1	寧波舟山港	1,172,000	3,107.0
2	上海港	651,000	4,703.0
3	広州港	612,000	2,418.0
4	青島港	605,000	2,371.0
5	天津港	388,000	2,026.9
6	大連港	334,000	-
7	深圳港	265,000	2,876.8
8	香港港	249,000	1,779.8
9	廈門港	208,000	1,204.6
10	秦皇島港	194,000	-

（出所）国土交通省「世界の港湾取扱貨物量ランキング」及び「世界の港湾別コンテナ取扱個数ランキング」より作成

4. 陸上輸送

(1) 概要

中国の国道は、国務院交通運輸部公路局が計画・管理している。中国の道路は左側通行である。

(2) 高速道路

中国の高速道路網は中国国家高速公路網（National Trunk Highway System、NTHS）と呼ばれる。既に「五縦七横」計画によって、5つの南北方向の道路と7つの東西の道路からなる12の高規格幹線道路が構築されている。現在は、人口20万以上の全ての地方中核都市を相互に連絡する85,000kmの高速道路のネットワークを建設中であり、これは「7918構想」と呼ばれている。「7918構想」では、北京から放射状に伸びる7つの路線と国内を南北に結ぶ9路線、東西に結ぶ18路線からなる幹線道路、及び地方環状道路を建設する。

中国の高速道路は、国家高速（国家級高速公路、路線番号標識「GXX」）と省高速（省級高速公路、路線番号標識「SXX」）、都市快速公路（主に都市部に整備された高規格道路）の三種類が存在する。高速道路の制限速度は110km/h又は120km/hである。

図表 20-4 中国の高速道路図



(出所) 国家高速公路網布局「国家公路网规划」(2022年7月)

5. 鉄道

(1) 概要

中国の鉄道は、管理部門は交通運輸部管理の国家局である国家鉄路局が、鉄道の運行と維持を行う。業務部門は財務部が出資し国家鉄路局が管理する国有企業である中国鉄路総会社が担っている。

(2) 高速鉄道

2022 年末時点の国内の鉄道総距離は 15 万 5,000km で、このうち高速鉄道は 4 万 2,000km であった。2022 年には 2,082km の高速鉄道を含む、4,100km の新線が開業した。

国際路線においては、特に中国と欧州を結ぶ国際定期貨物列車「中欧班列」のニーズが高く、2023 年 7 月時点で「中欧班列」の運行本数は類型 1 万本に達している。現在、「中欧班列」の輸送サービスはアジア・ヨーロッパのほぼ全域をカバーし、中国の国内と国際の双循環の円滑化と沿線にある地域や国の経済と社会発展を支えているともいえる。

図表 20-5 中国の国内鉄道網



(出所) 中国鉄路総公司

(3) 地下鉄

中国では地下鉄が普及しているが、開業路線が存在せず建設工事も行われていない省級行政区はチベット自治区のみである。上海の地下鉄はアジアで最も総延長の長い地下鉄路線である。

図表 20-6 北京の地下鉄路線図



(出所) 北京地下鉄公式 HP <https://www.bjsubway.com/jpg.html>

例えば、北京の地下鉄は、北京を拠点として13の市区をまたいで、27の路線（地下鉄22路線と空港連絡鉄道2路線、ライトレール2路線、磁気浮上式鉄道1路線）に456の駅が存在する。世界一乗降人員が多い地下鉄であり、1日乗車人員は1,200万人を超える。2023年末には新たに17号線の試運転がスタートする見通しである。17号線の路線により10駅が新設される予定である。

北京の地下鉄は5つの会社で運営されている。「北京市地铁运营」が1号線、2号線、5号線、6号線、7号線、8号線、9号線、10号線、13号線、15号線、17号線、八通線、房山線、昌平線、亦荘線、S1線を運営している。また、「北京京港地铁」が4号線、14号線、16号線、大兴線を、「北京市轨道交通运营管理」が燕房線を、「北京公交有轨电车」が西郊線を、「北京京城地铁」が首都机场線を運営している。運賃は距離別運賃制である。初乗りから6kmまでの距離が3元の路線が多く、最高は103kmで10元である。

また、決済の方法として長い間QRコードが利用されてきたが、2023年には新たな取組として、大兴線で掌紋決済対応の開札を導入した。大兴線は空港連絡線であるため、大きな荷物を持っている人が多い。掌紋決済により、カードやスマートフォンを取り出す不便さに応えるために、手のひらをかざすだけで改札を通れるようになる。2019年から生体認証決済の普及が進められていたが、新型コロナウイルスの影響によりマスクの着用や接触を避けるために、普及が止まってしまっていた。新型コロナウイルスの流行が落ち着き、再び顔認証や掌紋認証等の生体認証による決済が再び動き始めている。

ひとくちメモ 18：地方都市での都市構想や産業開発における日本企業への期待

2019年に安部元首相が中国を訪問し対談した際に、「中日（成都）都市建設・現代サービス業開放協力モデルプロジェクト」において、成都市がヘルスケアや都市開発等を含む8つの分野への日本企業による進出を歓迎することが掲げられた。ただ、その直後に新型コロナウイルスの影響を受け、現在のところまではあまり進展はない。

8つの分野（①医療・健康（介護含む）、②生態環境、③文化・教育、④観光、⑤科学技術、⑥物流、⑦金融、⑧都市開発）の中でも、成都で注目が集まっているのは「都市開発」であり、特に地下鉄駅の周辺開発が検討されている。成都には全長518kmの地下鉄路線があり（2010年～現在も建設中）、これは東京の全長300kmを超える距離で、中国でも5番目の長さである。地下鉄路線のターミナル駅や乗換駅には人が集まりやすいため、その周辺に商業施設、マンション、病院、学校等を建設して有機的な都市を作りたいという構想がある。こうした都市デザインへの期待が日本企業に寄せられている。

また、成都市では「中日（成都）地方発展協力モデル区」において日本企業と連携するモデルづくりが進んでいる。モデル区は成都市を含め中国6都市に設置される日中の協力モデル区の1つで、中国国家発展改革委員会が2020年4月に批准したものである。成都市は、映画、アニメ、ゲーム等のコンテンツ関係の企業が集積している都市である。コンテンツ分野は日本が強い分野でもあるため、日本企業を誘致したいという期待がある。

6. 通信、インターネット環境、SNS規制

(1) 中国の通信状況

中国の放送市場には、地上放送、衛星放送、ケーブルテレビがある。テレビ局は中央、省、市が設立していて、180社以上のテレビ局、2,200社以上のラジオ・テレビ兼営局が存在している。チャンネル数は1,300を超えている。テレビ放送の人口カバレッジは約99.66%と言われている。

(2) 携帯電話状況

携帯電話加入者数は2003年10月に固定電話の加入者数を超え、2022年末には、人口に対する携帯電話加入率が126%に達した。中国の通信キャリアは中国聯通、中国電信、中国移動の3社である。なお、携帯電話の普及により、固定電話の加入状況は年々減少している。

(3) インターネット環境

中国の固定ブロードバンド加入世帯数は世界1位である。工業・情報化部が策定した「ブロードバンド中国」戦略により、現在、ブロードバンド接続の最大通信速度を引き下げるとともに、ブロードバンドの世帯普及率を70%まで引き上げる戦略を打ち出している。なお、2023年6月時点では94.2%に達している。

(4) SNS 規制

2017年6月に「インターネット安全法」が施行された。また、国家インターネット情報弁公室は、SNSを運営する企業に対して、実名制を徹底し、監督を強化している。例えば、「インターネット投稿コメント・サービス管理規定」（2017年10月施行）の新規定が2022年12月15日に施行されている。同規定はネットやSNSでの投稿やコメント等を取り締まる規定である。新規定では「いいね」機能も検閲対象になり、条文数を13から16に増やすことで規定がより細かくなった。

7. 水

(1) 中国の上水道事情

中国の上水道について、水源は所在地の政府、上水道は地方政府又は地方政府傘下の事業会社が運営している。上水事業者は約1,500社で、国有企業と民間企業が存在している。

各地方政府が水道料金を設定しているため、水道料金は地域ごとに大きく異なる。用途によって工業用・生活用に分類されている。華北（北京、天津）地区では水道代が1トン約5元と高く、水源や加工流域に近い都市では1～3元程度と相対的に安い。上水道の普及率は都市部で90%超、農村部でも80%超に達している。また、中国の水道水は硬水で飲料用に適さないため、飲料用ボトルを購入するのが一般的である。

(2) 下水事情

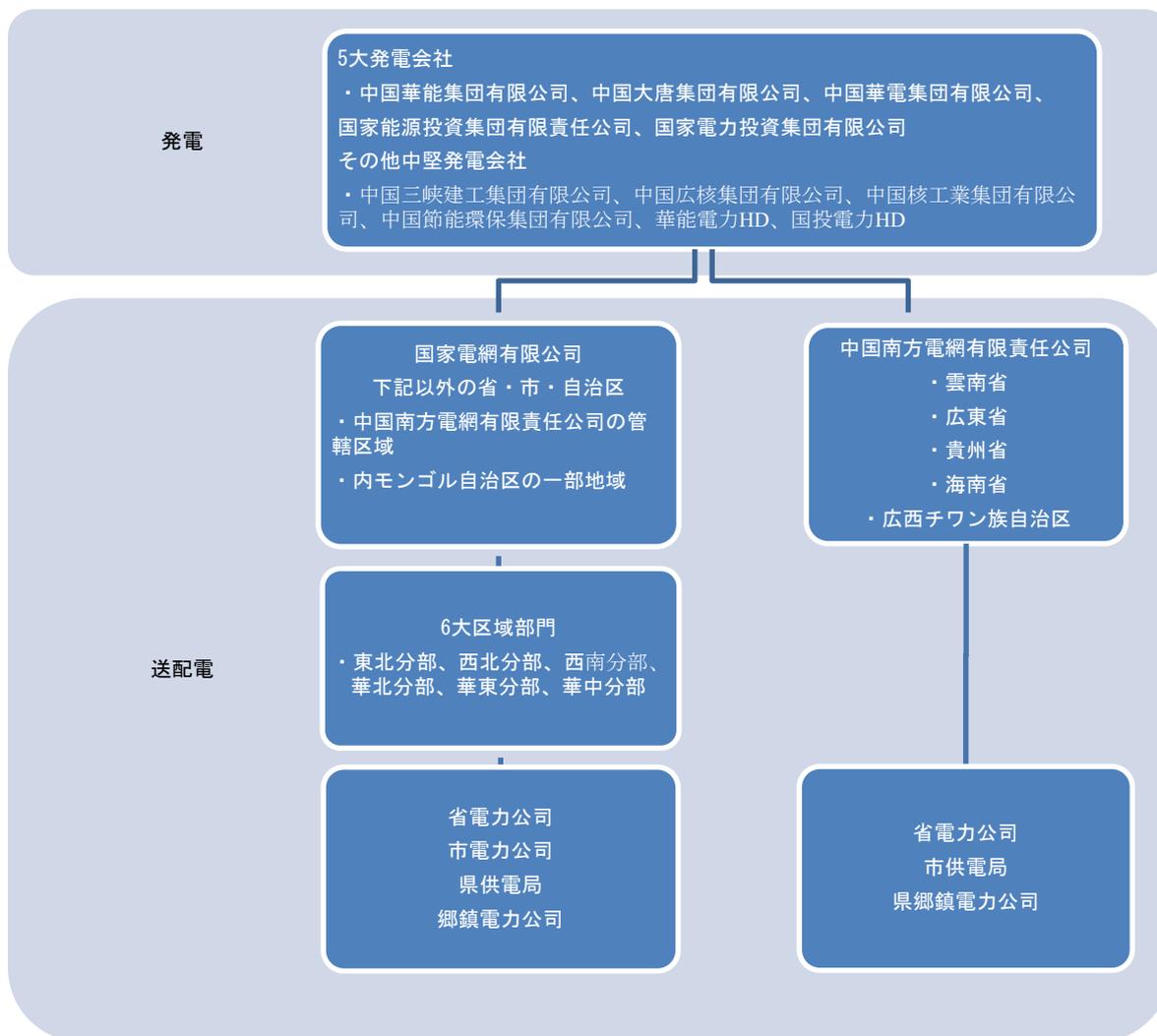
下水道は地方政府又は地方政府傘下の事業会社が運営している。下水事業者は約300社（一部上水事業者と重複）で、国有企業と民間企業が存在している。下水道の普及率は都市部で80%超であるが、農村部では30%程度と低い。

8. 電力

(1) 電力概要

中国では、発電事業と送配電事業が分離されている。発電事業は主に「中国華能集团有限公司」「中国大唐集团有限公司」「中国華電集团有限公司」「国家能源投資集団有限責任公司」「国家電力投資集団有限公司」の5大発電会社と、「中国三峡建工集团有限公司」、「中国広核集团有限公司」、「中国核工業集团有限公司」等の中堅発電企業が行っている。5大発電会社は全国各地に発電所を保有している一方、中堅発電企業は各地域の特化した発電事業を行っている。送配電は大きく「国家电网有限公司」「中国南方電網有限責任公司」の2つに分けられ、それ以外は内モンゴル自治区の一部地域でローカルの配電企業が存在する。また、各省には省電力会社が存在し、電力の販売を行っている。

図表 20-7 発電・送配電事業体制



(出所) 中国電力企業連合会 HP <http://www.cec.org.cn> より作成

(2) 需給状況

中国の電力生産のエネルギー源別割合を見ると、依然として火力発電への依存度が高いが、水力、太陽光、風力のような再生可能エネルギーの発電比率は徐々に上昇傾向にある。

図表 20-8 2022 年度の電力生産エネルギー源別割合

電源種別	2022 年	
	設備容量 (万 KW)	比率 (%)
火力発電	133,230	52.0
水力発電	41,350	16.1
太陽光発電	39,261	15.3

電源種別	2022 年	
	設備容量 (万 KW)	比率 (%)
風力発電	36,544	14.3
原子力発電	5,553	2.2
全体	256,405	100.0

(出所) 国家統計局「国民経済及び社会発展統計公報」

中国の電力消費の産業別内訳では、第二次産業の電力消費量の比重が大きいという特徴があげられる。具体的には、2022年の電力消費量は8,637.2TWhであったところ、第1次産業が114.6TWh、第2次産業が5,700.1TWh、第3次産業が1,485.9TWhの消費量となっており、約66%の総電力消費量を第2次産業が占める形となっている。

(3) 中国の最近の電力事情

中国国家発展改革委員会と国家エネルギー局は2022年にエネルギー政策の基本方針を示す『第14次五カ年(2021年～2025年)計画』期間の現代エネルギーシステム規画』を発表した。基本的な方針として、(1) (エネルギーの) 安全を保障、グリーン・低炭素排出、(2) イノベーションに基づき、スマート化、高効率化を推進、(3) 改革を深化し、開放を拡大、(4) 民生を優先し、発展、を掲げている。これらの方針を推し進めるために定められた具体的な数値目標は以下の通りである。

- (1) 2025年までに年間のエネルギー総合生産能力を46億トン標準炭換算以上、原油生産量を約2億トン、天然ガス生産量を2,300億m³以上、発電設備の総容量を30億kWに達する。
- (2) 単位GDPあたりの二酸化炭素排出量を5年で18%削減する。2025年までに非化石燃料エネルギーの比率をエネルギー消費量ベースで20%前後、発電量で39%前後とする。末端のエネルギー使用量に占める電力使用比率を30%前後とする。
- (3) 単位GDPあたりのエネルギー消費量を5年で13.5%削減する。2025年までに、調整可能な電力の比率を24%前後、デマンドレスポンス能力を最大需要電力の3～5%とする。
- (4) エネルギー研究開発費を2025年まで年間7%以上増加させる。50前後の分野で基幹技術のブレークスルーを達成する。
- (5) 年間の1人あたり平均生活電力使用量を1,000キロワット時(kWh)前後とする。2030年までに電力消費における非化石燃料エネルギーの比率を25%とした上で、2035年には非化石燃料エネルギー比率をさらに引き上げる。

非化石燃料エネルギーと化石燃料のクリーン利用を推進し、エネルギー供給能力の拡大を第一とする内容となっている。

9. ガス

(1) LNG 長期契約の急増

中国は 2021 年に日本を抜いて世界最大の液化天然ガス（LNG）輸入相手国となった。中国は LNG 以外にも天然ガスを輸入しており、中長期的な需要増を受けて海外から調達している。欧州調査会社ライスタッド・エナジーによると、中国が 2021～2022 年に締結した長期契約の購入量は年約 5 千万トンに達した。2015～2020 年の 6 年間で年約 1600 万トンだったことから、2 年だけでその約 3 倍の量を確保したことになる。

具体的な購入契約としては、2022 年には中国民営大手の新奥集団（ENN グループ）が米国のエナジー・トランスファーと年間 270 万トンの調達で契約を締結した。ENN グループは米国のネクストディケイドとも段階的に年間 200 万トンで合意している。また、北京市政府系投資会社が株主の中国燃気控股は、このネクストディケイドと年間 100 万トンの調達で契約した。さらに、2023 年には、中国石油化工集団は国営カタールエナジーから年間 400 万トンを 27 年間調達することで合意した。

少量を随時売買するスポット取引と比べ、このような長期購入契約であると、今後数十年にわたっての安定調達ができるため、中国のエネルギー各社は脱炭素への移行期のカギとなる LNG の長期購入契約を増やしている。

(2) 超大型 LNG タンクの完成

中国初の 27 万 m³LNG タンクが 2023 年 8 月に山東省青島市で完成した。中国石油化工集団有限公司（中国石化）の天然ガス分公司青島 LNG 受入基地は、青島市董家口経済区に位置する中国石化初の LNG 受入基地であり、山東省で現在唯一使用中の LNG 受入ターミナルでもある。この LNG タンクにより、華北地域天然ガス供給保障能力を大幅に高めることになる。

同タンクは中国で完成した容積が最大の超大型 LNG タンクで、直径は 100.6m、高さは 55m、従来型の細長いタイプよりも高い耐震性と安定性を持つと言われている。同タンクの年間受入能力は 1,100 万トンに達し、年間ガス供給能力は 165 億 m³ に上り、9,000 万世帯の 1 年間のガス消費量を賄える。これにより、地域ピーク調整能力及び市場供給保証能力をさらに高めることができると期待されている。

第21章 投資環境の優位性と留意点

1. 中国投資の優位性

日本から中国への投資ブームは、第1次（1986-1988年：外資規制緩和）、第2次（1995-1997年：南方講話、外商投資誘致）、第3次（2003-2005年：WTO加盟）と3回の投資ブームがあった。従来は、安価で優秀な労働力や外資優遇税制等を背景に、中国は世界の工場として機能していた時代もあった。しかし人件費が徐々に上昇し、2008年から優遇税制の多くも解消されている。最近では多くの企業は生産拠点としてだけでなく中国をマーケットと捉え、業績の拡大と進出を図っている。

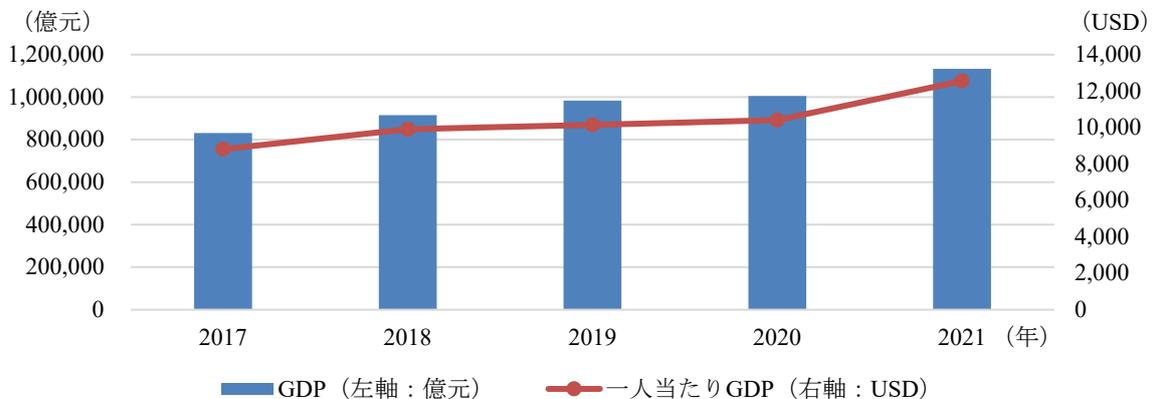
「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告－2023年度 海外直接投資アンケート結果（第35回）」（株式会社国際協力銀行）によれば、中期的（今後3年程度）な有望事業展開先国・地域については、2022年度はインドに次いで中国が第2位となっていたが、2023年度はインド、ベトナムに次いで第3位となっている。中国はマーケット規模への評価は引き続き高いものの、経済の減速や米中対立、国内規制強化を背景に、過去最低のアンケート結果となった。

また、2023年2月に日本貿易振興機構（ジェトロ）が発行した「2022年度 ジェトロビジネス調査 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」によると、事業拡大先として中国を選択する理由として、「市場規模・成長性」、「顧客（納入先）企業の集積」をあげる日本企業が多い。

(1) 市場規模・成長性

中国における過去5年の国内総生産（GDP）と一人あたりGDPの推移を見ると、2020年はコロナウイルス感染影響で成長に一時的な鈍化がみられるものの、右肩上がりでも推移していることが分かる。中国へ進出する企業にとって、巨大な消費マーケットの存在は依然として大きな魅力となっている。

図表 21-1 GDP 及び一人あたり GDP の推移



（出所）中国国家统计局より作成

過去5年間（2017～2021年）における中国人の平均消費支出額を見ると、年平均成長率で7%を超えており、安定的な増加傾向を保っている。2021年の内訳では、食品の消費が最も多く、次いで、住居、交通・通信となっている。この5年間での変化を見ると、特に医療や住居への支出が増加している。

図表 21-2 平均消費支出

支出項目	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
食品	5,374	5,631	6,084	6,397	7,178
住居	4,107	4,647	5,055	5,215	5,641
交通・通信	2,499	2,675	2,862	2,762	3,156
教育・娯楽	2,086	2,226	2,513	2,032	2,599
医療	1,451	1,685	1,902	1,843	2,115
生活用品	1,121	1,223	1,281	1,260	1,423
衣料	1,238	1,289	1,338	1,238	1,418
その他	447	478	524	462	569
合計	18,322	19,853	21,559	21,210	24,100

（出所）中国国家統計局より作成

（2）本邦企業の集積

外務省の海外進出日系企業拠点数調査によると、海外への進出日系企業の拠点数は2022年時点で中国が3万拠点を超えてトップとなっており、次いで米国、タイとなっている。他国を圧倒して日系企業の進出拠点数が多い中国であるが、過去5年間の推移を見ると、拠点数は減少しており、近年はタイやベトナムといった東南アジアへの進出が増加傾向にあるといえる。依然として、日系企業の拠点数は多い状況であるため、他国と比較して大きなポイントとなってくる。

図表 21-3 主な国・地域における企業拠点数

No.	国・地域	企業拠点数	
		2022年	2017年
1	中国	31,324	32,349
2	米国	8,673	8,606
3	タイ	5,856	3,925
4	インド	4,901	4,805
5	ベトナム	2,373	1,816

（出所）外務省海外進出日系企業拠点数調査より作成

また、第 14 期全国人民代表大会（全人代、国会に相当）第 1 回会議（2023 年 3 月に開催）の政府活動報告でも、2023 年に取り組むべき重点活動任務の 1 つに、「外資の誘致・利用に力を一層入れること」を掲げられ¹²、今後も引き続き、外国誘致政策を進めることが予定されている。

2. 中国投資の留意点

中国投資にあたって留意すべき点について、コスト上昇、進出地域、現地キーパーソンとの人脈形成、技術移転・知的財産権の保護、中国文化への理解と人事政策をあげておきたい。

(1) コスト上昇

日本貿易振興機構（ジェトロ）から 2023 年 2 月に公表された「2022 年度 海外進出日系企業実態調査（中国編）」によれば、日系企業が抱える「経営上の問題点」としては以下の第 10 位までがあげられている（図表 21-1 参照）。前回までのアンケート結果と比較してみると、第 1 位の「従業員の賃金上昇」は依然として大きな経営上の問題点としてあげられており、次いで、「為替変動」、「調達コストの上昇」となっている。世界経済を取り巻く状況を鑑みると、コントロールが難しい為替や調達コストの変化に対応していくことは、経営上も大きな課題となっている。

図表 21-4 経営上の問題点

順位	回答項目	回答割合（％）	
		2022 年度	2021 年度
第 1 位	従業員の賃金上昇	67.6	70.9
第 2 位	為替変動	64.1	66.9
第 3 位	調達コストの上昇	64.0	69.0
第 4 位	競合相手の台頭（コスト・価格面で競合）	59.2	51.7
第 5 位	新規顧客の開拓が進まない	47.0	44.0
第 6 位	通関手続きが煩雑	45.1	50.3
第 7 位	取引先からの値下げ要請	44.5	36.7
第 8 位	従業員の質	41.4	39.8
第 9 位	人材（一般スタッフ・事務員・一般ワーカー）の採用難	40.1	-
第 10 位	限界に近づきつつあるコスト削減	38.9	-

（出所）「海外進出日系企業実態調査（中国編）」（ジェトロ）より作成

(2) 進出地域の選定

進出地域を選定する際、特に合弁事業の場合、中国のパートナー企業の所在地が進出地域決定に大きく影響を及ぼすケースが多く見受けられる。

¹² <https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2023/65d7dd336d9615a6.html>

候補地の選定は、多面的な要素を総合的に考慮すべきである。ローカル市場の状況、土地関係、販路、物流、取引先、資源、現地政府の対応、税制、財政補助、労働力の調達等の様々な要素を考慮することが重要である。特に、現地の政府や開発区委員会を訪問するだけでなく、現地に既に進出している日系企業からヒアリングを行うこともその地域の事業環境を理解する上で重要な鍵となる。

現在、中国政府は非常に速い速度でインフラの拡大を進めており、高速道路や鉄道路線、航空路線が整備されることで、沿岸部と遜色ない物流の機能を果たせる地域が出てきている。また、中国現地の優秀な技術者を活用できる地域や、特定の産業が集中している地域といった労働・業界等に関する条件も重要な検討要素となる。

なお、中国の新一線都市研究所は、「商業施設の充実度」や「都市のターミナル性」「市民の活性度」「生活様式の多様性」「将来の可能性」を指標として、毎年、都市の商業的魅力ランキングを発表しており、2023年は上海が第1位で、次いで、北京市、広州市、深圳市となっている。

図表 21-5 都市の商業的魅力ランキング

No.	都市	指数
1	上海市	142.57
2	北京市	138.42
3	広州市	108.03
4	深圳市	105.23
5	成都市	100.00
6	重慶市	86.55
7	杭州市	81.90
8	武漢市	70.70
9	蘇州市	66.98
10	西安市	66.91
11	南京市	59.48
12	長沙市	58.40
13	天津市	56.02
14	鄭州市	54.42
15	東莞市	51.49
16	青島市	46.40
17	昆明市	45.42
18	寧波市	45.38
19	合肥市	44.28

(出所) 新一線都市研究所の発表より作成

(3) 現地キーパーソンとの人脈形成

中国進出において特筆すべき点の 1 つは、中国事業進出において適切な現地キーパーソンとの人脈形成が成功に欠かせないという点である。特に、事業紹介の経緯、中国パートナーの背景調査、キーパーソンの特定、パートナー企業の内情の把握等、現地の関係者との接触は進出にあたって欠かせないプロセスであり、これが成否を左右するといっても過言ではない。特に、進出予定地の市（県）政府の対外貿易委員会や、開発区の管理委員会等を訪問し、現地と直接交流を深めることが、中国進出のプロセスとして有効である。

(4) 技術移転・知的財産権の保護

技術移転及び知的財産権の保護は、どの日系企業にとっても重要な要素であり、中国政府もこれらに関して、他の先進国と同等のレベルの法令や規制の整備が進められている。一方で、中国政府は産業振興の一環として、外国資本や先端技術・設備を導入することを産業政策で提唱していることから分かるように、外資導入は中国の近代化を推し進めるための重要な政策課題としている。従って、日系企業は、中国にとって先進的とみなされる技術を提供できるという点を、中国当局や中国側パートナーと交渉する際にセールスポイントとしてアピールすることが重要である。一方で、知的財産権の保護に関しては、中国の最新の法令や規制等を理解した上で中国進出を行うべきである。

(5) 中国文化への理解と人事政策

多くの日系企業が中国に進出する際には、日本と中国のカルチャーギャップに直面することが多く、それにより中国における事業の成功が左右されることもある。実際、言語や文化、商習慣、国家制度、歴史等について適切な認識がないと中国人や中国文化を理解できず、これが事業の成果に悪影響を与えてしまっているという事例もある。

日本本社において、対中取引の経験やノウハウが蓄積されているか否かを十分にチェックし、蓄積されていない場合は、適切な現地の専門家を起用したり、類似事例を参照・分析したりする等して、積極的に中国を理解するように努めるべきである。また、日本人の中国勤務経験者を適切に配置したり、日本に留学したことがある中国人を起用したりする等、中国進出にあたっては人事方針の見直しも検討することが望ましい。

さらに、中国人幹部や中国人従業員の処遇についても十分に配慮することが重要である。中国で事業を成功させるためには、日本本社の企業理念を現地に浸透・融合させ、現地の従業員の求心力を高めることが必要となる。そのためにも、中国人幹部や中国人従業員をうまく処遇し、彼らの求心力を考慮した人事政策が有効であることを、日本本社の経営陣は認識する必要がある。

3. 子会社運営管理上の留意点

子会社運営で留意すべき点として原価管理、不正対応が特に重要となる。

(1) 原価管理

実際に進出している企業にヒアリングすると、原価計算ができないために、製品別やサービス別の損益が分からず、いわゆる「どんぶり勘定」になってしまい、悩んでいる企業も少なくない。税務基準であるいわゆる「発票基準」が適切な原価計算制度構築の障害になっているケースがある。

例えば、発票基準で会計処理した場合、原材料が仕入先から入庫しても、支払が未了の段階では仕入先から発票が発行されないために原料の仕入れ計上が行われない。また、完成した製品が得意先に届き検収されても、得意先から代金の入金が未了の場合は、発票を発行しないために売上も計上されない。このように、発票基準では原価計算の前提である発生ベースでの数量の把握が行われないため原価計算が適切に行われないことになる。このため、原価計算を正確に行うにはまず毎月の「発票基準」から発生ベースでの処理に変えてゆく必要がある。

(2) 不正対応

過去の会計不正の事例には、ファミリー（親族）企業等を利用した売上の循環取引、在庫の架空計上、減価償却の一部停止、資金の横領等がある。企業グループにおいては、成長が難しい環境にある非中核部門が、日本本社からの利益目標達成に関する過度なプレッシャーが不正発生の誘因となったケースもある。

防止策としては、まず日本本社がグローバル・ベースで不正防止ポリシーを策定する必要がある。これには職務分掌、担当者のローテーション、ITセキュリティ、定期的なチェック体制、信頼できる外部の専門家の選定方法等を織り込み、現地に即した社内規程と運用マニュアルに反映させて運用させるようにすべきである。

また、贈収賄は、従業員による当局や会社役員への告発で発覚することが多い。従業員が収賄するリベート、金券、カード、海外旅行等はアンダーテーブルで会計帳簿には記載されない。贈賄について、会計帳簿に値引きや割引、コミッション等の適切な記載がなされないまま、現金やその他の方法で割戻金を払うことは贈賄とみなされる可能性がある。

特に贈賄に関しては方針、発注、受注、入札、申請、贈答・交際費の範囲、経理処理等を定めたグローバル・ポリシーを日本本社が策定し、現地子会社の社内規程や運用マニュアルに反映することが重要である。取引先との契約書に反贈収賄条項を規定することも一考である。内部通報制度、購買管理規程の制定、購買先選定過程におけるモニタリングの実施、購買先と購買担当者の定期的な見直し等も規定し運用することが有効である。

第22章 主要産業別の動向と FTA の影響

1. 中国の主要産業

フォーチュン誌の「グローバル 500」（2023 年度版）には、中国企業の 135 社がランクインしている（米国企業は 136 社）。なお、グローバル 500 のトップ 10 に着目すると、国家电网、中国石油天然気集団、中国石油化工集団の 3 つの中国企業がランクインしている。

図表 22-1 グローバル 500（2023 年度版）の上位 10 社

順位	企業名	国	売上高 (百万ドル)
1	ウォルマート (Walmart)	米国	611,289
2	サウジアラムコ (Saudi Aramco)	サウジアラビア	603,651
3	国家电网 (State Grid)	中国	530,009
4	アマゾン (Amazon)	米国	513,983
5	中国石油天然気集団 (China National Petroleum)	中国	483,019
6	中国石油化工集団 (Sinopec Group)	中国	471,154
7	エクソンモービル (Exxon Mobil)	米国	413,680
8	アップル (Apple)	米国	394,328
9	シェル (Shell)	英国	386,201
10	ユナイテッドヘルスグループ (UnitedHealth Group)	米国	324,162

(出所) Fortune HP より作成

中国の産業政策としては 2015 年 5 月に、「中国製造 2025」が発表されている。同政策では、「五つの基本方針」と「四つの基本原則」を掲げ、「三段階戦略」により、製造強国の実現を図っている。

<五つの基本方針>

- ① イノベーション駆動
- ② 品質優先
- ③ グリーン（環境保全型）発展
- ④ 構造の最適化
- ⑤ 人材本位

<四つの基本原則>

- ① 市場主導・政府誘導
- ② 現実立脚・長期視野
- ③ 全体推進・重点突破
- ④ 自主発展・協力開放

「三段階戦略」とは、第一段階として、2025年までに製造強国に邁進する、第二段階として、2035年までに中国の製造業を世界の製造強国陣営において中堅水準にまで高める、第三段階として、新中国成立100周年（2049年）に際し製造業大国の地位をより一層固めつつ、総合力で世界の製造強国のトップに立つことである。また、製造強国に向けた戦略目標の実現に向け、次表の通り、「九つの戦略任務」を示している。

図表 22-2 「中国製造 2025」における九つの戦略任務

製造業のイノベーション能力の向上	市場指向で、企業を主体に、政府・大学・産業による研究と応用が融合した製造業イノベーション体制を整備する。産業チェーンに合わせてイノベーションチェーンを整備し、イノベーションチェーンに合わせて資源を配置する。コア技術研究を強化し、研究成果の産業化を促す。
情報化と工業化の高度な融合の推進	次世代情報技術と製造技術の融合を進展させ、知能化製造に重点を置く。知能化設備と知能化商品の開発に注力する。生産プロセスの知能化を推し進め、新型生産システムを開発し、企業の研究開発・生産・管理・サービスの知能化レベルを引き上げる。
工業の基礎能力の強化	コア部品、コア先進技術、コア基礎材料とコア産業技術基礎等の工業基礎能力が弱いことは、中国の製造業イノベーションの発展と品質向上を阻害する要因である。これを改めなければならない。
品質とブランドの強化	企業による高品質の追求を奨励する。独自の知的財産権を有するブランド商品作り、企業ブランド価値と「メイド・イン・チャイナ」の全体的イメージの向上に努める。
グリーン（環境保全型）製造の全面的推進	先進省エネ技術、技能、設備の研究開発を強化し、グリーン製造を加速する。積極的に低炭素化、循環化、集約化を推進し、製造業における資源の利用効率を高める。
重点分野の飛躍的発展の推進	戦略分野に重点を置き、社会の各分野から資源を集中させ、優位性のある産業と戦略産業の発展を加速する。具体的に、次の十の重点分野をあげている。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 次世代情報技術 ➤ 高度なデジタル制御の工作機械とロボット ➤ 航空・宇宙設備

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 海洋エンジニアリング設備とハイテク船舶 ➤ 先進的な軌道交通設備 ➤ 省エネ・新エネ車 ➤ 電力設備 ➤ 農業機械 ➤ 新材料 ➤ 生物薬品・高性能医療機器
製造業の構造調整の推進	伝統産業のミドル・ハイエンドへの進化を推進し、徐々に過剰生産能力を解消させる。大企業と中小企業の提携を促進し、製造業の全体配置を最適化する。
サービス型製造と生産関連サービス業の推進	製造とサービスの共同発展を強化し、ビジネスモデルのイノベーションと新しい業態の開発、生産型製造からサービス型製造への転換を促進する。
製造業の国際化レベルの上	国内外の資源と市場を有効に利用し、より積極的な開放戦略を実施する。外資誘致と海外進出を融合させ、新しい開放分野を開拓する。

(出所) 独立行政法人経済産業研究所公表資料より作成

2. 自動車産業の動向

自動車産業の成長は目覚ましく、2009年～2022年にかけて14年連続で自動車生産、販売が世界一となっている。中国は今や世界最大の自動車市場を形成しており、2022年の生産台数は2,700万台を超え、四輪車の販売台数も2,686万台とその規模は他国を圧倒している。

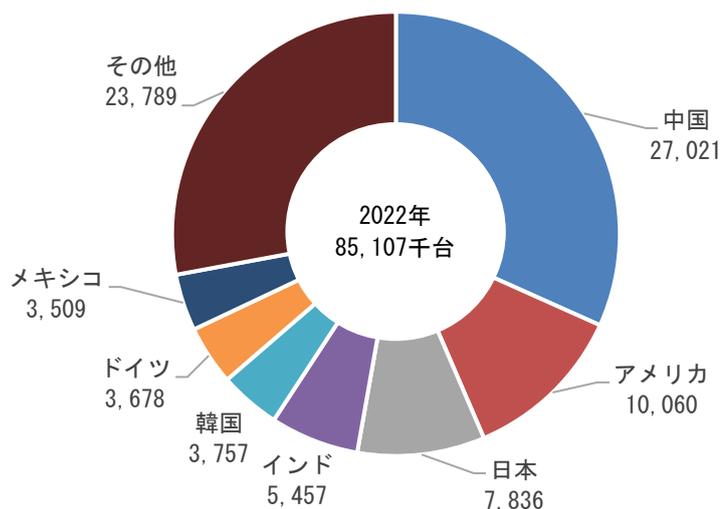
また、自動車関連税制の改善やインフラ設備の充実等、中国政府による自動車市場を刺激する政策も数多く成立しており、自動車市場は堅調な伸びを見せている。特に著しい成長を見せているのが、電気自動車（EV: Electric Vehicle）市場である。中国市場では世界に先駆けて急速な電動化シフトが起こり、ガソリン車の販売台数が依然として新車市場の主流となっているものの、新車販売全体に占める新エネルギー車の割合が約3割に上昇した。

自動車メーカーの中でも、世界最大級の電気自動車メーカーとして成長を遂げている比亞迪（BYD）の勢いは著しい。1995年にバッテリー製造メーカーとして設立したBYDは、2003年に自動車事業に参入し、EVとしては手頃な価格設定であることに人気を得て、現在では米国テスラ社に迫る勢いとなっている。BYDの強みとしては、EV用の電池からEV本体まで、自社で一貫して開発・製造していることであり、BYDはEV生産に必要な部品を全て自社生産することで、スピーディーな開発と生産が可能になっている。

BYDに加え、2002年に米ゼネラル・モーターズ（GM）、中国の上海汽車、柳州五菱汽車の合弁会社として設立されたメーカーSAIC - GM - Wulingも100万円以下を切る衝撃的な価格設定が支持され人気を得ている。また、中国のEV市場ではNIO、Xpeng、LiAuto、Leap Motor、Neta等の新興メーカーの参入も相次いでおり、EV市場の売上を伸ばしている。

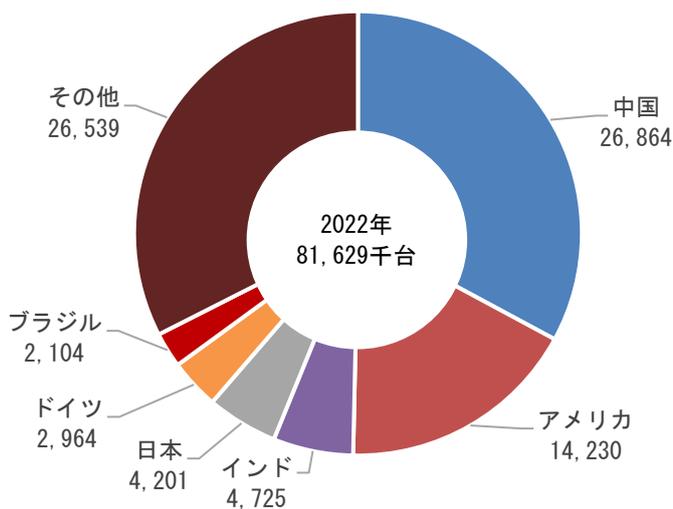
一方で、日本自動車メーカーは中国市場での販売台数が減少しており、各社戦略の見直しが迫られている。実際に、2023年10月に三菱自動車工業は中国での自動車販売から撤退することを正式発表している。

図表 22-3 国別の四輪車生産台数（2022年）



(出所) 一般社団法人自動車工業会公表資料より作成

図表 22-4 国別の四輪車販売台数（2022年）



(出所) 一般社団法人自動車工業会公表資料より作成

中国国務院は 2020 年に「新エネルギー自動車産業発展計画（2021-2035）」を公布し、当該計画の中で、電気自動車（EV: Electric Vehicle）、プラグインハイブリッド車（PHV: Plug-in Hybrid Vehicle）、燃料電池車（FCV: Fuel Cell Vehicle）を新エネルギー車（NEV: New Energy Vehicle）として、新エネルギー自動車産業の今後の発展のための道筋を示している。計画の章立ては次の通りである。

図表 22-5 新エネルギー自動車産業発展計画（2021-2035）の内容

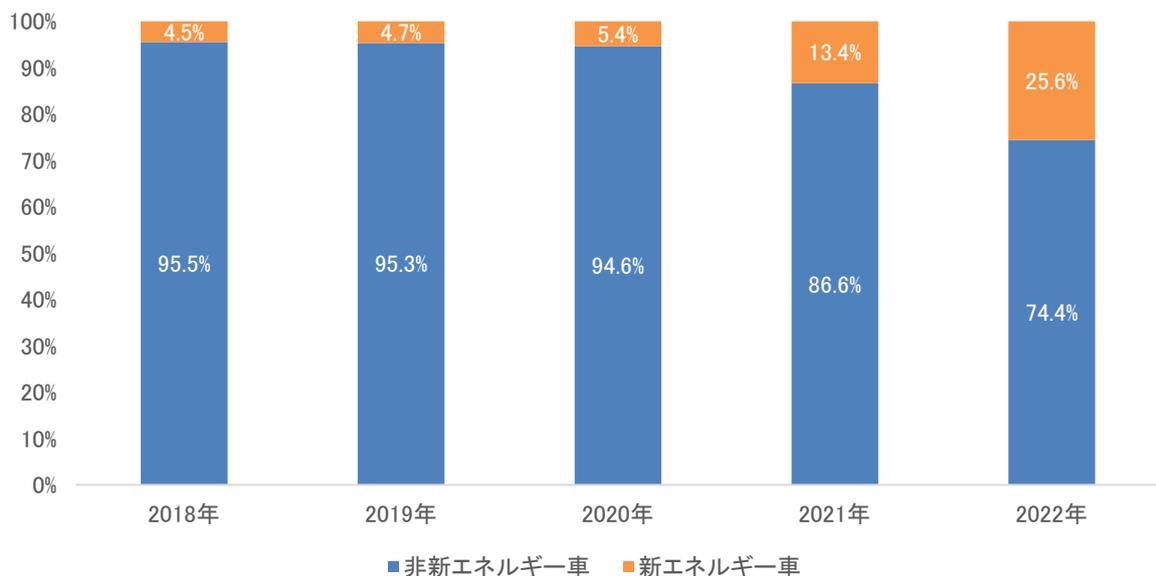
章	節
第一章 発展の趨勢	第一節 新エネルギー自動車の世界経済の発展に新たな活力を注ぐ
	第二節 中国の新エネルギー自動車は加速的発展の新たな段階に入る
	第三節 融合・開放が新エネルギー自動車の発展の新たな特徴となる
第二章 全体計画	第一節 全体構想
	第二節 基本原則
	第三節 発展のビジョン
第三章 技術革新能力の向上	第一節 「三縦三横（3つの垂直と3つの水平）」の研究開発体制作りの深化
	第二節 基盤技術革新プラットフォームの構築の加速
	第三節 業界の公共サービス能力の向上
第四章 新型産業エコシステムの構築	第一節 エコロジー主導型企業発展の支援
	第二節 基幹システムの刷新・応用の促進
	第三節 インテリジェント製造水準の向上
	第四節 品質安全保障の強化
第五章 産業の調和的発展の促進	第一節 新エネルギー自動車とエネルギーとの調和的な発展の促進
	第二節 新エネルギー自動車と交通の調和的発展の促進
	第三節 新エネルギー自動車と情報通信の調和的発展の促進
	第四節 規格の整合化とデータ共有の強化
第六章 インフラストラクチャ整備の実施	第一節 充電・バッテリー交換ネットワークの構築の促進に注力
	第二節 インテリジェント道路ネットワーク施設の建設の協調的推進
	第三節 水素燃料供給システムの構築の秩序正しい推進
第七章 開放・提携の推進	第一節 開放と交流・提携の拡大
	第二節 全世界のバリューチェーンへの参入の加速
第八章 保障措置	第一節 業界管理改革の深化

	第二節 政策法規体系の整備
	第三節 人材チームビルディングの強化
	第四節 知的財産保護の強化
	第五節 組織連携の強化

(出所) 国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) 公表資料より作成

近年において新エネルギー車の販売台数は大きく伸びており、中国汽车工業協会によると、新車販売全体に占める新エネルギー車の販売台数割合は、2018年には5%未満であったが、2022年には25%を超える水準まで増加している。

図表 22-6 新車販売台数の新エネルギー自動車占める割合



(出所) ジェトロ公表資料より作成

また、中国自動車メーカーは近年国産半導体の実用化に力を入れている。なぜなら、EVや自動運転車はガソリン車以上に多くの半導体が必要になっており、EVの半導体の搭載数は約1,300個とガソリン車の500個弱から急増したからである。そのため、半導体分野で米中が対立する中、電動化や自動運転技術の実用化で半導体の需要はさらに高まっており、国策である「自動車強国」の実現に向けて半導体の供給網の構築を急いでいる状況にある。ただし、中国の半導体メーカーはまだ最先端の半導体を製造する技術を開発していないという見方が大きく、先行きは楽観視できないものの、現状は最先端な半導体チップは台湾積体回路製造に頼らざるを得ない状況にある。

ひとくちメモ 19：無人店舗&無人タクシー

中国建設銀行は 2018 年 4 月に上海九江路に人を配置していない無人銀行をオープンさせた。ここではロボットが受付をして、ロボットの PC 画面上で現金の引き出し送金等のサービスを選択してから、処理を依頼することになる。無人店舗は銀行以外にファーストフード店やコンビニエンスストア、生鮮スーパー、カフェもオープンしている。これらも全てスマートフォン決済が前提になっている。この背景には中国での人件費の高騰や店頭での偽造通貨受取を回避して確実なネット決済を進めたいとの意図もあるようである。今後無人店舗はさらに拡大すると見込まれている。自動販売機もスマートフォン決済が前提になっているものが急増している。さらに、中国の首都北京では、2023 年から完全自動運転の無人タクシーが導入されている。専用アプリを使用してタクシーを呼ぶことができ、支払いもアプリで完結する。安全面に関しては、リアルタイムで遠隔監視を行っており、事故等の様々なトラブルが発生した場合には、遠隔で車両を操作することで緊急停止等ができるようになっている。

3. デジタルエコノミーの動向

中国国務院は 2022 年 1 月に「第 14 次五カ年（2021～2025 年）計画デジタルエコノミー発展計画の通知」を出しており、その中で、2020 年時点では 7.8%であったデジタルエコノミーのコア産業の付加価値額の GDP 比を、2025 年までに 10%まで引き上げることを目標として掲げている。また、デジタルエコノミーの発展に向けて、(1) デジタルインフラのレベルアップ、(2) データ要素の機能の十分な発揮、(3) 産業のデジタル化転換の推進、(4) デジタル産業の発展推進、(5) 公共サービスのデジタル化レベルの持続的な向上、(6) デジタルエコノミーのガバナンスシステムの整備、(7) デジタルエコノミーのセキュリティーシステムの強化、(8) デジタルエコノミー分野における国際協力の展開、等に取り組んでいくとされている。デジタル技術の利活用能力を、(1) 知識 (Knowledge)、(2) 技術 (Technology)、(3) 未来への対応 (Future Readiness) から評価している、スイスの国際経営開発研究所が発表している世界デジタル競争力ランキング 2022 によれば、中国は 17 位（日本は 29 位）と上位に位置している。

図表 22-7 世界デジタル競争力ランキング 2022

順位	国・地域	順位	国・地域
1	デンマーク	11	台湾
2	米国	12	ノルウェー
3	スウェーデン	13	アラブ首長国連邦
4	シンガポール	14	オーストラリア
5	スイス	15	イスラエル
6	オランダ	16	英国
7	フィンランド	17	中国
8	韓国	18	オーストリア
9	香港	19	ドイツ
10	カナダ	20	エストニア

(出所) International Institute for Management Development 公表資料より作成

4. FTA、EPA の進捗状況

中国は各地域や各国と FTA を締結しており、日本との関係では、2022 年 1 月に、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、ASEAN との間で地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定が発効している。

2023 年 5 月には、エクアドルとの自由貿易協定 (FTA) に調印したと発表されており、中国にとっては、ラテンアメリカではチリ (2006 年発効)、ペルー (2010 年発効)、コスタリカ (2011 年発効)、ニカラグア (2023 年発効) に次いで 5 番目の FTA 相手国となる。また、2023 年 10 月には、中国とセルビアとの間で自由貿易協定 (FTA) に署名したと発表されている。

図表 22-8 中国の発効済み FTA の一覧

名称	加盟国・地域	発効年月
アジア太平洋貿易協定 (APTA)	中国、韓国、バングラデシュ、インド、ラオス、スリランカ、モンゴル	1976 年 6 月
中国・マカオ経済貿易緊密化協定 (CEPA)	中国、マカオ	2004 年 1 月
中国・香港経済貿易緊密化協定 (CEPA)	中国、香港	2004 年 1 月
中国・ASEAN 自由貿易協定 (ACFTA)	中国、ASEAN	2005 年 7 月
中国・パキスタン自由貿易協定	中国、パキスタン	2007 年 7 月
中国・ニュージーランド自由貿易協定	中国、ニュージーランド	2008 年 10 月
中国・シンガポール自由貿易協定	中国、シンガポール	2009 年 1 月
中国・台湾海峡兩岸経済協力枠組み協定	中国、台湾	2010 年 9 月
中国・オーストラリア自由貿易協定	中国、オーストラリア	2015 年 12 月
中国・韓国自由貿易協定	韓国、中国	2015 年 12 月
中国・チリ自由貿易協定	中国、チリ	2006 年 10 月
中国・ペルー自由貿易協定	中国、ペルー	2010 年 3 月
中国・コスタリカ自由貿易協定	中国、コスタリカ	2011 年 8 月
中国・アイスランド自由貿易協定	中国、アイスランド	2014 年 7 月
中国・スイス自由貿易協定	中国、スイス	2014 年 7 月
中国・ジョージア自由貿易協定	中国、ジョージア	2018 年 1 月
EAEU・中国貿易経済協力協定	EAEU、中国	2019 年 10 月
中国・モーリシャス自由貿易協定	中国、モーリシャス	2021 年 1 月
地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定	日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、ASEAN	2022 年 1 月
中国・カンボジア自由貿易協定	中国、カンボジア	2022 年 1 月
中国・ニカラグア自由貿易協定	中国、ニカラグア	2023 年 5 月

(出所) ジェトロ「世界の FTA データベース」より作成

第23章 最近のトピックス

1. 沿岸部から内陸部への生産拠点の国内移転

2001年にWTOに加盟後、労働集約型の製造業を基軸に、中国の製造業は沿岸部を中心に大きな発展を遂げた。その中国経済が技術集約型の産業に変貌を遂げる中で、大都市の地価高騰、人件費の上昇、環境規制の強化等を理由に、沿岸部にあった工場が移転する動きが加速している。移転先としては、南アジアや東南アジア等中国の人件費よりも安い国々が検討されることもあるが、今のところ中国に取って代わるような動きは見られない。それよりも、労働集約型産業を人件費の高い沿岸部から人件費の低い西部内陸部に移転するという、中国国内で生産地を移転する動きが大きく、依然として生産地としての中国の魅力は色あせていないという。

現地調査でのヒアリングによると、依然として中国を有望視している理由の一つに、消費市場として有望であることがあげられる。消費地としては米国に次ぐ市場であることは間違いなく、特に地方都市においては所得向上と消費拡大の余地があると考えられており、消費市場としてのポテンシャルが高い中国内陸部への移転が増えているという。また、内陸部においても地場の中国部品メーカーが育っており、沿岸部と比べ賃金の安い内陸部でもサプライチェーンが充実してきたことも大きいといえる。

中国以外の国ではなく、中国内陸部に移転する理由はそれだけではない。欧州地域への輸出も担えるからである。2011年に中国の重慶市とドイツのデュイスブルクを結ぶ国際定期貨物列車「中欧班列」が開通した。中央班列は2013年に習近平国家主席が一带一路構想を提唱して以来、中核事業として急速に発展してきた。現在では中欧班列は中国と欧州25カ国の217都市に乗り入れており、累計7万7,000本が運行され、輸送貨物総額は3,400億ドルを超えている。海上輸送や航空輸送と比較してリードタイムとコストのメリットがあるためである。例えば、武漢からハンブルクまでのリードタイムは約14日であり、同区間を海上輸送した場合と比較して約25日の短縮となることが強調されている。また、輸送コストは、航空輸送の約8分の1に抑えられ、海上輸送と比較して2倍程度にとどまるとしてコスト的なメリットも提示されている。また、2021年12月には雲南省・昆明とラオスの首都ビエンチャンを結ぶ中国ラオス鉄道が開通した。ただし、開通当初は新型コロナウイルスに関する規制により国際旅客列車は運行されず、中国とラオスでの国内区間に限定した運行であったが、2023年1月によりやく国際旅客輸送が開始されるに至った。

実際に中国の自動車メーカーは自動車の輸出を一带一路の参加国を中心に増やすことを検討し、輸出拠点として内陸部に工場をおくケースも多い。消費市場としての魅力、そして輸出拠点としての地理的メリットを踏まえ、生産拠点を中国沿岸部から他国に移すのではなく、中国国内での移転を検討するケースが増えている。

2. 不動産市況の悪化と経済全体への影響

中国経済は、不動産大手の中国恒大集団の経営危機に端を発し、さまざまな問題が顕在化してきた。中国の不動産不況は2021年に始まった。中国恒大集団の経営危機が発生し、各不動産企業の資金繰り悪化が顕在化し、不動産企業は資金不足を背景に住宅の建設を停止せざるを得なくなり、消費者の不動産業界への信頼が低下した。

2022年までは新型コロナウイルス流行による景気悪化で、一時的なものであるという見方があったが、新型コロナウイルス対策撤廃後の2023年においても低迷状況にあり、2024年も回復が見込めないと懸念されている。

中国恒大集団は、2023年8月に米国にて破産を申請した。負債総額は約49兆円とされている。碧桂園等中国恒大集団以外の大手ディベロッパーの経営危機も相次いで表面化しており、中国で人口減少の兆しが見え始めた中、不動産需要はさらに落ち込むとの見方は多く、経営環境の好転は望めない状況である。

不動産市況低迷の波及的な影響は大きく、そのうちの一つに地方政府の財政悪化がある。第13章で概説したように、地方政府は不動産業者への土地使用権の売却収入に長年依存してきたため、新規開発が停滞すると地方財政に大きな影響を及ぼす。地方債の発行は制限されているため、インフラ整備は地方政府の傘下企業である「融資平台」を通じて行ってきたこともあり、地方政府会計には表れない隠れ債務が拡大してきた。国際通貨基金（IMF）によると、2023年の融資平台の債務は65兆円（約1,300兆円）に上り、地方政府の債務合計額に迫る金額まで膨れている。IMFは、銀行頼みで融資平台の債務問題を解決しようとするれば、銀行は巨額損失を被ると警告し、銀行が債務処理で半分の負担を迫られた場合に、不良債権処理額は約70兆円に達し、地方銀行は資金不足に直面すると警鐘を鳴らしている。

中国に進出している日本企業への影響としては、中国以外での地域では円安を追い風に海外での円建て売上高は増加傾向にある中で、中国では下振れており、今後も一段の減少が予想される。

3. バイデン政権下における米中関係

米中関係の対立が表出した理由の一つに、2022年に当時下院議長であった民主党のナンシー・ペロシ氏が台湾を訪問したことがあった。中国は、ペロシ氏による台湾訪問以降、米中の軍部間の対話を遮断していた。巨大な軍事力を保有する米中両国にとっては、意図しない出来事によって衝突に陥るのを防ぐメカニズムの構築が差し迫った課題となっていたが、軍同士がやりとりする連絡ルートが遮断されたままであった。

このような緊張下にあったところ、2023年11月、中国の習近平国家主席と米国のバイデン大統領が一年ぶりに対面での会談を行い、米中両政府は関係安定化に向け合意した。習近平氏は中国式現代化の本質的な特徴、意義や中国の発展戦略の意図等をバイデン氏に説明した。中国の発展にはロジックや規律があり、米国を超越したり米国に取って代わったりする計画はないと強調。米国に対しても中国を抑え込むことをしないよう求めた。

両首脳は、軍事対話の再開のほか、人工知能（AI）等様々な分野で対話・提携を強化、推進し、両国間の航空便数を大幅に増やすことに同意した。また、両政府は気候変動対策に関する米中共同声明を発表した。両国は気候変動対策の強化に向けた作業チームを立ち上げ、2030年までに世界の再生可能エネルギーの発電設備容量を3倍に増やすよう努力すること等を盛り込んだ。また、産業分野での省エネ、低炭素化の政策に関する交流を深め、エネルギー政策・戦略対話を再開するほか、2030年までにそれぞれが少なくとも二酸化炭素（CO₂）の回収・利用・貯留の大規模提携事業5件を推進することも決定した。温室効果ガスの2大排出国である米中が足並みを揃える形となった。

第24章 地域別の概要

1. 地域分類

中国には 22 の省、5 つの自治区、4 つの直轄市、2 つの特別行政地区（香港・マカオ）という行政区分が存在する。さらに、こうした行政区分以外にも、以下の表の通り、2 つの特別行政地区を除く中国については、大きく 6 つの地域に分類することができる。

図表 24-1 中国の行政区分

華北地区	東北地区	華東地区	中南地区	西南地区	西北地区
北京市、天津市、河北省、山西省、内モンゴル自治区	遼寧省、吉林省、黒竜江省	上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、福建省、江西省、山東省	河南省、湖北省、湖南省、広東省、広西チワン族自治区、海南省	重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区	陝西省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区

（出所）中国国家统计局

中国は日本の約 26 倍という広大な国土を持ち、56 の民族が存在するため、同じ国でありながら各地域で様々な文化を有している。

しかし、1970 年代後半の中国の改革開放政策以降、中国は急速な経済発展を遂げてきた中で、広大な国家ゆえの課題として、各地域における経済格差という問題が現在顕在化してきており、こうした経済格差問題を解決することが中国政府の重要な課題の一つとして近年大きく掲げられている。

2. 地域別の特徴

省別の面積、人口密度、域内総生産（GRP）及び一人あたり GRP を比較した表は次の通りである。

人口という点からは、広東省が最も多く、次いで山東省、河南省と続いている。また、域内総生産については、上海市や北京市がそれぞれ一つの都市だけで、40,269 億元と 43,214 億元となっており、中国经济にとって非常に要となる都市となっていることが分かる。

一方、省としては、江蘇省や広東省が突出して域内総生産が大きくなっているが、この原因として、中国における製造業の拠点となる工場が数多く存在していることがあげられる。また、一人あたり域内総生産の表を見ると分かるように、中国においては、上海市を含む華東地区における一人あたり域内総生産が圧倒的に多く、その次に北京市を含む華北地区が続いており、やはり沿岸地域と内陸地域では経済格差が依然として存在している。

図表 24-2 地域別基礎統計（2021年）

区域	名称	人口 (万人)	域内総生産 (億元)	一人あたり GRP(元)
華北地区	北京市	2,189	40,269	183,961
	天津市	1,373	15,695	114,312
	河北省	7,448	40,391	54,231
	山西省	3,480	22,590	64,914
	内モンゴル自治区	2,400	20,514	85,475
東北地区	遼寧省	4,229	27,584	65,226
	吉林省	2,375	13,235	55,726
	黒竜江省	3,125	14,879	47,613
華東地区	上海市	2,489	43,214	173,620
	江蘇省	8,505	116,364	136,818
	浙江省	6,540	73,515	112,408
	安徽省	6,113	42,959	70,275
	福建省	4,187	48,810	116,575
	江西省	4,517	29,619	65,572
	山東省	10,170	83,095	81,706
中南地区	河南省	9,883	58,887	59,584
	湖北省	5,830	50,012	85,784
	湖南省	6,622	46,063	69,561
	広東省	12,684	124,369	98,052
	広西チワン族自治区	5,037	24,740	49,117
	海南省	1,020	6,475	63,480
西南地区	重慶市	3,212	27,894	86,843
	四川省	8,372	53,850	64,322
	貴州省	3,852	19,586	50,846
	雲南省	4,690	27,146	57,881
	チベット自治区	366	2,080	56,831
西北地区	陝西省	3,954	29,801	75,369
	甘肅省	2,490	10,243	41,137
	青海省	594	3,346	56,330
	寧夏回族自治区	725	4,522	62,372
	新疆ウイグル自治区	2,589	15,983	61,734

(出所) 中国国家统计局

域内総生産に占める各産業の割合を見ると、第一次産業が最も高いのは黒竜江省であり、次いで中南地区の海南省、広西チワン族自治区となっている。第二次産業では、山西省が最も高く、次いで、福建省、陝西省となっている。また、第三次産業の割合は北京市が81.7%と全体でも最も高く、次いで上海の73.3%となっている。

図表 24-3 域内総生産に占める各産業の割合（2021年）

区域	名称	第一次産業	第二次産業	第三次産業
華北地区	北京市	0.3%	18.0%	81.7%
	天津市	1.4%	37.3%	61.3%
	河北省	10.0%	40.5%	49.5%
	山西省	5.7%	49.6%	44.7%
	内モンゴル自治区	10.8%	45.7%	43.5%
東北地区	遼寧省	8.9%	39.4%	51.7%
	吉林省	11.7%	36.0%	52.2%
	黒竜江省	23.3%	26.7%	50.0%
華東地区	上海市	0.2%	26.5%	73.3%
	江蘇省	4.1%	44.5%	51.4%
	浙江省	3.0%	42.4%	54.6%
	安徽省	7.8%	41.0%	51.2%
	福建省	5.9%	46.8%	47.2%
	江西省	7.9%	44.5%	47.6%
	山東省	7.3%	39.9%	52.8%
中南地区	河南省	9.5%	41.3%	49.1%
	湖北省	9.3%	37.9%	52.8%
	湖南省	9.4%	39.4%	51.3%
	広東省	4.0%	40.4%	55.6%
	広西チワン族自治区	16.2%	33.1%	50.7%
	海南省	19.4%	19.1%	61.5%
西南地区	重慶市	6.9%	40.1%	53.0%
	四川省	10.5%	37.0%	52.5%
	貴州省	13.9%	35.7%	50.4%
	雲南省	14.3%	35.3%	50.4%
	チベット自治区	7.9%	36.4%	55.7%
西北地区	陝西省	8.1%	46.3%	45.6%
	甘肅省	13.3%	33.8%	52.8%
	青海省	10.5%	39.8%	49.7%
	寧夏回族自治区	8.1%	44.7%	47.2%
	新疆ウイグル自治区	14.7%	37.3%	47.9%

（出所）中国国家统计局

近年中国における賃金上昇は著しく、このことが生産拠点を中国に持つ日系企業にとっても大きな関心事となっている。これまで日本を含む先進国の企業が生産拠点を中国に移したのは、賃金が低かったからというのが大きな理由の一つであったが、最近の中国の賃金上昇に伴い、ASEAN 諸国等の他のアジア地域に工場等の拠点を移す日系企業も増えてきている。

中国の主要な都市における人件費の 2022 年度の年間実負担額を比較した表は以下の通りである。下記の表から明らかなように、北京、上海、広州の 3 都市が上位を占めている。職位が高い人材を雇用するには相当の負担額となっていることが分かる。

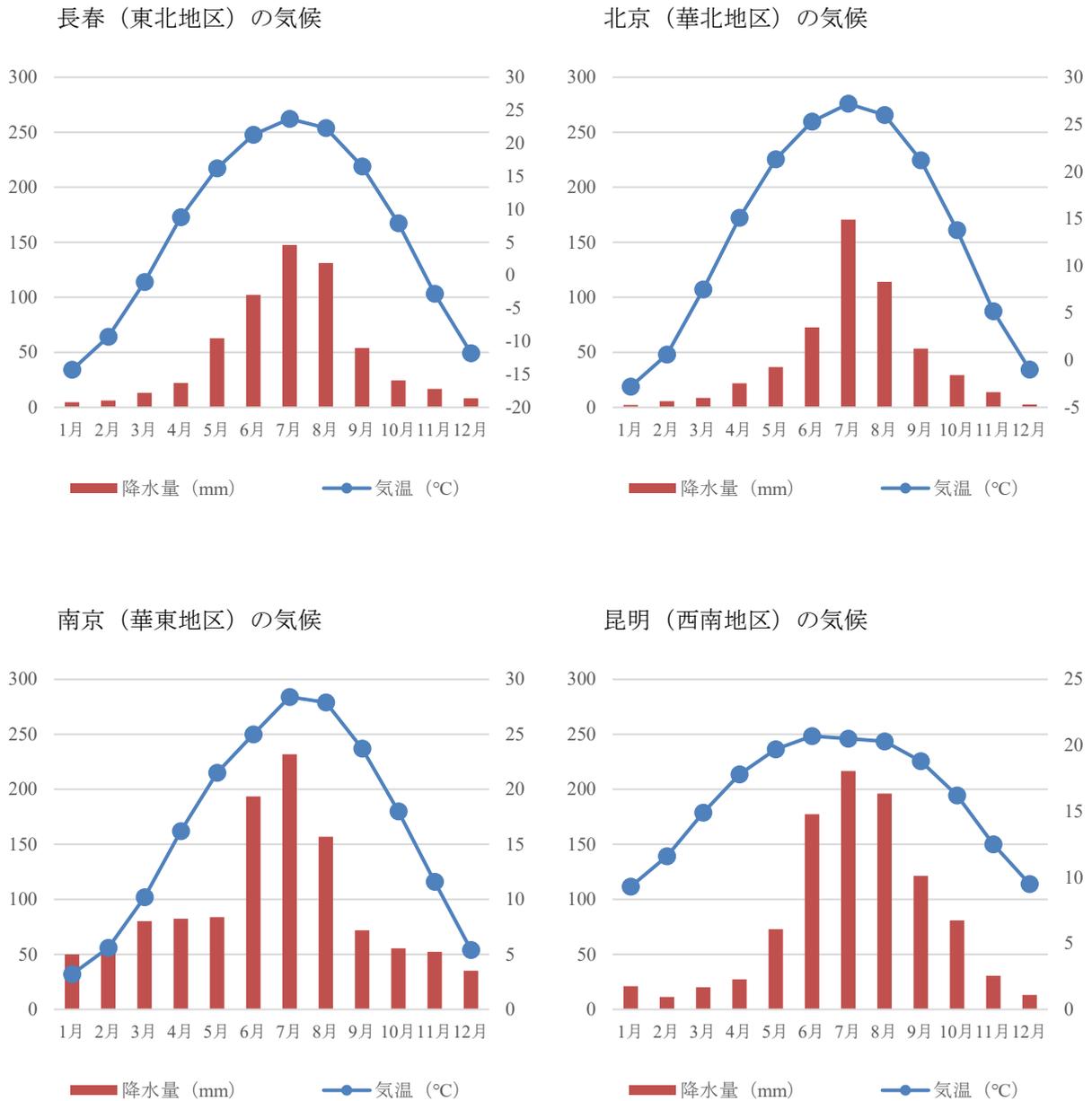
図表 24-4 中国国内の業種・職種別 人件費の年間実負担額

地区	都市	製造業（人民元）			非製造業（人民元）	
		作業員	エンジニア	マネージャー	スタッフ	マネージャー
華北地区	北京	-	-	-	195,014	406,590
東北地区	大連	89,742	124,215	186,371	135,207	237,033
華東地区	上海	119,820	-	264,592	173,977	386,632
	青島	78,325	109,407	163,984	103,059	239,476
中南地区	武漢	72,577	102,392	182,947	132,992	155,278
	広州	106,925	151,200	240,267	172,950	480,514
西南地区	重慶	84,988	144,059	235,241	128,333	235,800

（出所）日本貿易振興機構「海外進出日系企業実態調査 中国編」（2023 年 2 月）を基に作成。

地域別情報の参考情報として、中国の各地域の主要都市（北京、上海、西安、武漢）における雨温図を以下に記載する。

図表 24-5 中国各地域の主要都市の雨温図（左軸：降水量、右軸：気温）



（出所） 気象庁：世界の天候のデータより作成

第25章 地域編①: 華北地区(北京市、天津市、河北省、山西省、内モンゴル自治区)

1. 華北地区の地域概要

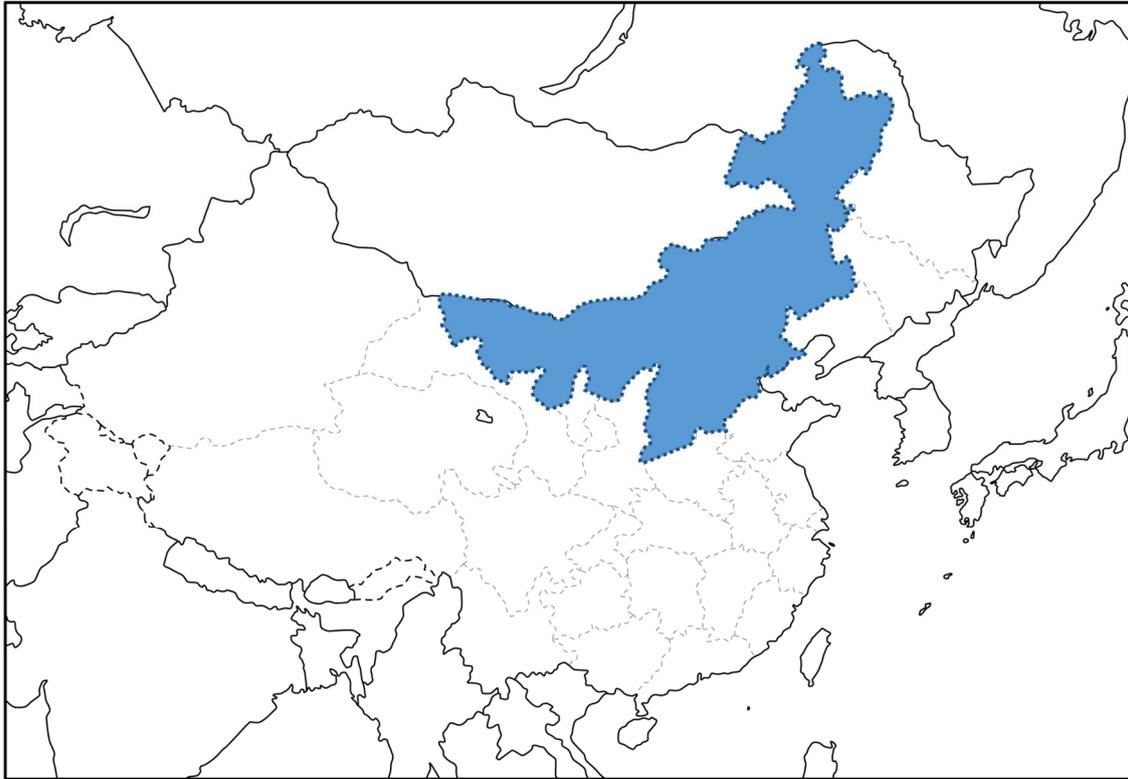
(1) 華北地区の経済的地位

北京市は中国の首都であり、中国における政治・経済・文化の中心として発展を遂げてきた。天津市は中国四大直轄市の一つである。

北京市、天津市、河北省(略称は「冀」)は「京津冀地区」と総称されることが多く、環渤海経済圏(中華人民共和国の渤海周辺に形成される経済圏)の主要都市である。中でも、北京・天津地域は華北地域の一大工業地帯であり、石油化学、冶金、機械、電子、紡織、自動車、時計、製紙、食品等、幅広い業種が存在する。近年は「京津冀地区協同発展」が提唱され、北京・天津の産業基礎を利用し、更なる交通インフラの建設に基づき、一般製造業の周辺地域への移転と先端製造業の誘致施策を合わせて、周辺地域の人材流動や産業リソースの有効活用を向上させる。また、雄安新区等の新規建設エリアでは、再生エネルギーやIoT等の新技術を活用し、次世代のスマートシティを目指している。集積回路等の半導体産業、先端医薬産業、EV等の再生エネルギー関連産業が主な発展ポイントになり、企業誘致に力を入れている一方、天津をはじめとした物流インフラも有効活用できる。

山西省・内モンゴル自治区には豊富な石炭が埋蔵されており、華北地区の電力網の中でも重要な役割を果たしている。内モンゴル自治区は中国の北部に位置し、モンゴル、ロシアと国境を接する。石炭以外では天然ガス、クロム等を有している。電力は豊富で、内モンゴルから東北地区に送電している。

図表 25-1 華北地区



(2) 華北地区の特色

図表 25-2 華北地区に進出した場合のメリットと留意点

メリット	留意点
<p>【環渤海経済圏】 環渤海経済圏（天津・北京他）は、珠江デルタ経済圏（深圳・広州）、長江デルタ経済圏（上海・蘇州）に次ぐ第 3 の国家プロジェクトとして開発が進められている。 「京津城际鉄道」は北京と天津をつなぐ最高時速 350km/h の新幹線で約 30 分到着でき、地下鉄乗換で便利に都市間の移動ができる。「天津新港」（中国で 5 番目大きいコンテナ埠頭）に隣接している。また、「天津濱海国際空港」から 38km と近く、同空港には中国の最大の航空貨物運送センターがあるため、物流面でメリットがある。</p>	<p>「京津冀都市圏」の発展が優先され、同じ環渤海経済圏の山東省（青島市）、遼寧省（大連市）との産業連携が進んでいない。また、発展格差が大きく、北京、天津等の都市部にリソースが集中され、それに合わせて外資に対する開放度合の観点でも、北京、天津、大連等の都市部以外には進出ハードルが高い。</p>
<p>【北京市】 北京市には中国企業や外国企業（日本を含む）の統括拠点多いことから、近年増えている情報通信・ソフトウェア、化学研究・工業技術サービス、リース・ビジネスサービスについては、北京から中国全土に幅広く展開していると考えられる。</p>	<p>大気汚染について、北京市は改善の取組みを強化しているが、より広範囲な対策の実施が必要と言える。また、交通渋滞については深刻化している。そのため、周辺地域への産業分散を図っているが、まだ進展途中である。</p>

メリット	留意点
<p>【中国（天津）自由貿易試験区】 中国（天津）自由貿易試験区では、高い投資利便性、ハイエンド産業の集積、金融サービスの完備、法律環境の規範化を目指している。港や倉庫等の物流インフラが完備している。</p>	<p>天津市は社会保険の基数が高く、労働コストの競争力の低下を招いている。労働者の流動性が高く、定着率が低い。北京と近い観点で恵まれることもあるが、立ち位置上重複になる場合もあり、人材が北京やその周辺地域に流出するリスクもある。</p>
<p>【山西省】 山西省は石炭・ボーキサイト等の資源に恵まれ、労働力や電力が安価であるため、製造業の進出にメリットがある。</p>	<p>山西省は山が多く、物流インフラの整備が十分に追い付いていない。</p>
<p>【京津冀都市圏】 京津冀都市圏（北京市、天津市、河北省等）では、北京・天津が先進製造を始めとする産業をリードし、周辺地域への経済普及効果を図っている。また、中国企業や外国（日本を含む）企業の製造業の基盤が多い。</p>	<p>大気汚染や交通渋滞等について、さらなる対策が必要である。また、雄安新区等のインフラ建設が進行中のため、不確定な要素が多い。</p>

【雄安新区】

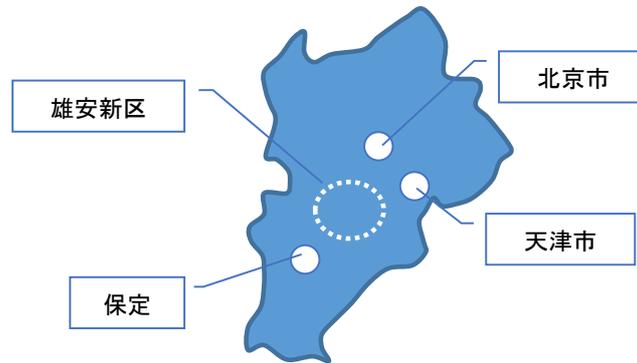
中国政府は、2017年4月1日に、北京市、天津市に隣接する河北省に新たな特区として「雄安新区」を設立すると発表した。雄安新区は、北京と天津からそれぞれ約100kmのところろに位置している。初期の開発面積は約100km²、将来的には東京都の広さとほぼ同じくらいの2,000m²の地域が開発される予定となっている。中国では19番目の国家レベルの開発新区で、習近平国家主席が指導し、鄧小平氏による1980年の「深圳経済特区」、江沢民氏による1992年の「上海浦東新区」と並ぶ国家プロジェクトとなっている。

「雄安新区」の目的は、北京・天津・河北省からなる広域経済圏の構築・発展と共に、企業や教育・医療と言った社会的サービス機能、一部行政サービス機構を北京から移転させることで北京への一極集中を緩和することにあると言われている。

2018年4月に政府が発表した雄安新区の計画概要によると、人工知能（AI）を駆使した車が自動運転で走行するモデル地区とするとしている。2022年には基礎インフラの整備を終え、2035年に完成予定となっている。他の経済地区と差別化された、環境にも十分配慮した最先端のスマートシティの実現が期待されている。

2021年以降、国有企業や学校、病院をはじめ、北京から雄安新区への移転が順次行っており、23年3月まではすでに北京から移転した企業が3,000社以上となった。また、スマートシティ実現に向けてビッグデータやIoTの技術を活用し、無人タクシーや無人バス等各種の試験運営を行っている。

図表 25-3 雄安新区



(3) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路・鉄道】

北京から天津までは京津塘高速道路（1993年開通、全長142.69km）で約1時間半。京滬高速道路（北京-上海高速道路）は北京市から上海市までを結び、約10時間の距離である。北京や天津等の都市部では、渋滞が慢性化している。

鉄道に関しては、「京津城際鐵路」が中国初めての時速350kmで運転できる新幹線であり、30分で北京から天津まで到着でき、各都市の地下鉄にも乗換可能である。また、「京津城際鐵路」の延長線上に上海まで行くことができ、「京広高鐵」（北京から広州まで）も同じ南北方向で河北省を横断している。東西方向の線路としては、山東省青島市から山西省太原市までつなぐ「太青高鐵」がある。その他、北京から内モンゴル経由で甘肅省蘭州市まで行ける新幹線や、内モンゴルの包頭市から海南島まで中国をほぼ横断する新幹線等がある。

【港湾】

このエリアには、秦皇島港、唐山港、天津港、黄カ港がある。天津港の貨物量は中国第5位であり、2022年には年間コンテナ取扱量が2,100万標準コンテナを超え、近年もコンテナ取扱量が増えている。

【空港】

このエリアには、北京首都国際空港、北京大興国際空港、天津濱海国際空港、石家庄正定国際空港、唐山三女河空港、秦皇島北戴河空港、邯鄲空港、北京南苑空港がある。2019年に新設し利用開始した北京大興国際空港は中国最大の空港であり、アジアでも最大級の空港であるが、利用率がまだ低く、北京首都国際空港の発着便の移転を進めている。空港旅客数を比較すると、北京首都国際空港の方が依然と多く、2023年度は8月時点で既に3,000万人を超え、新型コロナウイルス前の2019年では年間1億人を超えており、アメリカのアトランタ国際空港に次いで利用者数が世界2位となっていた。

【電力】

山西省、内モンゴル自治区は石炭資源が豊富のため電力が安い。内モンゴル自治区では工業等の制限が厳しく、地域によって利用できない場合がある。また、内モンゴルでは東西を分けて電力価格を決めているため進出地域に合わせて確認する必要がある。

【通信】

都市部ではインターネットが普及している。また、2022年4月19日には中国全域の県レベル（中国語での「県級」）以上の市の都市部では5Gをカバーしている。

【不動産・物流】

北京：2023年Q3時点のオフィスの平均賃料は307元/m²/月。また、北京でも地域によって平均賃料の差異が大きく、一番高い「西城区」ではオフィス賃料の相場が6.5万元/月（約130万円）で東京並みの水準となっている。

天津は港や空港があり、北京との距離が近い。従来物流のインフラが成熟しており、2022年の倉庫平均賃金は0.84元/m²・日であり、都市部での倉庫コストとしては割安になる。

②労働事情

【人材】

北京は首都であり、北京大学や清華大学等の一流学校があるため、人材確保の観点では魅力はある。「中国都市95後（1995年から1999年生まれ）人材誘致力ランキング：2021」によると「95後」の人材誘致力ランキングでは北京が1位である。北京で卒業した大学生だけでなく、中国の戸籍制度の観点から子供等の次世代の教育や将来の発展のために、北京を選んでいる人材も少なくない。一方、北京以外の都市はランキング上位に入らず、特に発展が進んでいる天津に関しては、同じく発展が進んでいる長江デルタや珠江デルタ地域の各都市に遜色している現状である。また、天津市は人材の流動性が比較的高く、日系企業では人材確保に苦慮している報告もある。

【賃金】

「従業員の賃金上昇」も日系企業に対するアンケート（2021年度海外進出日系企業実態調査中国編：2022年2月日本貿易振興機構（ジェトロ））では「経営上の課題」としてあげられる。

北京市（56.0%、第1位）、天津市（84.6%、第1位）となっており、中国平均（72.4%、第1位）と同等に「賃金上昇」が重要な課題となっている。特に、天津市では深刻な課題となっていると言われている。天津市は他の都市と比較しても社会保険料の基数が高く、労働コストの高騰の一因にもなっている。

③生活環境

【気候】

北京市では、夏は気温 40℃を越す日もあり、冬は-10℃を下回ることもある。冬期は雨が少なく、乾燥が著しい気候である。そのため、脱水や皮膚のトラブル、上気道感染等を起こしやすく、空調・加湿器等を使用した湿度の調整が不可欠と言える。大気汚染が深刻で、特に北京では風邪を引いた後に咳・痰が治まらない、喉の痛み、目のかゆみといった症状を訴える人が増加傾向にある。また、季節によっては大量の黄砂や柳絮と呼ばれる綿毛のような樹木の種子も飛来するため、呼吸器症状やアレルギーが出やすい。天津市は、夏は 40℃以上となる時があり、逆に冬は-20℃以下となる時がある。黄砂の影響もある。

【教育】

北京市には多くの大学が集中している。北京大学、清華大学、中国人民大学等が著名である。天津にも南開大学、天津師範大学といった著名な大学がある。なお、北京と天津には日本人学校がある。

【医療】

北京の中日友好医院国際医療部や北京協和病院等では日本語での対応も可能である。天津で日本語対応可能な病院として、天津医科大学附属第一中心医院がある。

【住居】

北京市では駐在員の居住エリアとしては、CBD エリア、燕莎・麗都エリア、王府井・建国門エリア、東直門・三里屯エリアがある。中でも、燕莎・麗都エリアは日本人学校があり首都国際空港までアクセスが良いため駐在員の人気が高い。家賃の相場は、例えば、燕莎エリアの朝陽区近辺の 10 号線亮馬橋駅徒歩 7 分のマンションでは 100~120 m²、2 ベッドルームで月賃料 23,000 元~33,000 元（約 45.84 万円 ~65.77 万円）となっている。

【日本食】

北京市ではハイランクのホテルに限らず街中でも日本料理店がある。特に、比較的多くの日本人が居住している燕莎・麗都エリアには多い。天津市でも日本料理店は増加傾向にある。

【金融】

北京市及び天津市には、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行の支店がある。また、2021 年には、北京証券取引所が開設された。「全国中小企業株式譲渡システム」の一部を衣替えしたものであり、特にベンチャー企業の育成が期待されている。

第26章 地域編②：東北地区（遼寧省、吉林省、黒竜江省）

1. 東北地区の地域概要

(1) 東北地区の経済的地位

東北地域は2014年以降の経済成長は伸び悩んでおり、成長率は全国平均を下回る。

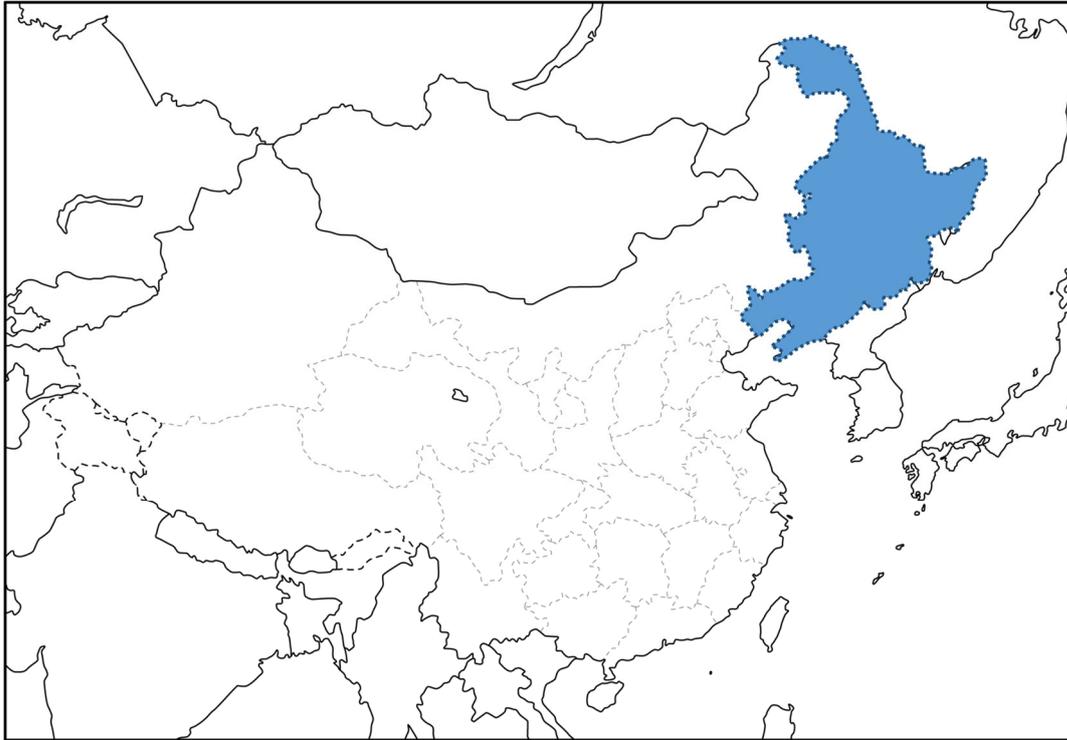
中華人民共和国建国以来、重工業を中心に国の発展を支え、経済水準をリードしていたが、東南沿海地域と比べて市場経済の波に乗り遅れ、従来発展を支えてきた重化学工業も産業構造改善のネックになっている。

遼寧省の瀋陽市、大連市は環渤海経済圏（中華人民共和国の渤海周辺に形成される経済圏）の主要都市である。特に大連市は東北地域において最大規模の港があり、昔より日系企業の進出も多い。

吉林省は、自動車関連産業、石油化学工業、トウモロコシ加工、農業機械等を中心として経済発展を図っている。

黒竜江省の土壌は有機物の含有量が多く、農業に適している。耕地と樹林地帯の面積が大きい。石油、グラファイト、ケイ線石、鑄石玄武岩、アスベスト用玄武岩、セメント用大理岩等の埋蔵量が多い。自動車、化学工業、食品、電子、医薬等が工業として盛んである。省内にある「大慶油田」は中国屈指の大油田であり、第二次世界大戦後の中国の石油輸入依頼を脱却させたこと等、国の発展に大きく貢献していた。また、境内に「大興安嶺」、「小興安嶺」等森林資源が豊富である。

図表 26-1 東北地区



(2) 東北地区の特色

図表 26-2 東北地区に進出した場合のメリットと留意点

メリット	留意点
<p>【琿春日本工業団地】 「吉林琿春輸出加工区」に「琿春日本工業団地」が設立され、環境にも配慮した工業団地建設を目指し、自動車部品、ハイテク電子、縫製品加工等の産業の発展に重点を置いている。沿岸部に近く、従業員の定着率も良い。中国に生産拠点を置き、ロシア等を市場とする戦略も可能である。</p>	<p>東北地方に位置しているため、雪により物流に影響することがある。従業員に対する教育が重要である。</p>
<p>【東北地域復興の国家戦略】 2022年中国共産党第二十次全国代表大会では、東北地域の全面復興を目標として掲げており、東北地域の産業レベルアップを目指しており、日韓企業と連携することも期待している。特にハイテク農業、再生エネルギー関連産業等、東北地域の生態環境を生かせる産業が優先される。</p>	<p>20年前の2003年にも東北地域の復興を戦略として掲げ中央政府による財政支援を行ったが、東北地域の政府部門の低い行政実行力により具体的な施策まで落とし込まなかった。今回は体制改革及び中央政府による具体的な実施プランもあるが、前回の経験上まだリスクが高く、また現在の経済情勢では自国企業に対する支援が強いと想定する。</p>

(3) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

① インフラ・物流

【道路・鉄道】

このエリアには、長四高速道路、長吉高速道路、長扶高速道路、吉延高速道路、長深高速道路、哈大線、京哈線がある。京哈線は北京市とハルビン市を結んでおり、東北地域の重要道路である。インターチェンジが少なく、路面も凹凸が多いため、特に夜間の運転には注意が必要である。2021年11月に黒竜江省の部分は八車線に拡張した。

鉄道に関しては、「京哈高鐵」が最高時速350kmで運行しており、北京から瀋陽市と長春市経由でハルビン市まで運行し、ハルビン市で「綏滿通道」を利用し、ロシア等欧州まで運行できる。また、「京哈高鐵」の瀋陽駅より大連と天津にそれぞれつなぐ支線もある。

【港湾】

このエリアには、丹東港、大連港、旅順新港、營口港、大安港、吉林港、扶余港がある。大連港は遼東半島の最南端で大連市中心部の東側に位置し、中国東北地区最大の国際貿易港である。大連港の貨物量はピーク時中国第6位であったが、2023年9月までの年間累計量では全国16位までに下がった。主な原因としては、近年自動車産業の不況による輸出減と国内石炭資源利用減により内モンゴルからの中国沿岸部への石炭輸送減少になる。また大連港と營口港が経営統合により、海外輸出は大連で国内海運は營口という業務分担も一部影響している。

【空港】

このエリアには、瀋陽桃仙国際空港、大連周水子国際空港、長春龍嘉国際空港、延吉朝陽川国際空港、長城山空港、通化空港、ハルビン太平空港がある。大連周水子国際空港は近年、国内線・国際線ともに便数が増加しているが、設備的な問題や周辺航路の混雑により、当局から出発許可がなかなか下りないことが多々見受けられ、30分～1時間前後の遅延も珍しくない。

また、立地上、自然の影響（濃霧、強風、降雪、黄砂等）による出発・到着時刻の変更、周辺空港（北京・青島・煙台・瀋陽等）へのダイバートや欠航、反航が少なくない。

大連周水子国際空港を補完する目的の大連金州湾国際空港が2023年10月19日に中国民航局に命名が承認され、中国「十四五」計画の重大項目として10月28日から建設中である。大連金州湾国際空港は海を埋め立てて作る人工島に建設される中国大陸初の海上空港であり、完成後は関西国際空港を超え、世界最大の海上国際空港となる予定である。

【電力】

石油資源等が豊富なため、比較的安価である。

【通信】

瀋陽やハルビンでは光ファイバーが普及しており、障害時も翌日には復旧している。また、2022年4月19日には中国全域の県レベル以上の市の都市部では5Gをカバーしている。

【不動産】

東北地域の衰退と人口流出のため、全体的に不動産価格が比較的安く、一時「黒竜江省鶴岡市」では 5 万元（約 100 万円）で 70 平米前後の物件を買えることで中国 SNS 上話題になっていた。

【水】

黒竜江省では黒竜川、ウスリー川の水量が豊富である。吉林省では白頭山（中国語では「長白山」）とそれに源を發した松花江、鴨緑江、豆満江があり、自然資源が豊富である。また遼寧省は沿岸部にあるため、水資源の心配はない。

②労働事情**【賃金】**

「従業員の賃金上昇」が日系企業に対するアンケート（2022 年度海外進出日系企業実態調査 中国編：2022 年 2 月日本貿易振興機構（ジェトロ））では「経営上の課題」としてあげられるが、遼寧省（74.6%、第 1 位）、中国平均（72.4%、第 1 位）となっており依然として重要な課題となっている。

③生活環境**【気候】**

遼寧省の大連市では、夏場は約 22℃、冬場は約 -5℃となり海からの風が冷たい。吉林省の長春市では夏場は約 22℃と大連市と変わらないが、冬場は -15℃以下となることもある。黒龍江省のハルビン市では、夏場は約 20℃となるが、冬場は -20℃と厳しい寒さとなっている。黒竜江省は中国一番寒い所として、「漠河市」が 1969 年に -52.3℃を記録したことがあり、23 年 1 月にも連続 3 日間 -50℃以下を記録している。

【教育】

東北地域の大学として中国のランキング順ではハルビン工業大学（黒竜江省）、吉林大学（吉林省）、大連理工大学（遼寧省）、東北大学（遼寧省）、ハルビン工程大学（黒竜江省）等があり、また、東北農業大学（黒竜江省）、東北林業大学（黒竜江省）、大連海事大学（遼寧省）等専門科目における有名校がある。

大連には日本人学校もあり、遼寧省の瀋陽にも瀋陽補習授業校がある。

【医療】

大連市中心医院は日本人医療相談室がある。また、日本語対応可能な病院としては白求恩医科大学附属病院がある。ハルビン市には日本語は通じないが、著名な病院として哈爾濱第二医院がある。

【住居】

大連市では、駐在員の居住エリアとして、大連市内中心部エリア、IT 企業関係の软件园・高新園区エリア、金普新区（開発区）エリアがある。その中でも金普新区（開発区）エリアは、日系企業の工場と住居が比較的近く、ショッピングモールもあるため駐在員の人気が高い。家賃の相場は、例えば開発区周辺のアパートでは 120 m²、2LDK で月賃料 5,000 から 8,000 人民元のものがある。

【日本食】

大連市内中心部の森ビル周辺や民主広場には日本人向け飲食店が多い。金普新区（開発区）エリアの五彩城エリアにも日本人向け飲食店が多い。

【金融】

大連市には、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行の支店があり、地銀では山口銀行の支店もある。瀋陽市には三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行の支店がある。

ひとくちメモ 20：最近の大連市の日系企業の動向

大連市の日系企業は従来、加工貿易が中心で日本や海外のマーケットへ販売していた。しかし、中国内のマーケットが大きくなったことで、内陸への販売、天津等別地域での新工場の建設等を行うケースが見られている。

大連はもともと日本語が話せる人材が多く、港湾が近く、日本にも近いという理由で進出する企業が多かったが、2010 年代には人件費高騰等による影響で大連市から撤退する日系企業が相次いでいた。

最近の日系企業の撤退に関しては、2021 年 9 月に東芝が大連の製造拠点を閉鎖し、2022 年 12 月には AGC が大連のガラス製造会社を上海の企業に譲渡する報道がなされている。

一方、2022 年 12 月の大連日本商工会の調査では、中国での事業規模の展望（2023～2025 年）について、「現状維持」が 49%（64 社）と最も多く、次いで「拡大」は 44%（57 社）となった。今後 1～5 年の事業展開の方向性について、96%（125 社）が「中国他地域もしくは第三国（地域）へ移転もしくは撤退予定はない」と回答した。（2023 年 11 月現在）

第27章 地域編③：華東地区（上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、福建省、江西省、山東省）

1. 華東地区の地域概要

(1) 華東地区の経済的地位

上海経済圏（江蘇省、浙江省、上海市）である長江デルタ地帯は、経済水準が中国で最も高く、都市化も最も進んでいる。特に上海市では金融・保険業、不動産業のシェアが高い。

江蘇省と浙江省は古代より商業が発展している町であり、市場経済の波に乗って沿岸部の優位性を発揮しながら製造業が発展し、三次産業も合わせて成長してきた。江蘇省は外商投資企業に対する開放水準が高く、2012 年から 2022 年まで、年平均外資利用金額が 130 億米ドルを超え、2022 年 5 月時点では世界企業トップ 500 の内 392 社が江蘇省にある。また、省内企業も積極的に海外展開しており、世界 172 カ国に投資を行い、投資金額が 895 億米ドルに達している。江蘇省内部でも、蘇州が上海に近い一番発展レベルが高いが、それ以外の町もお互い遜色ない程度で発展している。全体的に江蘇省の南部は昔から軽工業を中心に発展しており、GDP 水準も比較的高く、北部は重工業が比較的強い。

一方、浙江省に関しては、沿岸部のため外商投資企業も多いが、江蘇省に比較して地元の民営企業の力がより強くなっている。例えば、世界有名のアリババは杭州市で起業し成長してきたほか、義烏市には世界中の日用品を生産する企業が集積しており、寧波市は貨物取扱量が世界一の港を運営し世界中に商品を届けており、温州市も民営企業の企業主が不動産市場に進軍したことで中国の不動産市場を震わせたことがあった。特に農村部でも発展が進んでおり、工場主が多数いるため、田舎に宮殿のような一戸建てが並んでいる。外商投資企業にとっては、高いレベルのサプライヤー企業が見つかりやすい。

上海経済圏全体としても、2022 年名目 GDP は 24.5 兆人民元（約 512 兆円）に達しており、日本全国 GDP の 9 割を超えており、経済水準が先進国になっているため、日系企業が進出の際にもコストは決して低くなく、ローカル企業との競争も激しくなるが、中国全土より労働力が集まっている地域であり、インフラも完備しているため、再生エネルギーや材料科学、又は介護等の三次産業といった特化した分野で強みを持つ企業であれば、政府の支援策を利用して中国市場に参入するチャンスはまだある。

一方、安徽省は近年工場の内陸部移転の傾向の中、また上海経済圏の人件費等コストが上昇する中で、上海近辺の内陸部として注目が集まっている地域であり、自動車関連をはじめ多くの日系企業が進出している。また、科学分野のトップ校である中国科学技術大学の所在地として、先端技術の人材が集まっているため、研究開発の際には技術系の人材は採用しやすい。近年政府支援の元で半導体産業、EV 関連産業の発展が著しく、新たな投資対象として注目を集まっている。帝国データバンク「日本企業の中国進出動向調査（2022 年）」によると、安徽省は中国全土で唯一進出企業数が著しく増加した地域である。

江西省は自動車・航空・精密製造、金属鍛錬、漢方薬・バイオ製薬、電子情報・現代家電、食品加工、化学製品・新型建築材料を重点産業としている。また、タングステン、レアアースの埋蔵量が豊富である。

山東省の済南市、青島市は環渤海経済圏（中華人民共和国の渤海周辺に形成される経済圏）の主要都市である。特に青島市は昔から日系企業の進出が多い。

福建省も沿岸部として、昔から海外貿易の伝統があり、海外輸出向けの企業が多い。また、アセアン諸国の華僑と同じ祖先があるケースが多い。地域的には広東省に近いので、華南地域の商圏に入るケースも多い。

図表 27-1 華東地区



(2) 華東地区の特色

図表 27-2 華東地区に進出した場合のメリットと留意点

メリット	留意点
<p>【長江デルタ地帯】 長江デルタ地帯（上海市、江蘇省、浙江省、安徽省等）では経済水準が中国で最も高く、習近平主席も注力する経済をリードする地域であり、都市化も最も進んでいる。都市工業だけでなく、農村工業も発達している。労働生産性が中国で最も高い。特に、多国籍企業が投資戦略拠点として上海市を選択する傾向が強く、国際貿易や研究開発等の機能を開拓している。日本人駐在員の生活環境も整っている。</p>	<p>産業構造が第三次産業中心へと変化するに連れて、上海で工場の立ち退きを要求されることや、ライセンスが更新されないケースがある。人件費、家賃、物価が高い。ローカル企業も成長しているため、競争が激しくなる。</p>

メリット	留意点
<p>【長江経済ベルト】 上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、江西省、湖北省、湖南省、重慶市、四川省、雲南省、貴州省の9省2直轄市で構成される。海運だけでなく、内陸部への工場移転等に合わせて、長江とその支流を利用し、内陸港や川での運送も積極的に整備している。長江経済ベルトは面積が国土の21.4%を占め、人口と域内総生産は中国の40%を超えている。</p>	<p>長江流域の汚染や環境破壊の状況を考慮して、大規模開発を行わず、生態環境の回復や保護を優先しつつグリーン発展を追及することが発表され、「一帯一路」「京津冀 経済圏協同発展」とともに習近平政権が進める「三大国家戦略」の一つとなっている。</p>
<p>【安徽省】 安徽省は近年政府が積極的にハイテク企業を誘致している。特に合肥市においては、EVや半導体産業をはじめ、今後成長する分野のハイテク企業を積極的に誘致しており、日系企業への期待も大きく、ファーウェイ等中国を代表するようなハイテク企業も集積している。また、上海経済圏の人件費等コストが上昇する中で、上海近辺の内陸部として注目が集まっている地域である。先端技術の人材も多い。</p>	<p>一般労働者の場合、人材は集まりやすく、離職率は低い。労働者の質は沿岸部ほど高くない。管理職層の採用は人材が不足しているため難しい。今後人件費が急速に上昇する可能性がある。</p>
<p>【江西省】 沿岸部へのアクセスから、沿岸部の既存工場の第二工場という位置付けで、江西省に進出する企業が増えている。華南経済圏にも近く、地理的優位性がある。</p>	<p>今後人件費の上昇が懸念される。</p>
<p>【山東省】 日本向け輸出型企業が多い。</p>	<p>近年、日本人駐在員が減少している。また、大気汚染等の影響で、家族が帰国し、単身赴任者の割合が増える傾向にある。</p>

(3) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

① インフラ・物流

【道路・鉄道】

このエリアで代表的な高速道路である「瀋海高速」は東北地域の瀋陽から海南島までの高速建設計画であり、現在瀋陽から山東省までの渤海海底トンネルと中国大陸から海南島までの海底トンネル以外は全線運行しており、中国最も発展している沿岸部を横断した高速道路である。杭州湾大橋の部分は2008年建設当時世界最長の海を渡る橋として記録していた。また、浙江省の杭州衢州高速道路のうち、浙江省の省都・杭州市から内陸部の衢州市の総延長237km部分は、日本のODAによって建設された。

鉄道に関しては、沿海通路といった遼寧省丹東市から広西省防城港市まで続く新幹線があり、中国の海岸線に沿って華東地域を横断している。また、「京広高鐵」（北京から広州）や「京滬高鐵」（北京から上海）の中国主要鉄道は華東地域の内陸部と沿岸部をそれぞれ横断しているため、道路網が整備されている。

成熟した道路網があるため、広東省を含めた沿岸部では、在庫商品を通販等で発注した場合、基本的には翌日午前中までには到着可能となっている。

【港湾】

このエリアには沿岸部の上海港、寧波舟山港、煙台港、青島港があり、内陸運輸として近年蘇州港の発展が著しい。上海港は2010年より世界の港湾におけるコンテナ取扱量が世界1位である。寧波舟山港は2015年9月に寧波港と舟山港が合併されたもので、中国沿岸における輸送の中核として位置付けられており、浙江省義烏市からの日用品等幅広く貨物を取り扱っており、貨物取扱量が世界1位である。青島港の貨物量は中国4位であり、特に鉄鉱石や原油等の輸入では中国の主要な港と位置付けられている。

【空港】

このエリアには、上海虹橋国際空港、上海浦東国際空港、済南遥牆国際空港、青島流亭国際空港、煙台萊山国際空港、杭州国際空港がある。上海浦東国際空港は24時間全天候型の国際空港であり、世界で初めて実用化されたリニアモーターカー（高速磁気浮上鉄道）「上海トランスラピッド」で、空港から30km離れた市街地まで最短7分20秒で行くことが可能。2021年1月、安徽省に蕪湖宣州空港が完成し上海虹橋国際空港との試験飛行が行われたが、距離が近いためコロナ以降安徽・上海便は2023年11月現在再開していない（新幹線の速い便では、2時間弱で到着する）。

【電力】

内陸部は沿岸部より20%程度安い。沿岸部は発展している分、電力の需要も大きく、夏場では停電まではいかないが、電力供給に圧迫が生じ、利用規制が出る場合がある。

【通信】

中国で最も発展している華東地域では、通信のインフラは完備されている。また、2022年4月19日には中国全域の県レベル（中国語での「県級」）以上の市の都市部では5Gをカバーしている。

【不動産】

沿岸部は高いが、内陸部は比較的安価。2023年8月の上海市の住宅平均価格は63,726元/m²であり（約120万円）、東京並みの水準になっているが、安徽省の省都・合肥の住宅平均価格は22,606元/m²で（約45万円）約三分の一になり、江西省の省都・南昌市の2023年10月の住宅平均価格は1.2万元/m²（約24万円）とさらに低い。

【水】

内陸部は沿岸部より20%程度安い。

②労働事情

【人材】

日系企業に対するアンケート（2021 年度 海外進出日系企業実態調査 中国編：2022 年 2 月日本貿易振興機構（ジェトロ））によると「経営上の課題」として、華東地域では「人材（一般スタッフ・事務員）の採用難」が上位にランクインされている。上海以外の沿岸部各省の課題ランキングでは、江蘇省（41.7%、第 4 位）、浙江省（60.0%、並列第 2 位）、福建省（44.4%、第 2 位）、山東省（35.5%、第 5 位）となっている。

また、製造業において、「人材（一般ワーカー）の採用難」が課題となっており、江蘇省（71.7%、中国全土第 1 位）、山東省（51.1%、中国全土第 4 位）、福建省（50.0%、中国全土第 5 位）となっている。

【賃金】

日系企業に対するアンケート（2021 年度 海外進出日系企業実態調査 中国編：2022 年 2 月日本貿易振興機構（ジェトロ））で中国における「経営上の課題」として「従業員の賃金上昇」があげられる。浙江省（90.0%、中国全土第 1 位）、上海市（79.5%、中国全土第 4 位）、江蘇省（76.7%、中国全土第 5 位）と中国平均（72.4%）と大きく上回り、重要な課題となっている。この 3 つの省では生活水準も高く、従業員もそれなりの給与水準を求めるが、外商投資企業が多く進出している中、日系企業の平均賃金が比較的に低いため、特に注意する必要がある。

なお月額最低賃金は、2023 年 10 月時点で山東省青島市及び済南市が 2,200 人民元、江蘇省蘇州市及び南京市が 2,280 人民元、海市が 2,690 人民元である。

③生活環境

【気候】

上海市の緯度は鹿児島県とほぼ同じであり、日本と同じように四季の変化がはっきりしている。6 月中旬から 7 月上旬までは梅雨が続き、その後訪れる夏は連日蒸し暑く、最高気温が 40℃ 近くとなる日もある。冬は最低気温が氷点下となる日もあり、季節・気温に合わせた服装が必要となる。江蘇省の省都・南京市の夏場は約 28℃、冬場は約 3℃と意外に寒い。浙江省の省都・杭州は、夏場は約 30℃、冬場は約 4℃となっており、春と秋から冬に向かう時期は雨が多く湿度が高い。

【教育】

著名な大学として上海市の復旦大学、交通大学、華東師範大学、上海財経大学等がある。南京市では南京大学等があり、杭州には浙江大学がある。

上海には虹橋と浦東に日本人学校があり、杭州にも日本人学校がある。山東省の青島にも日本人学校がある。

【医療】

上海市には日本人医師もしくは日本語のできる医師がいる病院が多い。例えば、グリーンクリニック、グローバルヘルスケア浦西クリニック及び浦東クリニック、国賓クリニック等がある。浙江省の杭州では日本語通訳のいる病院として杭州愛徳医院国際部、浙江緑域医院国際医療部があり、福建省の福州市には福建医科大学附属第一医院がある。

【住居】

上海市では駐在員の居住エリアとしては、虹橋・古北エリア、上海市内エリア、浦東エリアがある。虹橋・古北エリアは外国人居留区として歴史が古い。虹橋エリアは日本領事館をはじめ、日系のクリニックやスーパー、日本食レストラン等も充実していることから、家族連れ、一人暮らしどちらも住みやすい。古北エリアは上海の日本人コミュニティの中心であり、サークル活動や会食等に参加したい人にとっても住みやすい。浦東エリアは開発が進み新築物件も多く、日本人学校の新キャンパスもあり、上海には唯一中学、高校の日本語学校があるため、子供のためにこの地域を選ぶ方もいる。虹橋・古北エリアの家賃相場は、40～70 m²の場合 6,000 元から 9,000 元である。浦東新区周辺の家賃相場は 40～70 m²で大体、7,000 元から 12,000 元である。

【日本食】

上海市ではハイランクのホテルに限らず、街中でも日本料理店が多数ある。特に、古北エリアは多い。南京市や杭州市は上海ほどではないが市内や高級ホテル内にある。

【金融】

上海市には、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行の本店がある。青島市には、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行の支店がある。杭州には三井住友銀行、福州には三菱 UFJ 銀行の支店がある。また、合肥にもみずほ銀行の支店がある。

ひとくちメモ 21：最近の上海市の日系企業の動向

中国の首都は北京であるが、日系企業の駐在員でも上海が一番外国人にフレンドリーだと感じる人が多いため、日系企業は上海に本社機能を置く場合が多く、現地調査でも中国事業の全体戦略の話聞く場合が多い。近年「チャイナ・プラスワン」が話題になっており、中国よりアセアン地域への進出を選ぶ企業が多いが、すでに進出している企業に対する調査では製造拠点を他国に移転することを考えている企業がほとんどいない。それに対して、中国には大きな市場があるため、地産地消を選択している企業が多い。例えば、医療器具メーカーの日系企業の場合は、今まで一般消耗品を中国で生産し、日本向けに輸出しており、日本からハイレベルな医療機器を輸入して販売していたが、今後ハイレベルな医療機器も現地生産を考えている。また、アセアン等他国に製造拠点を移転した場合、サプライチェーンの方が中国での製造・販売よりもリスクがあると回答している企業もある。(2023年10月現在)

第28章 地域編④：中南地区（河南省、湖北省、湖南省、広東省、広西チワン族自治区、海南省）

1. 中南地区の地域概要

(1) 中南地区の経済的地位

広東省は中国市場経済改革の起点であり、現在でも中国各省の GDP の一位であり、2022 年年間 1.9 兆米ドルで、世界各国と比較しても韓国やオーストラリアの全国年間 GDP を超えている。また、石炭、鉄鉱石、硫鉄鉱の埋蔵量が多く、自動車の生産が盛んであり、多くの日系企業が進出している。特に市場経済改革の重点対象である深圳市の発展が進んで、近年金融センターとしても重要な機能を果たしている。

河南省は中国の真ん中に位置しており、特に省都の鄭州は中国道路網の中心に位置しているため、物流インフラの発展が著しい。また、河南省の人口が中国上位のため、労働力資源が豊富であり、フォックスコンの鄭州工場で iPhone の組立を行っている。

湖北省は水資源が豊富であるため、米、綿花、油糧作物の産出量が多い。製造業では自動車、鋼鉄、石油化学を主産業としており、食品や紡績等の軽工業も盛んである。特に省都の武漢市は中部地域の主要都市として、長江の便で古くから貿易で栄えた「内陸最大の商工業都市」であり、多くの日系企業が進出している。また、武漢市には高等教育機関が 92 校あり、北京市に次ぐ中国第 2 位となっており、在籍大学生が全国トップや常住人口の 13%超が大学生等、人材が豊富である。

湖南省は機械製造、食品、電子情報、金属精錬、建築材料、電力等を主産業としている。また、湖南省は中国の重要農業基地として米、お茶、柑橘類の生産が盛んである。湖南省、特に省都の長沙市は消費力が高く、「1 の収入に対して 2 を消費する」と言われている。

広西チワン族自治区は豊富なボーキサイトを埋蔵しており、その他スズ、マンガン等の埋蔵量も豊富である。広東省とベトナムと隣接しており、近年「北部湾」等といった港の発展が著しい。

海南省は石英、天然ガス、イルメナイト等の鉱産物に恵まれている。植物資源が多く、また海洋漁業水域が広いため、水産資源も豊富である。

図表 28-1 中南地区



(2) 中南地区の特色

図表 28-2 中南地区に進出した場合のメリットと留意点

メリット	留意点
<p>【長江中流都市圏】 長江中流都市圏（湖北省・湖南省）は水資源が豊富で、沿岸部に近いため、沿岸部からの移転の受け皿として有力な候補地である。また、湖北省では個人消費が好調であるため、近年、日系コンビニエンスストアの進出が加速している。</p>	<p>自動車産業が多い一方、日系自動車EV台頭により苦戦している。また、中部地域において日本の在外公館がないため、重慶や広東省まで行かないと、ジェトロの武漢事務所が唯一の日本政府機関となり、政府経由の貿易動向の把握には他の外国より劣っている。</p>
<p>【珠江デルタ地帯】 珠江デルタ地帯（広東省の広州、深圳、珠海等）は、香港、マカオに近く、国有企業が少ない。</p>	<p>人件費の上昇が懸念される。</p>
<p>【東莞市/東坑平謙日本企業工業団地】 香港から2時間、深圳から1時間、省都広州から1時間とアクセスが良いため、部品調達コストが抑えられる。安価な労働力の確保が容易である。東坑平謙日本企業工業団地では日本企業向けの工業園区として水や電力の供給能力が高く、通信設備も完備している。生産インフラだけでなく、生活インフラも日本をモデルに整備する上、日本人所長を常駐させ、会社設立・会計・法律関係手続きや、労働者の募集、税務等の代行サービスも提供する。日本企業の専用であるだけに、駐在員の間では、ビジネス面の情報交換のみならず、生活面の相互扶助も容易になる。</p>	<p>競争が激しくなれば、人材確保が難しくなる可能性がある。 出稼ぎ労働者が多く3年程度で工場をやめて故郷に帰るケースが多いため、単純労働を行う工場労働者の賃金は上昇しにくい。また、熟練工が不足している。</p>

メリット	留意点
<p>【深圳市（経済特区）】 香港の新界と接し、市内全域が経済特区に指定されており、外国投資を誘致しているため、法人税や輸出関税等の外資優遇措置がある。深圳証券取引所が設置されており、上海証券取引所とともに外国人が投資できるB株を扱っている。中国の著名なハイテク企業の本社が多く所在していることから「中国のシリコンバレー」と呼ばれることもある。バイオテクノロジー産業も盛んである。移民都市であるため広東語ではなく北京語が使われることが多い。</p>	<p>経済発展により生活水準が高くなっているため、安価な労働力が確保しにくい。国内外から多くの企業が流入しているため、企業は激しい価格競争にさらされる可能性がある。</p>

近年、発表された中南地区で注目すべきプロジェクトに、「粵港澳大湾区（グレートベイエリア）」と「海南自由貿易港」がある。

【粵港澳大湾区（グレートベイエリア）】

2019年2月に「大湾区」のマスタープラン（大湾区発展綱要）が国務院から公表された。粵港澳大湾区は、広東省内の9都市（広州市、東莞市、深圳市、惠州市、仏山市、中山市、珠海市、江門市、肇慶市）、香港特別行政区、マカオ特別行政区で構成されている。広東の「粵（えつ）」、香港の「港」、マカオの「澳（おう）」の中国語での略字を用いて、「粵港澳大湾区」と称する。大湾区の面積は、約56,000km²、およそ日本の四国と九州を合わせた大きさであり、人口は約7,100万人である。粵港澳大湾区の特徴は以下の通りである。

- ✓ 香港とマカオを中国経済発展計画の中に組み入れたことが大きな特徴である。香港とマカオの「一国二制度」の体制を維持しつつ、香港、マカオ、広東省内の都市の発展の融合を追及しており、これは特徴であると同時に、「一国二制度」をいかに維持するかという課題を内包していることでもある。香港は金融、海運、貿易、国際空港に強く、マカオは観光や文化、広州は商業と貿易、深圳はイノベーションに強いという各都市の特徴を生かしつつ、融合することを目指している。
- ✓ 交通インフラ建設に力を入れ、橋や鉄道による連結の強化を図っている。特に「広深港高速鉄道」と「港珠澳大橋」をあげることができる。「広深港高速鉄道」は2018年9月に香港区間（深圳・福田～香港）が開通している。「港珠澳大橋」は2018年10月に香港国際空港とマカオ・珠海間が開通し、従来、フェリーで往来する他、自動車で4時間程度かかっていたところが、現在自動車で45分程度に短縮された。
- ✓ 人材誘致のため、外国籍個人の補助・手当の個人所得税優遇政策を出しており、2023年8月に「外国籍個人の補助・手当の個人所得税政策の延長実施に関する公告」（財政部・税務総局公告2023年第29号）を公布し、2019年1月1日の個人所得税法の改正以来、2回目の延長となった。今回の公告によると、外国籍の居住者が、個人所得税の特定付加控除（注）を適用するか、又は住宅手当、言語訓練費、子女教育費などの手当に対する免税を享受するかを選択できる。両方同時に適用することはできない。一度選択した場合、1納税年度内には変更できない。同政策は2027年12月31日まで実施される。

(注) 子女教育費、継続教育費、重病医療費、住宅ローン金利、住宅家賃、高齢者扶養支出について、上限を定めて個人所得税から控除するもの。

2023年11月には「粵港澳大湾区」のビジネス誘致大会が開かれ、三菱重工業、ファイザー製薬、シーメンス等の国際企業が参加し、859個計2.24兆元（約45兆円、1元=20円）の投資プロジェクトが契約された。

【海南自由貿易港】

中国共産党中央委員会及び国務院は2020年6月1日に「海南自由貿易港全体計画」を公布した。貿易の自由化・円滑化の向上、産業構造の転換・アップグレードの推進、租税制度の整備、管理水準の向上を進め、海南省地区を国際的な先進レベルにある自由貿易港にすることを目標にしている。

- ✓ 海南自由貿易港は広大な海南島全島（約3万5,400km²：日本の九州と概ね同じ）をゼロ関税地域にしている点において、香港（約1,100km²）よりも大きい自由貿易港となっている。
- ✓ 国外と自由貿易港内の貨物の出入り（一線）は、税関による監督管理を受けずに自由にでき、自由貿易港と中国国内その他の地域との貨物の出入り（二線）のみ税関による監督管理を受ける。ゼロ関税政策を段階的に適用し2025年にも原則全ての関税を撤廃する。
- ✓ 関税のほかにも「低税率」「税制簡素化」を政策の柱としている。低税率については、法人税、個人所得税の税率が15%で、香港、シンガポールよりも低いという。税制簡素化は、2025年以降は現行の18税種を7税種程度に簡略化するとしている。
- ✓ 海南省では日本企業誘致のため、2022年7月に現地法人設立等にワンストップで相談を受け付ける「日本企業サービスセンター」を州都・海口市に設立したほか、日本企業が入居する「日本企業ビル」も建設する等日本向けに優遇策を充実させている。

(3) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路・鉄道】

このエリアの主要な高速道路は、福銀高速道路、岳武高速道路、京珠高速道路、広深高速道路、広深沿江高速道路、長株高速道路、桂梧線、海南島環状高速道路である。広深高速道路は慢性的な渋滞に悩まされていたが、広深沿江高速道路が2013年末に開通したことにより、1時間以内で広東省広州から深圳まで移動が可能となり、渋滞も解消された。広深沿江高速道路の広州から香港までの所要時間は1時間半。

鉄道に関しては、ハルビンから香港・マカオまでの新幹線は南北方向で中国最長となっており、北京、武漢、長沙、広州等の主要都市を経由しており、中部地域を横断している。また、連雲港市からウルムチ市までの新幹線は東西方向で中国を横断しており、欧州までの中欧列車も走っており、「一带一路」政策に重要な役割を果たしている。上記 2 線路は河南省鄭州市で交差しており、同市はまさに中国道路網の midpoint である。

【港湾】

このエリアには、海口港、三亜港、八所港、洋浦港、広州港、深圳港、北部湾港がある。広州港の貨物量は中国第 5 位であり、コンテナ取扱量は中国第 5 位である。深圳港はコンテナ取扱量が中国第 3 位となっている。また、近年広西省の北部湾港が発展しており、貨物取扱量が中国トップ 10 にランクインしている。

【空港】

このエリアには、新鄭州空港、天河空港、黄花国際空港、張家界空港、常德空港、広州白雲空港、深圳宝安国際空港、美蘭国際空港、鳳凰国際空港がある。広州白雲空港は北京首都国際空港、上海浦東国際空港に並ぶ、中国国内 3 大空港の 1 つであり、中心部からの距離も 28km と近く、広州機場高速公路も通じており、交通の利便性は比較的高い。

【電力】

広西チワン自治区の石炭火力発電や、広東省の二大ダム発電所である新豊江ダムと楓樹堰ダムにより電力が賄われている。貴州省からの送電も行われている。また、世界最大の水力発電ダムである三峡ダムが湖北省にあり、その水力発電所は 32 台の発電機を設置し 2250 万 kW の発電が可能である。ここで発電された電力は、中国政府の「西電東送」（西で発電して東へ供給する）計画の一環として、上海市等の長江デルタ地帯へとも送られる。

【通信】

都市部ではインフラが整備されている。また、2022 年 4 月 19 日には中国全域の県レベル（中国語での「県級」）以上の市の都市部では 5G をカバーしている。

【不動産】

沿岸部より安価である。深圳市には超高層ビルが 300 棟以上ある等、中国では北京市、上海市に次ぐ第 3 位の都市としてランキングされており、地価は北京・上海と同水準で極めて高い。

【水】

湖北省は中国一番湖が多い地域であり、長江も横断している。一方、夏場になると昔より水害のリスクがある。

中南地区全体でも豊富な水資源があるものの、人口の集中する広東省等では、一人あたりの水資源量が全国平均に達していない。

②労働事情

【人材】

日系企業に対するアンケート（2021年度 海外進出日系企業実態調査 中国編：2022年2月日本貿易振興機構（ジェトロ））で中国における「経営上の課題」として製造業における「人材（一般ワーカー）の採用難」があげられる。広東省（66.7%、全土第2位）と湖北省（56.1%、全土第3位）と中国においても上位である。一方、湖北省武漢市は高等教育機関84校で学生数146万人を超え、10人に1人が大学生であり、「中国で最も大学生が多い街」とされている。中にも武漢大学や華中科学技術大学等有名大学が多く、優秀な理系人材が豊富である。

【賃金】

「従業員の賃金上昇」が日系企業に対するアンケート（2021年度 海外進出日系企業実態調査 中国編：2022年2月日本貿易振興機構（ジェトロ））では経営上の課題としてあげられている。広東省は（81.0%、全土第3位）となっており、中国平均（72.4%）を上回っている。東莞市では出稼ぎ労働者が多く3年程度で工場をやめて故郷に帰るケースが多いため、単純労働を行う工場労働者の賃金は上昇しにくい傾向にあり、同時に製造業において「人材（一般ワーカー）の採用難」もある。深圳市は中南地域で最も賃金水準が高く、2022年の都市部の非私営企業（国有企業や集団所有制企業、株式企業、外商投資企業等を含む法人）の平均月収は13,730元（約26万円、1元=20円）である。

③生活環境

【気候】

広州市は温帯夏雨気候であり、夏は最高気温が30℃を超え、月に300ml弱の降水があり、高温多湿となる。一方、冬は最高気温が18℃前後で降水量も月30ml前後と乾燥する。湖北省の武漢市は、夏は約40℃となり高温多湿、冬は約0℃となる。朝晩の気温差も大きい。また、夏場に大雨で長江が氾濫し、三峡ダム建設前では水害のリスクが多発していたが、今も三峡ダムの上限を超えて水害のリスク発生するケースがある。

【教育】

前述の通り、武漢市は「中国で最も大学生が多い街」とされており、中にも武漢大学や華中科学技術大学等有名大学が多く、優秀な理系人材が豊富である。また、武漢市は武漢大学、湖北大学等が留学生を受け入れている。広東省の著名大学として中山大学、華南理工大学、華南師範大学等がある。

広州市には広州日本人学校がある。深圳市には深圳日本人学校がある。

【医療】

広東省広州市には中山大学第一医院、広東省人民医院等多くの大病院があるが日本語は不可。深圳市にはVista-SK国際医療センターがあり、日本語での診察が可能で健康診断も受診できる。

【住居】

広州市では駐在員の居住エリアとして、天河北エリア、越秀区エリア、珠江新城エリア、二沙島エリアがある。天河北エリアは広州東駅に近く、地下鉄で市内の移動もしやすい。日本企業も多く、大型スーパーもあり職住接近型のエリアである。例えば、天河北エリア周辺のマンションでは3ベッドルームで月額賃料 19,500 人民元のものがある。深圳市内で同レベルの物件の場合も、月額賃料 19,000 人民元程度である。また、アパマンショップやエイブル等の日系企業も広州に進出しており、エイブルは深圳でもサービス展開している。

武漢市では漢口エリアや漢陽エリアに駐在員が多いが、特に漢口エリアに日系企業のオフィスが多く、地下鉄も利用できるため人気がある。漢口エリア周辺のアパートでは2ベッドルームで 88 m²、月額賃料 7,000 人民元のものがある。

【日本食】

広州市では天河北エリア、越秀区エリアに日本料理店が多い。武漢市では漢口エリアに多い。

【金融】

広州市及び深圳市には、みずほ銀行、三井住友銀行、三菱 UFJ 銀行の支店がある。武漢市には、みずほ銀行、三菱 UFJ 銀行の支店がある。

ひとくちメモ 22：最近の武漢市の日系企業の動向

ジェトロ武漢事務所 2023 年 7 月の調査によると、2023 年のビジネスに関して「規模を縮小する」と回答した日系企業が 64%であり、後ろ向きの状況になっている。

自動車産業の GDP は武漢全体 GDP の 11%である。自動車業界では、直近のモーターショーでもトヨタ以外の日系自動車メーカーの新車があまり人気を集められておらず、市場の人気度の観点で、日系企業が中国企業に負けている現状がある。日産もホンダも販売が進んでおらず、サプライヤー企業を含め、赤字となってしまうところが多い。このような状況下、日系カーメーカーとサプライヤーは、競争力の強化とコストダウンに注力している。ホンダでは、コストダウンのためには、Tier2、Tier3 を中華系企業に切り替えざるを得なかった。また、企業が自主的に市場開拓し、成功しているケースもある。例えば、エンジン用のピストンリングを製造する日系企業は、日系自動車の売上不振を踏まえ、中華系企業に新規営業をしており、BYD の受注を獲得し、売上創出に成功した。

一方、武漢には、Optics Valley（光谷地区）と呼ばれる地域もあり、ほかに電子産業、特に液晶パネル、LED パネル、フラッシュメモリー、半導体関連等にも注力している。2022 年 10 月までは経済全体が右肩上がりだったが、その後アメリカの半導体規制により、欧米系の半導体企業においてはスタッフの帰国や事業撤退が見受けられていた。アメリカ政府の監視もあるために、最先端製品の製造、装置の提供、オペレーションの手伝い等も一切できなくなっており、電子製品に対して高純度の部品を納入してきていた日系企業についても、先端製品に必要な部品への需要が落ち込み、取引しにくくなり、製造が減っている。

それに対して、消費者市場は日本企業が参入できる潜在性は高いと考えている。例えば、イオンモールは武漢での展開に成功しており、全中国 22 店舗の中でも武漢にある経済技術開発区店が最も売上げが大きい店舗である。週末には 1 日 11 万人の来場者数を記録しており、東京ディズニーランドを超える。イオンモールの場合は、日本のカラーをあまり出さずに、輸入商品ではなく現地マーケットに受け入れしやすい商品を研究して積極的に導入している。また成功した事例を踏まえて、周辺地区への追加出店も検討している。（2023 年 10 月現在）

第29章 地域編⑤：西南地区（重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区）

1. 西南地区の地域概要

(1) 西南地区の経済的地位

中国の急速な経済成長により、中国における地域間の経済格差が問題視されてきたが、この経済格差を是正することが重要課題だと中国政府は認識しており、2000年より西部大開発という国家プロジェクトが開始した。2014年8月に公布された「西部地区奨励類産業目録」（国家発展及び改革委員会令 2014年第15号）により、西部地区で奨励されている産業が明確化され、最新版は2021年1月にも頒布していた。

西部地区で奨励類の産業に携わる企業に対する企業所得税の取り扱いが明確化された。具体的には、西部で設立し、企業が「西部地域奨励産業目録」で規定されている産業項目を主たる事業とし、かつその主たる事業からの収入額が総収入額の70%以上である企業については、15%の低税率に基づき、企業所得税を納付することができることとなった（国家税務局公告 2015年第14号）。

リーマンショック以降、西南地域の各省・市が全国平均を上回る高い成長率を維持しており、経済の発展が著しい。特に、西部地域のインフラ建設は強化され、高速鉄道や高速道路は整備され延伸されてきている。また、西部地域は「一帯一路」建設に関連した全面的な開放協力を進めている。

課題として、西部地域内において地域間や都市間の経済発展の不均衡が生じてきていることがあげられる。また、西部地域の企業は依然としてイノベーションや科学研究力が脆弱な企業もあり、重要な技術に対する研究開発投資の強化等が必要である。

重慶市は中国4つの直轄市の中で最大の面積があり、海南省等小さい省より面積を上回る。古くから四川省とのつながりが多く、中国建国後直轄市として存在していたが、1954年に再び四川省の一部になり、その後1997年に内陸部開発によって再び直轄市となった。そのため、四川省と産業基盤が被ることが多く、特に中ソ対立の時（1960年代）において、東北地域や沿岸部より四川省に軍事産業等の工場移転が行われ、機械工業、総合化学工業、医薬品、電子機器、電力設備、食品加工、建築資材、ガラス工業、冶金等の産業基盤が強く、現在でも重慶市、四川省は関連産業のサプライヤー企業の技術力が強く、自動車・オートバイ、設備製造、素材産業、天然ガス・石油化学工業、電子情報産業が盛んである。一方、四川省は、48万km²の面積で日本より大きく、高成長省の中でも経済・人口規模が一番大きい。その四川省の四分の一の人口が成都市に集まっており、成都市も中国4番目の2,000万人都市である（その前は北京・上海・重慶となる）。そのため、四川省の主要産業は基本的に成都市に集まっており、経済発展が一極化している。一方、人口が多い大都市である代わりに、成都市は中国の「住みやすい都市ランキング」や「幸福度ランキング」等でトップになることが多く、古くから成都人がゆとりとした生活を大事にしている。そのため、前述した工業産業以外にも、コンテンツ産業等の娯楽関連の三次産業も盛んである。

貴州省は豊富なボーキサイトを埋蔵している。また、従来山が多く、発展が遅れている貴州省は、近年その低い気温と豊かな自然条件がサーバーやデータセンターに適しており、さらに低い地価と電力価格の関係で、中国のファーウェイやテンセントだけでなく、アメリカのアップルでも貴州省にデータセンターを投資している。

雲南省はスズ、亜鉛、鉛、リン等の資源を有している。たばこ、電力、鉱物、バイオ、観光が主産業である。ベトナム・ラオス・ミャンマーと国境を接しているため、東南アジアの窓口として期待されており、インフラ整備が進められている。チベット自治区は高原の上にあるため、ビジネス展開に制限があるが、青蔵鉄道等のインフラ建設のため、近年経済発展が着実に進み、2021年に外資による投資が3,624万米ドルまで昇り、外商投資企業214社である。外商投資企業としては、香港、ネパール、シンガポールの企業が多く、主にレストラン、ホテル、生活サービス等がメインであり、一部再生エネルギーや金属加工業もある。

図表 29-1 西南地区



(2) 西南地区の特色

図表 29-2 西南地区に進出した場合のメリットと留意点

メリット	留意点
<p>【成渝都市圏】 成渝都市圏（重慶、四川省の成都）では、自動車・オートバイ、設備製造、素材産業、天然ガス・石油化学工業、電子情報産業が盛んである。内陸部にしては多くの日系企業が進出している。</p>	<p>内陸部であるため、部材の現地調達が可能でないとコスト高となる。成都と重慶はお互い重要都市であるため、権力上折り合いがつかない場合があり、都市圏計画の進展が遅い。</p>

メリット	留意点
<p>内陸部は部品の現地調達もできるため、国内生産する分には成都で良い。また、付加価値の高い半導体のような軽い製品を EU まで鉄道を使って輸出できることと、ASEAN に距離的に近いことである。</p> <p>重慶市は反日感情が強い地域と言われることもあるが、実生活において不安となることはほとんどない。</p>	<p>駐在員の生活環境は整っているが、日本人学校がない。</p>
<p>【中日（成都）都市建設・現代サービス業開放協力モデルプロジェクト】</p> <p>安倍元首相が 2019 年に訪中・対談をした際に、成都市として 8 つの分野（①医療・健康（介護含む）、②生態環境、③文化・教育、④観光、⑤科学技術、⑥物流、⑦金融、⑧都市開発）への日本企業による進出を歓迎すると表明した。現在成都において注目が集まっているのは都市開発であり、特に地下鉄駅の周辺開発が検討されており、日本企業には都市デザインへの期待が寄せられている。</p>	<p>コロナパンデミックにより、現在のところまではあまり進展はない。</p>
<p>【中日（成都）地域発展協力モデル区】</p> <p>中国全体で成都を含む 6 つの都市が指定され、日本企業と連携するモデルづくりが進んでいる。成都は、映画、アニメ、ゲーム等のコンテンツ関係の企業が集積している都市であり、コンテンツ分野の日本企業を誘致したいという考えがあり、実際進出検討に進んでいる企業がある。</p>	<p>具体的な支援策が案件ごとに限定され、また既に知名度がある対象に向けているため、中小企業がアクセスしにくい。</p>
<p>【雲南省】</p> <p>雲南省は東南アジアの窓口として現在インフラ整備が進められているため、輸出・輸入の拠点として期待されている。東南アジアの市場開拓戦略の足掛かりとできる。また、「昆明国家経済技術開発区」と「昆明ハイテク技術産業開発区」では積極的に企業誘致を行っている。「雲南嵩明楊林工業園区」では業種により、増値税（地方税分）の減免措置がある場合がある。「瑞麗開発開放試験区」が今後、国際貿易、旅行、金融サービス、加工貿易等の拠点となることが期待される。</p>	<p>国境でのトラブルや内部の少数民族同士の摩擦が懸念される。また、山地が多く、工業用地に向く土地が限られているため、土地不足が懸念されている。</p>

(3) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

①インフラ・物流

【道路・鉄道】

2017 年 9 月に開通した成安渝高速道路は、成都と重慶間を最速で結ぶ直通道路であり、成都绕城高速道路（環状線）から出発して 2 時間半後には重慶绕城高速道路に到着できるため、従来と比較すると約 1 時間の時間短縮となる。

成都と重慶から欧州向けの鉄道運輸があり、軽い商品の輸出に利用できるが、ロシア経由のため国際情勢に影響されるリスクがある。一方、昆明ラオス鉄道が建設されたため、ASEAN 向けの輸出がこれから期待できるが、利用数はまだ少ない。成都から昆明まで 5、6 時間かかり、インフラのレベルアップも期待されている。

【空港】

このエリアには、成都双流国際空港、貴陽竜洞堡国際空港、昆明長水国際空港がある。成都双流国際空港は成都市中心部から16kmの距離にある24時間営業の国際空港であり、空港へはリムジンバス、地下鉄がアクセスしているため、交通の利便性は比較的高い。日本から成都までの直行便がある。

【電力】

横断山脈があるため、西南地域の高度差が激しく、水力発電を多く利用されている。四川省は水力発電に依存しており、2022年は猛暑による渇水で電力不足になってしまったため、工業団地では計画停電が起こっていた。雲南省の水力を利用した電力発電や、太陽光発電が盛んである。風力発電やバイオマス発電にも取り組んでいる。

【通信】

都市部は問題ない。また、2022年4月19日には中国全域の県レベル（中国語での「県級」）以上の市の都市部で5Gをカバーしている。

【不動産】

都市部と郊外の価格差が激しいが、成都や重慶等の主要都市でも上海に比較して地価が安い。

【水】

雲南省には自然遺産に登録された「三江併流」地区があり、長江、メコン川、サルウィン川等の大きな川が流れているため、水資源が豊富である。

②労働事情

【人材】

日系企業に対するアンケート（2021年度 海外進出日系企業実態調査 中国編：2022年2月日本貿易振興機構（ジェトロ））で中国における「経営上の課題」として「従業員の質」があげられている。

四川省は同項目が64.0%（全土第1位）となっており、中国平均（40.1%）より高い。

【賃金】

「従業員の賃金上昇」も日系企業に対するアンケート（2021年度 海外進出日系企業実態調査 中国編：2022年2月日本貿易振興機構（ジェトロ））では「経営上の課題」としてあげられている。四川省の回答率が76.0%（第1位）、重慶市は63.6%（第2位）と、中国平均の72.4%（第1位）と比較しても、重要な経営課題となっている。

なお、月額最低賃金は 2023 年 10 月時点でチベット自治区が 2,100 人民元、雲南省昆明市が 1,990 人民元、四川省成都市が 2,100 人民元、重慶市の都市部が 2,100 人民元、貴州省貴陽市が 1,890 人民元である。

③生活環境

【気候】

重慶市の緯度はほぼ奄美大島と同じで、亜熱帯性気候。「中国の三大火鍋」（重慶・武漢・南京）の一つとして有名で、夏は非常に暑く、日中最高気温が 40℃を超える日が続く。冬は日照時間が極端に少なくなるのが特徴で、東京の約半分程の日照時間となる。四川省の成都是年平均が 17℃で、夏場は最高気温 30℃程度で、四川盆地にあるため雨雲が多く、湿度が高い。雲南省省都・昆明は「春城」と呼ばれており、冬でも 10℃前後で、夏でも最高気温 25℃のため、年中春のような感覚を味わえる。

貴州省は多湿亜熱帯気候に属し、年間を通し 1,000～1,300 mmほどの雨が降り、年間平均気温は 15℃である。最も寒いのは 1 月でその頃の平均気温は 5℃で、最も暑い 7 月で 24℃前後と全国平均より低い水準である。一方、山脈が多いが、地震帯から少し離れており、地盤が安定しており、サーバーやデータセンター、又は天文学施設等の建設で近年注目されている。

【教育】

著名大学として、重慶では重慶大学等があり、成都では四川大学、電子科学技術大学、西南財経大学等がある。日本人の学校ではないが補習授業校としては成都補習授業校があり、成都の日本人は外国人向けの学校に通っている。重慶市は外国人向けの幼稚園や学校が限定されており、定員制限等で順番待ちも発生している。

【医療】

重慶市にはいくつかの大規模な総合病院がある（例えば日本語不可だが大病院としては重慶医科大学附属第 1 医院及び第 2 医院）。重慶市の人口あたりの医師数や看護師数はいずれも中国全体の平均を下回っており、医療従事者は相対的に不足している。四川省重慶市で日本語通訳のいるクリニックとしては環境医生重慶診所がある。WellBe というサービス（海外での疾病や事故の対応）に加入している企業の場合は、日本人駐在員にとって現地の病院は通いやすく、日本語が通じるグローバルドクターがおり、通訳も使って診てもらえる。待ち時間の長い病院に行かずに、薬局で処方してもらった薬を飲むだけで治ることもある。

【住居】

重慶市では市内の渝中区や沙坪坝区等に駐在員が多い。例えば、沙坪坝区ではアパート 41 m²、月家賃 1,055 人民元（約 2 万円、1 元=20 円）のものがある。重慶は「山城」と呼ばれており、都心部でも高度差があり、地図上近く見える所でも実際移動時間がかかる場合があるため注意が必要である。

【日本食】

重慶市内では渝中区や渝北区や観音橋付近にもある。

成都市の「大世界」という商業地区に日本料理店が集積しており、日本人駐在員をよく見かけ、日本語が話せるスタッフも働いている。上海と比べると物価は安い。ネットスーパーで食料品や日用品を購入できるため、買い物に不便はない。

【金融】

成都市には三菱 UFJ 銀行が、重慶市には三井住友銀行の支店がある。

第30章 地域編⑥：西北地区（陝西省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区）

1. 西北地区の地域概要

(1) 西北地区の経済的地位

陝西省は金、モリブデン等の鉱物資源や、石炭、天然ガス等の資源に恵まれている。黄河や長江等の水力にも恵まれているため、水力発電量も多い。省都・西安市は古くから「長安」として有名であり、西北地域の玄関口として、産業や人材が集中している。また、西安からの鉄道運輸で欧州向けの輸出もある。

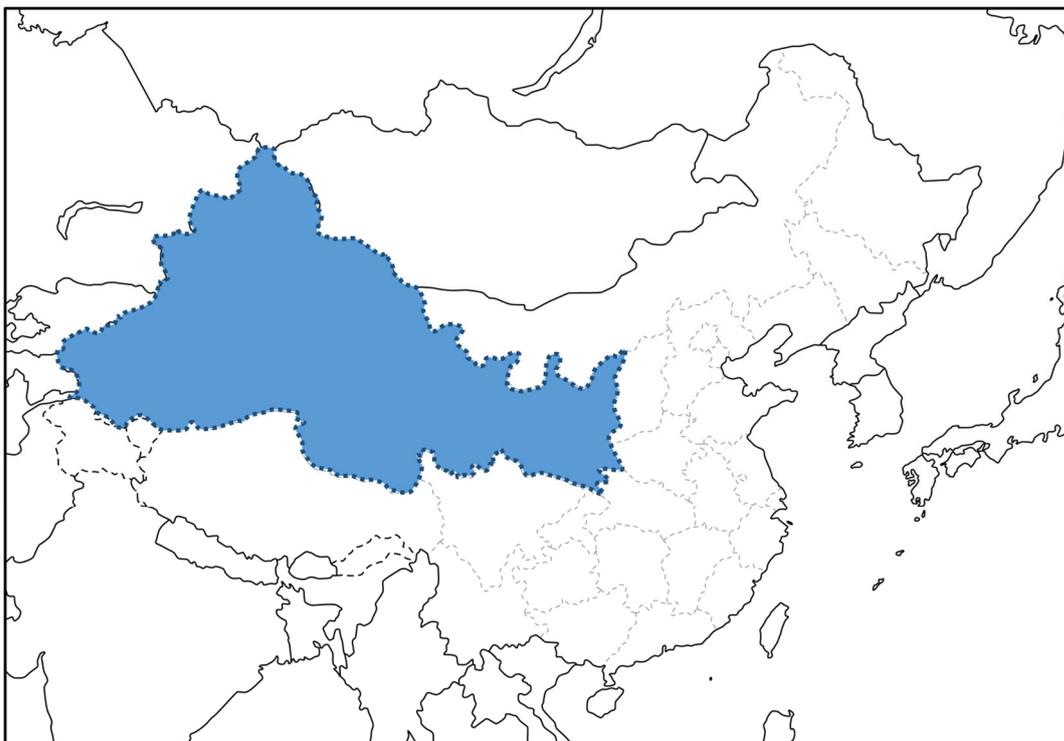
甘肅省はクロム、亜鉛、バナジウム等の豊富な資源に恵まれており、交通・物流ハブとしての地理的優位性がある。また、日照時間が長いこと、太陽光発電にも優位性がある。

青海省は天然ガス、鉛の埋蔵量が多い。黄河流域では豊富な水資源を利用した水力発電所や、長い日照時間を利用した太陽光発電のため、電気、水、ガスのコストが安い。また、カシミヤの原料であるカシミヤ山羊等の畜産業も盛んなため、紡績原料も豊富である。青蔵鉄道の起点であり、中国国内でチベットに行く際の玄関口としてもある。

寧夏回族自治区はイスラム教の少数民族（回族）が多く人口の3分の1を占め、少数民族の割合も高い。内陸部ではあるが、黄河の灌漑を利用して、クコ、ワイン用ブドウ、スイカ等の農業生産が行われている。石炭やケイ素の資源があり、主に発電用に使われている。また、太陽光発電等、再生エネルギーによる発電量が多く、全体の5分の1を占めている。発電量の半分を華北、華東に送電するための送電網が整備されている。

新疆ウイグル自治区は石油・天然ガス等の資源に恵まれている。ロシア、モンゴル、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、アフガニスタン、パキスタン、インドの8つの国と国境を接しており、地理的な優位性がある。特に、中国と中央アジアとの貿易は新疆ウイグル自治区を介して行っており、近年話題の中欧列車も同じく経由しているため、中継貿易地として重要な地位を確立している。

図表 30-1 西北地区



(2) 西北地区の特色

図表 30-2 西北地区に進出した場合のメリットと留意点

メリット	留意点
<p>【西安経済技術開発区】 1993年成立以来、日立、ポッシュ、サイメンス、ゼネラル・モーターズ等のフォーチュン・グローバル500の企業を多数誘致し、自動車関連産業、材料科学、再生エネルギー等の分野を強化している。また、同じく西安市の「ハイテク区」では生物医薬、新材料、新エネルギーの研究開発などを支援している。</p>	<p>業界をリードする企業を対象に、進出条件の緩和のほかにも、政府が資金調達支援等インベストメントバンキングの機能も担うが、特化した技術力がない中小企業は対象にならず、支援策等は享受できない。</p>
<p>【蘭州経済技術開発区】 「蘭州経済技術開発区」は大企業が誘致されており、大学等30以上の教育機関・研究所があり、多くの科学技術人材を擁する。航空宇宙産業、精密加工、新エネルギー、新素材、旅行、非鉄金属冶金、石炭工業等が主要産業となっている。労働力が低廉であり、電気、ガス、水道もコストが安い。</p>	<p>沿岸地域と比較すると、物流コスト・輸送時間の面では劣る。</p>
<p>【青海省】 青海省は人件費、電力、水、ガスのコストが安い。「国家蘭州・西寧重点開発区域」では、新エネルギー、水力発電、石油化学、非鉄金属、農・畜産物加工、新素材、バイオ・医薬産業の発展を目指している。</p>	<p>市場規模が限定的で、沿岸部から遠いため物流面で課題がある。国家級生体保護区があるため、環境保護に注意が必要である。</p>

メリット	留意点
<p>【新疆ウイグル自治区】 新疆ウイグル自治区では人件費が安く、従業員の定着率も良い。</p>	<p>人口が相対的に少なく、広大な面積の中に都市が点在しているため、市場開拓が困難である。また、他の地域と相対的に経済格差が大きい。</p>

(3) 進出日系企業からみた事業・生活環境やコスト

① インフラ・物流

【道路】

高速道路は蘭州市～西寧市（青海省）、蘭州市～銀川市（寧夏回族自治区）、西安市～蘭州市、西安市～銀川市、蘭州市～ウルムチ市（新疆ウイグル自治区）等、主要都市間の高速道路が開通している。また、北京から内モンゴル自治区経由でウルムチ市に行く高速道路が 2017 年に建設され、ウルムチ市からアルタイ地区、カシュガル市、阿拉山口市等の国境線に近い都市まで続く高速道路が建設されている。

鉄道に関しては、青蔵鉄道がチベットに行く唯一の鉄道として西寧市が起点となる他、蘭州市や西寧市から広州まで続く鉄道がある。一方、西安市から蘭州市、西安市経由でウルムチ市、さらに国境線にある阿拉山口市まで続く鉄道が、中央アジア経由で欧州まで続いており、一帯一路の重要線路として利用されている。

【空港】

このエリアには、西安空港、威陽空港、蘭州中川空港、銀川河東空港、ウルムチ空港がある。蘭州中川空港は蘭州市中心から北に 67km 離れているため、以前は市中心部から空港バスで 1～2 時間程度かかっていたが、2015 年に完成した蘭州中川空港鉄道により、蘭州駅から 45 分・蘭州西駅から 30 分程度で空港へアクセス可能となった。また、ウルムチ空港には北京、上海だけでなく、各省の主要都市までの路線があり、新疆ウイグル自治区内の主要都市にも空路でつながっている。新疆ウイグル自治区の面積が大きく、空路での移動が多いため、ウルムチ空港は中国八大空港として、西北地域で最も混雑している空港の一つともされている。なお、ウルムチ空港は市内までは 16km 離れているため、アクセスは便利である。

【電力】

陝西省は黄河や長江等の水力にも恵まれているため、水力発電量も多い。また、寧夏回族自治区、甘肅省、新疆ウイグル自治区は太陽光発電が多く、寧夏の発電量には太陽光発電が 5 分の 1 を超えている。

【通信】

2022 年 4 月 19 日には中国全域の県レベル（中国語での「県級」）以上の市の都市部では 5G をカバーしている。砂漠や無人区では圏外になることが多いが、工業団地等整備されている区画では通信のインフラが整備されている。

【不動産】

沿岸部や中部地域と比較して安価となるが、西北地域の中でも格差が大きい。西安市や蘭州市は中部地域の主要都市と大差がないが、西寧市やウルムチ市はさらに安くなる。甘肅省、寧夏回族自治区、青海省でビジネス開発の際に、黄河保護法や青蔵高原保護法等の法律にも注意する必要がある。

【水】

青海省は黄河や長江の源であり、甘肅省にも黄河と長江が流れている。陝西省は黄河と長江が流れていないが、主要支流である嘉陵江、漢江、渭河等の源であり、水資源にも恵まれている。一方、新疆ウイグル自治区は砂漠地帯が多いため、水資源の確保が重要である。

②労働事情

【人材】

特に日系企業の統計データはない。一方、西北地域の各省では沿岸部への人材流出防止のため、誘致策を導入しているケースが多く、例えば、西安市では「西安人材サービス銀行」等、高度人材に対して融資優遇制度を設けられている。

【賃金】

2023年10月時点の各省主要都市における最低賃金は陝西省 2,160 元、寧夏回族自治区 1,950 元、青海省 1,880 元、甘肅省 1,820 元、新疆ウイグル自治区 1,900 元である。

③生活環境

【気候】

陝西省の西安は、夏は25℃から30℃程度、冬は氷点下にまで下がり、大陸気候で乾燥している。春先の黄砂の砂埃は多い。新疆のウルムチの夏は20℃以上で湿度が低い日差しは強く、冬は-15℃程度まで気温が下がる。また、新疆ウイグル自治区等の砂漠地帯では、昼夜の寒暖差が激しく、甘肅省のゴビ砂漠地帯を含めて砂嵐が発生する場合もある。

【教育】

陝西省は教育レベルが高く、高等教育の在校生は100万人を超え、人口10万人あたりでは全国3位である。著名大学としては陝西省西安の西安交通大学、西北工業大学西北大学や甘肅省の蘭州大学、ウルムチの新疆大学、新疆ウイグル自治区石河子市の石河子大学等がある。

【医療】

西安では人民医院や西安医科大学付属病院がある。ウルムチでは第三医院や新疆医科大学付属病院等がある。

【住居】

西安市では曲江區や高新區に駐在員用のアパートが多い。例えば高新區では 81m² の駅近 2LDK は月家賃 2,200 人民元のものがある。

【日本食】

西安市では西安市内の東二環路内周辺にある。

【金融】

現時点では日本の銀行の支店の設置は確認されていない。

付録1 中国関連情報の入手先

(1) 中国の進出先の情報入手方法は？

日本国際貿易振興機構（ジェトロ）の下記のホームページでは、進出先の地域別の動向分析やデータ等が無料で入手できる。

<https://www.jetro.go.jp/>

ジェトロで毎年更新される「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査―中国編」は進出した日系企業に対する詳細なアンケートを基に構成されたもので有用である。

海外渡航に係る窓口としては外務省の海外渡航のリンク先が充実している。海外先での安全、ビザ、渡航先での医療事情等が紹介されている。

国際協力銀行（JBIC）の下記のホームページでは、海外事業に実績のある日本の製造業企業の海外事業展開の現況や課題、今後の展望を把握する目的で「わが国製造業企業の海外事業展開の動向」に関するアンケート調査のデータが入手できる。

<https://www.jbic.go.jp/ja/index.html>

付録 2 日本国内の相談窓口

1. 日本国内投資相談・連絡先

(1) 公的機関 (2024年1月末現在)

名称	所在地	電話/Fax	ホームページ
中華人民共和国 駐日本国大使館	〒106-0046 東京都港区元麻布 3-4-33	Tel:03-3403-3388	http://jp.china-embassy.gov.cn/jpn/
在大阪中華人民共和国 総領事館	〒550-0004 大阪市西区靱本町 3-9-2	Tel:06-6445-9481 Fax:06-6445-9475	http://osaka.china-consulate.org/
在名古屋中華人民共和国 総領事館	〒461-0005 名古屋市東区東桜 2-8-37	Tel:052-932-1098 Fax:052-932-1169	http://nagoya.china-consulate.org/
在新潟中華人民共和国 総領事館	〒951-8104 新潟県新潟市中央区 西大畑町 5220-18	Tel:025-228-8888 Fax:025-228-8901	http://niigata.china-consulate.org/jpn/
在札幌中華人民共和国 総領事館	〒064-0913 札幌市中央区南十三条西 23-5-1	Tel:011-563-5563 Fax:011-563-1818	http://sapporo.china-consulate.org/
在福岡中華人民共和国 総領事館	〒810-0065 福岡市中央区地行浜 1-3-3	Tel:092-713-1121 Fax:092-781-8906	http://fukuoka.china-consulate.org/
在長崎中華人民共和国 総領事館	〒852-8114 長崎市橋口町 10-35	Tel:095-849-3311 Fax:095-849-3312	http://nagasaki.china-consulate.org/

(2) 投資・輸出入関連情報 (2024年1月末現在)

名称	所在地	電話	ホームページ
国際協力銀行	〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1	Tel:03-5218-3100	http://www.jbic.go.jp/
日本貿易振興機構 (ジェトロ)	〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル (総合案内 6階)	Tel:03-3582-5511	http://www.jetro.go.jp/
日中経済協会	〒106-0032 東京都港区六本木 1-8-7 MFPR 六本木麻布台ビル 6階	Tel:03-5545-3111 Fax:03-5545-3117	http://www.jc-web.or.jp/
日本国際貿易促進協会	〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-14-4 神田ビルディング 5階	Tel:03-6285-2626 (代表) Tel:03-6285-2627 (業務本部・編集部) Fax:03-6285-2940	http://www.japit.or.jp/
日中投資促進機構	〒106-0032 東京都港区六本木 1-8-7 MFPR 六本木麻布台ビル 6階	Tel:03-5545-3118 Fax:03-5545-3120	http://jcipo.org/

付録 3 中国国内の相談窓口

1. 中国国内投資相談・連絡先

(1) 公的機関 (2024年1月末現在)

名称	所在地	電話/Fax	ホームページ
在中国日本国大使館	〒100600 北京市朝陽区亮馬橋東街 1号	Tel:+86-10-8531-9800 Fax:+86-10-6532-7081	http://www.cn.emb-japan.go.jp/
在中国日本国大使館 領事部	〒100600 北京市朝陽区亮馬橋東街 1号	Tel:+86-10-8531-9800 Fax:+86-10-6532-7081	http://www.cn.emb-japan.go.jp/
在上海日本国総領事館	〒200336 上海市万山路8号	Tel:+86-21-5257-4766 Fax:+86-21-6278-8988	http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/
在瀋陽日本国総領事館	〒110003 瀋陽市和平区十四緯路 50号	Tel:+86-24-2322-7490 Fax:+86-24-2322-2394	http://www.shenyang.cn.emb-japan.go.jp/
在瀋陽日本国総領事館 在大連領事事務所	〒116011 大連市西崗区中山路 147号 申賀大廈3楼	Tel:+86-411-8370-4077 Fax:+86-411-8370-4066	http://www.dalian.cn.emb-japan.go.jp/
在広州日本国総領事館	〒510064 広州市環市東路368号 花園大廈808室	Tel:+86-20-8334-3009 Fax:+86-20-8333-8972	http://www.guangzhou.cn.emb-japan.go.jp/
在重慶日本国総領事館	〒400010 重慶市渝中区民族路188 号 環球金融中心42楼	Tel:+86-23-6373-3585 Fax:+86-23-6373-3589	https://www.chongqing.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
在青島日本国総領事館	〒266071 山東省青島市香港中路 59号 青島国際金融中心45楼	Tel:+86-532-8090-0001 Fax:+86-532-8090-0009	http://www.qingdao.cn.emb-japan.go.jp/

海外投資環境資料のご案内

株式会社国際協力銀行では、海外の投資環境を調査し、その結果を業務参考資料として企業の皆様にご提供しています。

現在下記の資料を刊行しており、冊子形式でご提供するとともに、株式会社国際協力銀行のウェブサイト <http://www.jbic.go.jp/ja/information/investment.html> でも公開しています。資料をご希望の方は、以下の資料請求先にお申し込み下さい。

(参考)



第1章	概観(国土、民族、社会、歴史等)
第2章	政治、外交
第3章	経済概況
第4章	直接投資受入動向
第5章	日本との経済関係
第6章	外資導入政策と管轄官庁
第7章	主要関連法規
第8章	投資形態
第9章	主要投資インセンティブ
第10章	外資規制業種
第11章	許認可・進出手続
第12章	税制
第13章	用地取得
第14章	知的財産権
第15章	環境規制 ほか

NEW	中国の投資環境	(2024. 2 月)
NEW	フィリピンの投資環境	(2024. 2 月)
NEW	メキシコの投資環境	(2024. 2 月)
	インドの投資環境	(2023. 2 月)
	インドネシアの投資環境	(2023. 2 月)
	タイの投資環境	(2023. 2 月)
	ベトナムの投資環境	(2023. 2 月)

資料請求先：株式会社国際協力銀行 産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室 総務企画ユニット（中堅・中小企業担当）
TEL:03-5218-3579（代表）

JBIC ホームページでは より充実した情報をご覧いただけます。

<https://www.jbic.go.jp/>
最新の情報はこちらからご覧下さい。



[主な掲載情報]
 プレスリリース
 各種お知らせ
 セミナーのご案内
 海外投資環境情報
 各種寄稿・レポート
 環境への取り組み
 各種パンフレット
 年次報告書
 投資家向け情報・・・

株式会社国際協力銀行（本店）

〒100-8144
 東京都千代田区大手町 1 丁目 4 番 1 号
 TEL : 03-5218-3100
 FAX : 03-5218-3955

東京メトロ東西線竹橋駅 3b 出口
 東京メトロ大手町駅より徒歩 5 分
 (法務・コンプライアンス統括室、IT 統括・与信事務部 :
 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-2 経団連会館 14 階
 東京メトロ大手町駅 C2b 出口)



株式会社国際協力銀行（大阪支店）

〒530-0001
 大阪府大阪市北区梅田 2 丁目 2 番 22 号
 ハービス ENT オフィスタワー 23 階
 TEL : 06-6345-4100
 FAX : 06-6345-4102

JR「大阪駅」桜橋口より 徒歩約 2 分
 JR 東西線「北新地駅」西改札より 徒歩約 4 分
 阪神電鉄「大阪梅田駅」西改札より徒歩すぐ
 阪急電鉄「大阪梅田駅」より 徒歩約 12 分
 Osaka Metro 四つ橋線「西梅田駅」北改札より 徒歩すぐ
 Osaka Metro 御堂筋線「梅田駅」南改札より 徒歩約 5 分
 Osaka Metro 谷町線「東梅田駅」北改札より 徒歩約 6 分



中国の投資環境

発行日	2005年1月	初版
	2006年2月	第2版
	2008年5月	第3版
	2011年3月	第4版
	2012年5月	第5版
	2013年8月	第6版（一部改訂）
	2018年8月	第7版
	2021年10月	第8版
	2024年2月	第9版

発 行 株式会社国際協力銀行
産業ファイナンス部門
中堅・中小企業ファイナンス室
〒100-8144 東京都千代田区大手町一丁目4番地1号
TEL: 03-5218-3579
FAX: 03-5218-9686

本資料は中国に関する概略的情報を株式会社国際協力銀行が有限責任あずさ監査法人との協力の下作成し、皆様に無償ベースで提供するものであり、株式会社国際協力銀行及び有限責任あずさ監査法人は情報利用者に対する如何なる法的責任を有するものではありませんことをご了承ください。